建設工事にかかる
《新公共調達制度》の手引

改訂　R7.9

和歌山県

建設工事にかかる
《新公共調達制度》の手引

和歌山県

建設工事にかかる《新公共調達制度》の手引
令和７年度版の発刊にあたって

平成 20 年６月に公共調達制度改革に着手して以来、本年で 18 年目を迎えました。この間、不良不適格業者の排除、工事における品質の確保、地元建設業者の育成などの観点に立ち、長きにわたり入札制度の改善を行ってきました。

建設業は、地域の経済と雇用を支える重要な産業であると同時に、災害時には最前線で安全・安心の確保を担う「地域の守り手」としてなくてはならない存在です。

県としましては、過日閣議決定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、紀伊半島一周高速道路をはじめとするインフラ整備や「半島防災」の視点に立った防災減災対策を推進し、「いのちと暮らしをまもる」、「住みよい和歌山、住みたくなる和歌山をめざす」取組を進めます。そのためにも、地域インフラ整備、維持に不可欠な建設業の発展に寄与する担い手確保や人材育成といった処遇改善の取組を支援し、「いきいきと働くことができる仕事づくり」に取り組んでいきます。

また、これまでも、週休２日工事での発注徹底やスライド条項への柔軟な対応、ICT 活用工事の積極的な取組など、建設業における働き方改革を進めてきましたが、本年６月からは、受注実績が少ない業者等の受注機会の拡大を図る「企業チャレンジモデル工事」や、地域防災力の強化及び維持を図る「地域防災力強化モデル工事」などを導入することで、建設業における担い手確保や地域における災害対応力強化の取組を一層推進しています。

建設工事にかかる公共調達制度については、今後も状況に応じ速やかな見直しを行い、建設業の持続的な発展が図られるよう努めてまいります。建設業に携わる皆様には、引き続き、社会資本整備により、安全・安心な暮らしを守り、地域を牽引するという大切な役割を担っていただきますようお願い申し上げます。

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

目　　次

第1編　　解　説　編

第1章　和歌山県の公共調達制度改革　3

1　公共調達制度改革の経緯

（1）　和歌山県公共調達検討委員会　4

（2）　和歌山県の公共調達制度改革（平成19年6月15日）　5

2　条件付き一般競争入札の全面導入

（1）　条件付き一般競争入札の全面導入　8

（2）　指名競争入札と条件付き一般競争入札　9

第2章　入札参加資格審査　11

1　和歌山県建設工事入札参加資格審査（新「業者評価制度」）

（1）　新「業者評価制度」導入の目的　12

（2）　入札参加資格審査申請の受付時期と有効期間　13

（3）　入札参加資格審査の申請のために必要な条件　14

（4）　入札参加資格審査における評価方法（新「業者評価制度」の総合点数算出方法）　15

（5）　地方基準点数の審査項目・評価基準と付与点数　16

（6）　総合点数による格付け（ランク付け）　19

（7）　6ヵ月ごとの再評価（再算定・再格付け）　20

（8）　格付けの一時取消し　21

（9）　ランクダウン制度の導入　22

（10）　入札参加資格認定通知書の見方　23

2　発注基準

（1）　発注基準額　24

（2）　工種ごとの発注基準額　24

3　地域要件

土木一式工事における地域要件　26

4　入札参加資格条件の設定基準

（1）　設定基準　30

【土木一式工事】　31

【建築一式工事】　32

【電　気　工　事】　33

【管　　工　　事】　34

５　入札参加資格停止
入札参加資格停止 …… 36

第3章　入　札 37

１　入札方式
（1）　入札方式 …… 38
（2）　入札公告～落札決定までの手順【電子入札方式】 …… 39

２　電子入札
（1）　電子入札 …… 42
（2）　電子入札の適用 …… 43
（3）　ヘルプデスク（問い合わせ対応窓口） …… 43

３　最低制限価格と調査基準価格
（1）　最低制限価格と調査基準価格 …… 44
（2）　最低制限価格と調査基準価格の適用範囲 …… 44
（3）　最低制限価格と調査基準価格の算出方法 …… 45

第4章　総合評価落札方式 47

１　総合評価落札方式
（1）　総合評価落札方式 …… 48
（2）　最低価格落札方式と総合評価落札方式の違い …… 49
（3）　総合評価落札方式の型式と適用金額 …… 51

２　評価の方法
（1）　評価値の算出方法 …… 52
（2）　総合評価落札方式の型式 …… 52
（3）　特別簡易型落札者決定基準 …… 53
（4）　簡易型落札者決定基準 …… 55
（5）　標準型（県内業者限定工事）落札者決定基準 …… 56
（6）　標準型（県外業者参入工事）落札者決定基準 …… 57
（7）　技術提案 …… 58
（8）　学識経験者の意見聴取 …… 59
（9）　総合評価の実施状況 …… 59
（10）　総合評価落札方式における入札手続きの効率化 …… 60

第5章　工事費の積算 61

１　工事費の積算
（1）　積算 …… 62
（2）　工事費の基本構成 …… 62

（3） 単価の分類 …… 64

第6章 成績評定と優良工事表彰 65

1 成績評定

（1） 工事成績評定 …… 66
（2） 最近の評定値の分布状況 …… 67

2 優良工事表彰

（1） 優良工事表彰の目的 …… 68
（2） 選考基準 …… 68
（3） 優良工事表彰審査会と選考フロー …… 68
（4） 受賞者のメリット …… 69

第7章 その他 71

1 けんさんぴん、県内開発建設技術の積極活用

（1） 目的 …… 72
（2） けんさんぴんの定義 …… 72
（3） 県内開発建設技術の定義 …… 73
（4） 県の取り組み …… 73

2 技術者重複の防止

（1） 営業所専任技術者との重複 …… 74
（2） 工事実績情報システム（コリンズ） …… 74

3 公共工事からの暴力団等の排除

（1） 暴力団等排除への取組（警察との連携） …… 75
（2） 不当要求防止のための講習 …… 76

4 新公共調達制度推進委員会

（1） 設置の目的 …… 77
（2） 委員会の構成 …… 77

5 新公共調達制度の相談窓口

（1） 公共調達フリーダイヤル …… 78
（2） 相談窓口 …… 78

6 建設業における資金調達の円滑化

（1） 中間前金払制度 …… 79
（2） 地域建設業経営強化融資制度 …… 80
（3） 下請セーフティネット債務保証事業 …… 82
（4） 下請債権保全支援事業 …… 84

7　**建設業における社会保険等への加入促進**
社会保険等未加入対策の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

8　**資本関係等のある複数の者の同一入札への参加制限**
資本関係等のある複数の者の同一入札への参加制限 ・・・・・・・・・・・・・・・ 87

第2編　Q & A 編

1　公共調達制度改革全般 90

2　新業者評価制度 92

3　格付け（ランク） 99

4　発注基準額 102

5　地域要件 103

6　電子入札 104

7　予定価格の事後公表 105

8　最低制限価格・調査基準価格 106

9　総合評価落札方式 108

10　設計・積算 112

11　工事成績評定 113

12　優良工事表彰 113

13　けんさんぴん登録制度 113

14　県内開発建設技術登録制度 114

15　営業所調査 115

16　中間前金払制度と融資制度 115

第3編　資 料 編

1　入札参加資格審査

（1）令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準 …… 118

（2）令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準 …… 126

2　ランク付け（格付け）

（1）令和6・7年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準 143

（2）令和6・7年度入札参加資格（県内建設業）の承継手続について …… 156

3　入札参加資格停止等

（1）和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱 …… 172

（2）和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分基準 …… 181

4　条件付き一般競争入札

建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領 … 192

5　総合評価落札方式

（1）和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱 …… 200

（2）総合評価落札方式にかかる事務手引き（抜粋） …… 203

（3）企業チャレンジモデル工事実施要領 …… 244

（4）地域防災力強化モデル工事実施要領 …… 252

（5）若者・女性活躍推進モデル工事実施要領 …… 254

（6）和歌山県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱 …… 258

6　低入札価格調査

低入札価格調査実施要領 …… 266

7　電子入札

和歌山県公共工事等電子入札運用基準 …… 281

8　成績評定

（1）和歌山県県土整備部工事成績評定要領 …… 285

（2）和歌山県県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領 …… 290

（3）和歌山県県土整備部業務成績評定要領 …… 293

（4）和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領 …… 296

9　優良工事表彰

（1）和歌山県優良工事表彰規程 …… 311
（2）和歌山県優良工事表彰規程取扱要領 …… 312

10　けんさんぴん登録制度

和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱 …… 314

11　県内開発建設技術登録制度

県内開発建設技術登録制度実施要綱 …… 317

12　その他公共調達に関する通知等

（1）　諸経費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）の調整について（通知） …… 319
（2）　公共工事等の発注について（通知） …… 320
（3）　県内調達推進の徹底について（通知） …… 321
（4）　建設工事にかかる下請契約の適正化等について …… 324
（5）　フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領 …… 325
（6）　和歌山県建設工事事務規程（抜粋） …… 328

第1編　　解　説　編

第１章　和歌山県の公共調達制度改革

１　公共調達制度改革の経緯

（1）和歌山県公共調達検討委員会

平成１８年に発覚した県発注工事における談合事件により県行政の信頼が著しく失墜したことを受け、和歌山県ではこのような事態が二度と起こらないようにするため、平成１９年１月、公共調達改革の分野における我が国トップクラスの有識者６名で構成される「和歌山県公共調達検討委員会」を設置しました。

■ 和歌山県公共調達検討委員会の構成員（役職名は当時のもの）

氏　　名	役　　職　　名
委員長　郷 原　信 郎	桐蔭横浜大学法科大学院教授（桐蔭横浜大学ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ研究ｾﾝﾀｰ長）
委　員　有 田　佳 秀	弁護士（有田佳秀法律事務所）
委　員　楠　　茂 樹	上智大学法学部法律学科准教授
委　員　佐 伯　英 隆	京都大学公共政策大学院特別教授
委　員　田 口　晃 也	読売新聞大阪本社論説委員兼編集委員
委　員　武 田　晴 人	東京大学大学院経済学研究科教授

この委員会では、和歌山県の公共調達制度を検証し、談合防止と効率的かつ効果的な公共調達制度の構築についてご検討いただき、平成１９年５月に和歌山県知事に対し報告をいただきました。

『公共調達』とは

■建設工事の発注だけでなく、建設工事に関連する委託業務、物品の購入、庁舎管理等の役務業務なども含みます。

■和歌山県では、**平成21年1月からすべての公共調達で、「指名競争入札」を廃止し、一般競争入札を実施しています。**

建設工事 平成20年6月～	建設工事にかかる 設計・調査・測量業務 平成20年6月～
物品の購入 平成19年4月～	その他の役務 平成21年1月～

（注）年月は、条件付き一般競争入札の全面実施日

（2）和歌山県の公共調達制度改革（平成19年6月15日）

和歌山県公共調達検討委員会の報告を受け、県では広く県民の皆様方に意見募集を行いました。そして、平成１９年６月１５日、報告書の提言をもとに、県民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、これから本県が取り組む入札制度改革として「公共調達制度改革について～公共工事における入札制度改革～」をとりまとめ公表しました。その主な内容（１２項目）は次のとおりです。

公共調達制度改革について～公共工事における入札制度改革～　　平成19年6月15日

１　品質･技術の評価･審査を踏まえた条件付き一般競争入札の拡大

平成20年6月以降全ての公共工事（政府調達に関する協定の適用を受ける工事を除く）において、指名競争入札を原則廃止し、条件付き一般競争入札を導入する。

但し、災害対応等、真にやむを得ない理由で指名競争入札や随意契約を行う場合は、その理由を事前及び事後に公表することとする。

２　電子入札の積極導入

平成19年6月から実施している電子入札については、条件付き一般競争入札拡大に伴う事務負担軽減に有効であり、対象範囲を順次拡大する。

なお、関係団体など関係者の意見を聞いて、適用範囲拡大の前倒し及び適用下限価格の引き下げを検討する。

３　総合評価落札方式の扱い

品質確保の観点から総合評価落札方式については平成18年7月から導入済みであり、技術提案を伴う「高度技術提案型」、「標準型」は、大規模で特殊な工事について一層積極的に取り組んでいく。技術的工夫の余地が小さい「簡易型」の取り組みについては、ランク制の導入及び最低制限価格等の適用価格等の検討と併せ採用について検討する。

総合評価導入に併せて外部委員による総合評価審査委員会を設置し、審査、評価に対する恣意性の排除に努めるとともに、技術提案等は数値化を図り点数による評価を行い、審査結果についても公表する等総合評価に対する透明性、客観性の確保に配慮してきたところである。今後は、より広い視点から議論していただくため、外部委員の増員を図る等、平成19年7月以降総合評価落札方式のさらなる改善を行っていく。

４　地域要件の緩和

現行では、建設部単位の地域要件が主であるが、平成20年6月から以下のとおり実施する。但し、特殊な工事についてはこの限りではない。

・予定価格1億円以上・・・・・・・・・・県内1ブロック
・予定価格5千万円以上1億円未満・・・・県内3ブロック（海草＋那賀＋伊都、有田＋日高、西牟婁＋串本+新宮 ）
・予定価格3千万円以上5千万円未満・・・県内5ブロック（海草、那賀＋伊都、有田＋日高、西牟婁、串本＋新宮 ）
・予定価格3千万円未満・・・・・・・・・県内9ブロック（8建設部＋1工事事務所）
※地域の表記は、それぞれ該当する振興局建設部の管内を指す。「海草」には海南工事事務所を含む。

なお、今後、ブロック内の業者数が大幅に変動した場合は、ブロックの構成を見直すことがある。

5 業者の評価（不良不適格業者の排除及びコンプライアンス評価）

現在は建設部単位で発注基準を定めているが、平成20年6月の地域要件の緩和に伴い、県内統一の発注基準を定め、ランク付けを行うこととする。

ランク付けにかかわる点数評価については、経営事項審査点数に対する地方基準点数のウェイトを高め、その際に不良不適格業者の排除の観点から、工事成績が際だって悪い業者や入札談合等の不正を犯した業者等に対してはランクダウンさせるとともに、「地域社会の要請への適応」としてのコンプライアンス評価については、可能な限り客観化、数値化し、その評価に応じランク付けを行い、平成20年6月から実施する。

但し、実施から2年間は、過去の受注実績を一定割合で加算する等の経過措置を講じる。

また、専門工事に関しては、ランク付けに際して十分な専門性を確保できるだけの条件を付すこととする。

※ 不良不適格業者排除のための評価項目の例

工事成績、技術者数、保証会社による保証の有無、外注比率、 営業所の実態、反社会的勢力との関わり

※ コンプライアンス評価項目の例

重機・仮設資材等の保有状況、産業廃棄物管理票制度の適正処理、労働安全衛生法関係資格者数

6 成長する業者へのインセンティブの付与

ランク付けについては、成長志向の業者をサポートするため、平成20年6月から上位にランクされた業者が、下位ランク工事へ参入できるようにする。

但し、実施から2年間は、新たに上位にランクされた業者のみが、下位ランク工事への参入が可能となるようにする。

7 JVのあり方

大規模工事について、個々の工事で必要とされる施工能力のレベルを勘案し、施工可能な県内企業が存在しない工事については従来型の県外・県内業者のJVの義務付けを、施工可能な県内企業が存在するが、その数が少ない工事については、いわゆる混合入札方式を、平成19年7月から実施する。

8 入札参加業者の協力による談合防止策

談合構造や談合ルールの解明に真に協力した違反事業者への指名停止措置の短縮については、平成19年7月から実施することとし、損害賠償の扱いについては、平成20年6月を目途に検討する。

9 透明性の確保

公共調達の監視等に必要な情報や、入札参加資格の設定等県がとった措置については、順次、可能な限りホームページ等で公表する。

また、入札制度改革の具体的内容、その効果等についてもわかりやすくホームページ等で公表する。

現行の公表項目（県ホームページに掲載）	追加公表予定項目（県ホームページに掲載）
・発注計画 ・入札結果一覧 ・指名停止業者名 ・随意契約結果一覧 ・総合評価落札方式審査結果　等	・入札執行調書（電子入札対応案件） ・低入札工事調査結果の概要 ・随意契約の事前公表 ・入札監視委員会の議事概要 ・建設工事入札参加資格認定表

10 不服申立て手続きの整備

現行では、条件付き一般競争入札における入札参加資格等に係る苦情は、まず発注する機関において対応し、再苦情については、入札監視委員会が審議することとなっているが、その事務局は県土整備部が務めている状況にある。

今後は、入札監視委員会の強化及び専門性、独立制を有する常勤部署の活用も視野に入れながら、入札参加要件の設定、低入札価格調査の結果、指名停止措置等に係る不服、入札契約手続きに係る不備などの不服申立て手続きの整備について、平成20年6月からの実施に向け、検討する。

11 人材確保・組織の強化

平成20年6月実施を目途に、県に求められる品質・技術面での評価・審査能力の向上のため、県OBの再登用や民間人の活用等を検討するとともに、発注者としての評価・審査の適正さ及び不服申立てに対する適正かつ効果的な対応を行うための法曹資格者の任用についても検討する。

12 最低制限価格・低入札調査基準価格の事後公表

受注者の積算能力向上と安易なくじによる落札者決定を防止するため、現在、事前公表している最低制限価格及び低入札調査基準価格については、平成20年6月から事後公表とする。その際、職員の事務負担の増加及び職員に対する不正な働きかけの防止等を考慮し、適用価格及び設定方法について検討を行う。

【用語の解説】

語　句	意　　味
電子入札	従来の紙による入札と異なり、パソコンやインターネット回線を利用して行う入札方法
総合評価落札方式	価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する落札方式
地域要件	入札に参加することのできる地域割り（建設部の組み合わせ）
コンプライアンス	「法令を遵守すること」が狭義の意味であるが、これに加えて広義の意味である、「地域社会の様々な要請に応えること」すなわち、「地域社会に事業者として貢献すること」として定義
経営事項審査点数	建設業法に基づいて全国統一基準で行われる建設事業者評価の総合評定値
地方基準点数	入札参加資格審査に用いられる和歌山県独自の評価項目による点数
発注基準	各ランクごとの入札に参加することができる予定価格帯
最低制限価格	この価格を下回ると自動的に失格となる価格
低入札調査基準価格	契約内容に適合した履行ができるかどうかの調査（低入札調査）を行う基準となる価格

２　条件付き一般競争入札の全面導入

（1）条件付き一般競争入札の全面導入

和歌山県では、平成１９年６月１５日に公表した入札制度改革に基づき、**平成２０年６月から、すべての公共工事**（政府調達に関する協定の適用を受ける工事を除く）**において指名競争入札を原則廃止し、条件付き一般競争入札を導入**することとしました。

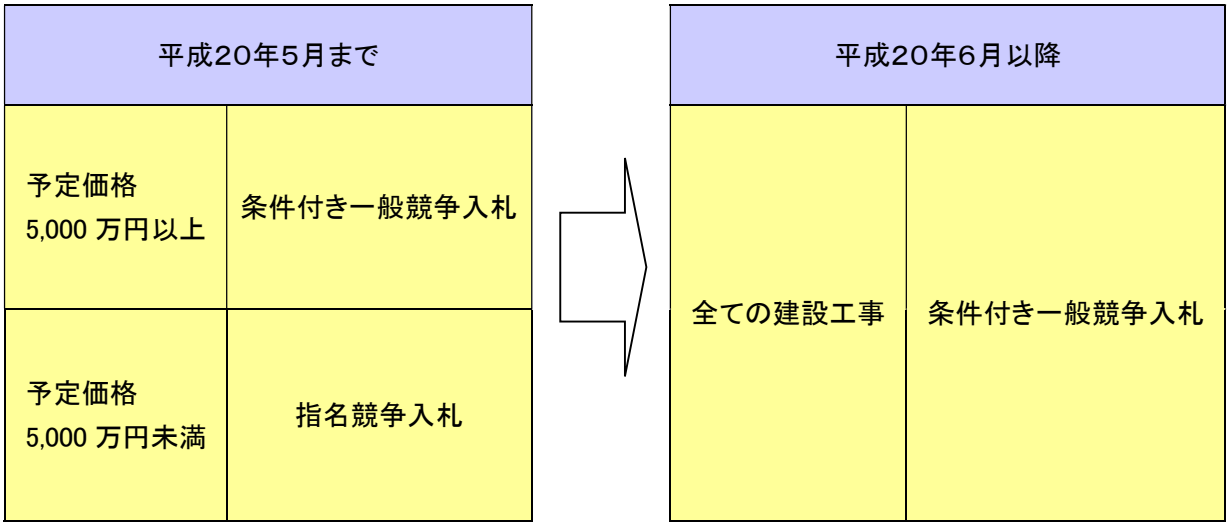

○「条件付き一般競争入札」とは、あらかじめ県から入札参加資格認定を受けてランクを付与された建設事業者の方が、個々の工事ごとの入札公告で設定される「入札参加条件」で、ランクや地域、施工実績等で合致する工事を自ら選択し、入札に参加する制度です。

○「条件付き一般競争入札」では、発注者である県が入札に参加する建設事業者の方を選ぶという行為（いわゆる「指名」）はありません。

○このため、県が特定の建設事業者の方を有利になるように配慮する、あるいは特定の建設事業者の方を不利になるように取り扱うといった懸念は一切ありません。

○「条件付き一般競争入札」は、発注者の恣意性を排除することができるという面、また建設事業者の方が参加したい入札に自由に参加できるという面でも、優れた制度です。

○条件付き一般競争入札は、県土整備部（振興局建設部・工事事務所等）だけでなく、農林水産部（農林水産振興部等）、教育委員会、和歌山県警察等の和歌山県が発注するすべての建設工事に適用されています。

○指名競争入札や随意契約は、真にやむを得ない場合にのみ行うこととしますが、この場合にはその実施理由等を公表します。

（2）指名競争入札と条件付き一般競争入札

「指名競争入札」と「条件付き一般競争入札」の違いは、下記の比較表のとおりです。

項目	指名競争入札	条件付き一般競争入札
入札参加資格	あらかじめ決められた申請期間内に申請書類を提出し、入札参加資格の認定を受けます	左と同じです
格付け（ランク）	入札参加資格認定通知書には、格付けの記載はありません	入札参加資格認定通知書に、入札に参加することのできる格付け（ランク）が記載されます
入札公告	入札公告は行いません	工事ごとに、工事の概要や入札に参加するための条件を公告します 公告は、県のホームページで閲覧できます
通知（指名通知）	工事を実施する建設部等から、入札日時や工事名等を記載した「指名通知」を送付します	入札の通知・案内は一切行いません
入札参加方法	県から「指名」を受けた方のみが、入札に参加することができます	公告で示された入札に参加するための条件（ランク・点数・地域要件・施工実績・技術者等）を満たしている方なら、どなたでも入札に参加することができます 入札参加資格の認定を受けている事業者自らが、入札に参加する工事を選定し、入札に参加します
資格審査	入札時点での資格審査は行いません	最低価格入札者に対し、技術資料の提出を求め、その工事の入札参加条件を満たしているかの審査を行います（総合評価落札方式や低入札調査基準価格の適用工事は除く）
落札決定	開札を行い、予定価格以下で最低制限価格を下回らない最も低い価格の応札者が落札者となります	開札を行い、予定価格以下で最低制限価格を下回らない最も低い価格の応札者が最低価格入札者となり、入札参加条件を満たしている場合、落札決定が行われ落札者となります（総合評価落札方式や低入札調査基準価格の適用工事は除く）

第２章　入札参加資格審査

1　和歌山県建設工事入札参加資格審査（新「業者評価制度」）

（1）新「業者評価制度」導入の目的

和歌山県では、平成２０年６月からすべての公共工事（政府調達に関する協定の適用を受ける工事を除く）において、指名競争入札を廃止し、条件付き一般競争入札を導入することとしました。

それは、条件付き一般競争入札は、発注者の恣意性を排除することができることや、建設事業者の方が、希望する入札に自由に参加できるという面ですぐれた制度だからです。

一方で、条件付き一般競争入札では、入札参加資格を有する者は、ランク等の入札参加条件を満たしてさえいれば、誰でも入札に参加することができるために、これまで「指名をしない」ということで排除してきた不良不適格業者が入札に参加し落札者となる恐れもあります。

このような事態を防ぐためには、入札参加資格申請を行うために必要な条件を厳格にすることが重要です。また、審査にあたっては書面審査だけでなく実地調査を随時行うことが必要となります。

さらに、格付けを行うための審査項目や配点を、全国一律の基準である「経営事項審査の総合評定値」だけに頼るのではなく、和歌山県の実情に合ったものとし、入札に参加する建設事業者の評価をこれまで以上に適正に行うことが必要です。

これは、「経営事項審査の総合評定値」は、人口が多く社会基盤が整い災害の少ない都市部から、過疎地域で道路等の整備がまだ十分でなく災害の多い和歌山県のような地域まで、全国すべて同じ基準で評価を行うため、どうしても地域の実情に合わない部分が生じてしまうからです。

このため和歌山県では、条件付き一般競争入札の全面実施にあたり、これらの課題を解決するために、和歌山県の建設事業者の実態を踏まえつつ、和歌山県の実情に合った評価項目を数多く採用した新「業者評価制度」を導入することとしました。

この新「業者評価制度」による適正な評価ができてはじめて、条件付き一般競争入札は有効な制度となります。

新「業者評価制度」の３つの特長

①　不良不適格業者の排除システムを強化

◆5%以上の株主（出資者）も、暴力団排除の調査対象としました

◆営業所の運営実態がない場合や、自社施工率が低い場合には、格付けを一時取り消します

②　施工能力に対する評価点数を大幅に引き上げ

◆技術者に対する評価点数を、大幅にアップしました

◆県発注工事の成績による評価点数を、これまでの2倍にアップしました

◆逆に、県発注工事の成績が著しく悪い場合は、ランクダウンすることとしました

③　地域社会への貢献度を評価する項目を導入

◆災害時等に役立つ重機や資材等を自社所有している場合には、加点し、評価することとしました

◆県土整備部等から発注を受けた冬期道路管理等の対応実績を、加点し、評価することとしました

（2）入札参加資格審査申請の受付時期と有効期間

建設工事に係る入札参加資格審査 定期受付時期（県内建設業者）	令和6･7年度	【受付時期】 令和6年1月 【有効期間】 令和6年6月1日～令和8年5月31日
建設工事に係る入札参加資格審査 第1～6回追加受付時期 （県内建設業者）	令和6･7年度	【受付時期】 第1回:令和6年6月　第2回:令和6年9月 第3回:令和6年12月　第4回:令和7年3月 第5回:令和7年6月　第6回:令和7年9月 【有効期間】 第1回:令和6年9月1日～　第2回:令和6年12月1日～ 第3回:令和7年3月1日～　第4回:令和7年6月1日～ 第5回:令和7年9月1日～　第6回:令和7年12月1日～ ※ 終期はいずれも令和8年5月31日

※和歌山県外に本店のある建設業者の入札参加資格審査申請は、別途行っています。
受付は、本店の所在地を管轄する振興局の建設部・工事事務所で行います。

受付窓口	電話番号	所在地
海草振興局建設部 総務調整課	073-488-1705	和歌山市森小手穂227
海草振興局海南工事事務所 総務用地課	073-483-4824	海南市南赤坂19
那賀振興局建設部 総務調整課	0736-61-0028	岩出市高塚209
伊都振興局建設部 総務調整課	0736-33-4937	橋本市市脇4－5－8
有田振興局建設部 総務調整課	0737-64-1267	湯浅町湯浅2355－1
日高振興局建設部 総務調整課	0738-24-2918	御坊市湯川町財部651
西牟婁振興局建設部 総務調整課	0739-26-7960	田辺市朝日ヶ丘23－1
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課	0735-62-0755	串本町サンゴ台783－8
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課	0735-21-9652	新宮市緑ヶ丘2－4－8

（3）入札参加資格審査の申請のために必要な条件

和歌山県の発注する公共工事の入札に参加するための資格を得る（資格審査申請を行う）ためには、以下の条件をすべて満たしていることが必要になります。

条件付き一般競争入札の全面実施に伴い、これまでより条件を厳しくしていますが、これは不良不適格業者の参入を防ぐためです。

(1)	建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること
(2)	経営事項審査を受けていること
(3)	地方自治法施行令 第167条の4 （契約締結能力のない者 破産者で復権を得ない者 故意に工事を粗雑にした者 入札の公正な執行を妨害した者 正当な理由なく契約を履行しなかった者） に規定する欠格要件 に該当しないこと
(4)	和歌山県税、消費税及び地方消費税に未納がないこと（会社更生法に基づく更生手続きの開始が決定された者又は民事再生法に基づく再生手続きの開始が決定された者を除く）
(5)	個人の場合は建設業許可業者、法人の場合は申請者の役員等・法施行令第3条に規定する使用人及び法定代理人・総株主の議決権の5%以上を有する株主又は出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が暴力団関係者等でないこと ※暴力団関係者等とは和歌山県暴力団排除条例第 6 条で措置を講じる対象とされている者です。
(6)	申請業種ごとに経営事項審査における平均完成工事高が250万円を超えていること ※一部業種を除く。なお、完成工事高には、民間工事・下請工事も含まれます。
(7)	健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法に基づく届出の義務を履行していること
(8)	経営状況が著しく不健全であると認められないこと
(9)	会社更生法に基づき更生手続開始の申立てを行っている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行っている者である場合は、これらの開始が決定されていること
(10)	和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動する者又は暴力を用いる者でないこと
(11)	和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し又は偽計を用いるなどして入札制度の信用をき損する者でないこと
(12)	入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をしたことがないこと及び重要な事実について記載をしなかったことのないこと

（4）入札参加資格審査における評価方法（新「業者評価制度」の総合点数算出方法）

新「業者評価制度」における評価（総合点数の計算）は下記の方法により行います。

これは前述のとおり、「経営事項審査の総合評定値」が、必ずしも和歌山県の実態を反映していないので、和歌山県の建設企業の実情に合った評価とするため雇用や災害時の貢献等を数多く評価項目として採用した「地方基準点数」を加算し、適正な総合点数を算出することとしたものです。

経営事項審査における総合評定値
（全国一律の評価方法による得点）
最大 2,159 点

＋

地方基準点数（主観点数）
（和歌山県の実情に合った評価項目による得点）

地域社会の要請への適応	（490 点）
＋	
品質確保（施工能力）	（440 点）

最大 930 点

▼

総　合　点　数
最大 3,089 点

（5）地方基準点数の審査項目･評価基準と付与点数

「地方基準点数」の総合点数に占める割合は約３割であり、従来の評価方法の約３倍（２３項目）になっており、これは全国でもトップクラスの割合です。

また「地方基準点数」は、大きく分けて二つの分野から構成されており、一つは「**コンプライアンス（地域社会の要請への適応）**」の観点、もう一つは「**品質確保（施工能力）**」の観点です。

「**コンプライアンス（地域社会の要請への適応）**」の観点とは、建設業は和歌山県の基幹産業であり雇用の場として大きな役割を果たすとともに、災害時等には安全安心をささえる重要な役割を担っているため、これらを正当に評価しようとするものです。また、法令を守り、和歌山県の環境保全にも配慮し、労働安全や労働福祉にも積極的な事業者もきちんと評価されるしくみになっています。

「**品質確保（施工能力）**」の観点は、優秀な技術者を擁し、優良な工事を施工した事業者が正当に評価され、今後さらに有利な条件で入札参加できるようにするために作られたしくみです。条件付き一般競争入札の全面実施に伴う不良不適格業者を排除するための方策の一つです。

なお、審査における透明性を確保するために、すべての審査項目の基準と付与点数をあらかじめ明示・公表することとしました。

コンプライアンス（地域社会の要請への適応）の観点からの評価	法令遵守	60点	490点
	災害復旧への貢献	180点	
	環境等への配慮	60点	
	労働安全衛生確保への取り組み	30点	
	雇用･労働者福祉への配慮	160点	
品質確保（施工能力）の観点からの評価	工事成績	140点	440点
	高得点工事成績	60点	
	和歌山県優良工事表彰	30点	
	技術者数	180点	
	技術力向上への取組（CPD）	10点	
	優秀施工者	20点	

①「コンプライアンス（地域社会の要請への適応）」の観点からの評価

分野	項目	評価の基準	付与点数
法令遵守	独禁法の遵守体制の整備	体制整備を行った場合、30点を加点	30
	暴力団等排除への取組	不当要求防止責任者講習を受講した場合、30点を加点	30
災害復旧への貢献	災害時等対応重機の所有	バックホウまたはトラクターショベルとダンプトラック（いずれも運転者付き）所有で30点を加点	30～60
	災害時対応仮設資材の所有	H形鋼:3t所有で10点加点　鋼矢板: 8t所有で10点加点	10～20
	大規模災害時の応急対策業務の取組	県と大規模災害時の協定を締結し、かつ協力体制が整っている場合、40点を加点 また、市町村と大規模災害時の協定を締結し、かつ協力体制が整っている場合、10点を加点（県協定との重複は不可）	10～40
	災害時等緊急対応への貢献	県等の依頼により災害時等緊急対応した場合又は路面凍結等の不測時に緊急対応した場合、1工事につき20点を加点	20～60
環境等	ISO9000認証取得	9000シリーズの認証を取得した場合、20点を加点	10～40
	ISO14000認証取得	14000シリーズの認証を取得した場合、20点を加点 （エコアクション21との重複不可）	
	エコアクション21の認証取得	エコアクション21の認証を取得した場合、10点を加点	
	産業廃棄物の処理体制	処分業を行っている場合20点、処分に係る委託契約を行っている場合10点、収集運搬業を行っている場合10点を加点	10～20
労働安全衛生確保への取組	労働安全衛生法関係資格者数	有資格者又はCCUS登録者1名につき2点を加点（上限10人）	2～20
	労働災害防止への取組	建設業労働災害防止協会の会員である者に10点を加点	10
雇用・労働者福祉への配慮	常時雇用者人数	雇用者1名につき2点を加点（上限30人）	2～60
		若年者等1名につき5点を加点（上限4人）	5～20
	障害者雇用	法定義務建設業者（40人以上雇用）は、雇用率（2.5%以上）を達成するために必要な雇用者数に1を加えた人数以上を雇用した場合、20点を加点／非法定義務建設業者は、障害者を1名以上雇用している場合、20点を加点	20
	次世代育成支援への取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出を行っている場合、又はわかやま健康づくりチャレンジ運動実施要綱に基づく登録を行い、わかやま健康推進事業所の認定を受けている場合、5点を加点	5～10
	建設業関連学科新規卒業者雇用	新規卒業者（卒業後、1年未満の雇用に限る）の雇用1名につき、5点を加点（上限4人）	5～20
	完全週休二日制への取組	就業規則等で完全週休二日制を規定し労働基準監督署に届け出た場合、30点を加点	30

対応重機	標準ﾊﾞｹｯﾄ容量・積載重量	審査基準日時点の状態	要　件
バックホウ	山積 0.11 ㎥（旧 JIS 0.10 ㎥）以上	自社所有（単独所有） 又は 1年以上のリース契約 （将来的に所有権を得ることを前提としたリース契約に限る）	労働安全衛生法に規定する定期（特定）自主検査を受けていること 車検を受けていること
トラクターショベル（ショベルローダー）	クローラ式：平積 0.4 ㎥以上		
	ホイール式：山積 0.34 ㎥以上		
ダンプトラック	2t　以上		

②「品質確保（施工能力）」の観点からの評価

<table>
<tr><th>分野</th><th>項目</th><th>評価の基準</th><th>付与点数</th></tr>
<tr><td rowspan="6">施工能力</td><td>工事成績</td><td>下記の表により工事成績評定点 65 点を基準として加点・減点を行う</td><td>△60
～140</td></tr>
<tr><td colspan="3">
<table>
<tr><td>平均点</td><td>54.5
未満</td><td>54.5
以上
55.5
未満</td><td>55.5
以上
56.5
未満</td><td>56.5
以上
57.5
未満</td><td>57.5
以上
58.5
未満</td><td>58.5
以上
59.5
未満</td><td>59.5
以上
60.5
未満</td><td>60.5
以上
61.5
未満</td><td>61.5
以上
62.5
未満</td><td>62.5
以上
63.5
未満</td><td>63.5
以上
64.5
未満</td></tr>
<tr><td>配　点</td><td>－60</td><td>－50</td><td>－45</td><td>－40</td><td>－35</td><td>－30</td><td>－25</td><td>－20</td><td>－15</td><td>－10</td><td>－5</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>平均点</td><td>64.5
以上
65.5
以下</td><td>65.5
超
66.5
以下</td><td>66.5
超
67.5
以下</td><td>67.5
超
68.5
以下</td><td>68.5
超
69.5
以下</td><td>69.5
超
70.5
以下</td><td>70.5
超
71.5
以下</td><td>71.5
超
72.5
以下</td><td>72.5
超
73.5
以下</td><td>73.5
超
74.5
以下</td><td>74.5
超
75.5
以下</td></tr>
<tr><td>配　点</td><td>0</td><td>10</td><td>20</td><td>30</td><td>40</td><td>50</td><td>56</td><td>62</td><td>68</td><td>74</td><td>80</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>平均点</td><td>75.5
超
76.5
以下</td><td>76.5
超
77.5
以下</td><td>77.5
超
78.5
以下</td><td>78.5
超
79.5
以下</td><td>79.5
超
80.5
以下</td><td>80.5
超
81.5
以下</td><td>81.5
超
82.5
以下</td><td>82.5
超
83.5
以下</td><td>83.5
超
84.5
以下</td><td>84.5
超</td><td></td></tr>
<tr><td>配　点</td><td>86</td><td>92</td><td>98</td><td>104</td><td>110</td><td>116</td><td>122</td><td>128</td><td>134</td><td>140</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>高得点工事成績　※</td><td>工事成績評定点が75点以上の場合、30点を加点</td><td>30～60</td></tr>
<tr><td>和歌山県優良工事表彰　※</td><td>和歌山県優良工事表彰を受けた場合、30点を加点</td><td>30</td></tr>
<tr><td>技術者数</td><td>技術者（経営事項審査で規定する者）数に応じ加点
1級技術者…10点
2級技術者、登録基幹技能者又はCCUSでレベル3以上の者
…5点
その他技術者…3点</td><td>3～180</td></tr>
<tr><td>技術力向上への取組
（CPD）</td><td>推奨単位数以上の単位を取得した技術者1名につき2点を加点
（上限5人）</td><td>2～10</td></tr>
<tr><td>優秀施工　※</td><td>優秀施工者国土交通大臣表彰を受けた技術者を1名以上雇用している場合、20点を加点</td><td>20</td></tr>
</table>

※：「和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」別表1・1（過失による粗雑工事等）による入札参加資格停止措置を受けた者に対しては、停止措置を受けた日から2年間、加点を行わない項目

（６）総合点数による格付け（ランク付け）

工事を適正に施工し、工事における品質を確保するためには、入札参加者の評価・能力に応じた発注を行うことが必要です。

このため、入札参加資格認定者を、各建設業法別表第１の左欄に掲げる建設工事の種類（以下「工種」という。）ごとに総合点数（経営事項審査の総合評定値＋地方基準点数）により、県内統一の格付け（ランク付け）を行います。

土木一式工事については、Ａ～Ｄの４つのランクに格付け（ランク付け）を行います。

建築一式工事・管工事・電気工事については、Ａ～Ｃの３つのランクに格付け（ランク付け）を行います。

県内統一の格付けとする理由は、予定価格が３，０００万円以上の工事については、入札に参加できる地域が複数の建設部にわたる場合があり、建設部ごとに評価方法が異なれば、不公平が生じることとなるからです。このため、平成２０年度の格付けからは県内統一の基準を採用することとしました。

土木一式・建築一式・管・電気以外のその他の工種については、発注件数や入札参加資格認定者が少ないため、全ての入札参加者をＷという１つのランクに格付け（ランク付け）を行います。

全ての入札参加者を１つのランクに格付けする意味（理由）は、不適格な行為等があった場合には、「ランクダウン」というペナルティを行うこととしているため、たとえ全員が同じランクであってもすべての入札参加者にランク認定を行う必要があるからです。

【土木一式工事】

ランク	A	B	C	D
格付けに必要な総合点数	1000 以上	880 以上 1000 未満	750 以上 880 未満	750 未満

【建築一式工事】

ランク	A	B	C
格付けに必要な総合点数	700 以上	600 以上 700 未満	600 未満

【電気工事】

ランク	A	B	C
格付けに必要な総合点数	660 以上	520 以上 660 未満	520 未満

【管工事】

ランク	A	B	C
格付けに必要な総合点数	690 以上	580 以上 690 未満	580 未満

（7）6ヵ月ごとの再評価（再算定・再格付け）

新「業者評価制度」では、「コンプライアンス（地域社会の要請への適応）」の観点からの評価項目を数多く採り入れ、配点も大きくなっています。

このため、入札参加資格認定事業者が評価基準を満たすことになった場合は、できるだけ迅速に加点を行い、その努力を正当に評価することが必要です。

逆に、評価基準を満たさなくなった場合にもできるだけ迅速に減点を行い、評価を適切に行うことが公平性の観点から必要です。

このような考え方で、総合点数と格付けについては、６ヵ月毎に見直すこととしています。

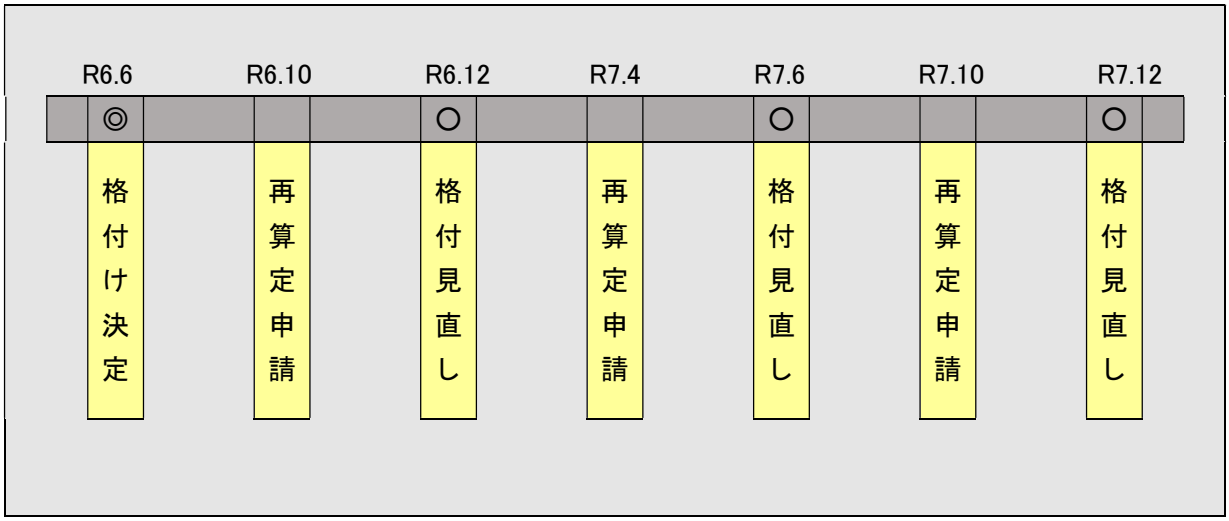

再算定申請は、新たに加点対象となった場合の他、加点されていた事項が評価基準を満たさなくなった場合にも行わなければなりません。

※加点されていた事項が評価基準を満たさなくなり、申請を怠った場合はランクダウン措置を行います。

再算定の対象となる項目は、下記のとおりです。

独占禁止法の遵守体制の整備	労働災害防止への取組
暴力団等排除への取組	常時雇用者人数（若年者等のみ）
災害時等対応重機の所有	障害者雇用
災害時対応仮設資材の所有	次世代育成支援等への取組
大規模災害時の応急対策業務の取組	建設業関連学科新規卒業者雇用
災害時等緊急対応への貢献	完全週休二日制への取組
ISOシリーズの認証取得	高得点工事成績
エコアクション21の認証取得	和歌山県優良工事表彰
産業廃棄物の処理体制	優秀施工者国土交通大臣顕彰

※再算定申請は、基準を満たす（満たさなくなった）日から３０日以内に行わなければなりません。

（8）格付けの一時取消し

不良不適格業者の排除を進めることにより、結果として高い施工能力を有し、地域社会の要請に応えうる優良な建設事業者の方が有利になるように、格付けの一時取消し制度を導入しています。

格付けの一時取消しは、入札参加者として適当ではないと判断された場合、その状況が改善されるまでの間、格付けを取り消すことにより入札に参加できなくなる制度です。

【格付け一時取消し基準】

項　目	格付け一時取消し条件	一時取消し期間
外注費比率・技術者数	完成工事原価に占める外注費の割合が95%以上、かつ技術者が1名の場合 ※外注費の割合と技術者人数は、状況により見直すことがあります。	取消し条件が解消するまでの間、格付けを一時取り消します
営業所実態	営業所実態がないと認められる場合 ※営業所とは、下記の①～⑪のすべての項目を満たすものとします。 ※なお、自宅等の住居と同一の場合は、必ずしも専用の施設や設備である必要はありませんが、他の建設業者との共有は原則として認められません。 ① 建設業法第40条に規定する標識を公衆の見やすい場所に掲示している ② 建設業法第40条の3に規定する帳簿を整備し保存している ③ 不適切な転送を行っていない電話を有している ④ 特定の目的のため臨時で置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務連絡のために置かれている事務所ではない ⑤ 契約用の印鑑を保管している ⑥ 入札するためのパソコン及びインターネット回線を有している（ブロードバンドサービスの提供を受けることができないエリアに営業所がある場合を除く。） ⑦ 机、椅子を設置している ⑧ トイレ、水道施設、電気設備（照明）を設置している ⑨ 営業（接客、契約等）を行うための場所（スペース）を有している ⑩ 営業（接客、契約等）を行うための備品を有している ⑪ 屋外に商号又は屋号を掲載した看板を掲げている （注）⑤～⑪については、各々の要件を満たしていない場合でも、真にやむをえない理由があると認められる場合には、要件を満たしたものとみなすことができる	

（9）ランクダウン制度の導入

不良不適格業者の排除を進めることにより、結果として高い施工能力を有し、地域社会の要請に応えうる優良な建設事業者の方が有利になるように、ランクダウン制度も導入しています。

格付けの一時取消しは、状況が改善されるまでの間、格付けを取り消すことにより入札に参加できなくなる制度であるのに対し、ランクダウンは、不良工事や不適格な行為があった場合に、一定の期間あるいは状況が改善されるまでの間、格付けを１段階下げることにより、本来のランクでの入札ができなくなるようにするものです。

【ランクダウン基準】

項　目	ランクダウン条件	ランクダウン期間
工事成績不良	工事成績評定点が55点未満であった場合	90日
施工体制の不備	施工体制Gメンによる1回目の指導書が交付され、1年以内にさらに指導書が交付された場合。または改善勧告書が交付された場合	90日
工事実績情報システム(CORINS)への不登録	市町村等発注工事（2，500万円以上に限る）について、工事実績情報システムの登録を行わなかった場合（継続的な場合に限る）	90日
申請の怠り	評価対象となっている重機を売却した等、地方基準点数の減点のための再算定を申請しなければならないにもかかわらず、これを怠った場合	90日
産業廃棄物の不適正処理	産業廃棄物管理票の適正な処理を行わなかった場合	90日
労働保険料未納 社会保険料未納	労働保険料の未納がある場合 社会保険料の未納がある場合	納付までの間

（10）入札参加資格認定通知書の見方

入札参加資格審査申請をしていただくと、県から入札に参加出来る格付け（ランク）等を記載した「入札参加資格認定通知書」が送付されます。

認定通知書の見方については下記のとおりです。

用　　語	解　　説
入札参加可能ランク	●実際に入札に参加できるランクです。 ●「無」と表示されている場合は、格付けが一時取り消されているので、入札に参加できません。 【注意事項】 ※建築、電気、管については、決定格付けがAの場合、入札参加可能ランクはA、B、Cの3ランクとなり、決定格付けがBの場合、入札参加可能ランクはB、Cの2ランクになります。ただし、建築と管については、海草建設部管内（主たる営業所の所在地が和歌山市）の建設事業者で決定格付けがAの場合、入札参加可能ランクはA、Bの2ランクとなります。 ※土木における決定格付けがA～Cの方の直近下位ランクへの参加については、当分の間見合わせることとしています。
決定格付け	●現在、有効なランクです。 ●総合点数による格付けに対して、「格付けの例外」、「ランクダウン」などが反映したランクとなっています。 ●また、格付けが一時取り消されている場合は、「欠格」と表示されています。
総合点数による格付け	●土　木　：A（1,000 点以上）、B（880 点～999 点）、C（750 点～879 点）、D（750 点未満） ●建　築　：A（700 点以上）、B（600 点～699 点）、C（600 点未満） ●電　気　：A（660 点以上）、B（520 点～659 点）、C（520 点未満） ●　管　　：A（690 点以上）、B（580 点～689 点）、C（580 点未満） ●その他　：W
ランクダウン	●該当事由により、90日間またはその事由が解消するまで、格付けが1つ下がります。 ●最下位ランクやWランクに格付けされた建設事業者においてランクダウンが発生した場合は、格付けが一時取り消されることになります。
格付けの例外措置	●Aランクに格付けされるには、以下（1）（2）両方の対応が必須です。片方でも未対応の場合、総合点数がAランクの基準を満たしていてもBランクとなります。 （1）公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習の受講 （2）独占禁止法の遵守体制の整備（以下4点すべて） ①独占禁止法遵守マニュアルの作成 ②独占禁止法に関する継続的な研修の実施 ③監査体制としての担当部署や担当者等の設置 ④従業員が相談・通報等できる窓口の設置 ●土木・建築・電気・管については、これらの業種に係る技術者が1名しかいない場合は、2名以上となるまでの間、総合点数にかかわらず最下位のランクに格付けされます。（土木についてはDランク、建築・電気・管についてはCランクになります。）
格付け一時取消し	●該当事由により格付けが一時取り消される場合は、その事由が解消するまで入札に参加できません。

2　発注基準

（1）発注基準額

「発注基準額」とは、各ランクごとの入札に参加することができる予定価格帯のことです。

また、上位ランクになるほどより高い予定価格帯の工事に入札参加できるように設定されています。

（2）工種ごとの発注基準額

土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事については、各ランクごとに発注基準額を、下記のとおり定めています。

ただし、工事の内容により入札参加可能な事業者が少ないと見込まれる場合は、下記の発注基準額によらないことがあります。

その他の工種については、複数のランク設定をしていませんので、あらかじめ定められた発注基準額はありません。

なお、「予定価格（税抜き）」とは、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額です。

土 木 一 式 工 事

ランク	発注基準額「予定価格（税抜き）」
A	3,000 万円以上
B	1,500 万円以上、3,000 万円未満
C	600 万円以上、1,500 万円未満
D	600 万円未満

建 築 一 式 工 事

ランク	発注基準額「予定価格（税抜き）」
A	3,000 万円以上
B	1,000 万円以上、3,000 万円未満
C	1,000 万円未満

（注）上位ランクに格付けされている入札参加者は、下位ランクへの入札参加が可能です。
ただし、和歌山市内発注の工事においては、Aランクの業者はBランクまで参加可能とします。

管 工 事

ランク	発注基準額「予定価格（税抜き）」
A	3,000 万円以上
B	800 万円以上、3,000 万円未満
C	800 万円未満

（注） 上位ランクに格付けされている入札参加者は、下位ランクへの入札参加が可能です。
ただし、和歌山市内発注の工事においては、Aランクの業者はBランクまで参加可能とします。

電 気 工 事

ランク	発注基準額「予定価格（税抜き）」
A	3,000 万円以上
B	800 万円以上、3,000 万円未満
C	800 万円未満

（注） 上位ランクに格付けされている入札参加者は、下位ランクへの入札参加が可能です。

3　地域要件

「地域要件」とは、入札に参加することのできる地域割りのことです。

「地域要件」は、予定価格に応じて設定することとしており、金額の高い工事ほど品質の確保、受注機会の拡大を考慮し、地域要件を広く設定します。

土木一式工事以外の業種については、あらかじめ地域要件は定めず、個々の入札ごとに必要に応じて地域要件を定めることとしています。

【土木一式工事における地域要件】

ランク	予定価格（税抜き）	地域要件	
		ブロック数	地域割り（建設部の組み合わせ）
A	1億円以上	1	県内一円
	5,000万円以上 1億円未満	3	海草・海南・那賀・伊都 有田・日高 西牟婁・串本・新宮
	3,000万円以上 5,000万円未満	6	海草・海南 日高 那賀・伊都 西牟婁 有田 串本・新宮
B C D	3,000万円未満	9	海草 海南 那賀 伊都 有田 日高 西牟婁 串本 新宮

土木一式工事における地域要件

3000 万円未満

3000 万円以上 5000 万円未満

5000 万円以上 1 億円未満

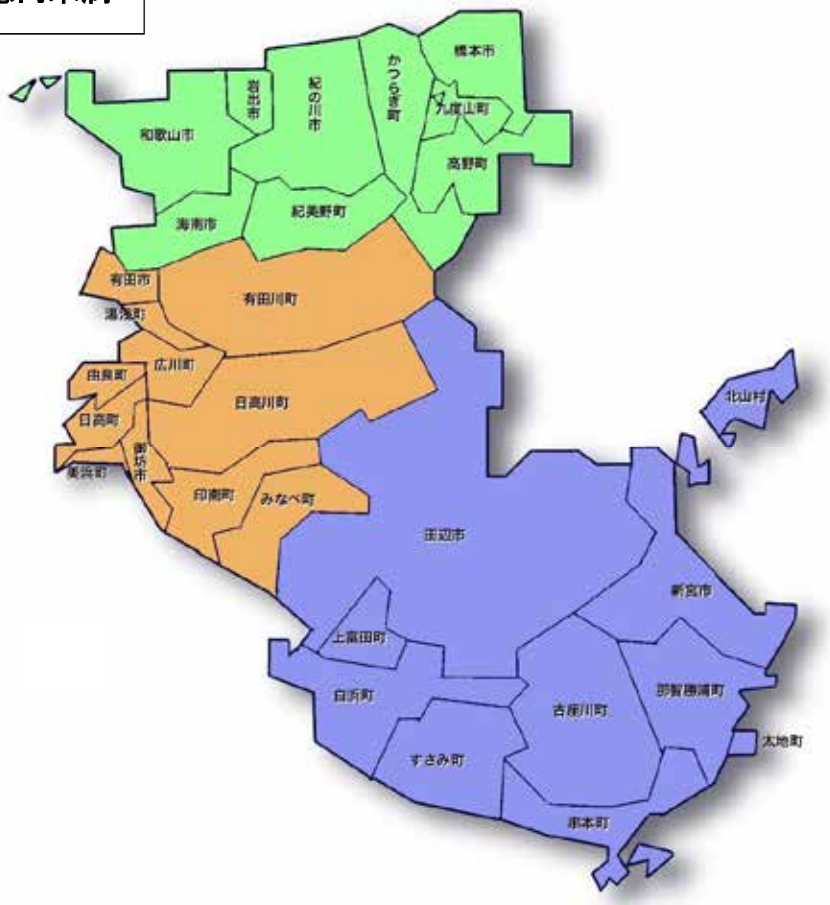

1 億円以上

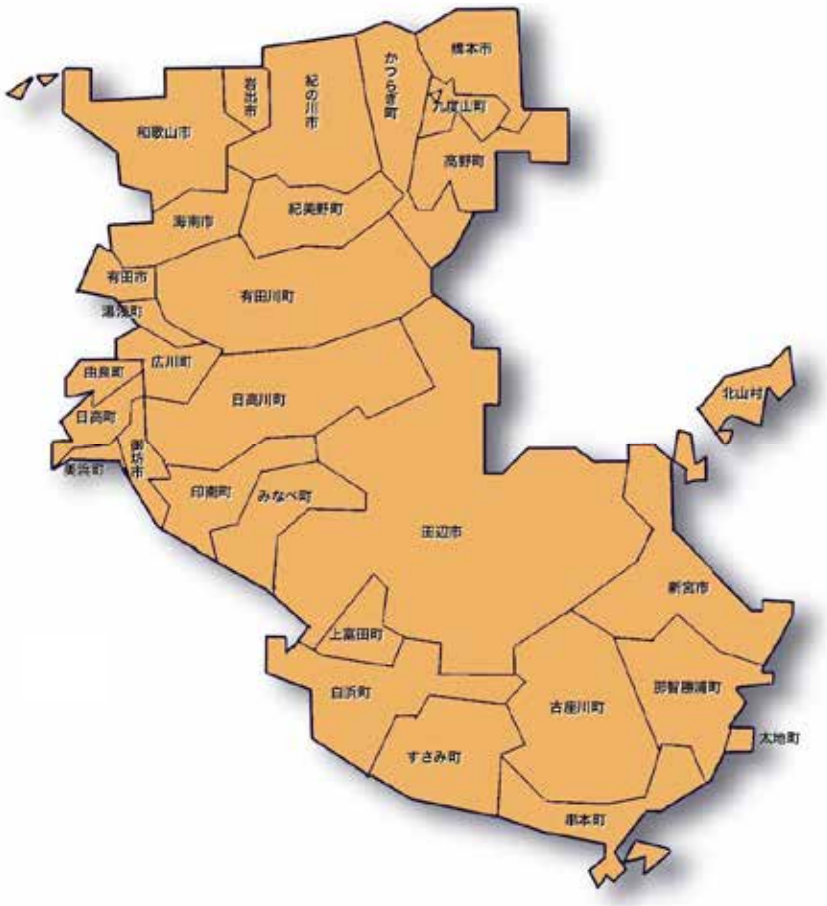

【ランク別　発注基準等整理表(土木一式工事の例)】

<table>
<tr><th>ランク</th><th>総合点数</th><th>入札方式</th><th>入札方法</th><th>発注基準
（設計金額の税抜き）</th><th>地域要件</th><th>総合評価</th><th>予定価格
(=設計金額)</th><th>ダンピング対策</th><th>配置技術者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">A</td><td rowspan="3">1000～</td><td rowspan="5">条件付き一般競争入札</td><td rowspan="5">電子入札</td><td>1億円以上</td><td>県内一円</td><td rowspan="3">総合評価落札方式</td><td rowspan="2">事後公表</td><td rowspan="3">（事後公表）調査基準価格</td><td rowspan="2">現場専任
4500万円</td></tr>
<tr><td>5000万円以上
1億円未満</td><td>3ブロック</td></tr>
<tr><td>3000万円以上
5000万円未満</td><td>6ブロック</td><td rowspan="4">事前公表</td></tr>
<tr><td>B</td><td>880～999</td><td>1500万円以上
3000万円未満</td><td rowspan="3">建設部・事務所単位</td><td rowspan="3">最低価格落札方式</td><td rowspan="3">（事後公表）最低制限価格</td><td rowspan="3">他現場と兼任可能</td></tr>
<tr><td>C</td><td>750～879</td><td>600万円以上
1500万円未満</td></tr>
<tr><td>D</td><td>～749</td><td>600万円未満</td></tr>
</table>

4　入札参加資格条件の設定基準

（1）設定基準

入札参加資格条件の設定については、入札の競争性、公平性、透明性の確保に留意し、下記のとおり取り扱うこととしています。

建設工事に係る条件付き一般競争入札における **入札参加資格条件の設定基準**	
①	各発注機関の長は、工事内容を精査のうえ、原則として別紙に基づき入札参加資格条件を設定※すること。
②	高い専門性が必要な特殊な工事を除き、原則として20者以上が入札参加できる条件を設定すること。 ※　当面、単純な鋼構造物（鈑桁橋、水門等）、道路区画線、さく井工事についてはこの限りではない。
③	県内に主たる営業所を有しない建設業者にも入札参加させる必要がある工事の入札参加資格条件はこの限りではない。 【例】 ・県内に主たる営業所を有する建設業者だけでは競争性の確保ができないと思われる工事 （特殊・高度な鋼構造物の橋梁上部工など） ・県外企業の高度な技術力を必要とする工事で県内業者への技術移転が必要な工事 （特定建設工事共同企業体工事） ・県内に施工可能な業者がない工事 （橋梁上部工のプレストレスト工事など）
④	設定基準中、「予定価格（税抜き）」とは、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額をいう。

※土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事以外の工事（専門工事）は、専門的な技術や施工機械を必要とする工事であるため、入札公告において、技術者条件や施工実績等、専門工事の特性に応じた条件を付しています。なお、新規参入業者や実績を持たない業者にも入札参加機会が得られ、また施工の品質確保ができるよう、小規模な工事の施工実績の条件については、下請負人として自ら施工した実績についても入札参加が可能とするよう条件を緩和しています。

入札参加資格条件の設定基準

【土木一式工事】

発注区分 予定価格(税抜き)	地域要件 入札可能ランク 総合点数	技術者在籍条件	実績条件	その他条件
3億円以上	県内一円 Aランク 1300点以上 (同一管内業者は1250点以上可)	土木一式工事(土木工事業)の監理技術者が5名以上在籍すること	【企業】 過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準(平成21年1月22日施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の同種同等の工事実績を求める 【配置予定技術者】 過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準(平成21年1月22日施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の同種同等の工事実績を有する監理技術者の配置を求める	土木工事業の特定建設業の許可を受けて継続して5年を経過専任の監理技術者の配置を求める
1億円以上 3億円未満	県内一円 Aランク 1100点以上 (同一管内業者は1050点以上可)	土木一式工事(土木工事業)の監理技術者が3名以上在籍すること		
5000万円以上 1億円未満	3ブロック Aランク	なし	【企業】 過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準(平成21年1月22日施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の同種同等の工事実績を求めることができる 【配置予定技術者】 過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準(平成21年1月22日施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の同種同等の工事実績を有する主任技術者又は監理技術者の配置を求めることができる	予定価格(税抜き)7千万円以上の工事については、土木工事業の特定建設業の許可を求める
3000万円以上 5000万円未満	6ブロック Aランク (企業チャレンジモデル工事実施要領で定める工事を除く)		なし	なし
1500万円以上 3000万円未満	9ブロック Bランク			
600万円以上 1500万円未満	9ブロック Cランク			
600万円未満	9ブロック Dランク			

※B、C、Dランクにおける入札参加可能事業者数が20者に満たないときは、原則、1つ上位のランクに認定された事業者が入札参加可能となる条件(上位ランク認定事業者全者の場合と、工事を施工する市町村に所在する事業者等に限定する場合があります。)を設定し発注します。

※海上工事については、本基準は適用しないものとします。

【建築一式工事】

<table>
<tr><th>発注区分

予定価格（税抜き）</th><th>入札可能ランク
総合点数</th><th>技術者在籍条件</th><th>実績条件</th><th>その他条件</th></tr>
<tr><td>3億円以上
5億円未満</td><td>Aランク

950点以上
（同一管内業者は
900点以上可）</td><td>建築一式工事（建築工事業）の監理技術者が5名以上在籍すること</td><td rowspan="2">【企業】
過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の同種同等の工事実績を求めることができる
【配置予定技術者】
過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の同種同等の工事実績を有する監理技術者の配置を求めることができる</td><td>建築工事業の特定建設業の許可を受けて継続して5年を経過
監理技術者の配置を求める</td></tr>
<tr><td>1億円以上
3億円未満</td><td>Aランク

850点以上
（同一管内業者は
800点以上可）</td><td>建築一式工事（建築工事業）の監理技術者が在籍すること</td><td>建築工事業の特定建設業の許可
監理技術者の配置を求める</td></tr>
<tr><td>5000万円以上
1億円未満</td><td>Aランク

750点以上
（同一管内業者は
700点以上可）</td><td rowspan="4">なし</td><td>【企業】
過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の同種同等の工事実績を求めることができる
【配置予定技術者】
過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の同種同等の工事実績を有する主任技術者又は監理技術者の配置を求めることができる</td><td>予定価格（税抜き）7千万円以上の工事については、建築工事業の特定建設業の許可と監理技術者の配置を求める</td></tr>
<tr><td>3000万円以上
5000万円未満</td><td>Aランク</td><td rowspan="3">なし</td><td rowspan="3">なし</td></tr>
<tr><td>1000万円以上
3000万円未満</td><td>Bランク</td></tr>
<tr><td>1000万円未満</td><td>Cランク</td></tr>
</table>

※和歌山県建設工事等実績認定審査会が認定した民間工事については工事実績として取り扱う場合があります。

※上記基準は、県土整備部都市住宅局公共建築課及び西牟婁振興局建設部（建築課）が発注する工事に適用します。

※地域要件(入札に参加することができる地域の範囲)については、あらかじめ定めず、個々の入札ごとに必要に応じて地域要件を定めます。

※予定価格（税抜き）5億円以上は別途、案件ごとに条件を設定します。

【電気工事】

<table>
<tr><th>発注区分

予定価格（税抜き）</th><th>入札可能ランク
総合点数</th><th>技術者在籍条件</th><th>実績条件</th><th>その他条件</th></tr>
<tr><td>3億円以上
5億円未満</td><td>Aランク

910点以上
（同一管内業者は
860点以上可）</td><td>電気工事業の監理技術者が3名以上在籍すること</td><td rowspan="2">【企業】
過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の同種同等の工事実績を求めることができる
【配置予定技術者】
過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の同種同等の工事実績を有する監理技術者の配置を求めることができる</td><td>電気工事業の特定建設業の許可を受けて継続して5年を経過
監理技術者の配置を求める</td></tr>
<tr><td>1億円以上
3億円未満</td><td>Aランク

810点以上
（同一管内業者は
760点以上可）</td><td>電気工事業の監理技術者が在籍すること</td><td>電気工事業の特定建設業の許可
監理技術者の配置を求める</td></tr>
<tr><td>5000万円以上
1億円未満</td><td>Aランク

710点以上
（同一管内業者は
660点以上可）</td><td rowspan="4">なし</td><td>【企業】
過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の同種同等の工事実績を求めることができる
【配置予定技術者】
過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の同種同等の工事実績を有する主任技術者又は監理技術者の配置を求めることができる</td><td>予定価格（税抜き）7千万円以上の工事については、電気工事業の特定建設業の許可と監理技術者の配置を求める</td></tr>
<tr><td>3000万円以上
5000万円未満</td><td>Aランク</td><td rowspan="3">なし</td><td rowspan="3">なし</td></tr>
<tr><td>800万円以上
3000万円未満</td><td>Bランク</td></tr>
<tr><td>800万円未満</td><td>Cランク</td></tr>
</table>

※和歌山県建設工事等実績認定審査会が認定した民間工事については工事実績として取り扱う場合があります。

※上記基準は、県土整備部都市住宅局公共建築課及び西牟婁振興局建設部（建築課）が発注する工事に適用します。

※地域要件(入札に参加することができる地域の範囲)については、あらかじめ定めず、個々の入札ごとに必要に応じて地域要件を定めます。

※予定価格（税抜き）5億円以上は別途、案件ごとに条件を設定します。

【管工事】

発注区分 予定価格（税抜き）	入札可能ランク 総合点数	技術者在籍条件	実績条件	その他条件
3億円以上 5億円未満	Aランク 940点以上 （同一管内業者は890点以上可）	管工事業の監理技術者が3名以上在籍すること	【企業】 過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の同種同等の工事実績を求めることができる 【配置予定技術者】 過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の同種同等の工事実績を有する監理技術者の配置を求めることができる	管工事業の特定建設業の許可を受けて継続して5年を経過 監理技術者の配置を求める
1億円以上 3億円未満	Aランク 840点以上 （同一管内業者は790点以上可）	管工事業の監理技術者が在籍すること		管工事業の特定建設業の許可 監理技術者の配置を求める
5000万円以上 1億円未満	Aランク 740点以上 （同一管内業者は690点以上可）	なし	【企業】 過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の同種同等の工事実績を求めることができる 【配置予定技術者】 過去15年間の国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）のウ）若しくはエ）に定める法人発注の同種同等の工事実績を有する主任技術者又は監理技術者の配置を求めることができる	予定価格（税抜き）7千万円以上の工事については、管工事業の特定建設業の許可と監理技術者の配置を求める
3000万円以上 5000万円未満	Aランク		なし	なし
800万円以上 3000万円未満	Bランク			
800万円未満	Cランク			

※和歌山県建設工事等実績認定審査会が認定した民間工事については工事実績として取り扱う場合があります。

※上記基準は、県土整備部都市住宅局公共建築課及び西牟婁振興局建設部（建築課）が発注する工事に適用します。

※地域要件(入札に参加することができる地域の範囲)については、あらかじめ定めず、個々の入札ごとに必要に応じて地域要件を定めます。

※予定価格（税抜き）5億円以上は別途、案件ごとに条件を設定します。

施工実績認定基準に定める法人

（平成21年1月22日施行）

入札参加資格条件における実績条件で、国・地方公共団体と同様に、同種同等の工事として認められる法人は、次のとおりです。

①公共法人　（法人税法第 2 条第 5 号により規定される公共法人）

沖縄振興開発金融公庫	株式会社国際協力銀行	株式会社日本政策金融公庫
港務局	国立大学法人	社会保険診療報酬支払基金
水害予防組合	水害予防組合連合	大学共同利用機関法人
地方公共団体金融機構	地方住宅供給公社	地方公共団体情報システム機構
地方税共同機構	地方道路公社	地方独立行政法人
独立行政法人※	土地開発公社	土地改良区
土地改良区連合	土地区画整理組合	日本下水道事業団
日本司法支援センター	日本中央競馬会	日本年金機構
日本放送協会	福島国際研究教育機構	国立健康危機管理研究機構
※独立行政法人：その資本金の額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。		

②その他の法人

東京湾横断道路株式会社	関西エアポート株式会社
首都高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社
成田国際空港株式会社	西日本高速道路株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	阪神高速道路株式会社
東日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社

５　入札参加資格停止

入札参加資格停止

和歌山県では、地方自治法施行令第１６７条の４第２項に基づく「入札参加資格の制限」とは別に、県発注工事の適正な施工を確保するため、県の建設工事等への入札参加資格を有する業者が工事事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合、「和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱」に基づき、期間を定めて県発注工事のすべての競争入札に参加させないこととしています。

平成１９年７月及び平成２０年６月には、贈賄、談合、独占禁止法違反、暴力団などの不正行為に対し、より厳正に対応するため入札参加資格停止措置の強化なども行っています。

一方、平成２０年６月には、入札参加資格停止について苦情手続き規定の整備を行ったところです。

なお、この入札参加資格停止措置を受けると、一定期間県発注の全ての工事等に入札参加できなくなることは勿論、県発注工事等の下請けをすることもできなくなります。

入札参加資格停止の措置は、不正行為等の抑止力とともに、不正行為等を行った業者を一定期間排除することによって、適正な競争入札の促進につながるものです。

入札参加資格停止の措置状況については、技術調査課のホームページに掲載しています。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/simeiteisi/index.html

主な措置要件	・契約違反 ・安全管理措置の不適切により生じた工事事故 ・贈賄 ・独占禁止法違反 ・談合 ・暴力行為 ・業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令に重大な違反 ・暴力団関係

第３章　入　札

１　入札方式

（1）入札方式

和歌山県では、現在すべての工事において電子入札方式により入札を行っています。

電子入札については、コスト削減や入札事務の効率化を図る目的から、平成１８年８月に発表した当初の導入計画を１年前倒しするとともに、新「業者評価制度」に基づく発注基準を鑑みて平成２０年６月から予定価格（税込み）５００万円以上の工事を電子入札の対象としました。さらに予定価格（税込み）５００万円未満の建設工事に対する電子入札の適用については、下記の導入経過のとおり段階的に進め、平成２７年４月から電子入札が全面導入となりました。

当初発表（平成１８年８月）の導入計画			
建設工事にかかる電子入札適用範囲	平成１９年６月～	平成２０年６月～	平成２１年６月～
	予定価格（税込み）５千万円以上の工事	予定価格（税込み）３千万円以上の工事	予定価格（税込み）１千万円以上の工事

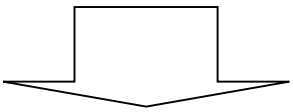

導　入　経　過			
建設工事にかかる電子入札適用範囲	平成１９年６月～	平成２０年６月～	平成２３年７月～
	予定価格（税込み）５千万円以上の工事	予定価格(税込み)５百万円以上の工事	すべての舗装工事
	平成２６年６月～	平成２７年４月～	
	予定価格（税抜き）５百万円未満の土木一式工事以外	すべての工事	

※なお、予定価格は平成２６年４月から税抜き金額に変更となっており、「予定価格（税抜き）」とは予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額をいいます。

※電子入札を導入している県土整備部（地方機関を含む）、農林水産部（地方機関を含む）、公営企業課及び教育委員会事務局総務課については上記のとおりです。（なお、電子入札を導入していない発注機関（和歌山県警察等）についてはこの限りでありません。）

（2）入札公告～落札決定までの手順　【電子入札方式】

電子入札方式における入札の流れ

① 入札公告等の閲覧

県のホームページに掲載されている入札公告を、建設業者の方がご自身で確認し、
入札参加条件を見て、入札参加を希望する建設工事を選択します。
設計図書等についても、県のホームページに掲載されています。

↓

② 質問及び回答の閲覧

工事毎に示される質問期間には、その工事についての質問を受け付けています。
回答は県のホームページに掲載されます。

↓

③ 入札書の提出

「電子入札システム」により入札書を提出します。

↓

④ 技術資料の提出

事後審査方式であるため、最低価格入札者等となった場合は、
発注機関からの連絡により技術資料等を提出します。

↓

⑤ 入札経過の閲覧

最低価格入札者等とならなかった場合でも、開札状況は県のホームページで閲覧できます。

↓

⑥ 落札決定

発注機関が最低価格入札者等について入札参加資格等の確認を行い、落札決定を行います。

↓

⑦ 入札結果の閲覧

落札決定がなされた工事の入札結果は、県のホームページで閲覧できます。

① 入札公告等の閲覧

電子入札方式における入札の流れに沿った個別事項については、次のとおりです。（以下同じ。）

＜事前準備＞
パソコンを使って設計図書を閲覧したり、電子入札を行ったりするためには、事前に準備しなければならない事項があります。（※電子入札の項目を参照してください。）
＜主な内容＞
①パソコン、ソフトウェア、インターネット回線の準備
②ICカードの購入
③パソコンの設定
④システムの利用者登録

県ホームページの「公共工事等電子入札システム」内の「入札情報システム」入口から入ります。

入札公告はどなたでも閲覧・ダウンロードができます。また、設計図書及び技術資料作成要領等はその工事の業種に入札参加している方が閲覧・ダウンロードできます。

※技術資料作成要領は、その工事の入札参加に必要な資格要件を証明する資料の作成方法を記載した文書です。なお、総合評価落札方式による場合は、技術提案作成要領となります。

「入札情報システム」の検索機能を用いて、効率的に案件を絞り込むことが可能です。

② 質問及び回答の閲覧

入札公告に示されている質問期間に、その工事の設計図書等について質問をすることができます。

質問及び回答の事項については、「入札情報システム」でどなたでも閲覧・ダウンロードできます。

③ 入札書の提出

県ホームページの「公共工事等電子入札システム」内の「電子入札システム」入口から入ります。

次に、入力画面に入札金額等を入力し、必要な書類を添付の上、入札書提出ボタンを押すことにより、入札書を提出します。

紙の入札と同様に、入札書は一度提出すると書換え、引換え、変更、取り消しはできません。

入札に当たっては、技術調査課のホームページや「入札情報システム」の「重要なお知らせ」等により、制度改定の内容や個別案件の留意事項を十分確認してください。

④　技術資料の提出

最低価格入札者等となった場合は、発注機関から連絡がありますので、技術資料等を提出します。

提出期限は、発注機関から提出を求められた日から起算して２日以内（提出を求められた日の翌日まで。ただし、休日等を含まない。）です。

⑤　入札経過の閲覧

「入札情報システム」では工事毎の開札状況を閲覧・ダウンロードできます。

⑥　落札決定

当該入札に参加された方は、「電子入札システム」にて落札者、落札金額が記載された落札決定通知書を確認できます。

⑦　入札結果の閲覧

落札決定後、「入札情報システム」でどなたでも入札結果が閲覧・ダウンロードできます。

２　電子入札

和歌山県公共工事等電子入札

（1）　電子入札

従来、紙で行っていた、応札等の入札手続きを、パソコンを利用し、インターネットを通じて行うものです。

・応札者及び発注者のコスト削減や事務の効率化を図ります。

・国土交通省や多数の自治体で運用されている電子入札システムを採用しています。

※和歌山県公共工事等電子入札システムは、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が開発した電子入札コアシステムをベースに、和歌山県の入札制度等に対応するようカスタマイズしたシステムです。

・システムの利用時間は平日の９時から１７時３０分までです。なお、土・日、祝日、長期休暇期間（４月２９日から５月５日までの日、８月１３日から８月１６日までの日及び１２月２９日から翌年の１月６日までの日）はご利用できません。

・和歌山県公共工事等電子入札システムでは、落札決定等に関して別途ｅメールでのお知らせは行いません。システムへログインして各種通知等をご確認ください。

電子入札イメージ

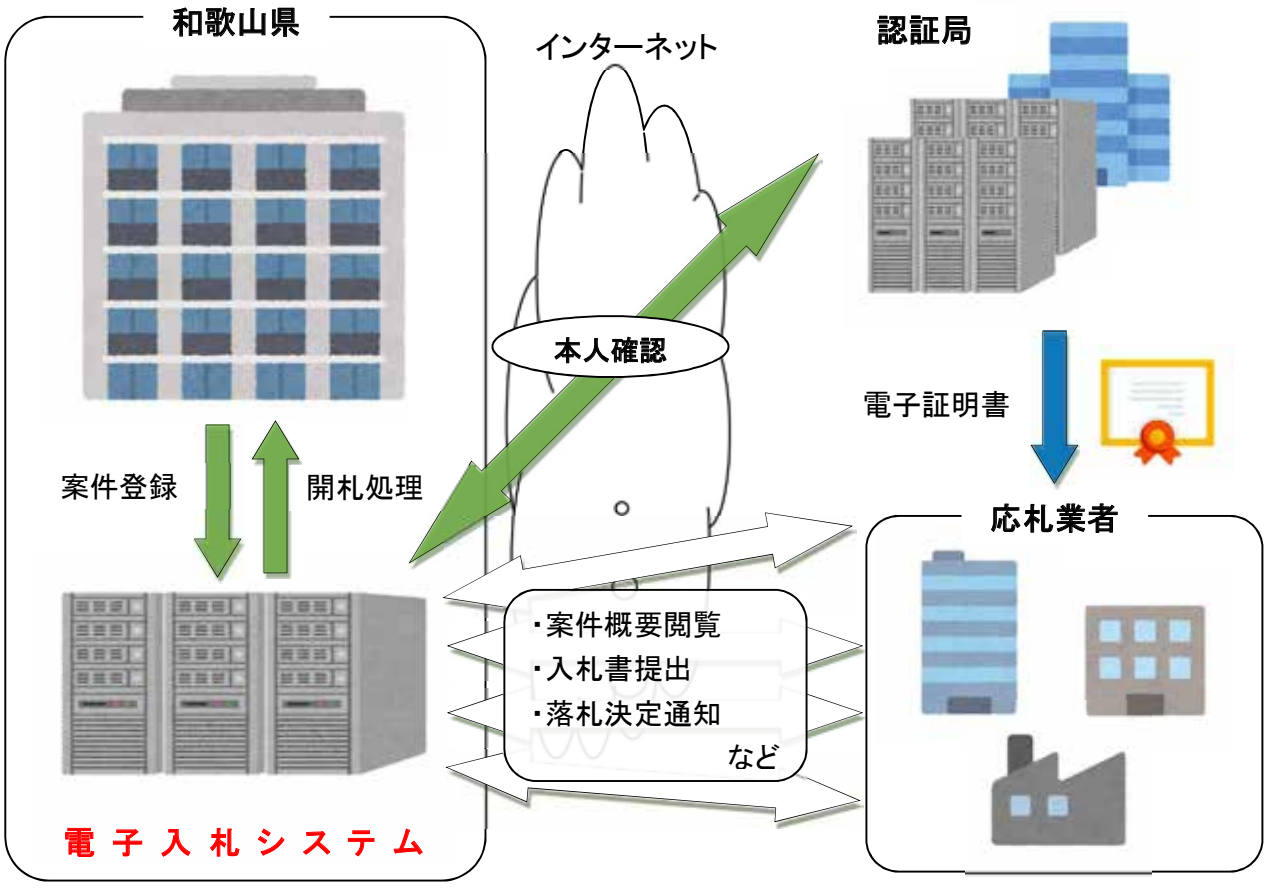

（2） 電子入札の適用

建　設　工　事	すべての工事

電子入札にご参加いただくためには、パソコン、ソフトウェア、IC カード等をご準備いただくほか、パソコンの設定や利用者登録が必要となります。詳細は和歌山県公共工事等電子入札システムのホームページをご覧ください。

和歌山県公共工事等電子入札システム
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html

和歌山県が実施する建設工事及び建設工事に係る委託業務の入札情報（一部の発注機関は除く）は、和歌山県公共工事等入札情報システムのホームページからご覧いただけます。
https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/

（3） ヘルプデスク（問い合わせ対応窓口）

入札情報システム及び電子入札システムを利用する方に対するサポートを実施しています。

■ 0120－032－092（フリーダイヤル）
（対応時間：平日9：00～17：30）
■ E-mail アドレス nyusatsu.wakayama.fs@hitachi-systems.com

例えば
- ・電子入札の参加準備について
- ・システムを利用するためのパソコン設定について
- ・システムの操作方法について
- ・システム操作時のエラーに関する対処について
- ・トラブルに関する対処について

などにお答えします。

3 最低制限価格と調査基準価格

(1) 最低制限価格と調査基準価格

工事の品質確保やダンピング防止のため、最低制限価格及び調査基準価格を設定しています。

	説　明
最 低 制 限 価 格	契約内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で設定する価格のことで、この価格を下回った場合は自動的に失格となります。
調 査 基 準 価 格	契約内容に適合した履行がなされるかどうかの調査を行う基準となる価格のことで、この価格を下回った場合は当該入札価格で適正な工事の施工が可能か調査を行った上で、落札者を決定しています。

(2) 最低制限価格と調査基準価格の適用範囲

最 低 制 限 価 格	総合評価落札方式を適用しない工事
調 査 基 準 価 格	総合評価落札方式を適用する工事

最低制限価格、調査基準価格ともに、開札後に金額を公表（事後公表）しています。

平成２０年６月１日以降の入札公告から、最低制限価格及び調査基準価格の算出の基礎となる価格に一定の範囲で無作為（ランダム）に発生させた係数（以下「ランダム係数」という。）を乗じて得た額としています。

（3） 最低制限価格と調査基準価格の算出方法

最低制限価格 ・ 調査基準価格 ＝ 基準額 × ランダム係数

※基準額に係数を乗じた価格が、予定価格の１００分の７５に満たない場合は１００分の７５相当額となります。

①「基準額」の算出方法

基準額とは、最低制限価格及び調査基準価格の算出の基礎となる価格のことです（消費税込み）。

基準額の算出方法は、以下の算定式に基づき算出します。ただし、算出した価格が予定価格の１００分の７５に満たない場合は１００分の７５となります。

種　　別	基 準 額 の 算 出 式
建　設　工　事	最低制限価格を算出する場合 直接工事費 の 100% ＋ 共通仮設費 の 90% ＋ 現場管理費 の 90% ＋ 一般管理費 の 68% ×（1＋消費税率） 調査基準価格を算出する場合（予定価格（税抜き）1億円未満） 直接工事費 の 100% ＋ 共通仮設費 の 90% ＋ 現場管理費 の 90% ＋ 一般管理費 の 68% ×（1＋消費税率） **ただし、予定価格（税抜き）1億円以上の場合、直接工事費の97%とする。** ※ 営繕工事における「直接工事費」及び「現場管理費」の取り扱いについて 「直接工事費」：設計図書にある直接工事費から現場管理費相当額(*)を減じた額 「現場管理費」：設計図書にある現場管理費に現場管理費相当額(*)を加えた額 ＊ 現場管理費相当額：設計図書にある直接工事費に10%を乗じた額

②「ランダム係数」の算出方法

・電子入札方式については、各業者の応札時間（入札書受付日時）を元に自動的に算出されます。
・持参方式については、暗号化などのセキュリティ強化に使われる「乱数」を使用して、電子計算機により自動的に算出されます。

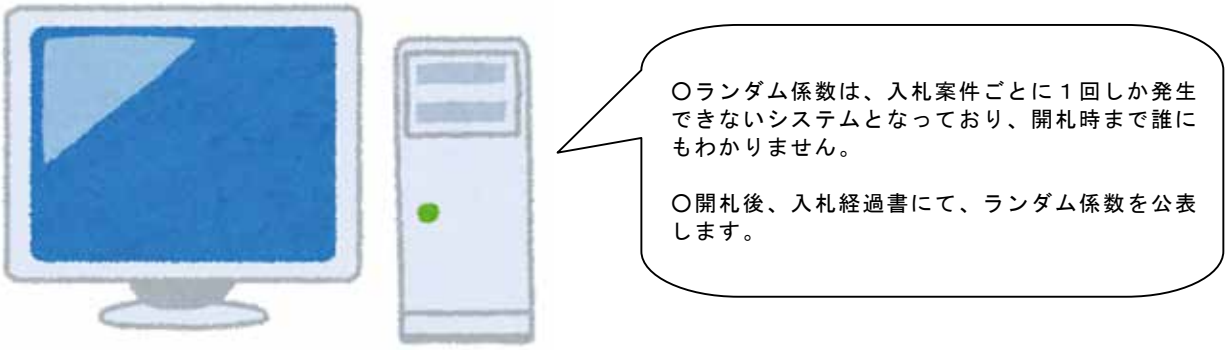

種　　別	ラ ン ダ ム 係 数
建　設　工　事	『 0. 9850～1. 0150 』 の0. 0001刻みの301通りの数値 （小数点以下第4位まで算出）

第４章　総合評価落札方式

１　総合評価落札方式

（1）総合評価落札方式

公共工事に関しては、その受注をめぐる価格面での競争が激化し、著しい低価格による入札やくじ引きによる落札者が多くなることにより、工事の品質低下が懸念されてきました。

そのため、価格と品質で総合的に優れた調達を実施することが必要と考えられ、具体化されたのが「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成１７年４月施行）（通称　品確法）に位置付けられた総合評価落札方式です。

和歌山県では、新「業者評価制度」により一定の品質確保を図るとともに、個別工事ごとにより一層の品質確保を図るため、原則として予定価格（税抜き）１，５００万円以上３，０００万円未満の土木一式工事のうち約４割の確率で無作為抽出により選定された工事、予定価格（税抜き）１，５００万円以上３，０００万円未満の舗装工事業の工事及び予定価格（税抜き）３，０００万円以上の全ての工事で、総合評価落札方式を導入しています。

和歌山県の実情にあった総合評価の体系図

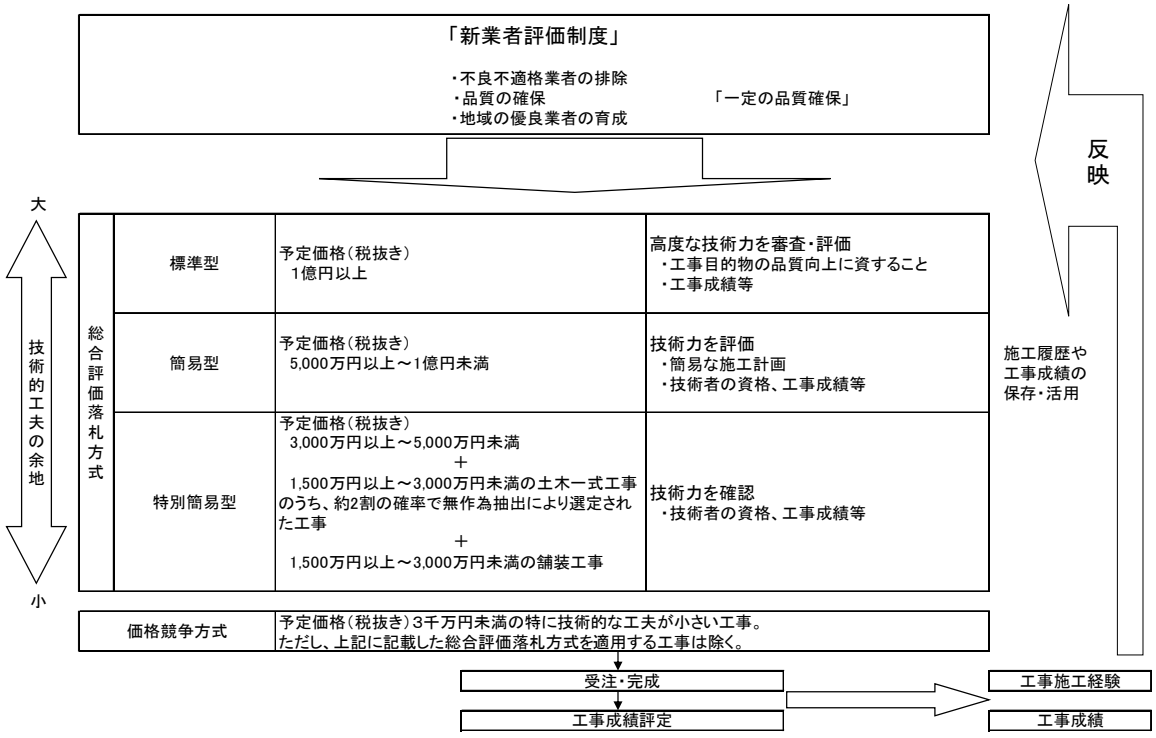

※総合評価落札方式には、「標準型」、「簡易型」、「特別簡易型」のほか、「施工体制確認型」、担い手確保のための「モデル工事」があります。

■ 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する新しい落札方式のことです。

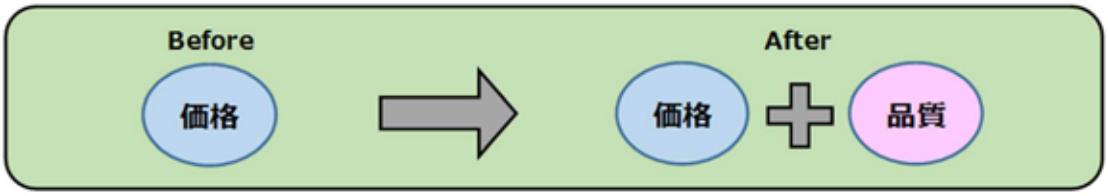

（2）最低価格落札方式（これまでの方式）と総合評価落札方式の違い

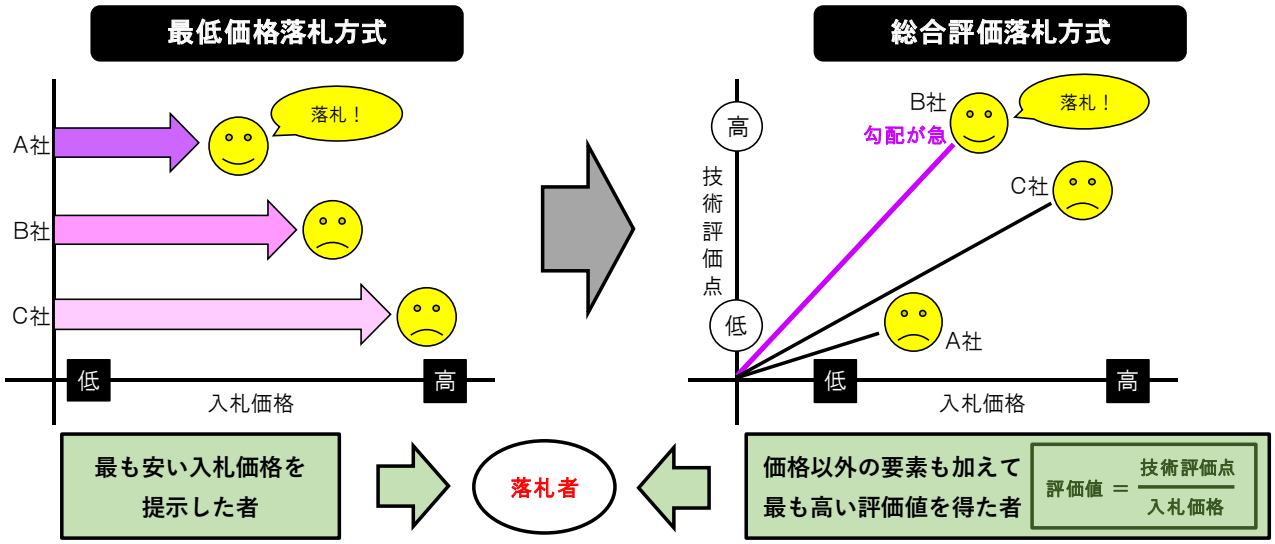

「最低価格落札方式」と「総合評価落札方式」の比較表

項目	【最低価格落札方式】 予定価格（税抜き）3,000 万円未満 ただし、予定価格（税抜き）1,500 万円以上 3,000 万円未満の土木一式工事のうち約 4 割の確率で選定された工事、及び予定価格（税抜き）1,500 万円以上 3,000 万円未満の舗装工事を除く	【総合評価落札方式】 予定価格（税抜き）3,000 万円以上 ＋ 予定価格（税抜き）1,500 万円以上 3,000 万円未満の土木一式工事のうち約 4 割の確率で選定された工事 ＋ 予定価格（税抜き）1,500 万円以上 3,000 万円未満の舗装工事
入札公告	工事ごとに、工事の概要や入札に参加するための条件を公告します。 公告は、県のホームページで閲覧できます。	左記の内容に加えて、総合評価に関する事項（総合評価の方法や落札者決定基準等）を公告します。
技術提案（技術資料）作成要領	入札公告に示した入札参加条件や入札参加資格を満たすことを証明する資料の作成方法や提出方法が記載されています。 【技術資料作成要領】	左記の内容に加えて、総合評価に用いる技術提案の作成方法や提出方法、その証明資料の作成方法や提出方法が記載されています。 【技術提案作成要領】
入札参加方法	公告で示された入札に参加するための条件（ランク・点数・地域要件・施工実績・技術者等）を満たしている方なら、どなたでも入札に参加することができます。 入札参加資格の認定を受けている事業者自らが、入札に参加する工事を選定し、入札に参加します。	左と同じです。
入札	入札書、工事費内訳書及び入札担当者連絡票を入札公告や技術資料作成要領に示された方法で提出します。	左記の内容に加えて、入札公告や技術提案作成要領に示された技術提案（提案様式）を提出します。
資格審査等	最低価格入札者に対し、技術資料の提出を求め、その工事の入札参加条件を満たしているかの審査を行います。	最高評価値入札者に対し、書面による技術提案の提出を求め、入札時に提出された技術提案の確認審査や、その工事の入札参加条件を満たしているかの審査を行います。
落札決定	開札を行い、予定価格以下で最低制限価格を下回らない最も低い価格の応札者が落札予定者となり、最低価格入札者が入札参加条件を満たしている場合、落札決定が行われ落札者となります。	開札を行い、予定価格以下で入札公告に示された総合評価の方法により算定された評価値が最大となる応札者（入札金額が調査基準価格を下回った者は、低入札価格調査の結果、適合した履行がなされないおそれがないと認められた者に限る。）が最高評価値入札者となり、入札参加条件を満たしている場合、落札決定が行われ落札者となります。

（3） 総合評価落札方式の型式と適用金額

型式	適用金額 [予定価格（税抜き）]	方式の概要
標 準 型	1億円以上	高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事について、工事目的物の品質向上、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの
簡 易 型	5,000 万円以上 1 億円未満	技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の大きいもので、簡易な施工計画や技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの
特別簡易型	「3,000 万円以上 5,000 万円未満」 ＋ 「1,500 万円以上 3,000 万円未満の土木一式工事のうち約 2 割の確率で選定された工事」 ＋ 「1,500 万円以上 3,000 万円未満の舗装工事業の工事」	技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の小さいもので、技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

予 定 価 格 （ 税 抜 き ）	通 常	経済対策用措置
1億円以上	標 準 型	標 準 型（※2）
5，000万円以上1億円未満	簡 易 型	**特別簡易型（※1）**
「3,000 万円以上 5,000 万円未満」＋「1,500 万円以上 3,000 万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で選定された工事」＋「1,500 万円以上 3,000 万円未満の舗装工事業の工事」	特別簡易型	

（※1）平成21年2月から予定価格（税抜き）5千万円以上1億円未満の工事における総合評価落札方式について、特別簡易型を適用しています。

（※2）令和2年1月から国土（県土）の強靭化を推進するとともに、災害等の早期復旧に向けて更なる入札執行の迅速化を図るため、予定価格（税抜き）1億円以上2億円未満の災害復旧工事及び国土強靭化に係る工事について、令和3年4月からその他の事業に関する工事についても、標準型ではなく特別簡易型を適用できることとしています。

※総合評価落札方式には、「標準型」、「簡易型」、「特別簡易型」のほか、「施工体制確認型」、担い手確保のための「モデル工事」があります。

2 評価の方法

（1）評価値の算出方法

総合評価落札方式では、評価値の最も高い応札者が落札者となります。なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ等により順位を決定するものとします。

評価方式は除算式を原則とし、評価値は次式により得られる値とします。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格（千円）}} \times 10^5 = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格（千円）}} \times 10^5$$

○ 評価値は小数点第4位止めとし、小数点第5位を四捨五入し、標準点は100点です。

○ 具体的な技術提案の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、技術提案の記載の内、評価された部分を示し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知します。

（2） 総合評価落札方式の型式

総合評価落札方式の形式別の評価項目及び配点（土木一式工事の例）

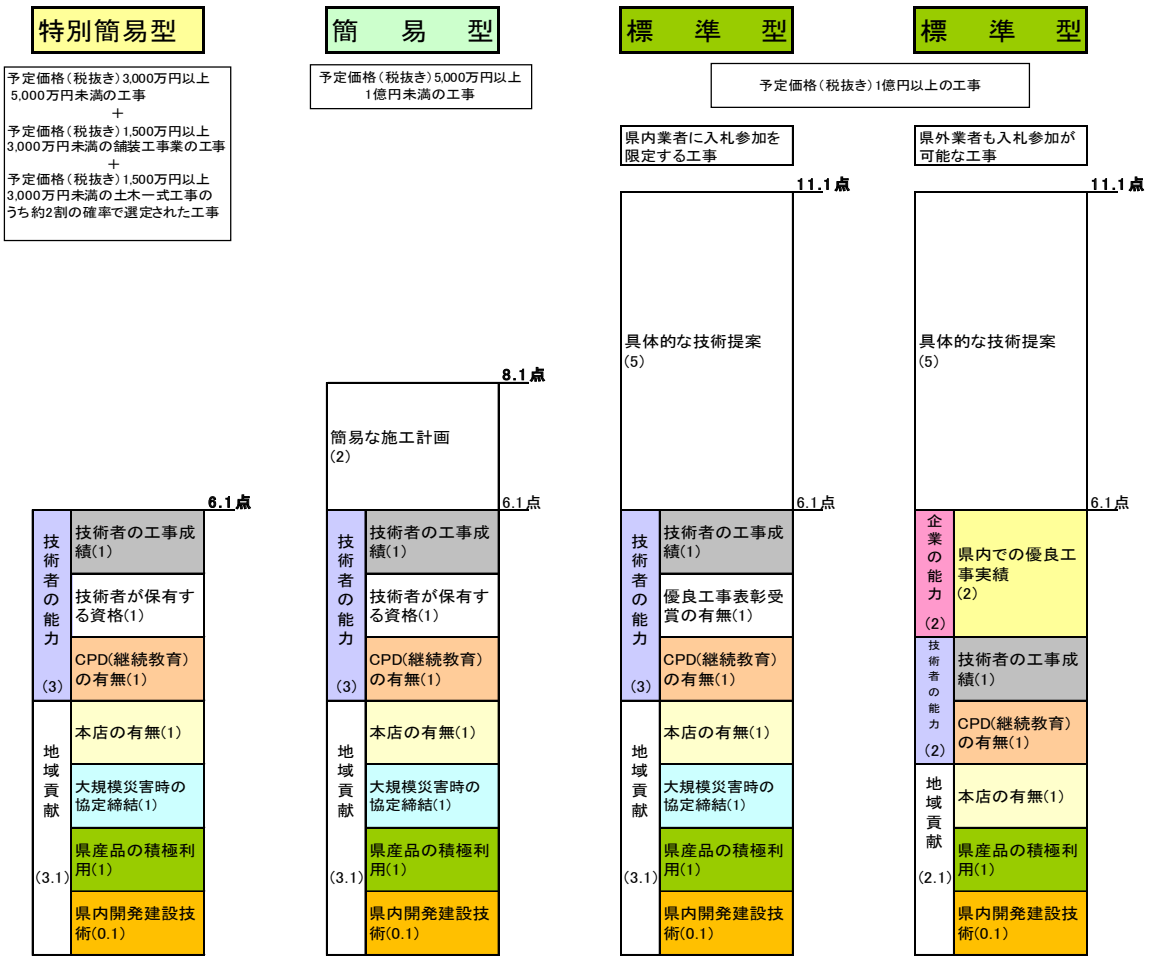

（備考）
県内開発建設技術を使用出来ない工事においては、県内開発建設技術（0.1）の評価内容を削除するものとする。

（3） 特別簡易型落札者決定基準

特別簡易型

・予定価格（税抜き）3,000万円以上5,000万円未満の工事に適用
・予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事に適用

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考	
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値		①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 【予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の場合】 ※主任（監理）技術者、特例監理技術者、現場代理人、監理技術者補佐のいずれも担当した対象工事がない場合は、主任技術者として担当した契約額が1，500万円未満の舗装工事業の工事を対象とする。 【共通】 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
			②55点以上75点未満 1.0×（工事成績の平均値−65.0）/10.0	1.0 〜 −1.0			
			③55点未満	−1.0			
	(2)主任（監理）技術者の保有する資格		①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0	必須	※技術士は、○○部門又は総合技術監理部門（○○）に対して評価する。
			②2級土木施工管理技士（○○）	0.5			
			③上記以外	0.0			
	(3)主任（監理）技術者の保有する資格Ⅱ		①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用
			②2級舗装施工管理技術者	0.5			
			③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
	(4)継続教育（CPD）の取り組み状況		①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。
			②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5			
			③なし	0.0			
地域貢献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	1.0	必須	【予定価格（税抜き）5,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 【県外業者が入札参加可能な工事の場合】 「工事箇所と同一の市町村内」を「県内」とする。
			②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	1.0	（選択）	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。
			②なし	0.0			
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			同　2件以上5件未満	0.5			
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0			
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0			
			④上記①②③以外	0.0			
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	0.1	（選択）	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
			⑦上記⑤⑥以外	0.0			
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置		①登録建設塗装基幹技能者または1級○○塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	（選択）	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】
			②上記以外	0.0			
以上　7．1点以内で、換算は行わない							

※1　年数は「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。

(2)監理技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士（5年以上）	1.0
	②1級土木施工管理技士または技術士（5年未満）	0.5
	③上記以外	0.0

特別簡易型(Bランク)

予定価格(税抜き) 1，500万円以上3，000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で選定された工事に適用

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値		①75点以上	1.0	／1.0	※配置予定技術者が主任技術者として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※主任技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
			②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値−65.0)／10.0	1.0 ～ −1.0		
			③55点未満	−1.0		
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格		①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	／1.0	※技術士は、建設部門又は総合技術監理部門(建設)に対して評価する。
			②2級土木施工管理技士(土木)	0.5		
			③上記以外	0.0		
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	／1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。
			②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5		
			③なし	0.0		
地域貢献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	／1.0	【入札参加資格要件の地域要件が県内一円である場合などは適宜考慮する】
			②上記以外	0.0		
	(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	／1.0	
			②なし	0.0		
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が 5件以上あり	1.0	／1.0	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			同 2件以上5件未満	0.5		
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が 1件以上あり	1.0		
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0		
			④上記①②③以外	0.0		
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	／0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1		
			⑦上記⑤⑥以外	0.0		
以上6.1点で、換算は行わない						

（4） 簡易型 落札者決定基準

簡易型

予定価格（税抜き） 5，000万円以上1億円未満の工事に適用

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考	
簡易な施工計画	(1)品質管理、工程管理等についての技術提案		①計画は適切であり，想定される項目をすべて満足	2.0	2.0	必須	
			②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足	1.5			
			③計画は適切であり，想定される項目の5割以上を満足	1.0			
			④計画は適切であり，想定される項目の2割以上を満足	0.5			
			⑤計画は適切であるが，想定される項目の2割未満	0.0			
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値		①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
			②55点以上75点未満 1.0×（工事成績の平均値−65.0）/10.0	1.0 〜 −1.0			
			③55点未満	−1.0			
	(2)主任（監理）技術者の保有する資格		①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0	必須	監理技術者の配置を義務付ける 場合は、資格取得後の経過年数を評価する。 ※1
			②2級土木施工管理技士（〇〇）	0.5			
			③上記以外	0.0			
	(3)主任（監理）技術者の保有する資格Ⅱ		①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める 割合が高い工事に適用
			②2級舗装施工管理技術者	0.5			
			③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
	(4)継続教育（CPD）の取り組み状況		①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る 資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。
			②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5			
			③なし	0.0			
地域貢献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 ※2 ※3
			②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。
			②なし	0.0			
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を 提出した日から起算して過去3年以内を 対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を 提出した日から起算して過去1年以内を 対象とする。
			同 2件以上5件未満	0.5			
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0			
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0			
			④上記①②③以外	0.0			
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を 提出した日から起算して過去3年以内を 対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
			⑦上記⑤⑥以外	0.0			
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置		①登録建設塗装基幹技能者または1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)	【塗装工事又は塗装の占める 割合が高い工事に適用（区画線工事を 除く）】
			②上記以外	0.0			
以上 9．1点以内で、換算は行わない							

※1 年数は「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。

(2)監理技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士（5年以上）	1.0
	②1級土木施工管理技士または技術士（5年未満）	0.5
	③上記以外	0.0

※2 工事箇所が和歌山市内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内（ただし和歌山市内に限る）に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

※3 工事箇所が海南工事事務所管内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内（ただし海南工事事務所管内に限る）に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

（5） 標準型（県内業者限定工事）落札者決定基準

標準型 県内企業限定工事対象

予定価格（税抜き） 1億円以上の工事に適用

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考	
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等		提案の内容により評価	0～5	5.0	必須	
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値		①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
			②55点以上75点未満 1.0×（工事成績の平均値−65.0）/10.0	1.0 ～ −1.0			
			③55点未満	−1.0			
	(2)主任（監理）技術者の保有する資格Ⅱ		①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用
			②2級舗装施工管理技術者	0.5			
			③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
	(3) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞 （旧：i−Construction大賞） ・近畿地方インフラDX大賞 （旧：近畿地方i−Construction大賞） 上記いずれかの受賞の有無		①あり	1.0	1.0	必須	・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i−Construction大賞）については、【○○】年度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞（旧：i−Construction大賞）については、入札書を提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞（旧：i−Construction大賞）及び近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i−Construction大賞）の評価については、受賞した工事に配置された技術者（主任（監理）技術者）の実績を評価する。（表彰種別は問わない。）
			②なし	0.0			
	(4)継続教育（CPD）の取り組み状況		①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。
			②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5			
			③なし	0.0			
地域貢献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。
			②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	1.0	（選択）	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用
			②なし	0.0			
	(3)企業育成への取り組み		①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用 ただし、橋梁上部工（鋼構造物）工事を除く
			②なし	0.0			
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が 5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			同 2件以上5件未満	0.5			
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が 1件以上あり	1.0			
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0			
			④上記①②③以外	0.0			
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が 1件以上あり	0.1	0.1	（選択）	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
			⑦上記⑤⑥以外	0.0			
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置		①登録建設塗装基幹技能者または 1級○○塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	（選択）	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】
			②上記以外	0.0			

以上 13．1点以内で換算は行わない

(6) 標準型(県外業者参入工事)落札者決定基準

標準型　県外企業を含む入札
予定価格(税抜き) 1億円以上の工事に適用

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考	
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等		提案の内容により評価	0～5	5.0	必須	
企業の施工能力	(2)県内での優良施工実績		①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上)	2.0	2.0	必須	※同種工事は○○による○○工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。
			②同上(工事成績75点以上80点未満)	1.5			
			③同上(工事成績70点以上75点未満)	1.0			
			④同上(工事成績65点以上70点未満)	0.5			
			⑤上記以外	0.0			
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値		①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
			②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値−65.0)／10.0	1.0 ～ −1.0			
			③55点未満	−1.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格		①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用
			②2級舗装施工管理技術者	0.5			
			③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。
			②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5			
			③なし	0.0			
地域貢献	(1)本店の有無		①和歌山県内に本店を有する	1.0	1.0	必須	
			②上記以外	0.0			
	(2)県内企業育成への取り組み		①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用 ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く
			②なし	0.0			
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が 5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			同　2件以上5件未満	0.5			
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が 1件以上あり	1.0			
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0			
			④上記①②③以外	0.0			
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が 1件以上あり	0.1	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
			⑦上記⑤⑥以外	0.0			
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置		①登録建設塗装基幹技能者または 1級○○塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】
			②上記以外	0.0			

以上　13．1点以内で換算は行わない

（7）技術提案

【簡易型で求める簡易な施工計画と標準型で求める具体的な技術提案の相違点】

簡易な施工計画	発注者が示す仕様どおりに適切に施工できる能力（施工の確実性）を評価	共通仕様書に書かれているような一般的な事項でも、当該工事の施工で、特に配慮が必要と考えられる内容について書かれていれば評価される。
具体的な技術提案	発注者が示す標準的な仕様を超える技術力を評価	共通仕様書に書かれているような一般的な事項は評価されない。 施工上の工夫など品質の向上に資する提案が評価される。

総合評価方式（標準型）において求める「具体的な技術提案」例

工事内容		具体的な技術提案
トンネル		・コンクリートの強度や品質向上
		・工事による騒音の低減
		・工事による振動の低減
橋梁	上部（ＰＣ）	・コンクリートの強度や品質向上
		・ＰＣ鋼材の品質向上
	上部（メタル）	・床版コンクリートの強度や品質向上
		・鋼材の腐食防止
	下部	・コンクリートの強度や品質向上
		・濁水の低減
	共通	・現道交通の安全確保
道路改良		・コンクリートの強度や品質向上
		・盛土の品質向上
		・濁水の低減
下水道		・管路の止水性の向上
		・既設構造物への影響の抑制方法
港湾		・上部コンクリートの強度や品質向上
		・安全管理や事故防止対策
		・濁りの拡散低減
河川（浚渫）		・騒音・振動の低減
		・濁りの拡散低減
営繕	建築	・外壁の仕上げにおける施工管理・品質管理
		・コンクリートの強度や品質向上
		・第三者に対する安全対策
	電気	・電力ケーブルの維持管理
		・当該施設の省エネ対策
		・工事中における安全対策
	設備	・空気調和機器の省エネ対策
		・配管工事における耐震補強
		・工事中における安全対策

【技術提案にかかる留意点】

- ■ 簡易な施工計画や具体的な技術提案において、「具体的な提案」の項目に記載のない場合又は提案が基準に適合しない等、適正でない場合は失格となることがあります。
- ■ 工事名等に記載間違いがないこと。
- ■ 技術提案は確実に施工ができるものとすること。
- ■ 技術提案は施工の確実性を求める為、具体的に記載すること。また曖昧な表現としないこと。
- ■ 枚数制限がある場合は、制限を守ること。（制限を超えた場合は評価の対象から外します。）
- ■ 提案を他社から聞き出すようなことはしないこと。また、他社と協議して作成しないこと。
- ■ 技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映すること。
- ■ 技術提案の履行確認については、監督員に立会を求めるとともに、写真等による記録を残すこと。
- ■ 受注者の責で採用された技術提案のとおりに施工が成されなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。さらに、工事のやり直しを命じ、又は、契約金額の減額もしくは損害賠償請求を行う場合がある。
  また、引渡後において、技術提案の不履行が確認された場合においても、成績評定の減点を行うとともに、上記と同様の措置等を課す場合がある。
- ■ 「県産品・リサイクル製品の積極利用」において、県産品等の使用を提案した場合の不履行が確認された場合には、工事成績の減点を行うものとする。

（8）学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式を実施する場合には、地方自治法及び同法施行令に基づき「落札者決定基準を定めるとき」にあらかじめ２人以上の学識経験者の意見を聴くこととしています。また、当該意見聴取の際に「落札者を決定するとき」に改めて意見を聴く必要があると判断された場合は、「落札者を決定するとき」にあらかじめ２名以上の学識経験者の意見を聴くこととしています。

この学識経験者の意見聴取については、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会を設置し、意見を聴いています。

（9）総合評価の実施状況

総合評価の実施状況は、本格導入した平成２０年度は２８４件となっており、それ以降の実施率は概ね７割程度で推移していましたが、令和６年度は５１２件の工事で実施し、近年の実施率は７割以上となっています。総合評価落札方式を本格導入した平成２０年度以降、その工事成績評定点は年々上昇し、近年の平均点は７０点台後半となっており、総合評価落札方式で発注した工事は、より高い品質が確保されていると考えています。

総合評価実施状況

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総合評価件数（件）	81	284	472	478	590	594	586	572	387	466	392	563	610	685	750	521	547	512
総合評価金額（億円）	130	333	363	348	540	493	531	420	376	397	262	438	440	624	756	507	414	425
総合評価実施率（金額ベース%）	31	66.7	72.6	70.4	78.1	79.5	76.8	74.5	74.4	75.1	64.7	74.1	74.5	77.8	82.2	80.8	75.1	78.9

工事成績評定点

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
成績評定点	69.5	72.2	73.2	74.8	74.2	73.6	75.8	76.9	77.3	78.1	78.7	78.3	78.4	77.8	76.4	77.1	77.5	78.0

※上表は予定価格（税抜）3,000 万円以上で算出

（10）総合評価落札方式における入札手続きの効率化
（申告内容採点方式から申告点数確認方式への変更）

総合評価落札方式の建設工事における客観的な採点を行う項目（具体的な技術提案を除く）について、平成３０年６月１日以降に入札する建設工事より、入札者が入札書と併せて提出していた技術提案書類（4～5 枚）に代わり、申告点数を入札者が自ら記入した申告点数表(1 枚)を提出する方式へ変更し、入札者及び発注者の事務負担の軽減並びに落札決定までに要する時間の削減を図ってきました。

令和３年６月１日以降、さらなる入札事務の効率化を図るため、事情により紙入札を行う場合を除き、電子入札システムに申告点数を入力する方法に改正しました。

○入札事務手続き図：建設工事の例

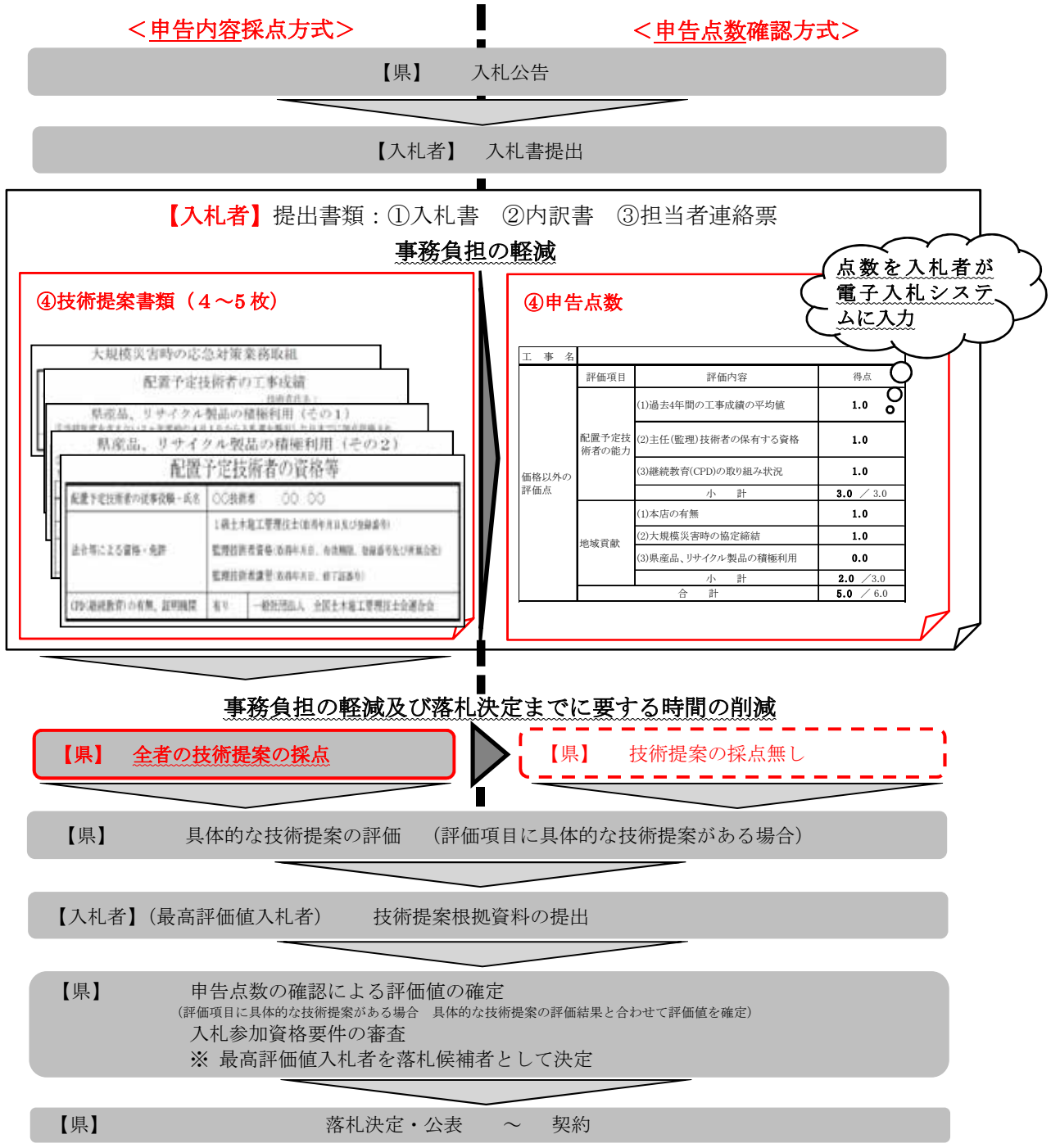

第５章 工事費の積算

1　工事費の積算

（1）積算

積算とは	材料費・労務費・経費等の費用を積み上げ、工事に必要な費用を算出することです。発注者は、主に事業計画の作成や標準的な施工方法による予定価格の算出のために行います。受注者は、発注者の意図する目的物を完成させるための工事費等を算出するために行います。

○　和歌山県では、国や県が調査した各種単価（資材単価、労務単価、市場単価）と国土交通省が標準的な工事価格が算定できるよう実態調査を行い定めた積算基準に準じて工事費の積算をしています。

○　設計書の作成にあたっては、現場条件を的確に反映した積算に努めることとしています。
また、発注者と受注者が対等な立場に立ち、現場での問題点に対し迅速に対応するとともに、現場条件等の変更に伴う工事量の増減等に対しては、必要な契約変更を行うこととしています。

（2）工事費の基本構成

工事費（予定価格）の基本構成及びそれぞれの費用の内容は次のとおりです。

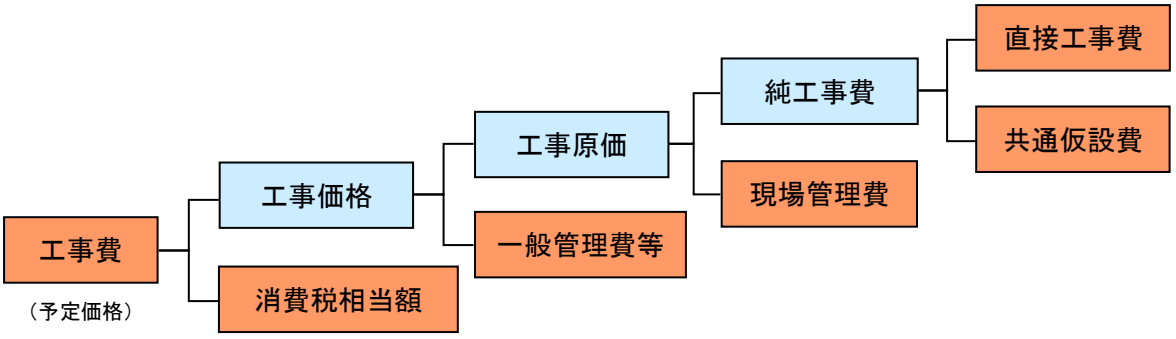

【一般土木工事の例】

工事費（予定価格）	**直接工事費 ＋ 共通仮設費 ＋ 現場管理費 ＋ 一般管理費等 ＋ 消費税相当額**
直接工事費	**労 務 費 ＋ 材 料 費 ＋ 直接経費 ＋ 諸 雑 費**
直 接 経 費	**特許使用料 ＋ 水道光熱電力料 ＋ 機械経費**
諸 雑 費	**当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に一括計上する費用 （原則、工事単体毎に算出）**

	項　目	主　な　内　容	積算方法	備考
共通仮設費	運搬費	建設機械器具の運搬等に要する費用 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬等に要する費用　など	直接工事費 ×　経費率 ＋　積上分	経費率は、共通仮設費率として一括計上する。 （分解できない）
	準備費	準備及び後片付けに要する費用 調査・測量、丁張等に要する費用 準備として行う伐開に要する費用　など	直接工事費 ×　経費率 ＋　積上分	
	事業損失防止施設費	工事施工に伴って発生する騒音・振動等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置撤去、調査に要する費用など	積上	
	安全費	安全施設等に要する費用 安全管理等に要する費用　など	直接工事費 ×　経費率 ＋　積上分	
	役務費	土地の借上げ等に要する費用 電力、用水等の基本料 電力設備用工事負担金	積上	
	技術管理費	品質管理のための試験等に要する費用 出来形管理のための測量等に要する費用 工程管理のための資料の作成等に要する費用　など	直接工事費 ×　経費率 ＋　積上分	
	営繕費	現場事務所、試験室等の営繕に要する費用 労働者の輸送に要する費用 監督員詰所及び火薬庫の営繕に要する費用	直接工事費 ×　経費率 ＋　積上分	

	主　な　内　容	積算方法	備考
現場管理費	労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、従業員給料手当（現場従業員）、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、工事登録等に要する費用　など	純工事費 ×　経費率	

	主　な　内　容	積算方法	備考
一般管理費等	役員報酬、従業員給料手当（本支店従業員）、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費、付加利益（法人税、都道府県民税、市町村民税、株主配当金、役員賞与、支払利息）　など	工事原価 ×　経費率	

○ 経費率は、全国統一の基準で設定されています。経費率は市販本にも掲載されています。

（3）単価の分類

公共工事を発注する際の工事費の積算に使用する単価には、資材単価、労務単価、市場単価及び土木工事標準単価があります。

① 資材単価 ――― 工事目的物に使用する材料（例：生コン・鉄筋・鋼材など）の価格
施工するために必要な材料（例：軽油・鋼矢板など）の価格

設計書作成時の単価決定方法

1. 技術調査課が定める和歌山県統一単価『土木工事標準積算基準書（単価・損料等）』を採用
   （例）生コンクリート、アスファルト合材、骨材類など
   軽油、鉄筋、各種鋼材、ヒューム管など
2. 積算月の『積算資料』と『建設物価』の平均価格を採用
3. 特別調査を行い決定するものを採用（橋梁の支承、PC桁、その他）
4. 見積りにより決定するものを採用

資材単価の改定

1. 『積算資料』と『建設物価』に掲載されている単価や、国土交通省近畿地方整備局から送付される単価については毎月改定
2. 県独自の調査により決定している単価のうち、主要な基礎資材である生コンクリート、アスファルト合材、骨材類については、3ヶ月に1回調査し改定

② 労務単価 ――― 工場・現場で作業を行った人に支払われる賃金・手当

労務単価の決定方法

・毎年全国一斉に、国土交通省・農林水産省が合同で調査し決定
（公共事業労務費調査）

③ 市場単価 ――― 一つの工種において一部または全部を施工するために必要な価格を、実際に取引されている市場を調査して決定した価格

④ 土木工事標準単価 ―― 工事業者の施工実績に基づき、調査により得られた材料費、歩掛等によって算出した価格

第６章 成績評定と優良工事表彰

1　成績評定

（1）工事成績評定

和歌山県県土整備部工事成績評定要領及び和歌山県県土整備部工事成績評定要領（建築・設備工事等）に基づき工事成績評定を行います。

①工事成績評定

評定の目的	厳正かつ適確な評定の実施を図ることにより、受注者の適正な評価及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的としています。
評定の対象	評定は、県土整備部及び農林水産部が発注する全ての請負工事について行います。
評定の方法	○評定は、工事請負契約ごとに行います。 ○評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行います。 ○監督員及び担当課長等は、和歌山県建設工事請負契約書第32条に定める工事の完成後及び同契約書第38条に定める指定部分に係る工事の完成（一部完成）後に、監督により確認した事項に基づいて評定を行います。 ○検査員は、和歌山県工事検査規程第3条に定める完成検査、中間検査及び一部完成検査の完了後に、検査により確認した事項に基づいて評定を行います。

②工事成績評定の用途

受注者の適正な評価及び指導育成並びに品質の向上のため、工事成績評定は、優良工事表彰、総合点数（地方基準点）、格付け基準（ランクダウン等）、総合評価落札方式に使用しています。

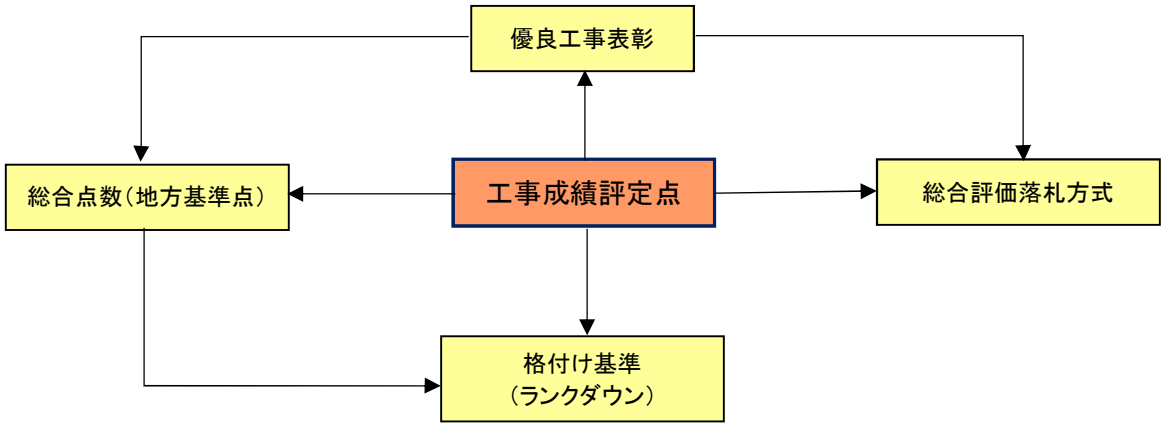

（2）最近の評定値の分布状況

最近５年間の工事成績評定点の状況は、次のようになっています。

【表－1】　工事成績評定点（土木一式工事）の平均点

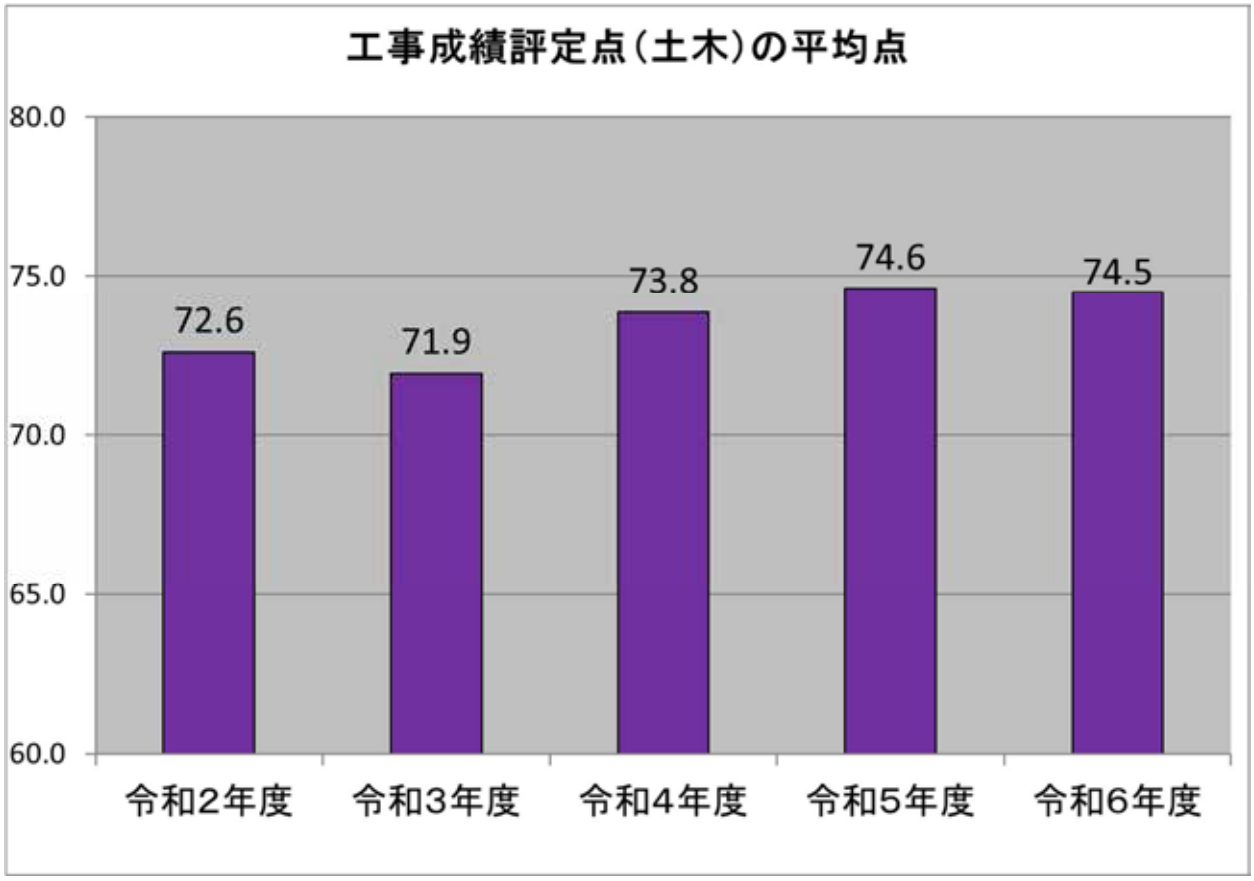

2　優良工事表彰

（1）優良工事表彰の目的

和歌山県では、良質かつ経済的な社会資本整備をめざし、県内建設業者の技術力の向上に取り組んでいます。

その一環として、県が発注した建設工事のうち、優秀な技術と適正な施工により品質、出来映え等が優れ、他の模範となる工事を施工した県内建設業者及びその工事を監督した技術者を表彰し、県内建設業者の技術力向上及び健全な育成・発展に資することを目的としています。

（2）選考基準

前年度に完了した工事のうち、下記の条件を満たす工事について、優良工事表彰審査会にて審査を行います。

①和歌山県優良工事表彰の対象となる工事は、和歌山県が競争入札により請負契約を締結した建設工事のうち、県土整備部工事成績評定要領又は農林水産部工事成績評定要領により評定を行った最終請負金額が1500万円以上の工事とする。

②評定要領に定める工事成績評定表の評定点が75点以上の工事で、その内容が特に優れ、他の模範となるものであること。

③次のいずれかに該当する者が施工した工事でないこと。

・表彰を行う年度の前年度において、評定点が65点未満となる工事を施工したことがある者。
・表彰を行う年度の前年度以降において、入札参加資格停止を受けたことがある者、又は入札参加資格停止期間が継続している者。

④その他表彰にふさわしくない事例がないこと。

（3）優良工事表彰審査会と選考フロー

優良工事表彰審査会（以下、「審査会」という。）と選考フローについては、次のとおりです。

審査会

審査会の役割	優良工事推薦調書及び現地調査結果をもとに審査及び選考を行います。
審査会委員	会　長 ： 県土整備部長 副会長 ： 農林水産部長及び県土整備部技監 委　員 ： 県土整備部及び農林水産部の各局長

選考フロー

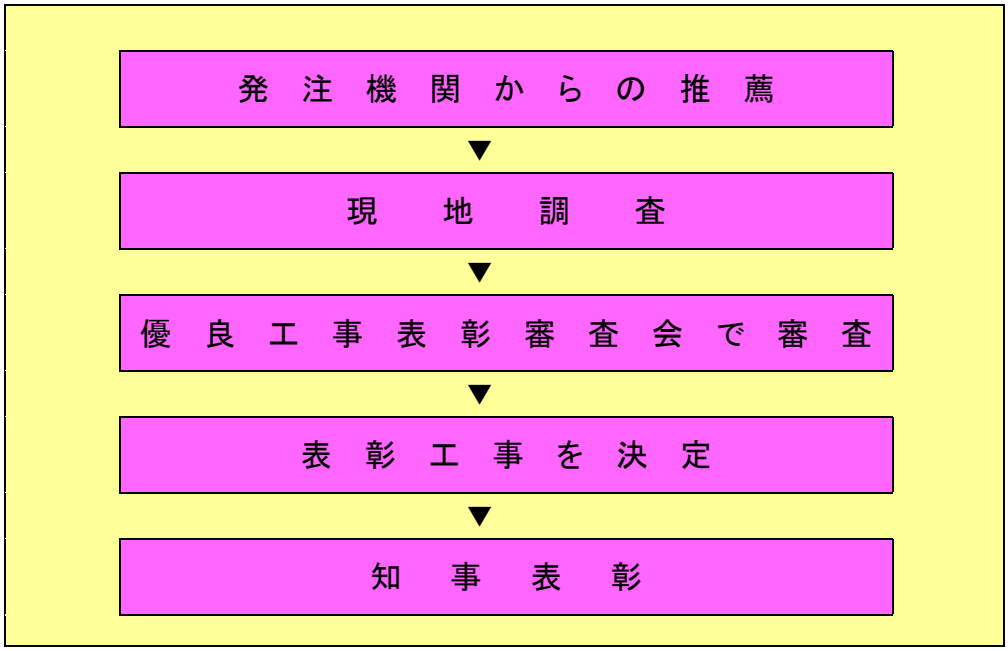

（4）受賞者のメリット

優良工事表彰受賞者は、現在次のようなメリットがあります。

入札参加資格審査における地方基準点で30点が加点されます。

総合評価において、入札参加が県内事業者に限定される標準型では、
技術者の評価として活用されます。

（高得点工事成績（工事成績評定点が75点以上）でも30点の加点があり、併せて60点加点されます。）

第７章 その他

1　けんさんぴん、県内開発建設技術の積極活用

（1）目的

和歌山県では県内の景気浮揚、雇用の確保などを目的に、公共工事における県産品の積極的活用に、また、県内企業等の技術力向上及び競争力強化を図るため、県内開発建設技術の積極的活用に取り組んでいます。

（2）けんさんぴんの定義

下記の条件のいずれかを満たすものをけんさんぴんとしています。

県産品 建設資材	① 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品 ② 県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品 ③ 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」 ④ 県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品
県産 新工法	公共事業の実施に当たって品質の向上及びコスト縮減等、公共事業の改善に資する従来工法に替わる工法で、県内の建設業者等が中心となって開発したもの
県土保全 環境技術	和歌山県土の保全と復元を図り、自然環境共生の促進に資する技術及び工法 ① 県内の建設業者等が中心となって開発した技術及び工法 ② 県産品建設資材を主材料とする技術及び工法 ③ 紀州材を有効利用できる技術及び工法
県産認定 リサイクル製品	和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例による認定を受けた県産認定リサイクル製品

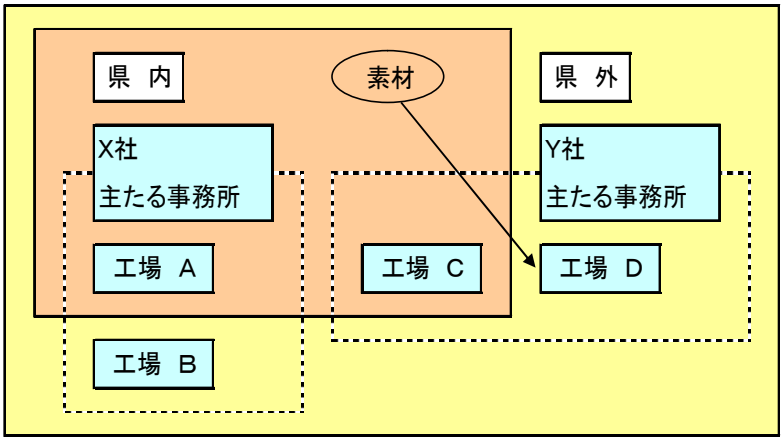

企業の所在地と製造地について

けんさんぴんは、工場A・工場B・工場Cで製造された建設資材、製品をいいます。

また、工場Dで生産された建設資材で紀州材を使用した資材や県内で生産された素材が大部分を占める建設資材、製品はけんさんぴんとなります。

■けんさんぴんの確認

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html

（3）県内開発建設技術の定義

県内に主たる事務所を置く企業、組合等で開発した建設工事に係る製品・工法で、具体的には次のいずれかに該当するものを県内開発建設技術としています。

1）国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）に登録された製品・工法
2）特許権・実用新案権取得済の製品・工法
3）法令等により定められた技術基準を満たすものとして（一財）土木研究センター等の技術審査証明実施機関により証明された製品・工法
4）和歌山県の先駆的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された製品・工法

■県内開発建設技術の確認は →https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/d00201497.html

（4）県の取り組み

和歌山県では、県産品、県内開発建設技術の積極的な活用促進のため、次のとおり取り組んでいます。

① 共通仕様書への記載

県施設の基本計画・事業計画等を立案するにあたり、県産品建設資材、県認定リサイクル製品及び県内開発建設技術の活用を積極的に検討するとともに、工事受注者に対し、県産品建設資材や県内調達資材、県内開発建設技術の優先使用に努めることを求めています。

② 工事成績評定での加点等

施工にあたって県産品、県内開発建設技術を優先使用していただけるように、工事成績評定において、加点を行うこととしています。

県産品については、下記①～③の項目に該当した場合は加点

① 仕様書明記の県産品をすべて使用
② 上記①の条件を満たした上で、明記していないものについて県産品を使用
③ 仕様書に県産品の明記が全くない場合に、県産品を使用

また、総合評価落札方式において、県産品、県内開発建設技術の積極利用を評価項目とし、過去の工事における工事成績評定において、県産品の積極使用により加点評価された工事件数、県内開発建設技術の使用実績などにより評価しています。

２　技術者重複の防止

（１）　営業所技術者等との重複

建設業法では、営業所ごとの技術者の配置（建設業許可の基準）や工事現場における技術者の設置に関する規定を設けており、建設工事の適正な施工を図るため、許可を受けようとする建設業に係る建設工事について、それぞれ専門の技術者を有する事が必要です。

さらに、建設業に関する営業の中心は各営業所にあることから、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設業法第７条第２項若しくは第１５条第２項に規定する資格・経験を持つ技術者を置く必要があり、この**技術者は営業所に常勤して専らその職務に従事する**ことが求められています。

▼

営業所技術者等が、
建設業法第26条第3項に規定される専任を要する工事現場の
主任技術者又は監理技術者となることは、建設業法違反となります。

このため和歌山県では、工事実績情報システム（コリンズ）等の活用により、営業所専任の技術者が専任を要する工事現場の主任（監理）技術者として配置されていないか、また専任を要する工事現場に配置される主任（監理）技術者が他の工事に配置されていないか等を確認し、各工事における技術者の適正配置、技術者の重複による受注の防止に努めています。

（２）　工事実績情報システム（コリンズ）

工事実績情報システム（以下、「コリンズ」という。）とは、国、都道府県、市区町村、公益法人、高速道路会社、電力会社、鉄道会社等の公益民間企業が発注した公共工事の情報を、（一財）日本建設情報総合センター（ジャシック：ＪＡＣＩＣ）が データベース管理し、発注機関に情報提供しているものです。

このコリンズは、公共工事を受注した企業が、当該工事の内容を契約単位で登録するもので、発注機関において企業や技術者の実績、技術者の配置状況の確認に活用されます。

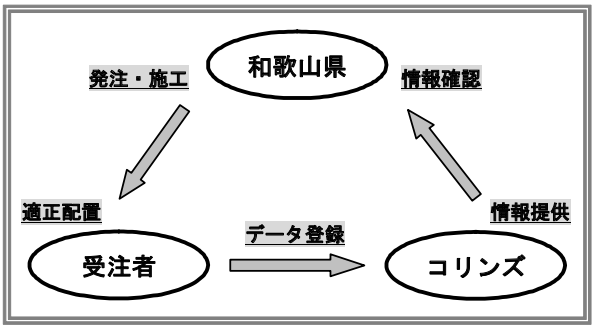

和歌山県では、このコリンズへの登録について、和歌山県土木工事共通仕様書に定め、請負金額５００万円以上の全ての工事で、登録を義務づけているほか、市町村発注工事を受注した場合にも、コリンズへの登録を義務づけ、企業や技術者の実績、現場専任制等の確認の信頼性向上に努めるとともに、本データの活用により、公共工事の入札・契約手続きにおける不正行為の防止に努めています。

3　公共工事からの暴力団等の排除

（1）暴力団等排除への取組（警察との連携）

公共工事から暴力団等（暴力団、暴力団関係者）を徹底排除するために、建設業許可から工事の竣工に至るまで、あらゆる段階で対策を講じています。

建設業からの暴力団等の排除

建設業許可審査の際、事業主・役員等が、暴力団等でないかどうかを確認し、該当する場合は不許可処分としています。また、許可を受けた後、暴力団等であることが判明した場合は、許可取消を行います。

入札参加資格審査における暴力団等の排除

事業主・役員等が暴力団等に該当し、経営に関与している場合には、入札参加資格を認定しません。

また、入札参加資格を認定した後に、暴力団の関与する企業であることが判明した場合には、入札参加資格の認定を取り消します。暴力団等を利用するなどの関わりが認められた場合には、入札参加資格停止措置を行います。

落札・契約後における暴力団等の排除

県・建設事業者・警察の３者が一体となって、暴力団等からの不当要求などを排除するため、工事請負契約の締結後であっても、暴力団等が関与する企業として入札参加資格認定を取り消された場合は、契約中であっても当該契約を解除します。

工事施工時等における暴力団等の排除

暴力団等から、下請契約や資材購入等で不当要求を受けた場合は、県及び警察に通報・届出を行ってください。（※もし通報・報告を怠った場合には入札参加資格停止となります。）

和歌山県の発注する建設工事に入札参加される建設事業者の皆様方が、暴力団等から不当な要求を受けた場合は、県の相談窓口または警察の相談窓口にご相談下さい。

【　警察の相談窓口　】

相談窓口	電話番号	所在地
橋本警察署　生活安全刑事課	0736-33-0110	橋本市市脇四丁目2－2
かつらぎ警察署　生活安全刑事課	0736-22-0110	かつらぎ町大字中飯降1150－1
岩出警察署　生活安全刑事課	0736-63-0110	岩出市高塚198－1
和歌山東警察署　刑事第2課	073-475-0110	和歌山市栗栖686－7
和歌山西警察署　刑事第2課	073-424-0110	和歌山市吹上一丁目6－30
和歌山北警察署　生活安全刑事課	073-453-0110	和歌山市松江北二丁目1－41
海南警察署　生活安全刑事課	073-482-0110	海南市日方1294－24
有田湯浅警察署　生活安全刑事課	0737-64-0110	湯浅町大字栖原184－2
御坊警察署　生活安全刑事課	0738-23-0110	御坊市湯川町財部237－1
田辺警察署　生活安全刑事課	0739-23-0110	田辺市上の山一丁目2－15
白浜警察署　生活安全刑事課	0739-43-0110	白浜町2926－82
新宮警察署　生活安全刑事課	0735-21-0110	新宮市新宮2330－9

（2）不当要求防止のための講習

和歌山県の建設工事に入札参加されている建設事業者の皆様方が、不当要求で被害を受けないように、和歌山県公安委員会から委託を受けて公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第１４条第２項に規定する講習）の受講を推進しています。

なお、この講習を受講した場合は、入札参加資格審査（新業者評価制度）の際に３０点が加算されます。

不当要求防止責任者講習の開催日程等については、下記までお問い合わせ下さい。

公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター
〒640-8102 和歌山市南雑賀町64番地
TEL ： 073-422-8930　／　e-mail ： info@boutsui.net

※ 講習は県内各地で年間３０回程度実施されています。
※ 近くで実施される講習を受講できない場合は、どの地域の講習を受講されても結構です。

4　新公共調達制度推進委員会

（1）設置の目的

新公共調達制度の円滑な推進を図るため、和歌山県県土整備部内に「新公共調達制度推進委員会」を設置しています。

この委員会では、公共調達制度の実施状況を踏まえ、県民の方々、建設事業者の皆様方、建設業関係団体の意見等を幅広くお聴きし、公共調達制度の円滑な推進を図るとともに、必要に応じて、公共調達制度の改善等の検討を行うこととしています。

（2）委員会の構成

新公共調達制度推進委員会は、県土整備部技監、県土整備部の局長、各振興局建設部長等で構成しています。

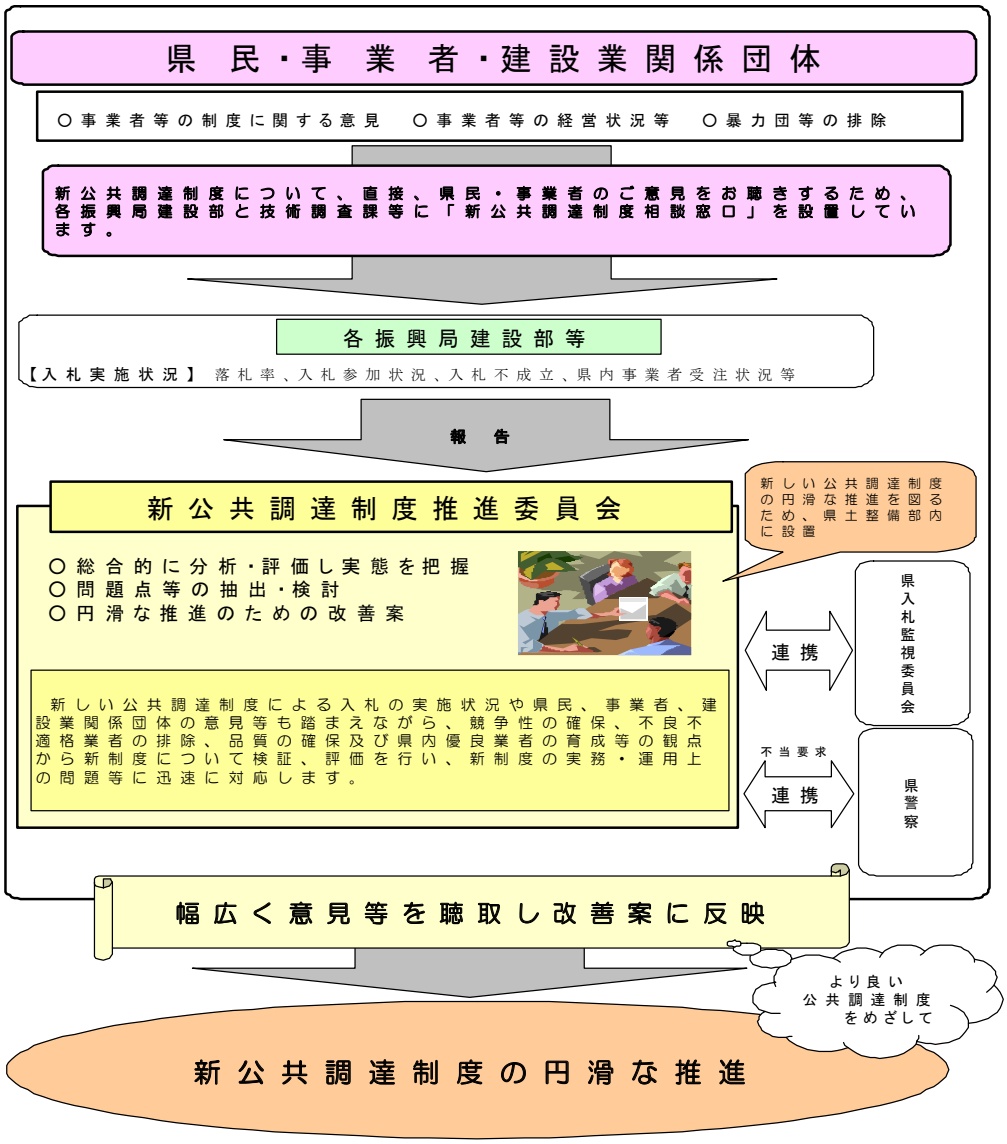

5　新公共調達制度の相談窓口

和歌山県では、新公共調達制度についての様々な疑問にお答えし、建設業者の皆様に制度を詳しくご理解いただくため、県庁技術調査課、各振興局建設部、海南工事事務所に相談窓口を設けております。

（1）公共調達フリーダイヤル

技術調査課 フリーダイヤル ： 0120－232－049
《ニューサツ を ヨク する》

（2）相談窓口

相談窓口	電話番号	所在地
海草振興局建設部 総務調整課	073-488-1705	和歌山市森小手穂227
海草振興局海南工事事務所 総務用地課	073-483-4824	海南市南赤坂19
那賀振興局建設部 総務調整課	0736-61-0028	岩出市高塚209
伊都振興局建設部 総務調整課	0736-33-4937	橋本市市脇4－5－8
有田振興局建設部 総務調整課	0737-64-1267	湯浅町湯浅2355－1
日高振興局建設部 総務調整課	0738-24-2918	御坊市湯川町財部651
西牟婁振興局建設部 総務調整課	0739-26-7921	田辺市朝日ヶ丘23－1
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課	0735-62-0755	串本町サンゴ台783－8
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課	0735-21-9652	新宮市緑ヶ丘2－4－8

〇ご相談時間は、9:00～17:45です。（土曜日、日曜日、祝日を除く）

〇事前の予約は必要ありませんが、担当者が不在の場合もありますので、あらかじめご連絡をいただきますようお願いいたします。

技術調査課ホームページ：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html

6　建設業における資金調達の円滑化

（1）中間前金払制度

中間前金払制度は、当初の前払金に加え、さらに20％以内の工事代金を受け取ることができる制度です。なお、中間前払金の請求にあたっては保証事業会社の保証が必要です。

支払割合	契約金額の20％以内
対象工事	1件の契約金額が100万円以上の工事
認定条件 （①～③をすべて満たすこと ）	① 工期の二分の一を経過していること。 ② 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

中間前払金請求手続きの流れ

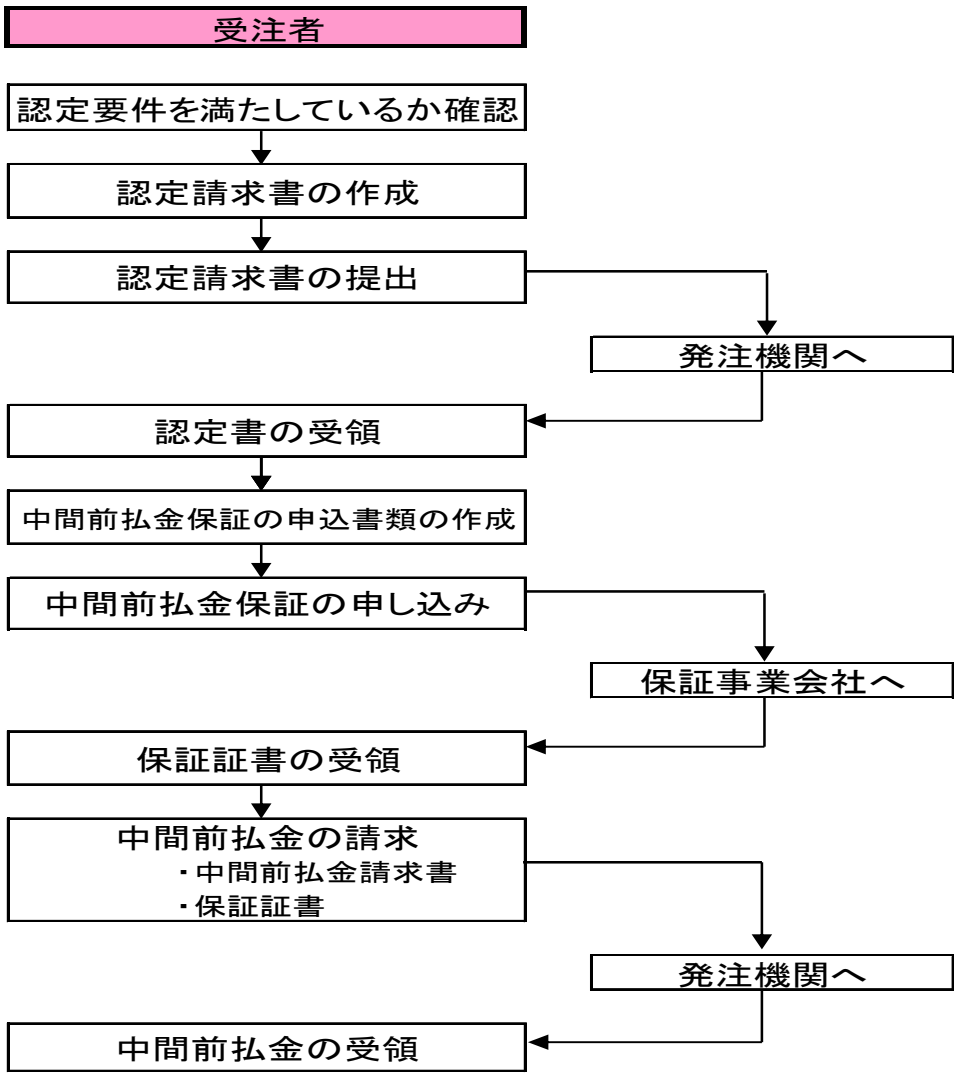

（2）地域建設業経営強化融資制度

工事請負代金債権を担保に、工事の未完成部分を含めた融資を受けることできる制度です。

和歌山県では、緊急経済対策の一環として、県発注の工事についても、平成 20 年 12 月 1 日からこの融資制度の対象とし、建設業の金融の円滑化に向け支援しています。

制度の目的	中小・中堅元請建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について、未完成部分を含め、流動化を促進することにより、建設業の金融の円滑化を推進することを目的としています。
制度の概要	受注者（元請業者）は、債権譲渡先への工事請負代金債権の譲渡について発注者である県から承諾を受け、 ① 工事の出来高部分について、債権譲渡先から、融資を受けることができます。 ② 工事の出来高を超える部分については、西日本建設業保証㈱等の金融保証を受け金融機関から融資を受けることができます。
対象事業者	中小・中堅元請建設業者（資本金 20 億円以下又は従業員数が 1,500 人以下）
対象工事	県が発注した公共工事で、出来高が2分の1以上の工事。 ただし、下記の対象外工事は除く。 対象外工事： ■債務負担行為等に係る工事（最終年度で年度内終了見込み工事及び次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満の工事を除く。） ■繰越工事及び繰越が見込まれる工事（前年度からの繰越工事で年度内終了見込み工事及び次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満の工事を除く。） ■その他、建設業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事等
債権譲渡先	（株）建設総合サービス、ジェイケー事業協同組合　他 ※今後、債務保証を行う(一財)建設業振興基金が認めた場合に、事業協同組合等又は民間事業者が追加される。
実施時期	平成20年12月1日から令和8年3月末まで

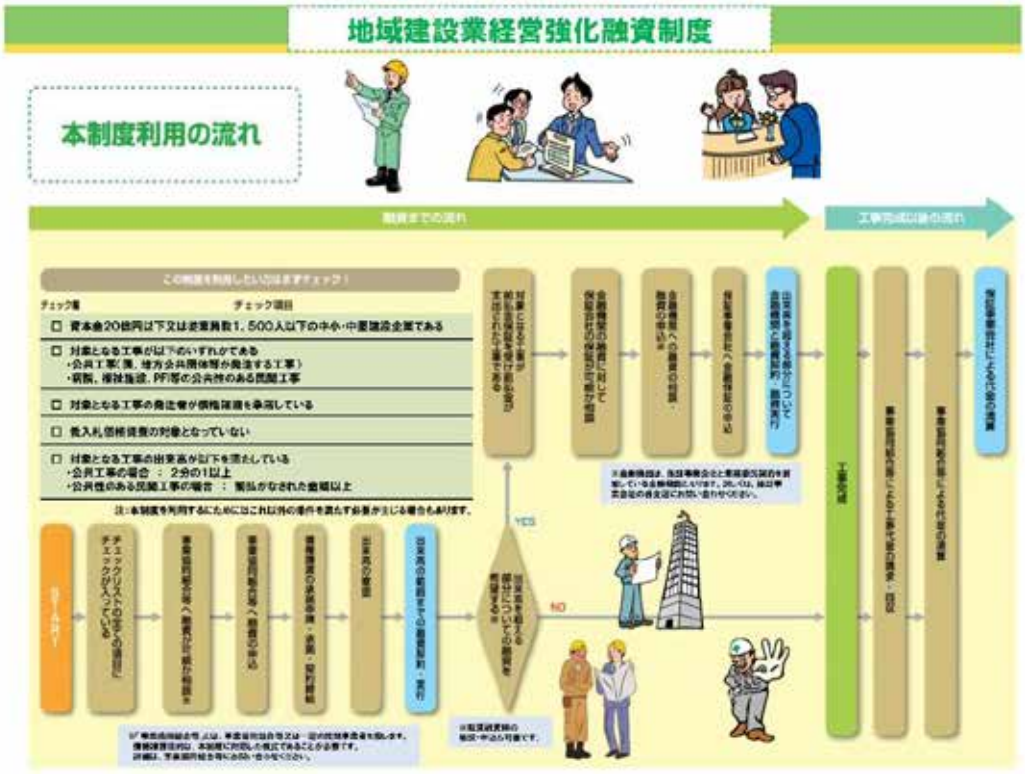

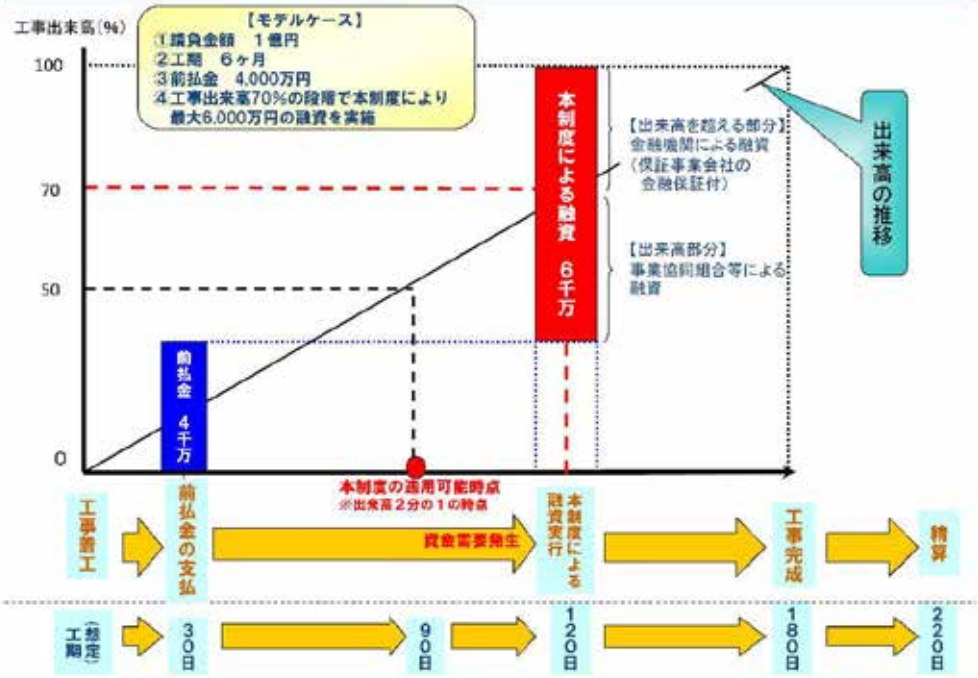

【融資に関する県内の相談窓口】

西日本建設業保証㈱和歌山支店

〒640-8155　和歌山市九番丁 15 番地（九番丁 MG ビル2F）

TEL 073-433-0115

（対応時間：平日　9:00 ～ 17:00）

（3） 下請セーフティネット債務保証事業

下請セーフティネット債務保証事業とは、事業協同組合等が行う転貸融資と（一財）建設業振興基金の債務保証を組み合わせることにより、公共工事や社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者へ低利な施工資金を提供するとともに、下請業者への支払条件の改善を図るための事業です。

対象事業者	公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業 （資本金20億円以下又は従業員数1500人以下。以下「建設業者」という。）
対象工事	和歌山県が発注する工事（ただし、低入札による工事を除く。） また、債務負担や繰越により複数年度にわたる工事で最終年度でない工事を除く。
手続きの流れ	公共工事を受注・施工している建設業者は、工事請負代金債権を事業協同組合等又は一定の民間事業者（以下「民間事業者」という。）に譲渡。（工事完成前でも可） 事業協同組合等又は民間事業者は、工事請負代金債権を譲渡担保に、建設業者に対して工事の出来高の範囲内で融資し、そのための資金を金融機関から調達。 （一財）建設業振興基金は、当該資金調達に対し債務保証を実施。 事業協同組合等又は民間事業者は、工事完成後、発注者から支払われた工事請負代金から、事業協同組合等又は民間事業者の融資額を精算の上、建設業者に残余を返還。
債権譲渡を承諾する時点	当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。 なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとする。（出来高の査定ではない）
債権譲渡先	事業協同組合等又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者（以下、「債権譲渡先」という。）であり、建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者。
支払い計画等の提出（下請保護方策）	建設業者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの下請人等への支払状況及び当該工事に関する融資に係る借入金の下請人等への支払計画等を債権譲渡先に提出し、その確認を受けることになります。

【 基 本 的 な フ ロ ー 図 】

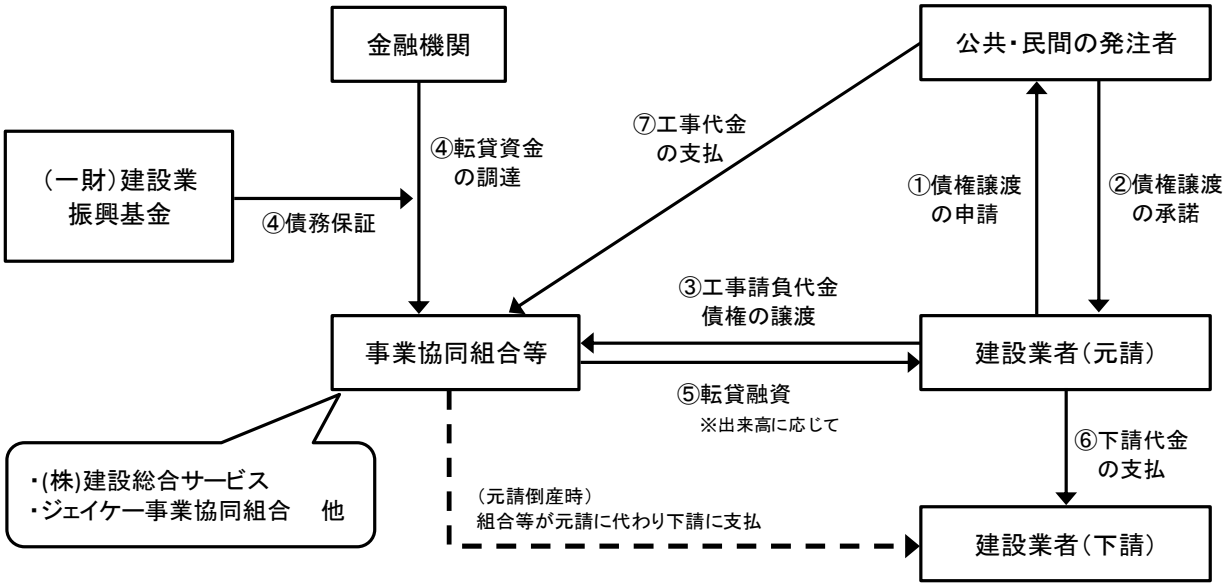

①工事を施工中の建設業者（元請）が、和歌山県から将来受け取る工事代金の債権（未完成を含む）を事業協同組合等に譲渡するため、和歌山県に対して債権譲渡の申請を行う。

②元請が当該債権を事業協同組合等に譲渡することに対し、和歌山県が承諾を与える。

③元請が当該債権を事業協同組合等に譲渡する。

④事業協同組合等が、（一財）建設業振興資金の債務保証を受け、融資する資金（転貸資金）を金融機関から借り入れる。

⑤事業協同組合等は、当該譲渡債権を担保とし、出来高の範囲内で元請に融資する。

⑥元請は、事業協同組合等より借り入れた資金を当該工事の下請業者（一次下請）に支払う。

⑦和歌山県は、債権譲受人である事業協同組合等に工事代金を支払う。

※　通常の場合……事業協同組合等は貸付金を工事代金で精算の上、残余があれば元請に返還する。

※　元請が倒産した場合……出来高対応分の工事代金の支払を受けた事業協同組合等は、元請に代わって下請への支払を行う。

(4)下請債権保全支援事業

■債権支払保証事業

下請建設業者、資材業者が元請建設業者に対して有する債権について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設業者、資材業者の債権保全を支援する事業です。

◆債権者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば支払保証を受けられます。

◆下請契約等の締結段階から保証を受けられる(枠保証)ほか、支払請求段階または手形(電子記録債権も可)の交付を受けた段階からでも保証を受けられます(個別保証)。

■債権買取事業

令和4年12月1日から、金額が確定している個別債権(手形等)を、ファクタリング会社が期日前に買い取ることによる資金繰りを支援する事業です。

◆支払保証と同様に、債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たす債権(下請次数を問いません。)であって、手形等の金額が確定している個別債権が対象です。

◆債権の買取後に債務者が倒産した場合でも買い戻す必要はないため、債権の保全も同時に図ることができます。

○債権支払保証事業及び債権買取事業のご利用にあたっては、ファクタリング会社の所定の審査があります。

○各債券買取取扱ファクタリング会社によって、買取の対象とする債権等諸条件が異なる場合がございます。具体的なご相談は各ファクタリング会社までお寄せください。

○債権支払保証事業による支払保証を掛けた時点で、債務者にその事実を知られることはありません。

○債権の買取にあたっては、元請等の債務者の当該債権の譲渡を承諾する必要があります(手形裏書譲渡の場合を除く。)。

○本事業に係る助成金等を支出している建設業債権保全基金が全て取り崩された場合には、その時点で助成等は終了します。

～制度の期限が令和8年3月31日まで延長されました～

■本制度を利用可能なファクタリング会社(令和5年7月1日現在)

債権支払保証事業

北保証サービス株式会社	011-241-8654
みずほファクター株式会社	03-3286-2260
昭和リース株式会社	03-4284-1250
株式会社建設経営サービス	03-3545-8562
SMBCファイナンスサービス株式会社	03-5444-1522
三菱UFJファクター株式会社	03-3251-8392
株式会社建設総合サービス	06-6543-2843
出光クレジット株式会社	03-6890-0375

債権買取事業

北保証サービス株式会社	011-241-8654
みずほファクター株式会社	03-3286-2260
株式会社建設経営サービス	03-3545-8562
株式会社建設総合サービス	06-6543-2843

■制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業第一課	06-6942-1071
中国地方整備局 建設産業課	082-221-9231
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
(一財)建設業振興基金 金融支援課	03-5473-4575

7　建設業における社会保険等への加入促進

社会保険等未加入対策の実施

平成26年6月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の3つの法律が改正され、中長期的な担い手の育成・確保を促進することが規定されました。

担い手の育成・確保を図るためには、建設業従事者の処遇の改善を図ることが重要であり、県では、建設業許可申請及び経営事項審査において未加入業者への加入指導や保険担当部局への通報、入札参加資格審査でのランクダウンを行っているところですが、新たに次の対策を実施しています。

平成27年4月1日以降の公告分から適用

1. 未加入業者は入札に参加できない

県が発注するすべての建設工事において、入札公告で「社会保険等に加入していること」を入札参加条件に追加します。未加入業者は入札に参加できません。

2. 未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止

下請総額3，000万円（建築一式工事では4，500万円）以上の工事を対象に、社会保険等に未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止します。

一次下請業者が社会保険等に加入しない場合、元請業者に入札参加資格停止の措置を実施します。

3. 低入札工事ではより厳しく対処

応札額が低入札調査基準価格を下回った場合、適正な施工が行われるかの低入札価格調査を行っています。その調査時に一次下請予定業者の加入状況を確認し、未加入が認められた場合は失格とします。

4. すべての未加入業者に対する指導等の実施

上記1から3により判明したすべての未加入業者（二次下請業者以下も含む。）に対し、保険担当部局への通報等を行います。

平成28年6月1日以降から適用

1. 社会保険等未加入を入札参加資格審査の欠格要件に追加

平成28年6月1日から資格認定を行う平成28・29年度県内入札参加資格審査から、「社会保険等に加入していないこと」を欠格要件に追加しました。未加入業者から申請があっても、資格認定を行いません。

平成29年4月1日以降から適用

1. 未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止（対象工事を拡大）

平成27年4月1日から下請総額3，000万円（建築一式工事では4，500万円）以上の工事を対象に実施してきたところでしたが、下請総額の制限を撤廃します。

平成31年4月1日以降から適用

1. 二次以下も含む未加入の下請業者との下請契約を原則禁止（対象業者を拡大）

平成31年4月1日から二次以下も含む未加入の下請業者との下請契約を金額に関わらず原則禁止とします。

※「社会保険等」とは、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいいます。
※上記について、法令等の規定により社会保険等への加入が適用除外となっている建設業者を除きます。

8　資本関係等のある複数の者の同一入札への参加制限

資本関係等にある複数の者の同一入札への参加制限

平成28年6月から、より一層の入札の公平性を確保するため、以下のとおり「資本関係等のある複数の者の同一入札への参加制限」を実施します。

○参加制限の内容

・資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加を制限

・複数の法人又は個人により構成される組合等やその組合を構成する法人又は個人の同一入札への参加を制限

○参加制限の対象

建設工事及び建設工事にかかる委託業務

○参加制限の方法

入札公告で入札参加条件に明記

○同一入札への応札があった場合の措置

いずれの者も失格

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができない。

①子会社等と親会社等の関係にある場合

②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができない。

①一方の会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合ただし、会社等の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合は除く。

②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（３）その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

①複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人

②その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合なお、一方の共同企業体の構成員と他方の共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係がある場合を含むものとする。

○ 親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等。

会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令※1で定めるものをいう。）

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令※2で定めるもの

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令※1で定めるものをいう。）

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令※2で定めるもの

※1 会社法施行規則第3条

※2 会社法施行規則第3条の2

○ 役員の定義

1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第 11 号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第 15 号に規定する社外取締役

ニ 会社法第 348 条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3 会社法第 575 条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4 組合の理事

5 その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

6 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人

7 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※監査役及び執行役員は「役員」の対象外。

第2編　　Q　&　A 編

１　公共調達制度改革全般

Q　公共調達制度改革はなぜ行ったのですか？
　　官製談合がきっかけならば、県が襟を正せばよいのではないですか？

新公共調達制度は、職員の規律の向上は当然ですが、「効率性の向上」「品質の確保」とともに県内の重要な産業である「県内業者の育成」を目的とした制度です。

平成１９年６月に新公共調達制度を発表し、約１年間の準備期間を経て、平成２０年６月から実施しました。制度の３つの目的が達成でき、また県民の信頼に応えられるよう今後も取り組んでいきます。

Q　どうして指名競争を廃止し、一般競争入札にしたのですか？

談合の温床となりやすい指名競争入札を廃止し、発注者の恣意性を徹底的に排除するとともに、透明性、公平性、競争性を高めるために一般競争入札を全面導入することとしました。

Q　新「業者評価制度」は、なぜ導入したのですか？

平成２０年５月までは、予定価格５，０００万円未満の工事は「指名競争入札」でしたので、不良不適格業者を”指名”しないことで、入札から排除することも可能でした。しかし、「条件付き一般競争入札」では、入札参加資格を有している方は、ランク等の条件さえ満たせば、誰でも入札に参加することができます。

その結果、暴力団関係企業や施工能力に欠ける業者が公共工事に参入してくる恐れもあります。

このため、これまで以上に厳格な資格審査を行い不良不適格業者を排除するとともに、地域の優良業者が正当に評価される新「業者評価制度」の導入が必要なのです。

Q　一般競争入札だと、不良不適格業者が工事を受注して、工事の品質が低下しませんか？

まず資格審査の段階で、新業者評価制度により不良不適格業者の排除に努めるとともに、過去の工事成績や技術者の在籍状況を加味した格付けを行っています。さらに、大規模な工事（予定価格３，０００万円以上）には、総合評価落札方式を導入し、一層の品質の確保に努めています。そして、工事成績評定点を次回の格付け審査に利用することにより、低品質の工事を行った事業者は不利となるしくみとなっています。

もちろん施工途中の工事監理を徹底するとともに、工事成績評定点が５５点未満の場合は、一定期間ランクダウンとするペナルティも課すこととしています。

Ｑ　一般競争入札だと、地域でがんばっている優良業者が淘汰されるようなことになりませんか？

一般競争入札の実施にあたって、新業者評価制度を導入し、規模の大小等、特定の事業者が有利になるものではなく、真面目に一生懸命努力されている事業者が正当に評価される制度であると考えています。

Ｑ　格付けの取り消しやランクダウンなど、罰則の項目も増えています。
　　新公共調達制度は、建設業者を処分することが目的なのですか？

一般競争入札では、資格審査を厳格に行っても、不良不適格業者が参入する恐れがあります。「指名競争入札」では、著しく粗雑な工事を行った場合や、営業所の実態に問題がある場合は、指名を行わないことで入札から排除することもできますが、「一般競争入札」では、これらの問題のある建設業者の入札参加を防ぐことができません。

このため新しく罰則の項目を追加したものであり、真面目な建設業者を守るためのしくみとお考え下さい。

Ｑ　一般競争入札や新業者評価制度を導入するにあたって、県民の意見を聞いたのですか？

制度の検討段階で、素案を発表し40日間にわたってパブリックコメントを実施しました。その結果、68者からご意見をいただきました。内訳は、建設業者が43、建設業協会等の建設業関係団体が11、その他の方々が14となっています。なお、ひとりの方が複数の意見を提出されるケースも多く、延べ意見数は、227件となっております。

また、制度導入にあたっては県内各地で100回以上の説明会を開催し、様々なご意見もいただいた上で、内容を決定してきたところです。

Ｑ　これからも、建設業者・建設業界の意見を聴く機会は作るのですか？

公共調達制度がよりよい制度となるためには、発注者である県、工事を施工する建設業者、そして受益者である県民の皆様、この三者が常に建設的な議論を行い、問題点を迅速に解決することが必要です。

これからもできるだけ多くのご意見を伺いながら、さらに良い制度にしていきたいと考えています。

２　新業者評価制度

Ｑ　新「業者評価制度」の特徴は何ですか？

新「業者評価制度」の特徴は、下記の３点です。

①一般競争入札の全面実施に対応するため、不良不適格業者排除方策を強化したこと

〇暴力団対策として、株式を５％以上保有する株主を調査対象に含めた

〇ペーパーカンパニー対策として、営業所の実態が乏しい業者に対しての格付けの取消、自社施工率の著しく低い業者に対しての格付けの取消を導入

②工事の品質を確保するため、施工能力にかかる評価点数を高めたこと

〇技術者に対する評価を大幅に増やした

〇県発注工事の成績による評価を、これまでの２倍にした

〇著しく工事成績が悪い場合は、ランクダウンとする制度を導入

③県内優良業者を育成するため、「地域社会の要請に応える」項目を大幅に増やしたこと

〇災害時に役立つ重機等を自己保有している点を評価する

〇災害時に役立つ仮設資材を自己保有している点を評価する

〇冬期道路管理等の業務を行うことを評価する

Ｑ　新「業者評価制度」では、審査項目が増えていますが経費のかかるものばかりです。
資金力のある大きな企業が有利となり、中小零細業者にとっては不利な制度ではないのですか？

今回の新「業者評価制度」は、県内の建設業者の方々が対象であり、県外に本店のある大企業は対象ではありません。

また、今回の新「業者評価制度」では、法令遵守の取組や災害時等の緊急対応など、経費を必要としないものも加点対象となっています。さらに、工事成績で高い得点を取ることや、優良工事表彰を受けることは、企業規模の大小に関わらず、技術力があれば可能です。

つまり、今回の制度は、規模の大小にかかわらず、技術力があり、真面目に工事を行う事業者が有利となる制度なのです。

Ｑ　入札参加資格申請を行うために、なぜ２５０万円を超える施工実績が必要なのですか？

一般競争入札では、建設業許可を取得し入札参加資格を得さえすれば、その業種の専門外の業者であっても入札に参加する可能性があります。極端な場合、その業種の施工実績が０円であっても入札に参加することも可能です。このため、業種ごとに一定額以上の施工実績を入札参加資格審査申請の条件にしなければ、その業種の施工能力に欠ける業者が参入し、落札する恐れがあるのです。

業種ごとに２５０万円を超える施工実績を条件として設けることは、それぞれの業種ごとに優良な建設業者を守るために必要な条件なのです。

Ｑ　独禁法の遵守体制とは、具体的にどのようなものなのですか？

①　コンプライアンス・マニュアルを策定していること
②　研修、講習会等を実施または参加等したことがあること
③　監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること
④　相談・通報等の窓口を設置していること

以上、全てに該当する場合、遵守体制が整備されているものとします。

Ｑ　暴力団等排除への取組とは、どういうことをすればよいのですか？

公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが和歌山県公安委員会から委託を受け、県内各地で行っている「不当要求防止責任者講習」を受講し、講習の内容に沿って社内体制を整えた場合、取組を行っているものとします。

Ｑ　「暴力団関係者等」とは具体的にどのような者を意味しているのですか？

和歌山県暴力団排除条例第 6 条の規定で、県が実施する入札に参加させないための措置を講じる対象とされている、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のことです。

Ｑ　入札参加資格審査の申請のために必要な条件に「株主についても暴力団関係者等でないこと」という項目がありますが、役員だけでは不十分なのですか？

建設業の許可にあたっては、個人事業主や法人役員等について、県警察本部と連携して暴力団等との関連を確認し、排除に努めています。

しかし、役員には就任せず、株式を所有することにより実質的に経営に参加している場合も想定されるため、株式を5％以上保有する株主も審査の対象に含めています。

Ｑ　災害復旧への貢献として、重機をなぜ評価対象とするのですか？

和歌山県は山間部が多く、台風や大雨等の際には、土砂崩れや倒木、路肩の決壊等の災害が発生し通行止めになる場合も多くあります。このような場合には、緊急な対応が必要ですが、実際に作業が可能な建設業者はバックホウやダンプトラック等の重機を自己所有している建設業者の皆様です。

そのため、地域社会の安全・安心を支え、地域社会の要請に応える企業として、バックホウ等の重機を所有している建設業者の方を評価することとしたものです。

Q　重機の中でもバックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックを評価対象とした理由は何ですか？

バックホウやトラクターショベルは、土木工事を施工する際の建設機械として一般的であるため、評価の対象としました。また、ダンプトラックは土砂等を運搬するために必要なため、評価の対象としたものです。

各建設機械の規格等については、一般的に使用されている規格としました。

Q　バックホウの容量を0．11m3（旧JIS0．10m3）以上としている理由は何ですか？

以前は0．45m3以上のバックホウを評価対象としていましたが、もっと小さい重機でも災害時の復旧活動に有用と判断したため、評価の対象としたものです。

Q　バックホウ、又はトラクターショベルとダンプトラック両方所有しないと評価しないのはなぜですか？　また、重機の回送車を条件としたのはなぜですか？

土砂崩れの際等は、土砂を積み込む重機（バックホウやトラクターショベル）と土砂を運ぶ車両（ダンプトラック）が必要です。このため、重機と車両の両方を所有していない場合は、複数の建設業者に依頼する必要があります。

夜間等の緊急時に依頼する際には、両方所有している建設業者に依頼するのが最適であるため、両方を所有している場合を評価することとしたものです。

また、バックホウやトラクターショベル（クローラ型）は道路を自走できないため、回送車がなければ現場に運ぶことができません。緊急時に回送車がなければ迅速に重機を現場に搬入することできないため、回送車の所有またはファイナンスリース契約（将来的に所有権を得ることを前提としたリース契約に限る）を評価の条件としたものです。

Q　対象となる仮設資材を、H形鋼と鋼矢板に限定した理由は何ですか？

H形鋼及び鋼矢板は、汎用性があり多目的に使用可能なため、今回の評価対象としたものです。

Q　共有している資材は、評価の対象とはならないのですか？

単独で所有している場合のみを、評価対象としています。

共有であっても災害時の有用性に変わりはないのですが、何名の共有までを評価するのか、又、団体の所有でも全会員に加点するのか、あるいは単独所有者と共有所有者に同じ加点の場合、不公平が生じる等の問題があるため、単独所有のみを評価の対象としたものです。

Ｑ　重機や仮設資材は、本当に所有しているかどうかの確認が困難ではないですか？
　　虚偽申請が横行すれば、正直に申請したものが損をすることにならないですか？

審査を厳格に行うため、法定検査の書類などを提出していただきます。さらに、抜き打ちでの現地調査も実施しています。また、虚偽の申請が判明すれば、ランクダウン等の厳しいペナルティを課すこととしています。

なお、重機や仮設資材の保有状況だけでなく、すべての入札参加業者の項目別の得点状況を、技術調査課のホームページで公表しますので、どなたでも確認することが可能になっています。

Ｑ　重機や仮設資材の保有状況が年度途中で変動（増加あるいは減少）した場合、どうすればよいのでしょうか？

変動後、３０日以内に申請を行ってください。変動に伴う再評価は、６月と１２月に行います。

なお、評価基準を満たさなくなったにもかかわらず申請をしなかった場合は、ランクダウンというペナルティを受けることとなるため、ご注意下さい。

Ｑ　重機や仮設資材は、土木工事を主とする建設業者が多く保有しています。このため、建築を主とする建設業者や専門工事業者が不利になるのではないですか？

重機や仮設資材の保有に対する加点は、土木一式工事だけに行います。

このため、重機や仮設資材を保有している建設業者が、土木一式工事以外の業種に入札参加していても、その他の業種に加点されることはありませんので、専門業者の方々が不利になることはありません。

Ｑ　大規模災害時の応急対策業務に関する協定とはどのようなものですか？
　　県は誰とでもこのような協定を締結するのですか？

大規模災害時における応急対策業務に関する協定とは、県または市町村が大規模な災害が発生した場合に建設関係団体から建設資機材や人的な応援を受けることを目的とした協定のことです。

県との協定として評価対象となるものは、協定の相手方が建設関係団体で法人格を有し、活動の範囲が特定の地域に偏らず、かつ大規模災害時に建設資機材等を県に提供し応急対策業務に協力することを受託した会員が相当数存在することなどの条件を満たすものです。

Ｑ　災害時緊急対応への貢献を評価するのはなぜですか？

緊急対応は、夜間や降雨時の厳しい環境・条件下での作業が多く、かつ緊急の要請に基づくものがほとんどであり、地域の安全・安心を支える上で欠くことのできないものであるため、評価することとしたものです。

また、降雪時の路面凍結等の対応など不測の事態の対応をした場合についても評価することとしています。

Ｑ　災害時緊急対応への貢献の評価は元請業者だけを対象にするのですか？

緊急対応時、元請業者が事前に発注者の了解を得て、実働及び履行が確認された複数業者においても「災害時等緊急対応」の認定対象としています。

Ｑ　災害時緊急対応の要請者を県以外も認めている理由は何ですか？

県以外の要請をも評価することは、要請者によって緊急度にばらつきが生じる可能性もあるため、これまで、県に限定していたところです。

しかし、地域社会に貢献しているという点では、市町村や国からの要請による和歌山県内での緊急対応も同様であるため、認めています。

ただし、自治会などまで拡げた場合、その緊急性に相当の差がつくことも危惧されるため、国、地方公共団体、施工実績認定基準に定める法人に限定しています。

Ｑ　災害時等緊急対応については対価（工事費）を支払っているのではないですか？
　　支払っているならば、評価するのはおかしくないですか？

工事費の支払いはありますが、金額は通常の工事費の算定と同じであり、緊急に対応したことに対する費用の割り増し等はありません。

また、一般的にこのような緊急対応は、厳しい条件下で危険を伴うものであり、かつ災害が予測される場合は待機を余儀なくされることも多いため評価することとしたものです。

Ｑ　産業廃棄物管理票の適正な処理を行わなかった場合とは、どのような状況をいうのでしょうか？

排出事業者（工事請負者）が自ら排出した産業廃棄物は、排出事業者自身が適正に処理することが原則となっており、主に以下の3項目が決められています。

①排出事業者が自ら処理できない場合は、産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託しなければならない。その際、排出事業者は自己の産業廃棄物が委託基準に従って適正に処理されたかを確認すること。

②委託者と受託者が各々のマニフェスト伝票を保持すること。「委託基準」では、排出事業者に「委託契約書の５年間の保存」が義務付けられており、正本は排出者が保持し処理業者は正本の写しを保持するようになる。

③産業廃棄物管理票（マニュフェスト）への記載事項は、虚偽の記載をしないこと。

従って、産業廃棄物管理票の適正な処理を行わなかった場合とは、これらに反した場合を指します。

Ｑ　常時雇用者とは、どのような場合が該当するのですか？

基本的には、雇用保険に加入している正規職員です。ただし、同居の家族等で、雇用保険に加入できないケースもあり、その場合は給与支払状況等で判断しています。

Ｑ　障害者の定義は何ですか？

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有する方とします。

Ｑ　新規卒業者の定義は何ですか？

卒業後１年未満に雇用され、かつ審査基準日まで連続して雇用されている者のうち、該当する学科を修めて高等学校を卒業後、審査基準日時点で4年未満の者、または該当する学科を修めて大学を卒業後、審査基準日時点で2年未満の者です。

Ｑ　なぜ、障害者や新規卒業者の雇用を評価するのですか？

障害者は就労の機会が非常に少なく、これが社会的自立を阻む原因となっているため、評価の対象としているものです。

また、県内の土木工学系学科の志願者減少原因の一つに、せっかく勉強して卒業しても就職する企業がない、ということがあります。このため、和歌山県の建設業界の技術力の確保のためには、新卒者の就職先の確保が必要であり、評価の対象としているものです。

Q　優秀施工者大臣顕彰とは何ですか？
　　また、優秀施工者大臣顕彰は、何年前の受賞までを評価するのですか？

優秀施工者大臣顕彰とは、国土交通大臣による、「特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている建設技能者」に対する表彰制度で、平成4年度から実施されています。

優秀施工者大臣顕彰の受賞者は、全て評価の対象となります。

Q　複数の業種に入札参加資格申請をしている場合、各項目の加点は全ての業種に対して行われるのですか？

土木一式工事にのみ加点	重機の所有　仮設資材の所有　災害時等緊急対応
土木一式工事と建築一式工事、又は建築一式工事、電気工事、管工事のうち1つ若しくは2つに加点	大規模災害時の応急対策業務の取組
該当業種にのみ加点	新規卒業者雇用　工事成績　高得点工事成績 和歌山県優良工事表彰　技術者数
全業種に加点	その他の項目

３　格付け（ランク）

Ｑ　なぜ土木一式工事はＡ～Ｄの4ランクで、建築一式工事や電気工事、管工事はＡ～Ｃの3ランクなのですか？

土木一式工事については、従来の指名競争入札においても4区分による発注としており、円滑に新制度に移行するため引き続き4つの区分（ランク）に格付けしたものです。

建築一式工事、電気工事、管工事についても、同様にこれまでの区分の数を踏襲したものです。

なお、区分（ランク）の数については、今後の入札参加者数、総合点数の分布状況等を勘案し、変更することもあり得ます。

Ｑ　その他の業種は、どうして一つのランクしかないのですか？

入札参加資格認定者数や工事発注件数の多い４業種については複数のランクを設定しましたが、その他の業種については、入札参加資格認定者数や工事発注件数が少ないため1ランクとしています。

なお、これらの業種についても、今後の入札参加資格認定者数、発注件数、総合点数の分布状況等を勘案し、複数ランクに変更することもあり得ます。

Ｑ　ランクが一つしかないならば、「Ｗ」という格付け自体が必要ないのではないですか？

土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事以外の工事の入札参加資格認定者が「Ｗ」というランクに格付けされるので、一見、意味のない格付けとも思われるかも知れません。それならば、そもそも格付けを行う必要がないとも言えます。

しかし、今回の新制度では、不良不適格業者の排除のため、新たに「ランクダウン」という制度を設けたため、たとえたった一つであっても、「ランク」というものを作り、すべての入札参加者を位置づけることが必要なのです。

Ｑ　入札参加資格認定通知書に記載されている「欠格」とは何を意味するのですか？

ランク（格付け）を与えないということであり、結果として入札に参加することができません。

欠格の理由としては、営業所の実態が乏しい場合や外注費比率が著しく高いため、県工事を受注することが適当でないものとして一時取消にあたるケースと、社会保険、労働保険の未納等によるランクダウンにあたる場合の2つの原因があります。

Ｑ　ランク分けの基準点数はどのようにして決めたのですか？

従来の指名競争に活用してきたランクごとの入札参加者と、ほぼ同じ割合となるよう設定しています。

Q　土木一式工事について、直近下位のランクへの入札参加制度を導入しないのですか？

土木一式工事における入札参加者の直近下位ランクへの入札参加については、県の方針として当分の間見送ることとしており、その見直しについては、業界全体の業況を勘案した上で判断します。

Q　２年間の認定期間の途中で、ランクの見直し（再格付け）は行うのですか？

格付けの例外措置の事由を解消した場合やランクダウンの事由に該当した場合には、速やかに再格付けを行います。

また、入札参加者の皆さんの前向きな取組をできるだけ速やかに評価に反映させるため、総合点数の再算定を、6ヵ月ごとに行います。このとき総合点数がランク分けの基準点数を挟んで上下した場合には、再格付けを行います。

Q　なぜ技術者１名の場合は、最下位ランクとなるのですか？

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事の複数ランク設定をしている４業種については、「格付けの例外」として、技術者１名の場合は最下位ランクとしています。

これは、上位ランクの場合は、工事の施工体制を確保し、高い品質の工事を行っていただけることを期待していることによります。技術者が１名の場合は、その技術者が病気・けが等により就労ができなくなるとたちまち工事の中断につながり、長期間に及ぶ場合は契約の解除となり、完成・供用が遅れることとなってしまいます。このような不測の事態の影響を最小限にするために、技術者が１名の場合は最下位ランクとし、もっとも規模の小さい工事の受注に限定するものです。

Q　処分の方法として、格付け取消やランクダウンを導入した理由は何ですか？

これまでは、発注のほとんどが指名競争入札であったため、指名停止に至らないまでも、粗雑な工事を行ったり、営業所の実態が乏しい場合、また反社会的な企業等は、「指名を行わない」という運用も可能でした。しかし、すべての工事が一般競争入札となりましたので、これらの改善を必要とする企業を入札から排除したり、より規模の小さい工事の入札に限定するためのしくみとして導入したものです。

つまり、法令を遵守し、地域社会にも貢献する優良業者を守るための制度とお考え下さい。

Ｑ　ランクダウンに、労働保険、社会保険の保険料の未納の項目を加えた理由は何ですか？

働く人が安心して仕事ができ、また建設産業を魅力ある職場とするためには、労働安全衛生や労働者福祉の推進が重要です。法律で加入が義務づけられている社会保障制度において未納がある場合、その改善が必要であると考えますので、納付までの間、ランクダウンとしました。

Ｑ　外注費比率とは何ですか？また、その比率が９５％以上と著しく高く、かつ技術者１名の場合に欠格とする理由は何ですか？

外注費比率とは、完成工事原価のうち、下請けに出した額の割合です。

建設業法で禁止されている一括下請負とまでは言えなくても、契約した工事の大部分を下請に出すケースも時には見受けられます。県が契約の相手方に期待することは、自社による適正な施工であり、大部分を下請に施工させるようなものではありません。

外注費比率が９５％以上ということは、ほとんど自社で施工していないものと考えられます。丸投げとは断定できないまでも、このようにほとんど自社施工しないブローカー的な事業者は、県工事の受注者としては適当ではないものと考え、欠格とするものです。ただし、そのような場合でも、技術力が極めて高く、施工管理を中心に行う事業者も存在する可能性もあるため、今回は技術者１名という要件を設定したものです。

なお、外注費比率と技術者の人数は、今後も検討・見直しを行います。

Ｑ　施工体制Ｇメンとは何ですか？

施工体制Ｇメンとは、平成１６年度から設置している「和歌山県県土整備部施工体制点検特別調査班」のことです。施工体制Ｇメンは、農林水産部及び県土整備部発注工事の中から抽出した工事について、施工現場に立ち入り調査を行い、現場代理人の常駐、主任（監理）技術者の専任、必要書類の整備や下請状況等を確認し、適正に工事が施工されているか確認を行っています。

Q　工事実績情報システムとはどういったものですか？　登録するとどのような効果があるのですか？

工事実績情報システム（コリンズ）とは、公共工事を受注した企業がその工事の情報を登録し、それをデータベース化し、全国の公共機関が検索できるシステム（平成6年から）です。登録の内容は、工事契約時に工事名、発注機関、工事の概要等の工事内容や工事に従事する技術者等を登録し、工事完成時にも変更内容を登録することになっています。

同システムでは建設事業者及び技術者の工事の実績等が確認できるとともに、専任を求められる技術者が、他の工事と兼任していないかどうかの確認も可能です。

4　発注基準額

Q　発注基準額とは何ですか？

建設業者が入札に参加することができる予定価格の範囲のことです。

入札参加資格の認定に際しては、施工能力等に応じてあらかじめ事業者の格付けを行います。そして、それぞれのランクごとに競争入札を行う方法をとっています。これは、あまりに事業者間の能力に差があると、公正な競争とはなり得ないとの理由によります。ただし、入札に参加できる業者数が少ない場合は、競争性を確保するために、上位ランクからの入札参加を認めることで競争性を確保することもあります。

Q　発注基準額は、土木一式工事以外の工事についても設定されているのですか？

発注基準額は、土木一式工事以外では建築一式工事、電気工事、管工事（各3ランク）についても設定しています。

Q　発注基準額が設定されていない業種の場合、発注金額にかかわらず、入札参加が可能となるのですか？

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事以外の業種については、発注基準額は設定していません。これは、県の工事発注は、これらの4業種が多数を占めている状況にあり、これら以外の工事については、発注量、工事内容、入札参加業者数等を考慮した場合に、発注基準額の設定の必要性が低い又は困難であるため、設定していません。

ただし、工事の内容に応じて、入札時に参加条件を設定することもあります。

５　地域要件

Ｑ　地域要件とは何ですか？

地域要件とは、それぞれの入札ごとに、参加することができる建設業者の本店の所在地の地域の要件を意味します。

平成２０年６月の一般競争入札の全面導入に伴い、土木一式工事については、予定価格に応じて県内９ブロックから県内一円まで、あらかじめ地域要件を設定しています。

Ｑ　地域要件を広げれば、受注競争が激化し、粗雑工事が行われたり、倒産する建設業者が増えるのではないですか？　その結果、地域によっては地元に建設業者がなくなってしまい、災害が起こった時に困るのではないですか？

単に入札の競争性を高めるためであるならば、すべての工事の地域要件を県内一円とし、どこからでも入札参加できるようにすればいいのですが、建設業はそれぞれの地域の重要な産業であり、多くの人の働く場であります。また、災害時の県民の安全・安心を支える存在でもあります。災害が起こった時に、救助活動や復旧業務を迅速に行うためには、県内それぞれの地域に重機や資材を持った建設事業者がいることが必要です。もし、地域要件を設けず、すべての工事を県内一円で発注した場合、地域によっては建設事業者が激減し、災害時の対応等に支障をきたすことも危惧されます。

このため、予定価格１億円以上については、地域要件を県内一円としていますが、１億円未満の工事については、発注予定価格に応じて段階的に地域要件を設けています。なお、予定価格３，０００万円未満の工事については、建設部単位での発注となっています。

Ｑ　なぜ、土木一式工事以外の業種には地域要件を設定しないのですか？

土木一式工事以外の業種は、発注件数も少ない上、工事内容が千差万別であり、あらかじめ画一的な地域要件を設定することは困難です。

ただし、すべての工事を県内一円で発注するのではなく、工事ごとに必要に応じて地域要件を設定することとしています。

Ｑ　建設業法で定められた営業所を設けていても、その地域の入札に参加できないのですか？

地域要件は、それぞれの地域に根ざして建設業を営んでいる地元建設事業者の育成を目的として設定しているものです。これは、地域の雇用を守り、災害時等の迅速な活動を行うことができるのは、地元の建設事業者であるという考え方に基づくものです。建設業法で定められた営業所を設けているということは、営業所長や技術者等を配置していることではありますが、地域経済への貢献や緊急時等の対応という点では、やはり地元事業者と同様の活動は困難であると考えられます。

このため、営業所を設けている場合でも、その地域に本店のある企業と同様の取扱はしていません。

６　電子入札

Q　公共工事等電子入札システムとはどのようなシステムですか？

国土交通省や他府県の大多数で採用されている電子入札コアシステムをベースとして、和歌山県の入札制度に対応するようカスタマイズしたシステムです。

Q　システムの操作方法等をサポートする体制はあるのですか？

ヘルプデスク（問い合わせ対応窓口）を設置しておりますので、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

ヘルプデスク電話番号　0120－032－092

メールアドレス　nyusatsu.wakayama.fs@hitachi-systems.com

（対応時間：平日９：00～17：30）

Q　ICカードの取得の手続きはどうしたらよいのですか？また取得に要する期間はどれくらいですか？

電子入札に参加するためには、本県の電子入札システムに対応する民間認証局のいずれかにおいて、ICカードとICカードリーダーを通常セットで購入して頂くこととなります。

ICカードの取得には、通常１週間～１０日程度（申込みが集中した場合などは1ヵ月程度と想定されます）を要し、更にお使いのパソコンの設定が必要となります。

なお、料金等については、各認証局にお問い合わせください。

Q　入札時に提出する工事費内訳書の合計金額と入札金額は一致しなくても問題ありませんか？

入札時に提出する工事費内訳書の合計金額（「工事価格」欄に記載した金額。税抜）と入札金額（税抜）が一致しない場合は失格となります。

７　予定価格の事後公表

Ｑ　予定価格を事後公表とすることにより、どの様な効果が期待されるのですか？

予定価格の事前公表は、適正な見積もりを阻害し、過度の低入札を招いていると考えられることから、予定価格を事後公表することにより、入札参加者の適正な見積もりによる応札が行われると考えています。

Ｑ　なぜ、すべての工事の予定価格を事後公表としないのですか？

予定価格（税抜き）１億円未満の工事については、予定価格を自社見積もりの妥当性の参考としているという中小規模の事業者の意見も多いことから、規模の大きな工事から事後公表とすることとしました。

なお、平成２６年４月公告分から、予定価格（税抜き）１億円以上の工事について、予定価格を事後公表としています。

Ｑ　予定価格を事後公表とすることにより、事前に情報を仕入れようとする不正な行為が起こらないですか？

予定価格等の非公表とされている情報を不正に入手し、又は入手しようと職員に働きかけを行ったときは、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱により、３か月の入札参加資格停止措置を行うこととしており、不正な行為の未然防止を図っています。

８　最低制限価格･調査基準価格

Ｑ 「最低制限価格」・「調査基準価格」は、令和４年４月１日公告分から、どのような設定（算定）方法に変更されたのですか？

建設工事に係る「最低制限価格」･「調査基準価格」については、国土交通省における低入札価格調査基準価格の算定式（以下「国の算定式」）に準拠しています。

今般、「国の算定式」の見直しに合わせ、「最低制限価格」及び「調査基準価格」の算定式のうち一般管理費等に乗じる率を0．55から0．68に変更しました。

【最低制限価格を算出する場合】
（直接工事費×100%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%）
×（1+消費税率）×ﾗﾝﾀﾞﾑ係数

【調査基準価格を算出する場合】
予定価格（税抜き）１億円未満の総合評価落札方式を適用する工事
（直接工事費×100%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%）
×（1+消費税率）×ﾗﾝﾀﾞﾑ係数
予定価格（税抜き）１億円以上の工事
（直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%）
×（1+消費税率）×ﾗﾝﾀﾞﾑ係数

＜過去の変更概要＞

・平成20年6月以降、新公契連モデルという算定方法で設定し、事後公表に変更。
新公契連モデル：直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30%
・平成21年4月1日公告分から、「国の算定式」の見直しに合わせ、現場管理費に乗じる率を 70%に変更。
・平成21年12月1日公告分から、県が主として実施する中小規模の工事については、直接工事費に乗じる率が国直轄工事など規模の大きい工事と比べ減額率が小さいことが判明したため、最低制限価格の算出における直接工事費に乗ずる率を 100%に変更。
・平成23年7月1日公告分から、「国の算定式」の見直しに合わせ、現場管理費に乗じる率を 80%に変更。
・平成25年6月13日公告分から、「国の算定式」の見直しに合わせ、一般管理費に乗じる率を 55%に変更。
・平成26年4月1日公告分から、消費税及び地方消費税の税率が変更されたため、算定式を変更。
・平成28年6月1日公告分から、「国の算定式」の見直しに合わせ、現場管理費に乗じる率を 90%に変更。
・平成29年6月1日公告分から、「国の算定式」の見直しに合わせ、直接工事費に乗じる率を 97%に変更。ただし、最低制限価格の算定式における直接工事費に乗じる率は、県独自の係数 100%としています。
・令和元年6月1日公告分から、「最低制限価格」及び「調査基準価格」の設定範囲の下限値を 70/100 から 75/100 に変更。
・令和4年4月1日公告分から、「国の算定式」の見直しに合わせ、一般管理費等に乗じる率を 68%に変更。

Ｑ　「調査基準価格」の適用工事について、令和元年６月１日公告分から、どのように変更されたのですか？

調査基準価格を適用する工事については、従来の予定価格（税抜き）が1億円以上の工事に加え、予定価格（税抜き）1億円未満の工事のうち、総合評価落札方式を適用する工事についても対象としました。

Ｑ　予定価格（税抜き）１億円未満の低入札価格調査では、重点的に調査を実施するとあるが、具体的にはどのような調査を行うのですか？

下請け予定業者の見積金額等が適正であるかを、過去1年以内の取引実績の調査を行い確認することとなります。よって、取引実績の確認が出来ない場合は、失格となります。

Ｑ　無作為（ランダム）係数は、どういう方法で算出させるのですか？
誰かが意図的に操作をすることはあり得ないのですか？

電子入札方式については、各業者の応札時間を元に自動的に算出させ、また持参方式については電子計算機により乱数を用いて自動的に算出されます。このため、担当職員等が操作をすることはできません。

Ｑ　低入札調査について、自社の評価順位を知ることは出来ないのですか？

低入札調査では開札から落札決定まで不測の日数を要する場合があることから、低入札調査に着手した日以降において、当該工事の入札者から入札経過について問い合わせがあった場合は、その者の総合評価順位のみ回答することとしました。なお、他社の総合評価順位については回答出来ません。

Ｑ　低入札調査について、審査を一層厳格に行うとあるが、どのような対応を行っているのですか？

現在、応札者から応札額の積算内訳書の提出を受け、設計内容に適合しているか、必要な経費が計上されているか、下請業者や資材納入業者の見積書が反映されているか等を審査し、ヒアリングの上、適正に施工できるかどうかを判断しています。

それに加え、国土交通省が実施している「特別重点調査」を導入し、一定割合を下回った応札について、応札額の積算根拠が過去の実績に基づく妥当なものかどうか調査するなど厳格化を図っています。

また、平成23年4月1日からは、以下の改正を行っています。

事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取の次の開庁日までに確認資料等を提出しなかった場合は失格とすることとしました。

積算内訳書の単価が、複数の見積り等から積み上げている場合は、当該単価の単価表を作成し、単価表の備考欄に根拠となる見積り業者名や単価算定式を記載することとしました。

９　総合評価落札方式

Q　なぜ、総合評価落札方式を導入するのですか？

価格のみならず総合的な価値による競争を促進することは、県にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効であるとともに、効率的かつ効果的な社会資本の整備が期待されます。

また、建設業者の方にとっても技術力の向上に繋がると考えています。

Q　総合評価落札方式は談合排除に効果があるのでしょうか？

総合評価落札方式は品質を確保するための手法であります。

総合評価落札方式の実施により、結果として談合防止の効果が期待できると考えられます。

（単なる価格あわせだけの談合は難しくなります。）

Q　なぜ、予定価格（税抜き）３千万円以上の工事で実施するのですか？

新「業者評価制度」の導入により、全ての工事で一定の品質が確保されることになります。

規模の大きい工事（予定価格（税抜き）３千万円以上）については、さらに品質の確保を図るため、総合評価落札方式を導入するものです。

Q　なぜ、土木一式Bランク（予定価格（税抜き）１千５百万円以上３千万円未満）の工事でも実施するのですか？

平成26年４月より、土木一式Bランク工事の２割程度の件数で総合評価落札方式を試行してきました。

その結果、総合評価落札方式の試行工事の工事成績は年々上昇し、公共工事の品質確保に一定の効果が認められたため、平成29年６月より、土木一式Bランク工事の２割程度の件数に総合評価落札方式を適用する制度として運用を開始しました。

Q　なぜ、舗装工事だけ１千５百万円以上が総合評価落札方式の対象なのですか？

舗装工事については、発注規模が小さく、舗装工事全体のうち、一部でしか総合評価を実施していませんでしたが、令和２年６月から、総合評価の適用範囲を拡大し、舗装工事の更なる品質向上を図ることとしました。

Q　総合評価落札方式により発注された工事における主任技術者の兼務件数は2件までとされていますが、予定価格（税抜き）１，５００万円以上３，０００万円未満の舗装工事業の工事についても適用されますか？

予定価格（税抜き）１，５００万円以上３，０００万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任のものについては兼務件数の規定は適用されません。詳細については、技術調査課ホームページをご確認ください。（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html）

（なお、舗装工事に限らず、専任の主任技術者又は監理技術者の配置が必要な工事については、別途専任要件にかかる兼務規定が適用されます。）

Ｑ　意見聴取の学識経験者とは、どういった方がなっているのですか？

県が設置している総合評価審査委員会では、公共工事に詳しい学識経験者の方や、総合評価落札方式による入札を実施している他の発注機関の方などに、委員をお願いしています。

なお、今後の適正な評価の支障となるため、委員名は非公表としています。

Ｑ　発注者の恣意性が高まるのではないですか？

技術的能力の審査をはじめとした入札契約の過程を公表するとともに、総合評価の評価項目を設定する時や落札者を決定する時に、発注者の恣意性を排除するため、学識経験者の意見を聴くことになっています。評価については、透明性、客観性を確保するため数値的な評価を行っており、恣意的に評価ができないようにしています。

また、数値的な評価が行えない場合は、学識経験者により評価を行っていただいています。

Ｑ　総合評価落札方式は、大企業優先にならないですか？

技術提案を求める内容は、工事に応じて、高度な技術力を要するものや、工事の安全対策、きめ細かい地域住民への配慮等様々であり、大規模な企業が必ずしも有利といえるものではありません。

Ｑ　価格逆転で、安い価格で入札した業者が落札者とならないケースもあり、効率性に繋がらないのではないですか？

総合評価落札方式は価格のみの調達ではなく、品質と価格において総合的に優れた者を落札者とする方式であり、業者からの技術提案を実施すること等により、結果としてトータルコストとして優れた調達ができるものと考えています。

Ｑ　なぜ、「県産品・リサイクル製品」を総合評価の項目としているのですか？
　　品質確保と関連があるのですか？

県産品・リサイクル製品の積極利用については、県の施策として県産品・リサイクル製品の利用拡大を図ることを目的に項目としています。

これにより、県産品・リサイクル製品の積極利用が総合評価により評価されることとなり、県産品等活用のインセンティブになると考えています。

また、平成２３年４月より、過去の実績により加点評価された企業のみでなく、受注のない企業にも受注機会を確保するため、県産品等をこれから導入しようとする場合も、加点評価を認めており、現在は、以下の①～③のいずれかに該当すれば１点の加点を行っています

①工事成績で認められた県産品等の使用実績が過去３年間に５件以上あれば１点の加点

②工事成績で認められた県産品等の使用実績が過去１年間に１件以上あれば１点の加点

③過去において県産品等の使用実績を認められていない企業は、当該申請に係る工事において、仕様書に明記していない県産品等を一品目全数使用を提案すれば、１点の加点評価を認めます。

（ただし、落札後に実際の工事で、提案を実施しない際はペナルティーがあります）

Ｑ　「県産品・リサイクル製品」の項目は、どのように評価するのですか？

工事完成時の工事成績評定の中で、「県産品・リサイクル製品」の積極利用について評価しており、この工事件数により評価しているのに加え、平成２３年４月から、仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を１品目全数使用を提案した場合も評価しています。

Ｑ　「県産品・リサイクル製品」の項目で、「仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を１品目全数使用」の提案がない場合でも、提案様式「県産品、リサイクル製品の積極利用（その１）（その２）」の両方の提出が必要ですか？

当該提案がない場合においても、必ず提案様式（その１）（その２）の両方を提出して下さい。

なお、提案様式（その１）（その２）の両方の提出がない場合は、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第１２条第１項（２）により失格となります。

Ｑ　仕様書に県産品と明記していない資材を県産品等で全数使用した場合に、なぜけんさんぴん登録の同意書が必要なのですか？

総合評価落札方式で、仕様書に県産品と明記していない資材を県産品使用し加点された県産品が、けんさんぴん登録されていない場合には、当該資材を広く周知し、他の工事においても活用いただけるよう、けんさんぴん登録していただくことにしています。このため、このような場合に提案された県産品については、入札における技術提案の提出時に、製造事業者からけんさんぴん登録に対する同意書を提出いただいています。

なお、総合評価の審査が完了し、当該製品が加点対象となった場合には、県から製造事業者あてけんさんぴん登録予定資材の認定通知を行うので、速やかにけんさんぴん登録申請を行ってください。

Ｑ　「県内開発建設技術」の項目を設定している工事で、「県内開発建設技術を１品目全数使用」の提案がない場合でも、提案様式「県産品、リサイクル製品の積極利用（その３）（その４）」の両方の提出が必要ですか？

当該提案がない場合においても、必ず提案様式（その３）（その４）の両方を提出して下さい。

なお、提案様式（その３）（その４）の両方の提出がない場合は、建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領第１２条第１項（２）により失格となります。

Ｑ　「県内開発建設技術」の項目の「県内開発建設技術を１品目全数使用」の提案について、県内開発建設技術で設計積算されている工事において当該技術を使用する場合でも、技術提案が必要ですか？

県内開発建設技術で設計積算されている工事において当該技術を使用する場合であっても、技術提案して下さい。提案されない場合は、加点されません。

Ｑ　なぜ、「継続教育（CPD）の取り組み状況」を総合評価の項目としているのですか？

継続教育（CPD）は、技術者が資格取得後においても常に最新の知識や技術を習得することを目的とした取り組みであり、公共工事の品質向上を図ることを目的に項目としています。

Ｑ　どうすれば、「継続教育（CPD）の取り組み状況」で評価されるのですか？

建設系ＣＰＤ協議会の各加盟団体が推奨するユニット数を満たし、各団体が発行する継続教育の証明書があれば評価されます。

各団体が発行する証明書は、証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものとします。ただし、証明期間の最終日が対象期間内にない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価します。

また、対象となる工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する継続教育をより高く評価します。

Ｑ　標準型における「具体的な技術提案」の評価結果は、教えてもらえるのですか？

平成２１年２月から、入札者から提出された「具体的な技術提案」の評価された内容について、当該入札者から求めがあった場合、口頭で回答していました。

なお、平成２２年６月からは、総合評価を行った入札者へ当該入札者の提案内容で、評価された部分を赤枠で囲い、文書で通知しています。

Ｑ　他社の技術提案を教えてもらえないのですか？

技術提案は、企業のノウハウ等を記述したものであることから、他社に公開することにより、当該企業の利益を害する恐れがあるため、教えることはできません。

Ｑ　技術提案の履行確認は徹底されているのですか？

公共工事の品質向上のため、発注者として技術提案の履行確認を徹底することとしています。

なお、技術提案による施工方法等の履行が成されなかった場合には、工事成績の減点を実施するとともに、悪質な場合は入札審査会に諮るなどし、契約不履行の違約金請求等を行うこととしています。

Q　施工体制確認型総合評価落札方式とはどのような制度ですか？

トンネルや長大橋などの重要構造物の施工において、品質や安全などの管理体制の確立が不可欠であるため、施工体制確保の確実性や品質確保の実効性について評価し、特に、低入札調査基準価格を下回る入札者に対しては厳正な審査を行います。

また、WTO対象工事以外では、企業や配置技術者の技術力を適正に評価するため、企業に対しては、具体的な技術提案の配点の引き上げや、過去2年間の同業種工事の工事成績を評価項目に追加するとともに、技術者に対しては、過去4年間の工事成績の評価を同業種工事に限定し、配点及び評価基準を引き上げて評価を行うもので、令和6年6月から導入しました。

10　設計・積算

Q　積算単価は、どのように決定されていますか？

積算単価には、資材単価・労務費単価・市場単価・土木工事標準単価があります。

このうち、資材単価は、県独自の資材単価調査、国からの単価及び物価資料（『積算資料』・『建設物価』）からの引用により決定しています。また労務費単価は、毎年全国一斉に国土交通省・農林水産省が合同で調査し決定しています。

市場単価及び土木工事標準単価は、国からの単価および物価資料からの引用により決定しています。

Q　積算単価の改定頻度はどうなっていますか？

国からの単価及び物価資料から引用している単価については、毎月改定します。

県独自の資材単価調査により決定している単価のうち、主要な基礎資材である生コン・アスファルト・骨材については、3ヶ月に1回調査し改定しています。

労務費単価については、年1回、国土交通省に合わせて改定しています。

Q　工事が分割発注された場合、諸経費はどうなりますか？

原則として、工事単体の諸経費とし、他の工事との諸経費の調整は行いません。

このことにつきましては、平成20年12月に各発注機関等に周知徹底したところです。

Q　現在施工している現場の近接で、発注された工事を受注した場合、諸経費はどうなりますか？

近接という利点を活かし応札した工事と考えられますので、諸経費の調整は行いません。

１１　工事成績評定

Ｑ　工事成績を重視する方針のようですが、検査員によって成績の付け方が違えば、不公平となるのではないですか？

工事評定は、「工事成績評定要領」という基準に基づいて行っていますので、公正に実施されていると考えています。また、平成２５年４月から県土整備部及び農林水産部の検査室を統合して「検査・技術支援課」を設置し、より適正な評価に努めています。

なお、「工事成績評定要領」は、検査・技術支援課のホームページで公表していますし、第３編資料編にも掲載していますので、ご覧ください。

Ｑ　工事成績評定に疑問がある場合は、どうすればいいのですか？

工事成績評定結果通知書により通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む）以内に、書面により、工事発注機関に対して説明（窓口は建設部副部長）を求めることが出来ます。

１２　優良工事表彰

Ｑ　優良工事表彰の対象要件は何ですか？

和歌山県と請負契約を締結した建設工事の内、最終請負金額が１５００万円以上で、工事成績評定の評定点が７５点以上の工事が対象となります。ただし、他工事で６５点未満の評定があるなど、表彰にふさわしくない事例があれば対象にはなりません。

Ｑ　優良工事表彰の受賞者には、どのようなメリットがありますか？

入札参加資格審査において、地方基準点として工事成績評定点が７５点以上で３０点の加点、受賞で更に３０点の加点となり、合計６０点が加点されます。

総合評価において、入札参加が県内業者に限定される標準型では、技術者の評価として活用されます。

また、優良工事表彰については、技術調査課のホームページに掲載すると共に、各発注機関においても、この表彰を受賞された建設業者を紹介する掲示を行っています。

１３　けんさんぴん登録制度

Ｑ　けんさんぴんにはどのようなものがありますか？

けんさんぴんには県産品建設資材、県産新工法、県土保全環境技術、県産認定リサイクル製品があります。県産品建設資材や県土保全環境技術には生コンクリートやアスファルトコンクリート等の汎用品から紀州材を使用した特殊な資材等８６５品目があります。また県産新工法には県内の建設業者等が中心となって開発した１４工法があります。

和歌山県けんさんぴん登録制度への登録されている県産品については、けんさんぴんリストを技術調査課のホームページに掲載していますのでご覧ください。

Ｑ　県産品を使うとどのようなメリットがありますか？

工事成績評定において加点評価されるとともに、総合評価落札方式においても、過去の施工工事の県産品使用や当該工事において、仕様書に県産品と明記していない資材を県産品等で全数使用した場合など「県産品の積極利用」の項目において、加点評価するなど活用されています。

なお、総合評価落札方式で、仕様書に県産品と明記していない資材を県産品使用し加点された県産品が、けんさんぴん登録されていない場合には、当該資材を広く周知し、他の工事においても活用いただけるよう、けんさんぴん登録していただくことにしています。

１４　県内開発建設技術登録制度

Ｑ　既存のけんさんぴん登録制度とどこが異なるのですか？

けんさんぴんは、県内の景気浮揚や雇用の確保を目的に県外の業者が開発した製品でも、県内の工場で製造されているものであれば対象としています。

県内開発建設技術は、県内企業が開発したもののみを対象としており、県内企業が開発した製品等をさらに評価することで、県内企業等の技術力向上及び競争力強化を図っていくこととしています。

１５　営業所調査

Ｑ　営業所の実態がない場合とはどのような意味ですか？

営業所が全く存在しなければ、当然に許可は取消しとなります。

しかし、いわゆるペーパーカンパニーと言われるような営業実態の乏しい営業所でも、最低限の外形的要件は備えていることが多く、このような場合、建設業許可の取消までは困難です。しかし、このような実態の乏しい建設業者は、県工事の契約の相手方として不適当であると考えますので、建設業の許可標識不掲示、郵便物不達、常時転送電話、常時営業所に専任技術者の不在などの場合は、改善を指導し、改善されない場合は、改善されるまで、格付けを一時取り消すこととしています。

Ｑ　営業所調査により、ペーパーカンパニー等の排除はできるのですか？

営業所の実態調査に加え、外注費比率や技術者の在籍状況によるランクダウン制度などもありますので、営業実態の伴わない建設事業者は県工事の入札に参加できなくなるものと考えております。

１６　中間前金払制度と融資制度

Ｑ　中間前金払と部分払の併用はできますか？

中間前金払と部分払の併用は可能です。ただし、部分払を受けた後に中間前金払を請求することはできません。

Ｑ　地域建設業強化融資制度を利用するにあたり、助成制度はありますか？

出来高査定費用や金利について助成を受けることができる場合がありますので、詳細は融資に関する相談窓口である事業共同組合等へお問い合わせください。

なお、組合等については、下記の(一財)建設業振興基金ホームページをご覧ください。

URL　http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyouka.html

第3編　　資　料　編

1－(1) 令和6･7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準

（目的）

第1条　この基準は、県内建設業者の資格審査を行うために必要な事項を定める。

（定義）

第2条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　資格審査　建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第2条第1項に規定する建設工事であって、和歌山県が執行するものに限る。以下同じ。）に係る条件付き一般競争入札に参加しようとする者の資格を審査することをいう。

(2)　主たる営業所　建設業法第2条第2項に規定する建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1の営業所をいう（本社、本店等の名称を称する営業所であっても、その所在又は実態を把握できないものを除く。）。

(3)　建設業許可　建設業法第3条第1項の規定による許可をいう。

(4)　建設業許可業者　建設業許可を受けて建設業を営む者をいう。

(5)　県内建設業者　建設業許可業者のうち、和歌山県内に主たる営業所を有する者をいう。

(6)　経営に影響力を有する者　法人にあっては建設業法第5条第3号に規定する役員等をいい、法人以外の者にあっては、これらに相当すると認められるものをいう。

(7)　暴力団関係者等　和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第6条第1号に規定する暴力団関係者等をいう。

(8)　公共機関　刑法（明治44年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪の規定の適用を受ける公務員が属する全ての機関（国、地方公共団体、地方公社等）をいう。

(9)　資格認定　建設工事に係る条件付き一般競争入札に応札する資格を認めることをいう。

(10)　許可業種　建設業許可業者が受けた許可に係る建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類をいう。

（欠格事由）

第3条　次の各号のいずれかに該当する者は、資格認定を受けることができない。

(1)　県内建設業者でない者

(2)　建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

(3)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「地方自治法施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者

(4)　地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当することとなった日から起算して2年を経過しない者

(5)　和歌山県が課する税の全て（その滞納処分費を含む。）、消費税又は地方消費税に未納がある者。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第41条第1項に基づく更生手続の開始が決定された者及び民事再生法（平成11

年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第33条第1項に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。

(6) 次に掲げる者のいずれかが暴力団関係者等又は和歌山県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者

ア 建設業許可業者

イ 建設業許可業者の使用人（建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「建設業法施行令」という。）第3条に規定する使用人をいう。）

ウ 建設業許可業者の法定代理人

エ 建設業許可業者の経営に影響力を有する者

オ 建設業許可業者の法定代理人の経営に影響力を有する者

(7) 審査対象となる経営事項審査に係る建設業法第27条の29に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が、「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」若しくは「解体」のいずれかである場合には、当該許可業種ごとの平均完成工事高が250万円以下である者、又は総合評定値の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」若しくは「清掃施設」のいずれかである場合には、当該許可業種の種類ごとの平均完成工事高が0円である者。

(8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

カ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

キ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ク 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(9) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

(10) 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てを行っている者で同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けていない者又は民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てを行っている者で、同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けていない者

(11) 入札参加資格審査申請書及び添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者又は重要な事項について記載をしなかった者

(12) 建設業許可業者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から審査基準日時点で5年を経過した者を除く。）

(13) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる者

(14) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者

(15) 前2号のいずれかに該当した後、審査基準日時点で1年を経過しない者

(16) 第6号又は第11号に該当することを理由に資格認定を取り消された後、その取消しの日から審査基準日時点で5年を経過しない者

（認定保留事由）
第 3 条の 2　資格審査の申請時において、建設業許可業者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、不起訴又は無罪の判決が確定していない者については、その不起訴又は無罪の判決が確定するまで、資格認定の申請を行うことはできないものとする。
2　前項の者が、不起訴又は無罪の判決が確定した旨を申し出て、その事実が確認できた場合には、速やかに資格審査の申請を受け付けて、その審査を行うものとする。

（資格審査の実施）
第4条　資格審査は、2 年ごとに定期の審査（以下「定期審査」という。）を行うものとする。
2　定期審査を行った後、次の定期審査を行うまでの期間に別表の資格審査の区分欄に掲げる追加の申請に係る資格審査（以下「追加審査」という。）を行うものとする。
3　資格審査は、許可業種ごとに行うものとする。

（審査基準日）
第5条　前条第 1 項に規定する定期審査の審査基準日は、令和 6 年 1 月 1 日とする。
2　前条第 2 項に規定する追加審査の審査基準日は、別表の審査の区分欄に掲げる追加審査に応じた審査基準日欄に掲げる日とする。

（資格審査申請の方法）
第6条　和歌山県が執行する建設工事の条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札に係る資格審査を申請し、資格認定を受けなければならない。
2　資格審査の申請の方法は、別に定め、和歌山県のホームページ等で公表する。

（資格の認定）
第7条　資格認定は、和歌山県建設工事等入札参加資格審査会（その組織、運営等については別に定める。以下「審査会」という。）の意見を徴した上で、行うものとする。

（認定の期間）
第8条　定期審査の資格認定の有効期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までとする。
2　追加審査の資格認定の有効期間は、別表の審査の区分欄に掲げる追加審査に応じた資格認定期間欄に掲げる期間とする。

（認定の取消）
第9条　資格認定を受けた者が第 3 条各号（第 10 号を除く。）のいずれかに該当することとなった場合には、審査会の意見を徴した上で、その資格認定の全部又は一部を取り消すことができる。

（応札の差し控え）
第10条　資格認定を受けた者は、第 3 条第 10 号に該当することとなった場合は、第 18 条の規定による総合点数の再算定を受けるまでの間は、応札できないものとする。

（資格の承継）

第11条　資格認定を受けた者が、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った場合又は資格認定を受けた者から資格認定に係る事業譲渡を受けた場合は、それぞれ当該資格認定を承継できるものする。

2　前項の承継の手続については別に定める。

（総合点数の算定等）

第12条　資格認定に際しては、次の各号に掲げる事項ごとに別に定める令和６・７年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準（以下「総合点数算定基準」という。）に基づき総合点数を算定し、その結果を通知する。

(1)　客観的事項

(2)　和歌山県独自事項

2　前項第１号の客観的事項は、特別な場合を除き、次に掲げる経営事項審査の結果を基に算定する。

(1)　定期審査においては、資格認定を受けようとする者が受審した令和４年10月１日から令和５年９月30日までの期間における決算日を対象とする経営事項審査

(2)　追加審査においては、資格認定を受けようとする者が受審した別表の審査の区分欄に掲げる追加審査に応じた経営事項審査に係る期間欄に掲げる期間における決算日を対象とする経営事項審査

3　第１項第２号の和歌山県独自事項に係る総合点数は、別に定めるものを除き、審査基準日における次の各号に掲げる項目について算定するものとする。

(1)　独占禁止法の遵守体制の整備

(2)　暴力団排除への取組

(3)　災害時等対応重機の所有

(4)　災害時対応仮設資材の所有

(5)　大規模災害時の応急対策業務の取組

(6)　災害時等緊急対応への貢献

(7)　ISO9000シリーズの認証取得

(8)　ISO14000シリーズの認証取得

(9)　エコアクション21の認証取得

(10)　産業廃棄物の処理体制

(11)　労働安全衛生法関係資格者数

(12)　労働災害防止への取組

(13)　常時雇用者の確保

(14)　障害者雇用

(15)　建設業関連学科新規卒業者雇用

(16)　次世代育成支援等への取組

(17)　完全週休二日制への取組

(18)　工事成績

(19)　高得点工事成績

(20)　和歌山県優良工事表彰

(21)　技術者数

(22)　優秀施工者国土交通大臣顕彰

(23) 技術力向上への取組

(加点のための再算定を申請できる項目)

第13条 資格認定後、前条第3項各号(第11号、第18号、第21号及び第23号を除く。)のいずれかについて総合点数算定基準を満たした場合には、総合点数の再算定を申請できるものとする。

(減点のための再算定を申請しなければならない項目)

第14条 資格認定後、第12条第3項各号(第2号、第6号、第11号、第13号、第18号から第21号まで及び第23号を除く。)のいずれかについて、総合点数算定基準を満たさなくなった場合、総合点数が減少する場合又は申請内容に変更(第12条第3項第3号又は第4号に係るものに限る。)が生じた場合にあっては、総合点数の再算定を申請しなければならない。

2 第12条第3項第5号又は第12号に掲げる項目については、これらの号に規定する取組に係る団体による和歌山県への脱退の通知をもって再算定の申請があったものとみなし、当該団体に係る資格認定を受けた者に対し、再算定の上、その結果を当該資格認定を受けた者に通知する。

(再算定申請締切日)

第15条 総合点数の再算定の申請の締切日は、再算定の原因となる事実が発生した日から30日後とする。ただし、第11条に規定する資格の承継の場合には、この限りでない。

(再算定申請の方法)

第16条 総合点数の再算定の申請の方法は、別に定める。

(定期再算定の実施)

第17条 定期の再算定は、次の各号に定める期間に提出のあった再算定の申請に基づき行うものとする。この場合において再算定の総合点数は、当該各号に定める日から効力を有する。

(1) 令和6年1月2日から令和6年10月31日まで 令和6年12月1日
(2) 令和6年11月1日から令和7年4月30日まで 令和7年6月1日
(3) 令和7年5月1日から令和7年10月31日まで 令和7年12月1日

(随時再算定の実施)

第18条 随時の再算定は、次に掲げる場合に限り、行うものとする。

(1) 第10条の規定に基づき応札できない者が、会社更生法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定又は民事再生法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受け別に定める基準に基づき再算定の申請を行った場合
(2) 第11条に規定する資格の承継を行った者が再算定の申請を行った場合
(3) その他知事が特に必要と認める場合

2 前項第1号の申請の方法は、別に定める。

(変更等の届出)

第19条 和歌山県知事から建設業許可を受けかつ資格認定を受けた者については、第13条、第14条又は前条の規定による申請の場合を除き、建設業法第11条第1項に規定にする変更届

をもって資格認定に係る変更届の提出があったものとみなす。
2　国土交通大臣から建設業許可を受けかつ資格認定を受けた者は、建設業法第３条に規定する許可の更新に係る許可申請書又は建設業法第 11 条に規定する変更届を国土交通大臣に提出したときは、遅滞なくその申請書又は届の写しを提出するものとする。
3　資格認定を受けた者が第３条第１号に該当するにいたった場合は、遅滞なくその旨届け出るものとする。

（格付け）
第20条　格付けは、別に定める基準に基づき、資格認定を受けた者の総合点数を基に行うものとする。

（苦情申立て）
第 20 条の２　第３条の規定により資格認定を受けることができなかった者又は第９条の規定により認定を取り消された者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。
2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
(1)　申立者の商号又は名称及び住所
(2)　申立てに係る措置
(3)　申立ての趣旨及び理由
(4)　申立ての年月日
3　第１項の申立ては、当該措置の日の翌日から起算して２週間以内に行うものとする。

（苦情申立てに対する回答等）
第 20 条の３　前条第１項の苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して７日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第１条第１項に規定する県の機関の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
2　前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前述の期間を延長することができるものとする。
3　前条第 3 項に規定する苦情の申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、前条第１項の苦情の申立てを却下することができるものとする。

（指名競争入札への適用）
第21条　真にやむを得ない理由により指名競争入札を行う場合には、資格認定を受けた者のうちから指名する者を選定した上で実施するものとする。

（認定資格の公表）
第22条　入札参加資格審査制度の透明性の一層の向上を図るため、資格審査の結果（資格認定を受けた者、その総合点数及びその格付け）は和歌山県ホームページ等を通じて公表する。

（その他）
第23条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この基準は、平成 19 年 11 月 13 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 21 年 2 月 12 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 21 年 4 月 14 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 21 年 12 月 19 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 23 年 2 月 23 日から施行する。

附　則

1 この基準は、平成 23 年 12 月 13 日から施行する。

2 この基準は、平成 24・25 年度入札参加資格に適用し、平成 22・23 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附　則

1 この基準は、平成 24 年 1 月 25 日から施行する。

2 この基準は、平成 24・25 年度入札参加資格に適用し、平成 22・23 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附　則

この基準は、平成 24 年 12 月 11 日から施行する。

附　則

1 この基準は、平成 25 年 12 月 4 日から施行する。

2 この基準は、平成 26・27 年度入札参加資格に適用し、平成 24・25 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附　則

1 この基準は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。

2 この基準は、平成 28・29 年度入札参加資格に適用し、平成 26・27 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附　則

1 この基準は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。

2 この基準による改正後の平成 30･31 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、平成 30・31 年度入札参加資格に適用し、平成 28・29 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附　則

1 この基準は、令和元年 12 月 9 日から施行する。

2 この基準による改正後の令和 2･3 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和 2・3 年度入札参加資格に適用し、平成 30・31 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附　則

1　この基準は令和 3 年 12 月 9 日から施行する。

2　この基準による改正後の令和 4・5 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和 4・5 年度入札参加資格に適用し、令和 2・3 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附　則

1　この基準は令和５年 12 月１日から施行する。

2　この基準による改正後の令和６・７年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和６・７年度入札参加資格に適用し、令和４・５年度入札参加資格については、なお従前の例による。

別表

資格審査の区分	受付期間	審査基準日	経営事項審査に係る期間	資格認定期間
第１回追加審査	令和６年６月７日から令和６年６月 21 日	令和６年６月１日	令和５年１月１日から令和５年 12 月 31 日	令和６年９月１日から令和８年５月 31 日
第２回追加審査	令和６年９月６日から令和６年９月 24 日	令和６年９月１日	令和５年３月１日から令和６年２月 28 日	令和６年 12 月１日から令和８年５月 31 日
第３回追加審査	令和６年 12 月６日から令和６年 12 月 20 日	令和６年 12 月１日	令和５年７月１日から令和６年６月 30 日	令和７年３月１日から令和８年５月 31 日
第４回追加審査	令和７年３月７日から令和７年３月 24 日	令和７年３月１日	令和５年 10 月１日から令和６年９月 30 日	令和７年６月１日から令和８年５月 31 日
第５回追加審査	令和７年６月６日から令和７年６月 20 日	令和７年６月１日	令和６年１月１日から令和６年 12 月 31 日	令和７年９月１日から令和８年５月 31 日
第６回追加審査	令和７年９月５日から令和７年９月 22 日	令和７年９月１日	令和６年３月１日から令和７年２月 28 日	令和７年 12 月１日から令和８年５月 31 日

1－(2) 令和6･7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準

（趣旨）

第1条　この取扱い基準は、令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（以下「資格審査基準」という。）に定める総合点数の算定について、必要な事項を定める。

（技術者）

第2条　技術者とは次の各号に掲げる条件の全てに該当する者をいう。

(1)　1か月の賃金が8万円以上であること又は個人事業主の専従者であること。

(2)　営業所又は工事現場において、1か月のうち概ね15日以上建設業に関係する業務に従事していること。

(3)　建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の項目及び基準（同条第3項において国土交通大臣が定めることとされた平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下「基準等告示」という。）第一の三の1に定める技術職員に該当する者であること。

（総合点数の算定）

第3条　資格審査基準第12条第2項に規定する客観的事項に係る総合点数（この項において「客観点数」という。）は、資格審査取扱基準第2条第10号に規定する許可業種に応じた、経営事項審査に係る建設業法第27条の29第1項に規定する建設工事の種類ごとの総合評定値をもって客観点数として算定する。

2　資格審査基準第12条第3項に規定する和歌山県独自事項に係る総合点数は、次の各号に掲げる項目ごとに、当該各号に定める点数とし、資格認定を受けようとする者の許可業種ごとに全各号の点数を合計して得た点数をもって算定する。

(1)　資格審査基準第12条第3項第1号に掲げる独占禁止法の遵守体制の整備　審査基準日において別に定める基準に該当する場合には、全ての許可業種に対して30点

(2)　資格審査基準第12条第3項第2号に掲げる暴力団排除への取組　審査基準日において次に掲げる条件の全てに該当する場合には、全ての許可業種に対して30点

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する不当要求防止責任者（以下「不当要求防止責任者」という。）を選任していること。

イ　審査基準日の前日までの2年間において、和歌山県公安委員会から委託を受けて公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項に規定する講習を不当要求防止責任者に受講させていること。

(3)　資格審査基準第12条第3項第3号に掲げる災害時等対応重機の所有　審査基準日において別に定める基準に該当する場合には、60点を上限として土木一式工事に対して別に定める点数

(4)　資格審査基準第 12 条第 3 項第 4 号に掲げる災害時対応仮設資材の所有　審査基準日において別に定める基準に該当する場合には、20 点を上限として土木一式工事に対して別に定める点数

(5)　資格審査基準第 12 条第 3 項第 5 号に掲げる大規模災害時の応急対策業務の取組　審査基準日において次のア又はイのいずれかに該当する場合には、ア又はイに定める許可業種にそれぞれ加点する。

ア　和歌山県知事と大規模災害時における応急対策業務に関する協定（建設業関連業務で和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課長が認めるものに限る。）を締結している団体（建設業を主として営む一般社団法人）の会員で、その協定に同意した場合には、次の表の対象団体欄に掲げる団体に応じ許可業種欄に掲げる業種に 40 点を上限に点数欄に掲げる点数

番号	対象団体	許可業種	点数
1	（一社）和歌山県建設業協会	土木一式工事	40 点
		建築一式工事	40 点
2	（一社）和歌山県空調衛生工業協会	管工事	40 点
3	（一社）和歌山電業協会	電気工事	40 点
4	（一社）和歌山県営繕協会	建築一式工事、電気工事又は管工事のいずれか	40 点

(注) 番号 1 の行に基づく算定を希望する場合には、番号 1 の行のみ算定する。
番号 2 から 4 の行に基づく算定を希望する場合には、いずれか 2 つの行を上限として算定する。

イ 和歌山県内市町村と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結している一般社団法人等の団体の会員で、その協定に同意した場合　土木一式工事及び建築一式工事それぞれに対して10点

(6)　資格審査基準第12条第3項第6号に掲げる災害時等緊急対応への貢献　審査基準日の前日までの2年間において別に定める基準に該当する工事等を行った場合には、60点を上限として土木一式工事に対して別に定める点数を加点する。

(7)　資格審査基準第12条第3項第7号に掲げるISO9000シリーズの認証取得　審査基準日においてISO9000シリーズの認証を取得している場合には、全ての許可業種に対して20点

(8)　資格審査基準第12条第3項第8号に掲げるISO14000シリーズの認証取得　審査基準日においてISO14000シリーズの認証を取得している場合には、全ての許可業種に対して20点（次号の項目との重複算定は行わない。）

(9)　資格審査基準第12条第3項第9号に掲げるエコアクション21の認証取得　審査基準日においてエコアクション21の認証を取得している場合には、全ての許可業種に対して10点（前号の項目との重複算定は行わない。）

(10)　資格審査基準第12条第3項第10号に掲げる産業廃棄物の処理体制　次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、20点を上限として全ての許可業種に対して当該各号に定

める点数（イ及びウのいずれにも該当する場合は、資格審査の申請者の希望に応じて重複算定を行うことができる。）

ア　審査基準日において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項に規定する許可を受けて産業廃棄物処分業を行っている場合には、全ての許可業種に対して20点

イ　廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けて産業廃棄物処分業を行っている者と審査基準日の前日までの1年間において産業廃棄物の処理に係る契約を締結している場合には、全ての許可業種に対して10点

ウ　審査基準日において、廃棄物処理法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合には、全ての許可業種に対して10点

(11)　資格審査基準第12条第3項第11号に掲げる労働安全衛生法関係資格者数　次のア又はイに該当する者を審査基準日において雇用している場合には、20点を上限として全ての許可業種に対して1人につき2点（ア及びイに同時に該当する場合であっても、重複算定は行わない。）

ア　別表第1に掲げる資格のいずれかを取得している者

イ　一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録された者

(12)　資格審査基準第12条第3項第12号に掲げる労働災害防止への取組　審査基準日において建設業労働災害防止協会の会員である場合には、全ての許可業種に対して10点

(13)　資格審査基準第12条第3項第13号に掲げる常時雇用者の確保　審査基準日において次のア又はイに該当する場合には、それぞれア又はイに定める点数（ア及びイに同時に該当する場合には重複算定を行う。）

ア　次の(ｱ)及び(ｲ)のいずれにも該当する従業員を雇用している場合には、60点を上限として全ての許可業種に対して1人につき2点

(ｱ)　常時雇用している従業員1人当たりの1か月の賃金が8万円以上であること又は当該従業員が個人事業主の専従者であること

(ｲ)　常時雇用している従業員が、営業所又は工事現場において、1か月のうち概ね15日以上建設業に関係する業務に従事していること

イ　ア(ｱ)及び(ｲ)のいずれにも該当し、かつ次の(ｱ)から(ｵ)までのいずれかに該当する従業員を雇用している場合には、20点を上限として全ての許可業種に対して1人につき5点（(ｱ)から(ｵ)までうちいずれか2以上の項目に同一の従業員が該当する場合であっても、重複算定は行わない。）

(ｱ)　若年者（審査基準日において満年齢35歳未満の者）

(ｲ)　女性職員

(ｳ)　ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）

(ｴ)　保護観察対象者

(ｵ)　審査基準日以前２年の間において市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連続して雇用されている者

(14)　資格審査基準第12条第3項第14号に掲げる障害者雇用　審査基準日において次の各号のいずれかに該当する場合には、全ての許可業種に対して20点

ア　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に該

当する者（以下「法定義務建設業者」という。）が、法定雇用率を達成するために必要な雇用者数に1を加えた人数以上を雇用している場合

イ　法定義務建設業者でない者が障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号に規定する身体障害者又は同条第4号に規定する知的障害者を1名以上雇用している場合

(15)　資格審査基準第12条第3項第15号に掲げる建設業関連学科新規卒業者雇用　審査基準日において次のア又はイのいずれかに該当する者を、卒業後1年未満の間に雇用し、かつ審査基準日まで連続して雇用している場合には、20点を上限として別表第2に掲げる許可業種のうちいずれか1つに対して、1人につき5点

ア　別表第2に掲げる学科を修めて高等学校を卒業後、審査基準日の前日において当該卒業の日から起算して4年未満の者

イ　別表第2に掲げる学科を修めて大学等（短期大学、高等専門学校及び大学並びに短期大学と同等以上と国土交通大臣が認めた専修学校等を含む。）を卒業後、審査基準日の前日において当該卒業の日から起算して2年未満の者

(16)　資格審査基準第12条第3項第16号に掲げる次世代育成支援等への取組　審査基準日において次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合には、10点を上限として全ての許可業種に対して5点

ア　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県の労働局に届け出ている場合

イ　次世代育成支援対策推進法（平成15年法律120号）第12条第1項又は第4項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県の労働局に届け出ている場合

ウ　和歌山県知事が定めるわかやま健康づくりチャレンジ運動実施要綱に基づく登録を行い、同要綱に基づくわかやま健康推進事業所の認定を受けた場合

(17)　資格審査基準第12条第3項第17号に掲げる完全週休二日制への取組　審査基準日において就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出ている場合には、全ての許可業種に対して30点

(18)　資格審査基準第12条第3項第18号に掲げる工事成績　次のアからウまでに掲げる条件全てに該当する建設工事の工事成績評定点（共同企業体（JV）（2以上の建設業に属する事業の事業者が、1の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負う企業体をいう。以下同じ。）に係るものについては、各構成員に対して算定する。）の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）を基に別表第3により発注を受けた許可業種ごとに算定した点数

ア　別表第4に定める機関が発注した建設工事であること（県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を含む）

イ　審査基準日（追加審査においては、直前の定期審査における審査基準日）の前日までの2年間において竣工検査を受けた建設工事であること

ウ　当初の契約額が250万円以下の随意契約による工事でないこと

(19) 資格審査基準第 12 条第 3 項第 19 号に掲げる高得点工事成績 次のア及びイの全てに該当する建設工事（以下「高得点工事」という。）で当該高得点工事を算定対象とした総合点数が有効となる日において次のウに掲げる加点期間終了日が到来していないものについて、当該高得点工事に係る許可業種に対して 60 点を上限に 1 件につき 30 点（共同企業体（ＪＶ）に係るものについては、各構成員に対して算定する。）なお、令和 4・5 年度の総合点数の算定対象となっている高得点工事のうち資格審査基準第 8 条に定める定期審査の認定期間開始日において、次のウに掲げる加点期間終了日が到来していないものについては、引き続き総合点数の算定対象とする。

ア 別表第 4 に定める機関が発注した建設工事であること（県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を含む）

イ 工事成績評定点が別表 4 に定める高得点工事基準評定点以上であること

ウ 次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれか先に到来する日

(ｱ) 当該高得点工事の工事成績の通知を受けた日から 30 日が経過した日を含む受付期間に係る再算定に基づく総合点数が効力を有することとなる日から 2 年が経過した日

(ｲ) 資格審査基準第 8 条第 1 項に定める定期審査の資格認定の有効期間が開始する日又は同基準第 17 条に定める再算定の総合点数が効力を有することとなる日のうち、当該高得点工事を算定の対象とした総合点数が有効になった日から 1 日が経過した日の直前の日から 2 年が経過した日

(20) 資格審査基準第12条第3項第20号に掲げる和歌山県優良工事表彰 審査基準日の属する年度又はその前年度において和歌山県優良工事表彰を受賞した場合には、当該工事の発注を受けた許可業種に対して30点（本号の算定対象期間は資格審査基準第8条の認定期間の満了日までとする。ただし、資格審査基準第5条第1項の審査基準日の属する前年度に和歌山県優良工事表彰を受賞し、かつ令和4・5年度入札参加資格において加点を受けている場合は、令和7年5月31日までとする。）

(21) 資格審査基準第12条第3項第21号に掲げる技術者数 審査基準日において技術者を雇用している場合には、180点を上限として当該技術者が有する資格が有効である許可業種に対して次のアからウまでに定める点数（当該技術者がアからウまでのうち2以上の項目に該当する場合は、いずれか最も高い点数のみを算定する。）

ア 経営事項審査における1級の資格を有する技術者1人につき10点

イ 経営事項審査における 2 級の資格を有する技術者、登録基幹技能者又は建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成 31 年国土交通省告示第 460 号）第 3 条第 2 項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により評価が最上位の区分若しくは最上位に次ぐ区分に該当する者 1 人につき 5 点

ウ 経営事項審査におけるその他の資格を有する技術者 1 人につき 3 点

(22) 資格審査基準第 12 条第 3 項第 22 号に掲げる優秀施工者国土交通大臣顕彰 優秀施工者国土交通大臣顕彰を受賞した者を審査基準日において雇用している場合には、全ての許可業種に対して 20 点

(23) 資格審査基準第 12 条第 3 項第 23 号に掲げる技術力向上への取組 審査基準日におい

て別表第5に定める団体の推奨単位数を満たしている技術者を雇用している場合には、全ての許可業種に対して10点を上限として1人につき2点

3　前項第19号、第20号及び第22号の規定は、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱第3条に定める別表第1第1項（過失による粗雑工事等）による入札参加資格停止措置を受けた者に対しては、停止措置を受けた日から 2 年間、加点を認めないものとする。但し、当該期間が経過するまでの間に、その者が資格認定を受けた入札参加資格の有効期間が満了し、かつ、当該有効期間の満了後も新たに資格認定を受けて引き続き入札参加資格を有することとなった場合は、先の有効期間の満了時に未了となっていた当該期間の残余の日数は次の有効期間に繰り越すものとする。

（総合点数の特別加算）

第4条　審査基準日以前の３年の間に建設業法第3条第1項の規定による許可（以下「建設業許可」という。）を受けている他の者と合併し、又は建設業許可を受けている他の者から事業譲渡を受けた者から別に定める手続により申請があった場合には、総合点数の算定に際し特別加算を行う。

2　加算する点数は、入札参加資格の認定を受けている許可業種ごとに経営事項審査の当該許可業種の総合評定値の10%に相当する点数（ただし、その点数に小数点以下の端数を生じたときは切り上げるものとする。）とする。

3　特別加算を行う期間は、総合点数の再算定のあった日から3年を経過するまでの間とする。

附　則

この基準は、平成19年11月13日から施行します。

附　則

この基準は、平成21年4月14日から施行します。

附　則

この基準は、平成21年12月9日から施行します。

附　則

この基準は、平成23年6月24日から施行します。

附　則

1 この基準は、平成23年12月13日から施行する。

2 この基準は、平成24・25年度入札参加資格に適用し、平成22・23年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附　則

1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、平成25年4月1日以降に加点のための再算定を申請する者から適用するものとし、平成25年3月31日において現に加点を受けている者及び平成25年3月31日以前に加点のための再算定を申請している者については、なお従前の例による。

附　則

1 この基準は、平成25年12月4日から施行する。

2 この基準は、平成26・27年度入札参加資格に適用し、平成24・25年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附　則

この基準は、平成26年3月25日から施行する。

附　則

1 この基準は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。

2 この基準は、平成 28・29 年度入札参加資格に適用し、平成 26・27 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附　則

この基準は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附　則

1 この基準は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。

2 この基準による改正後の平成 30・31 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、平成 30・31 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、平成 28・29 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

1 この基準は、令和元年 12 月 9 日から施行する。

2 この基準による改正後の令和 2・3 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、令和 2・3 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、平成 30・31 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

1 この基準は、令和3年12月9日から施行する。

2 この基準による改正後の令和4・5年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、令和4・5年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、令和2・3年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

1 この基準は、令和5年12月1日から施行する。但し、第3条第3項の規定は、令和6年1月1日以降に停止措置を受けた者に対して適用する。

2 この基準による改正後の令和6・7年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、令和6・7年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、令和4・5年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

この基準は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表第１（第３条第11号関係）

資格区分
高圧室内作業主任者
林業架線作業主任者
ガス溶接作業主任者
衛生管理者
発破技士
クレーン・デリック運転士（床上運転式含む）
移動式クレーン運転士
潜水士
コンクリート破砕器作業主任者
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
ずい道等の掘削等作業主任者
ずい道等の覆工作業主任者
型枠支保工の組立て等作業主任者
足場の組立て等作業主任者
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
鋼橋架設等作業主任者
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
コンクリート橋架設等作業主任者
木造建築物の組立て等作業主任者
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
有機溶剤作業主任者
石綿作業主任者
酸素欠乏危険作業主任者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
床上操作式クレーン運転技能講習修了者
小型移動式クレーン運転技能講習修了者
ガス溶接技能講習修了者
車両系建設機械運転技能講習修了者
不整地運搬車運転技能講習修了者
高所作業車運転技能講習修了者
玉掛け技能講習修了者
石綿取扱い作業従事者特別教育修了者
車両系建設機械運転特別教育修了者
高所作業車運転特別教育修了者
チェーンソー以外の振動工具の取扱の業務に関する安全衛生教育修了者
アーク溶接特別教育修了者
巻き上げ機械運転特別教育修了者
自由研削砥石（グラインダ）特別教育修了者
低圧電気取扱特別教育修了者
粉じん作業特別教育修了者
軌道装置の動力車の運転特別教育修了者

資格区分
コンクリートポンプ車の作業装置の操作特別教育修了者
ボーリングマシンの運転特別教育修了者
潜函作業（高圧室内作業）特別教育修了者
ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転特別教育修了者
安全衛生推進者（初任時）能力向上教育修了者
足場の組立て等作業主任者能力向上教育修了者
玉掛業務従事者教育修了者
車両系建設機械運転業務従事者教育修了者
安全管理者選任時研修修了者
統括安全衛生責任者教育修了者
現場管理者統括管理講習修了者
職長・安全衛生責任者教育修了者
職長のためのリスクアセスメント教育修了者
安全衛生責任者教育修了者
低層住宅のための職長教育修了者
土止め先行工法修了者
小型移動式クレーン運転特別教育修了者

別表第2（第3条第15号関係）

許可業種 ＼ 関連学科	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む）に関する学科	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○			○		○	○		○		○	○
建築学に関する学科		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
都市工学に関する学科	○	○	○						○				○			○			○				○			○		○	
衛生工学に関する学科	○								○				○											○		○		○	
交通工学に関する学科	○												○																
電気工学に関する学科								○												○		○					○		
電気通信工学に関する学科								○														○							
機械工学に関する学科									○		○	○		○	○					○	○			○	○	○	○	○	
林学に関する学科																							○						
鉱山学に関する学科																								○					

（注）
1　関連学科については、資格認定の申請の対象となる許可業種に係る建設業法第27条の技術検定の検定種目につき、同法第27条の2の規定により指定試験機関が指定学科として定めている場合は、当該学科の名称が上記の名称と合致していない場合であっても関連学科として取り扱う。
2　この表において、次の表記は、各々に掲げる許可業種の略称である。
(1)　土　土木一式工事
(2)　建　建築一式工事
(3)　大　大工工事

(4)　左　左官工事
(5)　と　とび・土工・コンクリート工事
(6)　石　石工事
(7)　屋　屋根工事
(8)　電　電気工事
(9)　管　管工事
(10)　タ　タイル・れんが・ブロック工事
(11)　鋼　鋼構造物工事
(12)　筋　鉄筋工事
(13)　舗　舗装工事
(14)　し　しゅんせつ工事
(15)　板　板金工事
(16)　ガ　ガラス工事
(17)　塗　塗装工事
(18)　防　防水工事
(19)　内　内装工事
(20)　機　機械器具設置工事
(21)　絶　熱絶縁工事
(22)　通　電気通信工事
(23)　園　造園工事
(24)　井　さく井工事
(25)　具　建具工事
(26)　水　水道施設工事
(27)　消　消防施設工事
(28)　清　清掃施設工事
(29)　解　解体工事

別表第3（第3条第18号関係）

平均点	54.5点未満	54.5点以上55.5点未満	55.5点以上56.5点未満	56.5点以上57.5点未満	57.5点以上58.5点未満	58.5点以上59.5点未満	59.5点以上60.5点未満	60.5点以上61.5点未満	61.5点以上62.5点未満	62.5点以上63.5点未満	63.5点以上64.5点未満
配点	－60	－50	－45	－40	－35	－30	－25	－20	－15	－10	－5

平均点	64.5点以上65.5点以下	65.5点超66.5点以下	66.5点超67.5点以下	67.5点超68.5点以下	68.5点超69.5点以下	69.5点超70.5点以下	70.5点超71.5点以下	71.5点超72.5点以下	72.5点超73.5点以下	73.5点超74.5点以下	74.5点超75.5点以下
配点	0	10	20	30	40	50	56	62	68	74	80

平均点	75.5点超76.5点以下	76.5点超77.5点以下	77.5点超78.5点以下	78.5点超79.5点以下	79.5点超80.5点以下	80.5点超81.5点以下	81.5点超82.5点以下	82.5点超83.5点以下	83.5点超84.5点以下	84.5点超	
配点	86	92	98	104	110	116	122	128	134	140	

別表第4（第3条第18号、第19号関係）

発注部局名		発注機関名	高得点工事基準評定点
総務部	総務管理局	管財課	
危機管理部	危機管理局	防災企画課	
地域振興部	地域政策局	デジタル社会推進課	
環境生活部	環境政策局	脱炭素政策課	
商工労働部	商工労働政策局	公営企業課	
農林水産部	農林水産政策局	農業農村整備課	
	森林林業局	林業振興課	
		森林整備課	
	水産局	水産振興課	
県土整備部	道路局	道路政策課	
		道路保全課	
		道路建設課	
	河川下水道局	河川課	
		砂防課	
		下水道課	
	都市住宅局	都市政策課	
		建築住宅課	
		公共建築課	
	港湾空港局	港湾漁港整備課　ー　和歌山下津港湾事務所	75点
振興局	海草振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	那賀振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	伊都振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	有田振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	日高振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	西牟婁振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	東牟婁振興局	農林水産振興部	
		串本建設部	
		新宮建設部	
教育委員会事務局	教育総務局	総務課	
	生涯学習局	文化遺産課　ー　県立紀伊風土記の丘	
警察本部	警務部	会計課	80点

※組織改正等により名称が変更しても適用する。

別表第5（第3条第23号関係）

コード	団体名	推奨単位		有効とする証明期間
		1年間	その他	
01	(公社)空気調和・衛生工学会	50		団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
02	(一社)建設コンサルタンツ協会	50		団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
03	(公社)地盤工学会	50	―	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度の直近の年度のものを有効とする。
04	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	40(2年間) 60(3年間) 80(4年間) 100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
05	(公社)土木学会	50	―	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
06	(一社)日本環境アセスメント協会	50	250(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
07	(公社)日本技術士会	50	150(3年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
08	(公社)日本造園学会	50	―	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度（審査基準日の前日までに取得したユニット(単位)を対象とする。）又は前年度のいずれかのものを有効とする。
09	(公社)日本都市計画学会	50	―	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度（審査基準日の前日までに取得したユニット(単位)を対象とする。）又は前年度のいずれかのものを有効とする。
10	(公社)農業農村工学会	50	―	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度の直近の年度のものを有効とする。
11	(公社)日本建築士会連合会	12	―	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
12	(一財)建設業振興基金	12	―	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
13	(一社)交通工学研究会（TOE交通技術上級資格者）	50	200（4年間）	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
	(一社)交通工学研究会（TOP交通技術資格者）	40	150（4年間）	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
14	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20	100（5年間）	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
15	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50	―	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
16	(一社)全国測量設計業協会連合会	20	40（2年間） 100（5年間）	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
17	(一社)全日本建設技術協会	25	―	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
18	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	250（5年間）	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。

（ア）　独占禁止法の遵守体制の整備　基準

（評価基準）

次の１から４の全てを満たす場合は、３０点を加点します。

１　審査基準日時点において、下記に示す「独占禁止法遵守マニュアル」例に基本的に則した形で作成されている独占禁止法遵守マニュアルを所持していること。
２　「独占禁止法遵守マニュアル」例の２社内組織と実施事項等ー⑷実施事項ーア継続的な研修の実施について、審査基準日の前日までの２年間に実施したことがあること。
３　監査体制としての担当部署や担当者等を設置していること。
４　従業員が相談・通報等できる窓口を設置していること。

（イ）　災害時等対応重機の所有　基準

（評価対象となる重機）

<table>
<tr><th>対応重機</th><th>標準ﾊﾞｹｯﾄ容量・積載重量</th><th>審査基準日時点の状態</th><th>要件</th></tr>
<tr><td>ﾊﾞｯｸﾎｳ</td><td>山積0.11㎥
（旧JIS0.10㎥）以上</td><td rowspan="4">自社所有（単独所有）
又は
１年以上のリース契約
（ﾌｧｲﾅﾝｽﾘｰｽ契約に限る）</td><td rowspan="2">労働安全衛生法に規定する定期（特定）自主検査を受けていること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ
（ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ）</td><td>ｸﾛｰﾗ式：平積0.4㎥以上</td></tr>
<tr><td>ﾎｲｰﾙ式：山積0.34㎥以上</td><td rowspan="2">車検を受けていること。</td></tr>
<tr><td>ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ</td><td>2t以上</td></tr>
</table>

（評価対象者）

評価対象者は、審査基準日時点において次に掲げる⑴から⑷の事項を全て満たしている者。

<table>
<tr><td>⑴</td><td>【ﾊﾞｯｸﾎｳ（1台）+ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ（1台）】又は【ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ（1台）+ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ（1台）】の少なくともどちらかの所有状態であること。</td></tr>
<tr><td>⑵</td><td>⑴のﾊﾞｯｸﾎｳ又はﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ（公道走行不可の場合）を回送できる車両を１台は自社所有（車検を受けていること。）していること。但し、ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ（公道走行可の場合）、又は回送を業者に委託している場合はこの限りではない。</td></tr>
<tr><td>⑶</td><td>
<table>
<tr><td>ﾊﾞｯｸﾎｳ</td><td rowspan="4">資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。</td><td rowspan="3">運転者は他の対応重機（同種の重機含む）との兼務はできない。</td></tr>
<tr><td>ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ</td></tr>
<tr><td>ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ</td></tr>
<tr><td>回送車両</td><td>ﾊﾞｯｸﾎｳ、ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ及びﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸのいずれか１台に限り、運転者を兼務できる。
※ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸと回送車を兼ねる場合は除く。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>⑷</td><td>災害時等において、県に協力を確約するもの。</td></tr>
</table>

（評価の方法）

(1)	【ﾊﾞｯｸﾎｳ（１台）＋ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ（１台)】所有の場合：３０点を加点 又は 【ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ（１台）＋ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ（１台)】所有の場合：３０点を加点
(2)	■バックホウ・・・・・・・１台増えるごとに１０点を加点 ■トラクターショベル・・・１台増えるごとに１０点を加点 ■ダンプトラック・・・・・１台増えるごとに５点を加点
(3)	(1)＋(2)で合計６０点を上限とする。

（現地調査）

対応重機は、適時、現地調査により確認を行う。その場合、評価対象者は、調査に協力しなければならない。

（ウ）　災害時対応仮設資材の所有 基準

（評価対象となる資材）

対応資材	規　格	審査基準日時点の状態
Ｈ形鋼	高さ300㎜以上、幅150㎜以上、長さ５ｍ以上	自社所有（単独所有）
鋼矢板	Ⅱ型以上、長さ６ｍ以上	

（評価対象者）

評価対象者は、審査基準日時点において、対応資材を自社所有し、災害時に県へ資材提供の協力を確約する者。

（評価の方法）

(1)	【Ｈ形鋼】３ｔ以上所有：１０点を加点
(2)	【鋼矢板】８ｔ以上所有：１０点を加点
(3)	(1)＋(2)で合計２０点を上限とする。
(4)	審査基準日時点において、工事に使用しているものも認めるが、対応資材であると確認できないものは認めない。

（現地調査）

対応資材は、適時、現地調査により確認を行う。その場合、評価対象者は、調査に協力しなければならない。

（エ）　災害時等緊急対応への貢献 基準

（評価対象となる災害時等緊急対応）

対応工事	内　　容
緊急工事	和歌山県内における大雨等による崩土の除去等の工事で国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成２１年１月２２日施行）に定める法人が緊急依頼した工事。
維持工事	和歌山県内における崩土除去や路面凍結防止剤散布等の道路維持工事等において、路線等一定区間における不測時の対応の工事で国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成２１年１月２２日施行）に定める法人の要請によるもの。
その他	各振興局建設部長等が緊急的な対応と認めたもの。

（評価対象者）

評価対象者は、審査基準日の前日までの２年間に、和歌山県内で災害時緊急対応を行い、国、地方公共団体又は施行実績認定基準（平成２１年１月２２日施行）に定める法人と直接契約を交わした者。

※　元請け業者が事前に発注者の了解を得て、実働及び履行が確認された下請け業者も対象となります。

（評価の方法）

(1)	【緊急工事】：１件につき２０点を加点
(2)	【維持工事】：１件につき２０点を加点（工事の実績がある場合のみ）
(3)	(1)＋(2)で合計６０点を上限とする。

（オ）　総合点数の特別加算 基準

（特別加算の要件）

総合点数算定取扱い基準の（総合点数の特別加算）に規定する総合評定値の１０%に相当する点数を加えて算定することとする場合とは、以下のすべての要件を満たしている場合とします。

(1)	合併して存続する会社または事業譲渡を受けた者（以下「存続者」とする。）および合併して存続しないこととなる会社または事業譲渡を行った者（以下「非存続者」とする。）のいずれもが合併または事業譲渡を受けた日（以下、「合併等の日」とする。）までの間、連続して４年間以上和歌山県の建設工事に係る入札参加資格を有していた者及び業種であること。
(2)	存続者及び非存続者の双方が合併等の日までの間、連続して４年間以上、建設業法上の主たる営業所が、和歌山県内であること。
(3)	非存続者は有している全ての業種の建設業許可を廃業すること。
(4)	合併等の日以前の直近経営事項審査基準日時点で非存続者に所属していた技術者のうち半数以上が合併等の日に存続者に所属していること。 ※　技術者：経営規模等評価申請において別紙二（技術職員名簿）に記載すべき者
(5)	非存続者が法人でかつ存続者が個人業者の合併又は事業譲渡でないこと。
(6)	非存続者及び非存続者の双方が合併等の日までの間、連続して２年間以上、特別加算を受けていないこと。

（地方基準点数の取扱）

総合点数算定取扱い基準に規定する地方基準点数の取扱は、以下のとおりとします。

(1)	「災害時等緊急対応への貢献」「工事成績」、「高得点工事成績」及び「和歌山県優良工事表彰」に係る実績は、存続者と非存続者を合算して評価する。
(2)	その他の項目については、存続者が該当する場合に加点する。

２－（１） 令和 6･7 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準

（趣旨）

第1条　和歌山県が執行する建設工事に係る条件付き一般競争入札における県内建設業者の格付けについては、令和 6・7 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（以下「資格審査基準」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

（目的）

第2条　和歌山県発注の建設工事において、適正な施工を確保するとともに、和歌山県建設工事入札参加資格認定者（以下「資格認定者」という。）の施工能力に応じた競争入札を実施するために、資格認定者に対し格付けを行う。

（定義）

第3条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　許可業種　資格審査基準第 2 条第 10 号に規定する許可業種のことをいう。

(2)　経営事項審査　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査をいう。

(3)　技術者　建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者の要件を満たす者をいう。

（格付け）

第4条　資格認定者の格付けは、許可業種ごとに行う。

2　土木一式工事の格付けについては、A、B、C 及び D の 4 ランクで行う。

3　建築一式工事、電気工事及び管工事（以下「建築一式工事等」という。）の格付けについては、A、B 及び C の 3 ランクで行う。

4　その他の許可業種の格付けについては W の 1 ランクで行う。

（格付けの方法）

第5条　格付けは、定期審査又は追加審査に際して、資格審査基準第 12 条に規定する総合点数（以下「総合点数」という。）を基に別表第 1 に定める基準により行うものとする。

（暴力団排除への取組による格付けの例外措置）

第6条　前条の規定により行われた格付けが総合点数で A ランクに格付けされることとなる者が、令和 6・7 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準（以下「総合点数算定基準」という。）第 3 条第 2 項第 2 号に定める「暴力団排除への取組」の項目の算定基準を満たさない場合は、前条の規定にかかわらず B ランクに格付けする。

（独占禁止法の遵守体制の整備による格付けの例外措置）

第 6 条の 2　第 5 条の規定により行われた格付けが総合点数で A ランクに格付けされることとなる者が、総合点数算定基準第 3 条第 2 項第 1 号に定める「独占禁止法の遵守体制の整備」の項目の算定基準を満たさない場合は、前 2 条の規定にかかわらず B ランクに格付けする。

（技術者が１名の場合の格付けの例外措置）

第7条　前３条の規定に関わらず、資格認定者が雇用する技術者が１名以下である場合は、当該資格認定者が雇用する技術者が２名以上となるまでの間、土木一式工事についてはＤランク、建築一式工事等についてはＣランクに格付けする。

（格付けの取消し）

第8条　次の各号のいずれかに該当する者は、その状況が解消されるまでの間は、第５条の規定により行われた格付けが取り消され、入札に参加することができないものとする。

(1)　審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書に記載のある審査基準日（事業年度の終了の日）又は入札参加資格の有効期間中の決算期における外注費の割合が 95％以上かつ雇用する技術者の数が１名以下のとき

(2)　建設業許可を受けた営業所が、別に定める基準を満たさないとき

（ランクダウン）

第9条　第４条の格付けが行われた資格認定者が次条から第 16 条までの規定のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格認定者が格付けされたランクの直近下位に格付けされた者として取り扱う（以下「ランクダウン」という。）。という）。

2　前項のランクダウンは、次の各号に掲げる事由に該当することとなった場合にその取扱いを終了する。

(1)　次条から第 14 条までに規定する期間が経過したとき

(2)　第 15 条及び第 16 条に規定する未納金及び遅延金を完納したとき

3　土木一式工事におけるＤランクの者、建築一式工事等におけるＣランクの者及びその他の許可業種におけるＷランクの者が前項の規定に該当し、ランクダウンが行われている場合は、当該ランクダウンが行われている期間は、格付けを行わない。

4　第１項のランクダウンを行われている者が当該ランクダウンを行われている期間中、異なるランクダウンの事由に該当した場合には、先のランクダウンに追加して新たなランクダウンは行わない。

5　前項の規定に関わらず、第１項のランクダウンが行われている期間中に異なるランクダウンの事由に該当した者については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過するまでの間は、ランクダウンを終了しない。

(1)　第 10 条から第 14 条までに規定するランクダウンの事由につき、２以上の事由に該当することとなった場合　各々の該当事由につき、第 10 条から第 14 条までに規定する期間を合算した期間

(2)　第 10 条から第 16 条までに規定するランクダウンの事由に該当するとともに第 15 条若しくは第 16 条のいずれかの規定又は両条の規定のいずれにも該当することとなった場合各々の該当事由につき、第 10 条から第 16 条までに規定する期間のうち、いずれか遅い方の期間

6　第１項のランクダウンを行われている者が、第２項第１号の期間が経過するまでの間に、その者が資格認定を受けた入札参加資格の有効期間が満了し、かつ、当該有効期間の満了後も新たに資格認定を受けて引き続き入札参加資格を有することとなった場合は、先の有効期間の満了時に未了となっていた第２条第１号の期間の残余の日数は次の有効期間に繰り越し、次の有効期間におけるランクダウンの期間として取り扱う。

（工事成績不良によるランクダウン）

第10条　別表第２に掲げる機関が発注した建設工事（県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を含む）において工事成績評定点が55点未満であった者は、90日間のランクダウンとする。

（施工体制の不備によるランクダウン）

第11条　施工体制Ｇメンから初回の指導書の交付を受け、１年以内にさらに再度の指導書の交付を受けた者は90日間のランクダウンとする。

２　施工体制Ｇメンから改善勧告書の交付を受けた者は、90日間のランクダウンとする。

（工事実績情報システムへの不登録によるランクダウン）

第12条　市町村等発注工事（当該発注工事の契約価額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が2,500万円以上の建設工事に限る。）について、当該発注工事の契約において履行義務が課せられているにも関わらず工事実績情報システム（一般社団法人日本建設情報総合センターが、国、都道府県、市町村等の公共工事を受注した建設業者から、当該受注工事に係る実績の登録を受け、当該登録の内容についてその一部を公表又は国、都道府県、市町村等への情報提供を行うシステムであって、CORINS（Construction Records Information System）と称するものをいう。）への登録を行っていない者（当該登録について、２回以上にわたり是正を求めても当該登録を行わない者に限る。）は、90日間のランクダウンとする。

（申請の怠りによるランクダウン）

第13条　資格審査基準第14条の規定による総合点数の再算定の申請を、資格審査基準第17条各号に規定する期間に属する日であって、資格審査基準第15条に規定する再算定申請締切日に該当する日までに行わなかった者は、90日間のランクダウンとする。

（産業廃棄物の不適正処理によるランクダウン）

第14条　別表第２に掲げる機関が発注した建設工事（県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を含む）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の３第１項に規定する産業廃棄物管理票について、同条の規定による処理を適正に行わなかった者は、90日間のランクダウンとする。

（労働保険料の未納によるランクダウン）

第15条　労働保険料の未納がある者は、当該未納に係る未納金及び遅延金を完納するまでの間、ランクダウンとする。

２　前項の規定にかかわらず、前項に規定するランクダウンを受けた者が、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合は、その間のランクダウンを猶予する。

(1)　ランクダウンを受けるまでの間の資格審査基準第８条に規定する入札参加に係る資格認定の有効期間内において、和歌山県知事に対し前項の労働保険料の未納に関して行った誓約に違反していないこと

(2)　前項の労働保険料の未納に係る未納金及び遅延金について、令和６・７年度入札参加資格認定の有効期間内に、毎月概ね同額を分納すること等により未納を解消する計画を立て、その計画に対して所管の労働局の承認を受け、その計画を和歌山県知事に報告していること（その計画について、所管労働局の同意の有無に関わらず、変更があった場合を除く。）
(3)　前号の計画を誠実に履行し、その履行の内容を確認できる書類を毎月和歌山県知事に提出すること
(4)　前項の労働保険料の未納を新たに発生させないこと

（社会保険料の未納によるランクダウン）
第16条　社会保険料の未納がある者は、当該未納に係る未納金及び遅延金を完納するまでの間、ランクダウンとする。
2　前項の規定にかかわらず、前項に規定するランクダウンを受けた者が次の各号に掲げる条件を全て満たす場合は、その間のランクダウンを猶予する。
(1)　ランクダウンを受けるまでの間の資格審査基準第８条に規定する入札参加に係る資格認定の有効期間内において、和歌山県知事に対し前項の社会保険料の未納に関して行った誓約に違反していないこと
(2)　前項の社会保険料の未納に係る未納金及び遅延金について、令和６・７年度入札参加資格認定の有効期間内に、毎月概ね同額を分納すること等により未納を解消する計画を立て、その計画に対して所管の年金事務所の承認を受け、その計画を和歌山県知事に報告していること（その計画について、所管年金事務所の同意の有無に関わらず、変更があった場合を除く。）
(3)　前号の計画を誠実に履行し、その履行の内容を確認できる書類を毎月和歌山県知事に提出すること
(4)　前項の社会保険料の未納を新たに発生させないこと

（届出によらない再格付け）
第17条　知事は、第５条の規定により格付けを行われた者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、次条の規定にかかわらず、速やかに再格付けを行うものとする。
(1)　資格審査基準の規定に基づき、総合点数について再算定が行われた場合
(2)　第６条から第７条までの規定により格付けの例外措置が行われた場合
(3)　第８条の規定により格付けの取り消しが行われた場合
(4)　第９条第１項に規定するランクダウンが行われた場合
(5)　第９条第２項第１号に定める期間が満了した場合

（届出による再格付け）
第18条　知事は、第５条の規定により格付けを行われた者から次の各号に掲げる届出があり、届出の内容が事実であると確認できた場合には、速やかに再格付けを行うものとする。
(1)　第６条から第７条までの規定による格付けの例外措置について、当該例外措置の事由を解消したことの届出（別記第１号様式）
(2)　第８条の規定による格付けの取消しについて、当該取消しの事由を解消したことの届出（別記第２号様式）
(3)　第15条及び第16条の規定によるランクダウンについて、当該ランクダウンの事由を解消したことの届出（別記第３号様式）

（格付けの通知と公表）

第19条　知事は、資格認定者に対し、次の各号に掲げる事項を行った場合には、当該者に資格認定通知書を送付する。

(1)　第５条の規定による格付けを行った場合

(2)　第６条の２又は第７条の規定による格付けの例外措置を行った場合

(3)　第８条の規定による格付けの取り消しを行った場合

(4)　第９条第１項に規定するランクダウンを行った場合

(5)　第17条又は第18条の規定による再格付けを行った場合

2　前項の格付けの状況及びランクダウンの状況については、和歌山県ホームページで公表する。

（苦情申立て）

第20条　第８条の規定により格付けを取り消された者又は第９条第１項に規定するランクダウンを受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　申立者の商号又は名称及び住所

(2)　申立てに係る措置

(3)　申立ての趣旨及び理由

(4)　申立ての年月日

3　第１項の申立ては、当該措置の日の翌日から起算して２週間以内に行うものとする。

（苦情申立てに対する回答等）

第21条　前条第１項の苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して７日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第１条第１項に規定する県の機関の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前述の期間を延長することができるものとする。

3　前条第３項に規定する苦情の申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、前条第１項の申立てを却下することができるものとする。

（工事発注）

第22条　建設工事の発注に際しての条件付き一般競争入札における入札参加条件は、ランクにより行うことを基本とし、工事の規模及び内容等に応じて、総合点数等を条件として付加できることとする。

（発注基準）

第23条　前条の建設工事に係る発注の基準は、次の各号に掲げる許可業種に応じて、各号に定める。ただし、別表第２に掲げる発注機関の長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(1)　土木一式工事　次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,000万円以上
B	1,500万円以上、3,000万円未満
C	600万円以上、1,500万円未満
D	600万円未満

(2)　建築一式工事　次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,000 万円以上
B	1,000 万円以上、3,000 万円未満
C	1,000 万円未満

注　Ａランクに格付けされた者は、Ｂランク及びＣランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。ただし、海草振興局建設部（海南工事事務所を除く。）管内においてはＢランクの発注基準額の入札にのみ参加できるものとする。また、Ｂランクに格付けされた者は、Ｃランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。

(3)　電気工事　次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,000 万円以上
B	800 万円以上、3,000 万円未満
C	800 万円未満

注　Ａランクに格付けされた者は、Ｂランク及びＣランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。また、Ｂランクに格付けされた者は、Ｃランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。

(4)　管工事　次の表のランクの欄の区分に応じ、発注基準額の欄に定めるとおり

ランク	発注基準額
A	3,000 万円以上
B	800 万円以上、3,000 万円未満
C	800 万円未満

注　Ａランクに格付けされた者は、Ｂランク及びＣランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。ただし、海草振興局建設部（海南工事事務所を除く。）管内においてはＢランクの発注基準額の入札にのみ参加できるものとする。また、Ｂランクに格付けされた者は、Ｃランクの発注基準額の入札にも参加できるものとする。

（地域要件）

第24条　土木一式工事における条件付き一般競争入札に係る地域要件については、下表のとおりとする。

発注基準額	地域要件（構成建設部等の名称）
1億円以上	県内一円
5,000 万円以上、1 億円未満	海草（海南工事事務所を含む）・那賀・伊都
	有田・日高
	西牟婁・串本・新宮
3,000 万円以上、5,000 万円未満	海草（海南工事事務所を含む）
	那賀・伊都
	有田
	日高
	西牟婁
	串本・新宮
3,000 万円未満	海草（海南工事事務所を除く）
	那賀
	伊都
	有田
	日高
	西牟婁
	串本
	新宮
	海南工事事務所

附　則

この基準は、平成 19 年 11 月 13 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 21 年 4 月 21 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 21 年 12 月 9 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 23 年 6 月 29 日から施行する。

附　則

1　この基準は、平成 23 年 12 月 13 日から施行する。

2　この基準は、平成 24・25 年度入札参加資格に適用し、平成 22・23 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附　則

1　この基準は、平成 25 年 12 月 4 日から施行する。

2　この基準は、平成 26・27 年度入札参加資格に適用し、平成 24・25 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附　則

この基準は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附　則

1 この基準は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。

2 この基準は、平成 28・29 年度入札参加資格に適用し、平成 26・27 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附　則

1 この基準は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。

2 この基準による改正後の平成 30・31 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、平成 30・31 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、平成 28・29 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

附　則

1 この基準は、令和元年 12 月 9 日から施行する。

2 この基準による改正後の令和 2・3 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、令和 2・3 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、平成 30・31 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

附　則

1 この基準は、令和 3 年 12 月 9 日から施行する。

2 この基準による改正後の令和 4・5 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、令和 4・5 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、令和 2・3 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

附　則

1 この基準は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

2 この基準による改正後の令和 6・7 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準は、令和 6・7 年度建設工事入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注に適用し、令和 4・5 年度入札参加資格認定者の格付け及び建設工事の発注については、なお従前の例による。

附　則

この基準は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表第１（第５条関係）

許可業種	総合点数の範囲	ランク
土木一式工事	1,000 以上	A
	880 以上、1,000 未満	B
	750 以上、880 未満	C
	750 未満	D
建築一式工事	700 以上	A
	600 以上、700 未満	B
	600 未満	C
電気工事	660 以上	A
	520 以上、660 未満	B
	520 未満	C
管工事	690 以上	A
	580 以上、690 未満	B
	580 未満	C
その他の業種	―	W

別表第２（第 10 条、第 14 条関係）

発注部局名		発注機関名	高得点工事基準評定点
総務部	総務管理局	管財課	75点
危機管理部	危機管理局	防災企画課	
地域振興部	地域政策局	デジタル社会推進課	
環境生活部	環境政策局	脱炭素政策課	
商工労働部	商工労働政策局	公営企業課	
農林水産部	農林水産政策局	農業農村整備課	
	森林林業局	林業振興課	
		森林整備課	
	水産局	水産振興課	
県土整備部	道路局	道路政策課	
		道路保全課	
		道路建設課	
	河川下水道局	河川課	
		砂防課	
		下水道課	
	都市住宅局	都市政策課	
		建築住宅課	
		公共建築課	
	港湾空港局	港湾漁港整備課　－　和歌山下津港湾事務所	
振興局	海草振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	那賀振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	伊都振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	有田振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	日高振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	西牟婁振興局	農林水産振興部	
		建設部	
	東牟婁振興局	農林水産振興部	
		串本建設部	
		新宮建設部	
教育委員会事務局	教育総務局	総務課	
	生涯学習局	文化遺産課　－　県立紀伊風土記の丘	
警察本部	警務部	会計課	80点

※組織改正等により名称が変更しても適用する。

別記第１号様式（第 18 条関係）

格付けの例外措置事由の解消の報告書

令和＿＿年＿＿月＿＿日

和歌山県知事　様

主たる営業所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商　号　又　は　名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　表　者　役　職　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可番号

大臣・知事コード			許	可	番		号
		第					号

令和 6・7 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準第 18 条の規定に基づき、下記により格付けの例外措置の事由を解消したことを報告します。

記

1　暴力団排除への取組を始めた。

2　独占禁止法の遵守体制の整備を始めた。

3　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿業種において技術者が 2 名以上になった。

※　該当する項目の数字を○で囲むこと。
※　3 に該当する場合には業種を記入すること。

【添付書類】
○　暴力団による不当要求防止責任者講習の受講証の写し（1 に該当する場合）
○　独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書の写し及び独占禁止法遵守マニュアルの写し（2 に該当する場合）
○　県の受付印のある入札参加資格申請に係る変更用・技術職員登録書（様式第 5 号）の写し（3 に該当する場合）

※　申請する項目に応じていずれかを添付すること

別記第２号様式（第 18 条関係）

格付けの取消し事由の解消の報告書

令和＿＿年＿＿月＿＿日

和歌山県知事　様

主たる営業所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商　号　又　は　名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　表　者　役　職　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可番号

大臣・知事コード			許	可	番		号
		第					号

令和 6・7 年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準第 18 条の規定に基づき、下記により格付けの取り消しの事由を解消したことを報告します。

記

1　外注費が 95%未満になった。

2　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿業種において技術者が 2 名以上になった。

3　営業所が基準を満たした。

※　該当する項目の数字を○で囲むこと。
※　2 に該当する場合には業種を記入すること。

【添付書類】
○　県の受付印のある建設業許可に係る決算変更届の写し（1 に該当する場合）
○　県の受付印のある入札参加資格申請に係る変更用・技術職員登録書（様式第 5 号）の写し（2 に該当する場合）

※　申請する項目に応じていずれかを添付すること

別記第3号様式（第18条関係）

ランクダウン事由の解消の報告書

令和＿＿年＿＿月＿＿日

和歌山県知事　様

主たる営業所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商　号　又　は　名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　表　者　役　職　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可番号

大臣・知事コード			許可番号						
		第							号

令和6・7年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準第18条の規定に基づき、下記によりランクダウンの事由を解消したことを報告します。

記

1　労働保険料の未納を解消した。

2　社会保険料の未納を解消した。

※　該当する項目の数字を○で囲むこと。

【添付書類】
○　労働局が発行する労働保険料に未納がないことの証明書（1に該当する場合）
○　年金事務所が発行する社会保険料に未納がないことの証明書（2に該当する場合）

※　申請する項目に応じていずれかを添付すること

「令和６・７年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準」第８条第２号の規定に係る基準について

「令和６・７年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準」第８条第２号に規定する営業所の基準は、次に掲げる要件全てを満たしていることとする。

1　建設業法（昭和24年法律第100号）第40条に規定する標識を公衆の見やすい場所に掲示している。
2　建設業法第40条の3に規定する帳簿を整備し保存している。
3　不適切な転送を行っていない電話を有している。
4　特定の目的のため臨時で置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務連絡のために置かれている事務所ではない。
5　契約用の印鑑を保管している。
6　入札するためのパソコン及びインターネット回線を有している。（ブロードバンドサービスの提供を受けることができないエリアに営業所がある場合を除く。）
7　机、椅子を設置している。
8　トイレ、水道施設、電気設備（照明）を設置している。
9　営業（接客、契約等）を行うための場所（スペース）を有している。
10　営業（接客、契約等）を行うための備品を有している。
11　屋外に商号又は屋号を掲載した看板を掲げている。

（注）　5から11の要件については、各々の要件を満たしていない場合に、真にやむをえない理由があると技術調査課長が認めた場合には、要件を満たした営業所とみなすことができる。

２－（２） 令和６･７年度入札参加資格（県内建設業）の承継手続について

令和６・７年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（以下「資格審査取扱い基準」という。）第11条の規定に基づき承継手続について下記のとおり定める。

記

１　承継人等の欠格事由

資格審査取扱い基準第３条第３号から第６号まで及び同条第９号から第16号までのいずれかに該当する者を承継人又は承継会社（以下「承継人等」という）とする入札参加資格の承継は認めない。

２　承継の要件

以下の場合には建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第17条の２及び法第17条の３に定める建設業許可の承継の認可（以下「認可」という。）の有無にかかわらず、入札参加資格の承継を認めるものとする。

(1)　個人から法人へ組織変更する場合で、以下のすべての要件を満たしている場合（個人が被承継人、法人が承継会社となる。）

ア　許可を受けた個人の建設業を廃業すること。

イ　個人の事業主が組織変更後の法人の代表者となること。

ウ　個人の事業主が、組織変更後の法人の出資総額又は株式総数の過半数を所有すること。

エ　イ及びウの状態を承継の承認後１年以上継続すること。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りでない。

オ　個人の営業に関する債権債務の組織変更後の法人への引継は、営業の同一性を保つものであること。

(2)　個人事業主が死亡又は高齢等により建設業を継続できなくなり建設業を後継者に引き継ぐ場合で、以下のすべての要件を満たしている場合（建設業を継続できなくなった個人事業主が被承継人、後継者が承継人となる。）

ア　後継者が当該個人事業主と同居している親族、もしくは当該個人事業主と別居している２親等以内の血族であること。

イ　個人事業主が建設業を後継者に引き継ぐことに対し、当該個人事業主のすべての相続人が同意していること。

(3)　会社間で合併をした場合で、以下のすべての要件を満たしている場合

ア　承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続きを行っていること。

イ　被承継会社が全ての建設業を廃業するとともに入札参加資格を辞退すること。

ウ　被承継会社及び承継会社の合併期日の直前の決算期から起算して過去３年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でないこと。

ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから３年度分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が250万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとする。

エ　合併期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること。

オ　工事施工にかかる資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること。

(4)　会社間で会社分割をした場合で、以下のすべての要件を満たしている場合

ア　承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続きを行っていること。

イ　被承継会社が承継会社に承継させた業種に係る入札参加資格を辞退すること。

ウ　被承継会社及び承継会社の分割期日の直前の決算期から起算して過去３年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が 250 万円以下でないこと。

ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから３年度分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が 250 万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとする。

エ　分割期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること。

オ　工事施工に係る資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること。

(5)　会社間で事業譲渡をした場合で、以下の全ての要件を満たしている場合

ア　承継会社及び被承継会社が、会社法に基づく適法な手続きを行っていること。

イ　被承継会社は承継会社に承継させた業種に係る入札参加資格を辞退すること。

ウ　被承継会社及び承継会社の譲渡期日の直前の決算期から起算して過去３年間の事業年度において毎年度、工事全体の施工実績が 250 万円以下でないこと。

ただし、承継会社若しくは被承継会社が設立されてから３年度分の決算完了に至っていないが毎年度、工事全体の施工実績が 250 万円以下でない場合又は承継会社若しくは被承継会社が設立されてから最初の決算が完了していない場合は、承継を認めることとする。

エ　譲渡期日前の直近の経営事項審査の審査基準日時点で被承継会社に所属していた技術者のうち半数以上が承継会社に移籍していること。

オ　工事施工に係る資産（材料貯蔵品、機械・運搬具、工具器具・備品など）の承継があること。

3　承継の申請

入札参加資格（県内建設業）の承継は、第２項の要件を満たす者からの申請により行うものとする。

4　承継の申請期限

第３項に定める申請は、その事由が発生した日から３か月以内に行わなければならない。

5　承継の申請書類

申請に必要な書類は、以下のとおりとする。

(1)　第２項第１号に定める場合の承継申請に必要な書類

ア　和歌山県入札参加資格（県内建設業）承継申請書（法人成り）（別記様式第１号）

イ　誓約書（別記様式第２号）

ウ　被承継人の事業の廃止により、納税地の所轄税務署長に提出した「個人事業の開廃業等届出書」の写し
エ　設立した法人の商業登記に係る全部事項証明書、定款、創立総会の議事録（会社法第25条第1項第2号の方法により設立する場合に限る。）及び財務諸表
オ　個人の営業の最終年度に関する財務諸表
カ　同意書（添付書類ア）
キ　暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）
ク　株主等調書（添付書類ウ）
ケ　（認可に伴う申請の場合）認可に伴う承継承認申請に関する誓約書（添付書類エ）
コ　（国土交通大臣から認可を受けた場合）「認可通知書」の写し
サ　その他知事が必要と認めるもの

(2)　第2項第2号に定める場合の承継申請に必要な書類
ア　和歌山県入札参加資格（県内建設業）承継申請書（個人承継）（別記様式第３号）
イ　承継人と被承継人の続柄及び被承継人のすべての相続人が確認できる被承継人に係る戸籍謄本等（必要な場合には除籍謄本等）
ウ　営業引継に対する同意書（別記様式第４号）及びすべての相続人の印鑑証明書
エ　承継人については事業の開始により、被承継人については事業の廃止により、納税地の所轄税務署長に提出した「個人事業の開廃業等届出書」の写し
オ　被承継人の営業の最終年度に関する財務諸表
カ　承継人の営業開始時の財務諸表
キ　同意書（添付書類ア）
ク　暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）
ケ　（認可に伴う申請の場合）認可に伴う承継承認申請に関する誓約書（添付書類エ）
コ　（国土交通大臣から認可を受けた場合）「認可通知書」の写し
サ　その他知事が必要と認めるもの

ただし、和歌山県知事へ法第17条の３に定める相続による承継の認可を申請した場合はイ、ウの提出を省略できる。

(3)　第2項第3号、4号又は5号の承継申請に必要な書類
ア　和歌山県建設工事入札参加資格（県内建設業）承継申請書（会社間承継）（別記様式第5号）
イ　施工実績に係る誓約書（別記様式第6号）（第2項第4号又は第5号において被承継会社も存続する場合）
ウ　契約書（合併、会社分割のうち吸収分割又は事業譲渡）又は分割計画書（会社分割のうち新設分割）、並びに承継する資産及び技術者の移籍の内容が確認できる書類
エ　株主総会議事録
オ　公告の写し（第2項第3号又は第4号の場合）
カ　被承継会社及び承継会社の商業登記簿に係る全部事項証明書
キ　承継会社の建設業許可証の写し
ク　入札参加資格辞退届（被承継会社）
ケ　同意書（添付書類ア）
コ　暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）
サ　株主等調書（添付書類ウ）
シ（国土交通大臣から認可を受けた場合）「認可通知書」の写し

ス　その他知事が必要と認めるもの

6　承継の単位

承継の単位は、法に定める 29 業種単位とし、1 業種の入札参加資格を 2 者以上に承継することは認めない。

また、被承継人及び被承継会社（以下「被承継人等」という。）が引き続き入札参加を行うことも認めない。

7　承継の効力

(1)　承継人等は、被承継人等が有していた入札参加資格のうち、法第 3 条第 1 項に規定する許可を有しかつ法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査において総合評定値の通知を受けた業種に係る入札参加資格を承継する。

(2)　承継の効力は、資格審査取扱い基準第 18 条第 2 号の規定に基づき総合点数の再算定及び再格付けを受けた時から発生する。

8　客観点数

客観点数は承継の事由発生日以降を審査基準日とする経営事項審査における総合評定値とする。

9　地方基準点数

地方基準点数は、別に定める「承継に伴う入札参加資格（県内建設業）に係る地方基準点数再算定の手引き」により再算定する。

10　認可を受けた場合

(1)　認可を受けた場合、第 7 項第 1 号の規定にかかわらず、以下のすべての要件を満たしている業種に係る入札参加資格を承継する。

ア　認可により、許可を承継した業種であること。

イ　認可により、経営事項審査において受けた総合評定値の通知を承継した業種であること。

ウ　被承継人等が入札参加資格を有し、かつ承継人等が入札参加資格を有しない業種であること。

(2)　認可を受けた場合には、第 7 項第 2 号の規定にかかわらず、認可の効力発生日から和歌山県の入札参加資格の承継の効力が発生する。なお、法第 17 条の３に定める相続による承継の認可を受ける場合には、被承継人が死亡した日から認可の効力発生日までの間、被承継人等が有していた資格で入札参加を行うことは認めない。

(3)　認可を受けた場合には、第 8 項の規定にかかわらず、客観点数は認可により承継した経営事項審査における総合評定値とする。

(4)　認可を受けた場合には、第 9 項の規定にかかわらず、地方基準点数は認可に係る被承継人等の直近の地方基準点数とする。

(5)　前 2 号の適用を受けた場合には、承継人等は速やかに認可の効力発生日以降を審査基準日とする経営事項審査を受審した上で承継に伴う再算定を申請するものとする。

附　則

1　この規程は平成 24 年 6 月 21 日から施行する。

2　条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準の（資格の承継）に規定する承継手続について（平成 22 年 5 月 21 日適用）（以下「旧手続」という。）は、廃止する。

3　当面の間、旧手続の様式を適宜修正して使用することを認める。

附　則

この規程は平成 24 年 12 月 12 日から施行する。

附　則

この規程は平成 26 年 4 月 21 日から施行する。

附　則

この規程は平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附　則

この規程は平成 30 年 6 月 14 日から施行する。

附　則

この規程は令和元年 7 月 9 日から施行する。

附　則

この規程は令和 2 年 6 月 2 日から施行する。

附　則

この規程は令和 3 年 1 月 14 日から施行する。

附　則

この規程は令和 4 年 5 月 26 日から施行する。

附　則

この規程は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

（別記様式第1号）

和歌山県入札参加資格（県内建設業）承継申請書（法人成り）

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

申請人

法人（承継会社）

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者役職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人事業主（被承継人）

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可番号

大臣・知事コード			許	可	番	号		
		第						号

和歌山県入札参加資格（県内建設業）を認定された上記個人事業主が上記法人に組織変更し、建設業の営業に関する債権債務を承継することとしたので、和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継を承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

（別記様式第2号）

誓約書

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

申請人

法人（承継会社）

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者役職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人事業主（被承継人）

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可番号

大臣・知事コード			許可番号						
		第							号

和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継を申請するにあたり、下記の状態を承継の承認の日から1年以上継続することを誓約します。

この誓約を履行しなかったときには、和歌山県入札参加資格（県内建設業）を取り消されても異議ありません。

記

1　被承継人が承継会社の（代表社員・代表取締役）であること。

2　被承継人が承継会社の（出資総額・株式総数）の過半数を所有すること。

（別記様式第3号）

和歌山県入札参加資格（県内建設業）承継申請書（個人承継）

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

申請人

承継人

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

被承継人

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※　被承継人が健在な場合のみ押印してください。

許可番号

大臣・知事コード			許	可	番	号			
		第							号

和歌山県入札参加資格（県内建設業）を認定された上記被承継人が（死亡・高齢）により営業を継続できなくなったため、上記承継人がその営業を引き継ぐこととしたので、和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継を承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

（別記様式第4号）

営業引継に対する同意書

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

承継人

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

被承継人

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※　被承継人が健在な場合のみ押印してください。

上記承継人が上記被承継人の営業を引き継ぐことについて、被承継人のすべての相続人が異議なく同意します。

相続人

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※　印鑑は実印を使用してください。
※　和歌山県知事へ法第17条の３に定める相続による承継の認可を申請した場合、
　　この様式の提出を省略できます

（別記様式第5号）

和歌山県入札参加資格（県内建設業）承継申請書（会社間承継）

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

申請人

承継会社

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者役職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被承継会社

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者役職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可番号

大臣・知事コード			許	可	番	号		
		第						号

和歌山県入札参加資格（県内建設業）を認定された上記被承継会社から上記承継会社に、建設業の営業に関する債権債務を承継することとしたので和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継を承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

（別記様式第6号）

施工実績に係る誓約書

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

申請人

承継会社

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者役職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被承継会社

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者役職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

許可番号

大臣・知事コード			許	可	番	号					
		第						号			

和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継を申請するにあたり、被承継会社の施工実績は承継会社に帰属するものとし、今後和歌山県に対して被承継会社が当該施工実績を自社の施工実績として主張しないことを誓約します。

添付書類ア

同意書

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

商号又は名称

代表者役職氏名

和歌山県に入札参加資格（県内建設業）承継の申請を行うにあたり、下記の事項について同意します。

記

１　県が立入調査等を実施すること及びその調査に協力すること

２　県が社会保険の加入・納入状況を照会するために年金事務所等関係機関に入札参加資格（県内建設業）承継申請書、地方基準点数再算定申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること

３　県が労働保険の加入・納入状況を照会するために労働局等関係機関に入札参加資格（県内建設業）承継申請書、地方基準点数再算定申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること

４　県が暴力団関係者等排除に係る誓約の遵守状況を照会するために警察等関係機関に入札参加資格（県内建設業）承継申請書、地方基準点数再算定申請書及び添付書類並びに建設業許可に係る申請書及び変更届出書に記載した情報を提供すること

５　資格認定結果に係る県が定めた内容を和歌山県ホームページ等を通じて公表すること

※　行政書士に委任している場合でも申請者が内容を確認した上で押印してください。
（「商号又は名称」「代表者役職氏名」は自署でなくてもかまいません。）

添付書類イ

暴力団排除に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、法令及び和歌山県が定める入札参加関連規定を遵守した上で、入札参加を行うものとし、下記のことを誓約いたします。
なお、私がこの誓約に違反した場合にはいかなる処分を受けても異議を申しません。

記

1　次の各号に該当する者（以下「経営者等」という。）が現在、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号の規定による暴力団関係者等（以下「暴力団関係者等」という。）でないこと。

(1)　建設業許可業者
(2)　建設業許可業者の使用人（建設業法施行令第3条に規定する使用人をいう。）
(3)　建設業許可業者の法定代理人
(4)　建設業許可業者の経営に影響力を有する者
（法人にあっては建設業法第5条第3号に規定する役員等、法人以外の者にあっては、これらに相当すると認められるものをいう。）
(5)　建設業許可業者の法定代理人の経営に影響力を有する者
（法人にあっては建設業法第5条第3号に規定する役員等、法人以外の者にあっては、これらに相当すると認められるものをいう。）

2　将来にわたって暴力団関係者等を経営者等にしないこと。

3　不当要求行為等を受けた場合は拒否するとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

4　下請契約等（一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約をいう。）を締結した場合は、当該下請負人等（一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方をいう。）が、不当要求行為等を受けた場合は、これを拒否させるとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をさせること。

5　和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動又は暴力を用いないこと。

6　和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損しないこと。

7　他者が上記５及び６に反する行為をしたことを知り得た時は、その事実を発注者に報告すること。

添付書類ウ

株主等調書

商号又は名称 [　　]

1　総株主又は総出資者数

[　　]人

2　うち議決権の100分の5以上を有する株主又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている出資者

（フリガナ） 株主（出資者）氏名	生年月日	住所	所有株数又は 出資の価額
（　　）			
（　　）			
（　　）			
（　　）			
（　　）			
（　　）			
（　　）			

※　申請者が法人の場合に、申請日時点で最新の株主名簿等に基づき作成して下さい。

※　株式会社の場合は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、また、その他の法人は、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者を記載して下さい。

※　「所有株数又は出資の価額」の欄には、株数を記載するときは「○○株」とし、出資の価額を記載するときは「○○円」とその単位を記載して下さい。

2枚目以降（記入欄が足りない場合に使用して下さい。）

商号又は名称

（フリガナ） 株主（出資者）氏名	生年月日	住所	所有株数又は 出資の価額
（　　）			
（　　）			
（　　）			
（　　）			
（　　）			
（　　）			
（　　）			
（　　）			
（　　）			
（　　）			
（　　）			
（　　）			

　　枚のうち　　枚

添付書類エ

認可に伴う承継承認申請に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　様

承継人商号又は名称

承継人代表者役職氏名

建設業法第17条の２に定める個人事業主から法人への組織変更又は個人事業主から個人への譲渡による認可に伴い和歌山県入札参加資格（県内建設業）の承継承認を申請するにあたり、下記のことを誓約します。

この誓約を履行しなかったときには、和歌山県入札参加資格（県内建設業）の取消しを受けても異議を申しません。

記

1　建設業認可に伴う入札参加資格の承継承認を受けて事業譲渡した後、承継の手引き第2項第1号に定める法人成りの場合、被承継人の事業の廃止による「個人事業の開廃業等届出」を、承継の手引き第2項第2号に定める場合の内、建設業法第17条の２に定める相続による承継の認可を受ける生前の譲渡による代替わりの場合、承継人の事業の開始、被承継人の事業の廃止による「個人事業の開廃業等届出」を、納税地の所轄税務署長に提出し、その届出の写しを以下の期限までに和歌山県に提出すること。

令和　　年　　月　　日（事業譲渡日から30日後）

2　事業の譲渡後、すみやかに「被承継人の営業の最終年度に関する財務諸表」を作成し、以下の期限までに和歌山県に提出すること。

令和　　年　　月　　日（事業譲渡日から60日後）

※　期限は申請者の自署でご記入ください。
※　期限までに当該書類の提出がない場合、入札に参加できなくなることがあります。
※　この誓約書の提出により、当該書類の提出前でも承継が認められます。

３－（１）　和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、県発注工事の適正な施工を確保するため、入札参加資格者の入札参加資格停止について必要な措置を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）建設工事等　建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する建設工事及び測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、その他建設工事に関連する調査業務等をいう。ただし、災害復旧に伴い緊急に行うものは除く。

（２）入札参加資格者　条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）、和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）及び条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）に規定する競争入札の参加資格を有する者をいう。

（３）県発注工事　和歌山県（教育委員会、警察本部を含む。）が発注する建設工事等をいう。

（４）公共建設工事　国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等をいう。

（５）一般建設工事　前２号以外の建設工事等をいう。

（６）公共機関　贈賄罪が成立するすべての機関（国の機関、地方公共団体、公社公団等）をいう。

（７）入札参加資格者等　入札参加資格者、その役員等又はその使用人をいう。

（８）役員等　法人の役員、支店若しくは営業所（常時工事の請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者並びに個人の事業主及び支配人又は、法人の業務を執行する法的な権限はないものの、会長、相談役、顧問等の名称を有する者若しくは、一定の比率（５％）以上の株式を保有する株主若しくは一定比率（５％）以上の出資をしている者で法人に対する実質的な支配力を有すると認められるものをいう。

（９）使用人　前号に掲げるもの以外の雇用関係にある者をいう。

(10)入札参加資格停止　入札参加資格者が、別表第１、別表第２及び別表第３の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときに、別表各項に定めるところにより、期間を定めて県発注工事のすべての競争入札に参加させない措置をいう。

(11)業務　個人の私生活上の行為以外の入札参加資格者の業務全般をいう。

(12)業務関係法令　業務全般に関する法令（個人の私生活上の行為以外）をいう。

(13)労働者使用関係法令　労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等をいう。

(14)環境保全関係法令　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、自然公園法（昭和32年法律第161号）等をいう。

(15)下請契約等　一次若しくは二次下請以降すべての下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約をいう。

(16)不当要求行為等　暴力行為及び脅迫行為、又は威迫行為等により要求する行為等をいう。

(17)暴力団　その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(18)暴力団関係者　暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。

(19)不適切な安全管理措置　発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故について受注者の責任が明白な場合をいう。

(20)負傷者　医師により30日を超える治療を要する負傷と診断された者をいう。

(21)重傷者　医師により60日を超える治療を要する負傷と診断された者又は後遺症が残る負傷と診断された者をいう。

(22)建設業法違反　技術者の不設置、施工体制台帳の不作成、一括下請負違反、無許可業者との下請契約締結など建設業法に規定される条文に違反した場合をいう。

(23)社会的な影響が大きい　人命に危険を生ずる事故のおそれがある、損害賠償が必要となった、修補工事に長期間を要する、他工事に多大な影響（一時中止や手戻り等）がある、供用の制限・中止を要するなどをいい、当該粗雑工事が及ぼした影響を総合的に勘案し判定するものとする。

（審査）

第３条　本庁の各課長は、入札参加資格者が別表第１及び別表第２の各項に規定する停止理由に該当する事案が発生したときは、県土整備部県土整備政策局技術調査課長（以下「技術調査課長」という。）にその旨を報告しなければならない。
２　技術調査課長は、前項の報告及び和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月制定）第２条に基づく報告を受けたときは、和歌山県建設工事等入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に付さなければならない。

（入札参加資格停止）

第４条　知事は、入札参加資格者が別表各項に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、これらの同表に定めるところにより期間を定め、入札参加資格停止を行うものとする。
２　県発注工事関係機関の長は、建設工事等の契約のため、一般競争入札を実施しようとするときは、前項の入札参加資格停止を受けている入札参加資格者の当該入札への参加を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加資格者を指名してはならない。
３　県発注工事関係機関の長は、入札参加資格停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止）

第５条　知事は、前条第１項の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、入札参加資格停止を行うものとする。
２　知事は、前条第１項の規定により共同企業体の入札参加資格停止を行う場合については、当該共同企業体の構成員（明らかに当該入札参加資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、入札参加資格停止を行うものとする。
３　知事は、前条第１項の規定により入札参加資格停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体の入札参加資格停止については、当該入札参加資格者と同期間の入札参加資格停止を行うものとする。

（入札参加資格停止の特例）

第６条　知事は、入札参加資格者等（使用人を除く。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格停止を受けた者と同期間の入札参加資格停止を行うものとする。
　なお、入札参加資格を有しない不当要求行為等を行った者も、入札参加資格停止を受けた者として扱うものとする。
（１）当該入札参加資格者等（使用人を除く。）が、別表第２第３項、第８項第２号ア又は別表第３の措置要件により入札参加資格停止を受けた者の役員等と重複するとき。
（２）当該入札参加資格者等（使用人を除く。）が、別表第２第３項、第８項第２号ア又は別表第３の措置要件により入札参加資格停止を受けた者の役員等と住居を同じくする（実質的に同居している場合も含む。）３親等以内の者が役員等であるとき。

（入札参加資格停止期間の特例）

第７条　入札参加資格者が一の事案により措置要件の２以上に該当したときは、これらの措置要件に定める入札参加資格停止の期間のうち最も長いものを適用する。
２　入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合（別表各項の措置要件に該当する基となった事実又は行為が、明らかに既に措置した入札参加資格停止より前であると判断できる場合を除く。）における入札参加資格停止の期間は、それぞれ別表各項に定める期間の２倍の期間とする。ただし、その期間は３年を限度とする。
（１）別表各項の措置要件に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後１年を経過するまでの間に、当該入札参加資格停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき（次号又は第３号に掲げる場合を除く。）。
（２）別表第２第１項の措置要件、別表第３に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後３年を経過するまでの間に、当該入札参加資格停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。
（３）別表第２第２項及び第３項に係る入札参加資格停止の期間中又は当該期間の満了後３年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
３　知事は、入札参加資格者について入札参加資格停止の前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が入札参加資格停止の決定後明らかとなったときは、別表各項及び前２項の規定により定めた入札参加資格停止の期間の２分の１を乗じた期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。
　なお、入札参加資格停止の１か月の期間に２分の１を乗じた期間は、15日の期間として計算するものとする。
４　知事は、入札参加資格者が別表第２第２項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用

されその事実が公表されたときは、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の２分の１を乗じた期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。この場合において、入札参加資格停止の１か月の期間に２分の１を乗じた期間は、15日の期間として計算するものとする。

５　知事は、県に対して談合等の解明に自主的に協力した入札参加資格者が別表第２第２項又は第３項の措置要件に該当した場合（前項に該当した場合を除く。）においては、当該規定に定められた入札参加資格停止の期間の２分の１を乗じた期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。この場合において、入札参加資格停止の１か月の期間に２分の１を乗じた期間は、15日の期間として計算するものとする。

６　知事は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるとき、若しくは入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるとき、又は極めて悪質な事由が入札参加資格停止の決定後明らかとなったときは、別表各項により定めた入札参加資格停止の期間を２倍にして得た期間を入札参加資格停止の期間とすることができる。ただし、その期間は３年を限度とする。

７　知事は、入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかとなったと認めるとき（逮捕された者が嫌疑がないとして不起訴になったとき等をいう。）は、入札参加資格停止を解除するものとする。

８　入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者について、新たに別表第２第１項、第２項又は第３項の措置要件に該当し、入札参加資格停止を行うこととなった場合の入札参加資格停止の期間は、当該入札参加資格停止期間に既に措置されている入札参加資格停止期間の残存期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加資格停止の期間は３年を超えないものとする。

９　別表第１第３項第１号イ、ウ、第２号イ、第４項第１号イ、ウ又は第２号イの期間が、当該建設工事等の発注者が措置した停止期間を超えるときは、発注者の措置した停止期間を入札参加資格の停止期間とする。

（入札参加資格停止の承継）

第８条　入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者から入札参加資格を承継する者は、入札参加資格停止措置も引き継ぐものとする。

（入札参加資格停止等の通知）

第９条　知事は、第４条若しくは第５条の規定により入札参加資格停止を行い、第７条第３項若しくは第４項の規定により入札参加資格停止の期間を変更し、又は第７条第７項の規定により入札参加資格停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

２　知事は、前項の規定により入札参加資格停止、入札参加資格停止の期間の変更及び入札参加資格停止の解除の通知をする場合において、当該入札参加資格停止の事由が県発注工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（入札参加資格停止等の期間の始期）

第10条　入札参加資格停止の期間の始期は、入札参加資格停止の決定があった日の翌日とする。

２　入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者について、別件として再度入札参加資格停止を行う場合の始期は、再度入札参加資格停止を決定した日とし、再度通知を行うものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第11条　県発注工事関係機関の長は、入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、知事の承認を受けたときは、この限りではない。

（下請の禁止）

第12条　県発注工事関係機関の長は、入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者が県発注工事を下請することを承認してはならない。

２　前項の規定は、入札参加資格停止の期間中に入札参加資格者が入札参加資格を失った場合も同様とする。

（入札参加資格を有しない不当要求行為等を行った者の公表）

第13条　知事は、不当要求行為等を行ったと認められた入札参加資格を有しない者に関する情報を停止期間に相当する期間中、和歌山県ホームページへの登載により公表するものとする。

（入札参加資格停止に至らない事由に関する措置）

第14条　知事は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）を行うことができる。

（苦情申立て）

第15条　第４条若しくは第５条の規定による入札参加資格停止又は前条の規定により警告等を受けた者は、

当該措置について、書面（以下「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。
２　申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
（１）申立者の商号又は名称並びに住所
（２）申立てに係る措置
（３）申立ての趣旨及び理由
（４）申立ての年月日
３　苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
（１）入札参加資格停止　入札参加資格停止期間内
（２）警告等　当該警告等の日の翌日から起算して２週間以内

（苦情申立てに対する回答等）

第16条　知事は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して７日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第１条に規定する県の機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により回答するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、前項の期間を延長することができるものとする。
３　知事は、前条第３項の申立期間の徒過その客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

（再苦情申立て）

第17条　前条第１項の回答に不服がある者は、知事に対して書面により再苦情申立てをすることができる。
２　前項に規定する再苦情申立てに関する手続きについては、和歌山県公共工事入札監視委員会運営要領に定めるところによる。

（その他）

第18条　知事は、別表各項に掲げる措置要件に該当するときのほか、入札参加資格者が経営不振に陥ったと認められるとき等、県発注工事を受注させるのにふさわしくないと認められるときは、当該入札参加資格者について、入札参加の対象外とすることができる。

附　則

この要綱は、平成16年６月15日から施行する。

附　則

この要綱は、平成16年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年12月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年７月１日から施行する。ただし、別表第２第２項の規定については、この要綱の施行日以後に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)の規定により公正取引委員会から刑事告発されたもの若しくは逮捕されたもの又は排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたものについて適用し、同日前に公正取引委員会から刑事告発されたもの若しくは逮捕されたもの、排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたもの又は排除勧告若しくは審判開始決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成20年６月１日から施行する。ただし、改正前の和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱の規定による指名停止は、改正後の和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱の規定による入札参加資格停止とみなす。

附　則

この要綱は、平成20年10月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。ただし、平成21年３月31日以前に契約した契約後ＶＥ方式を義務づけた契約においては、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成21年12月10日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年８月22日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年９月20日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年11月16日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年12月11日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行し、施行日以降に入札公告を行う案件から適用するものとする。

附　則

この要綱は、平成28年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行し、施行日以降に入札公告を行う案件から適用するものとする。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行し、施行日以降に入札公告を行う案件から適用するものとする。

附　則

この要綱は、令和２年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１　事故等に基づく措置基準

措　置　要　件	期　間
（過失による粗雑工事等）	
１　建設工事等の実施に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から
⑴ 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。	
ア　県発注工事のとき。	３か月
イ　県内の他の建設工事等のとき。	２か月
⑵ 県発注工事において、発注機関の調査で施工不良等の不備が認められるとき。（かしが軽微であると認められる場合、又は原則として工事施工中の場合を除く。）	３か月
⑶ 第１号ア及び第２号において、社会的な影響が大きいと認められるとき。	６か月
⑷ 第１号ア、第２号及び第３号において、重大なかしがあり、再三の指摘にもその対応に誠意がないと認められたとき。	12か月
⑸ 県発注工事について工事成績が著しく不良（50点未満）なとき。	３か月
（契約違反）	
２　県発注工事の実施に当たり、契約に違反するなど、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
⑴ 正当な理由がなく、契約を解除したとき。	６か月
⑵ 入札参加資格者の責により契約の解除がなされたとき。	24か月
⑶ 履行遅滞があったとき。	
ア　２箇月以上の履行遅滞	３か月
イ　１箇月以上２箇月未満の履行遅滞	２か月
ウ　１箇月未満の履行遅滞	１か月
⑷ 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。	
ア　公害防止及び危険防止対策が不良のとき。	３か月
イ　工程管理、資材管理若しくは労務管理等が不良であるとき、又は、正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。	１か月
⑸ 契約に違反し、社会保険等未加入建設業者を下請負人としたとき。	１か月
⑹ 契約に伴い提出する誓約書で誓約した内容に違反したとき。	１か月
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
３　不適切な安全管理措置を行ったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から
⑴ 死亡者を生じさせたとき又は火災、水害、その他重大な事故を生じさせたとき。	
ア　県発注工事における事故	４から６か月
イ　県内の他の建設工事等における事故	３か月
ウ　県外の建設工事等における事故（５名以上の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたものに限る。）	３か月
⑵ 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	
ア　県発注工事における事故	２から４か月
イ　県内の他の建設工事等における事故（重傷者を出したものに限る。）	２か月
（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）	
４　不適切な安全管理措置を行ったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
⑴ 死亡者を生じさせたとき。	
ア　県発注工事における事故	２から４か月
イ　県内の他の建設工事等における事故	２か月
ウ　県外の建設工事等における事故（５名以上の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたものに限る。）	２か月
⑵ 負傷者を生じさせたとき。	
ア　県発注工事における事故	１から３か月
イ　県内の他の建設工事等における事故（重傷者を出したものに限る。）	１か月
５　前各号に掲げる場合のほか、審査会において入札参加資格停止等の措置を必要と認めるとき。	当該認定をした日から24か月以内

別表第２　不正行為等に基づく措置基準

措　置　要　件	期　間
（贈賄）	当該認定をした日から
１　入札参加資格者等が業務に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
(1) 県の職員に対する贈賄	24か月
(2) 県内の他の公共機関の職員に対する贈賄	12か月
(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄	６か月
（独占禁止法違反）	
２　業務に関し入札参加資格者等が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反し、県発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 公正取引委員会の刑事告発があったとき又は独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。	
ア　県発注工事における違反	24か月
イ　県内の他の建設工事等における違反	18か月
ウ　県外の建設工事等における違反	12か月
(2) 公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令があったとき。	
ア　県発注工事における違反	12か月
イ　県内の他の建設工事等における違反	８か月
ウ　県外の建設工事等における違反	６か月
（談合等）	
３　入札参加資格者等が談合罪又は公契約関係競売等妨害罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 県発注における談合等	24か月
(2) 県内における談合等	18か月
(3) 県外における談合等	12か月
（談合による損害賠償請求）	当該認定をした日から
４　入札参加資格者等に談合があったとして、県が損害賠償請求を行ったとき。	
(1) 県が提起した談合による損害賠償請求訴訟において入札参加資格者等の談合が認定されたとき。	６か月
(2) 県が訴訟を提起する前に損害賠償請求に応じ、全額納付したとき。	３か月
（建設業法違反）	
５　入札参加資格者等が建設業法違反を行い、県発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 建設業法違反により逮捕、書類送検若しくは起訴されたとき。	
ア　県発注工事における違反	９か月
イ　県内の他の建設工事等における違反	６か月
ウ　県外の建設工事等における違反	４か月
(2) 建設業法違反により営業停止処分を受けたとき。	
ア　県発注工事における違反	６か月
イ　県内の他の建設工事等における違反	４か月
ウ　県外の建設工事等における違反	３か月
(3) 建設業法違反により指示処分を受けたとき。	
ア　県発注工事における違反	４か月
イ　県内の他の建設工事等における違反	３か月
ウ　県外の建設工事等における違反	３か月
（申請書等の虚偽記載）	
６　県発注工事の契約に当たり、その前提となる次の各種申請書等に虚偽の記載をし、県発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 一般競争入札(指名競争入札)参加資格申請書	６か月
(2) 一般競争入札に係る競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料	６か月
(3) 条件付き一般競争入札に係る技術資料	６か月
(4) 経営規模等評価申請書	６か月
(5) 建設業許可申請書一式	６か月
(6) その他必要とする申請書等	６か月

（不正又は不誠実な行為）	
７　別表第１及び前各項に掲げるときのほか、業務に関し入札参加資格者等が不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア　入札参加資格者等のうち、使用人を除く者が行った暴力行為	
(ア)県内における暴力行為	９か月
(イ)県外における暴力行為	６か月
イ　入札参加資格者等のうち、使用人が行った暴力行為	
(ア)県内における暴力行為	６か月
(イ)県外における暴力行為	３か月
(2) 脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	３か月
(3) 業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令に重大な違反（当該法令違反により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。）をしたとき。ただし、第５項に規定する建設業法違反に該当する場合は除く。	３か月
(4) 県発注工事の入札等において正当な理由がなく入札に参加しなかったとき。	１か月
(5) 県発注工事の入札等の事務において正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。	３か月
(6) 県発注工事の入札に際し、正当な理由がなく担当職員の指示に従わなかったとき。	２か月
(7) 県発注工事に係る予定価格等の非公表とされている情報を不正に入手し、又は入手しようと職員に働きかけを行ったとき。	３か月
(8) 県発注工事の入札に際し、開札前に、他の入札参加者の応札価格若しくは総合評価方式における技術提案に係る情報を不正に入手し､又は自身に係る情報を漏えいしたとき。	３か月
(9) 低入札価格調査制度に基づく調査報告書一式に虚偽記載をするなど不誠実な行為をしたとき。	３か月
(10)低入札価格調査に関し事情聴取に応じない又、下請業者、資材購入先等への不適正な履行等不誠実な行為をしたとき。	３か月
(11)入札参加資格者等以外の他人に自らのＩＣカードを使用させ、又は他の入札参加資格者のＩＣカードを使用し、入札に参加したとき。	３か月
(12)条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る営業所等実地調査実施要領に定める営業所調査又は和歌山県県土整備部施工体制点検特別調査班（施工体制Ｇメン）立入調査実施要領に定める立入調査を拒否したとき。	１か月
（不当要求行為等）	
８　別表第１及び前各項に掲げるときのほか、業務に関し入札参加資格者等が不当要求行為等を行い、県発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 県発注工事に関し、暴力団等から不当要求行為等を受けたにもかかわらず県に報告せず、又は所轄の警察に報告若しくは届出をしなかったとき。	３か月
(2) 県発注工事の下請契約等に際し、直接又は第３者が介入し、不当要求行為等を行った者、不当要求行為等を行ったとして県の行政指導等を受けた者又は当該下請契約等を締結した者	
ア　不当要求行為等を行った者又は不当要求行為等を行ったとして県の行政指導等を受けた者	12か月
イ　当該下請契約等を締結した者	６か月
(3) 県発注工事に関し、不当要求行為等を行ったと認められた入札参加資格を有しない者と入札参加資格停止期間に相当する期間中（12か月）に新たに下請契約等を締結した者（第１号の工事を除く。）	１か月
(4) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をした者又は暴力を用いた者	当該事実発生の翌年の12月31日まで
(5) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損した者	当該事実発生の翌年の12月31日まで
（反社会的行為）	
９　入札参加資格者等(使用人を除く。)が極めて重大な反社会的行為があり、県発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 新聞等により報道されたとき。	３か月
(2) 刑法(明治40年法律第45号)に基づき逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	３か月
（経営不振）	
10　入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、県発注工事の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から金融機関の取引が再開されるなど経営状態の改善が認められるまで
（その他）	
11　前各号に掲げる場合のほか、審査会において入札参加資格停止等の措置を必要と認めるとき。	当該認定をした日から24か月以内

別表第３　暴力団排除対策関係

措　置　要　件	期　間
和歌山県建設工事等暴力団排除措置要綱に基づき入札参加除外の対象となり、入札参加資格者等が、次の各号に該当するとき。	当該認定をした日から
(1) 暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。	１年を経過し、かつ、改善が認められるまで
(2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	６か月を経過し、かつ、改善が認められるまで
(3) 暴力団又は暴力団関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	６か月を経過し、かつ、改善が認められるまで
(4) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき、又は、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	６か月を経過し、かつ、改善が認められるまで
(5) 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	６か月を経過し、かつ、改善が認められるまで

３－(２)　和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分基準

一　趣　旨

この基準は、建設業者又は許可を受けないで建設業を営む者（以下「建設業者等」という。）による不正行為等について、和歌山県知事が監督処分を行う場合の基準を定めることにより、建設業者等の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する県民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

二　総　則

１　監督処分の基本的考え方

建設業者等の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。

２　監督処分の対象

（１）地域

監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。

（２）業種

監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなときは、必要に応じ当該工事の種別に応じた業種について処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

（３）請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第１８条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

３　監督処分等の時期等

（１）他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。

（２）贈賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下「役職員」という。）が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。

（３）公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者等が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。

（４）指示処分を行った場合においては、建設業者等が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。

４　不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げないものとする。

（１）一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき
　当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。

（２）複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき
①　建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが営業停止処分事由に当たるとき
イ　複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなときは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対して重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の期間を２分の３倍に加重して行うこととする。
ロ　複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。
②　建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき
　営業停止処分事由に該当する行為については上記二４（２）①又は下記三もしくは四の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。
③　建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが指示処分事由に当たるとき
　原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第２８条第１項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

（３）複数の不正行為等が一の処分事由に２回以上該当するとき
①　建設業者等の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に２回以上該当するとき
　当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を２分の３倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。
②　建設業者等の複数の不正行為等が一の指示処分事由に２回以上該当するとき
　原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第２８条第１項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

５　不正行為等を重ねて行った場合の加重
（１）営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合
　営業停止処分を受けた建設業者等が、当該営業停止の期間の満了後３年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りではない。

（２）指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合
　建設業者等が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から３年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。

６　営業停止処分により停止を命じる行為
　営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。

７　不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分
　不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に、建設業法第１７条の２の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は同法第１７条の３の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第１７条の２又は同法第１７条の３の規定によらず承継した場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、
①　行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
②　行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

三　建設業者に対する監督処分の基準

１　基本的考え方

（１）建設業法第２８条第１項各号のーに該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

（２）（１）以外の不正行為等あった場合

①　建設業法の規定（第１９条の３、第１９条の４、第２４条の３第１項、第２４条の４、第２４条の５並びに第２４条の６第３項及び第４項を除き、入札契約適正化法第１５条第１項の規定により読み替えて適用される第２４条の８第１項、第２項及び第４項を含む。）、入札契約適正化法第１５条第２項若しくは第３項の規定、又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成１９年法律第６６号。以下「履行確保法」という。）第３条第６項、第４条第１項、第７条第２項、第８条第１項若しくは第２項若しくは第１０条第１項の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第１１条、第１９条、第１９条の５、第４０条、第４０条の３違反等がこれに該当するものとする。

②　建設業法第１９条の５の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

（３）不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合

建設業法第２９条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

２　具体的基準

（１）公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は３人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、７日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、７日以上とする。

なお、その原因が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

（２）建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）

ａ　代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、１年間の営業停止処分を行うこととする。

ｂ　代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは１２０日以上の営業停止処分を行うこととする。

ｃ　ａ又はｂ以外の場合は、６０日以上の営業停止処分を行うこととする。

ｄ　独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第７条の２第１３項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、３０日以上の営業停止処分を行うこととする。

ｅ　ａ～ｄにより営業停止処分（独占禁止法第３条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後１０年を経過するまでの間にａ～ｄに該当する事由（独占禁止法第３条違反に係るものに限る。）があった場合は、ａ～ｄにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を２倍に加重して、１年を超えない範囲で営業停止

処分を行うことする。

（３）請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

①　虚偽申請

ⅰ　公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（ⅱに規定される場合を除く）は、１５日以上の営業停止処分を行うこととする。

ⅱ　完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた場合は、３０日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成２０年国土交通省告示第８５号第一の四の５の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときは、４５日以上の営業停止処分を行うこととする。

②　主任技術者等の不設置等

建設業法第２６条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかったとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第２６条の３第１項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）は、１５日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、３０日以上の営業停止処分を行うこととする。また、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第２６条第３項又は同法第２６条の３第７項第２号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、７日以上とする。

③　粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、１５日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、低入札価格調査が行われた工事である場合には、３０日以上の営業停止処分を行うこととする。

④　施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図の作成を怠ったとき、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図を作成したときは、７日以上の営業停止処分を行うこととする。

（４）建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等、政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

①　労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は３人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、３日以上の営業停止処分を行うこととする。

②　建設工事の施工等に関する法令違反

ⅰ　建築基準法違反等

ａ　役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は７日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは３日以上の営業停止処分を行うこととする。

ｂ　建築基準法第９条に基づく措置命令等建設業法施行令第３条の２第１号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は３日以上の営業停止処分を行うこととする。

ｃ　建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

ⅱ　労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は７日以上、それ以外の場合で役職員

が刑に処せられたときは３日以上の営業停止処分を行うこととする。

iii 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は１５日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは７日以上の営業停止処分を行うこととする。

iv　特定商取引に関する法律違反

ａ　役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は７日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは３日以上の営業停止処分を行うこととする。

ｂ　特定商取引に関する法律第７条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第８条第１項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、３日以上の営業停止処分を行うこととする。

v　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

ａ　役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は７日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは３日以上の営業停止処分を行うこととする。

ｂ　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第３３条第２項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第３４条第２項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、３日以上の営業停止処分を行うこととする。

③　信用失墜行為等

ｉ　法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は７日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは３日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第３２条の３第７項の規定を除く。）等

役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、７日以上の営業停止処分を行うこととする。

④　健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

ｉ　役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は７日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは３日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii　健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、３日以上とする。

（５）　一括下請負等

ａ　建設業者が建設業法第２２条の規定に違反したときは、１５日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽を行うこととする。

ｂ　建設業者が建設業法第２６条の３第９項の規定に違反したときは、１５日以上の営業停止処分を行うこととする。

（６）主任技術者等の変更

主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、７日以上とする。

（７）無許可業者等との下請契約

ａ　建設業者が、建設業法第３条第１項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したときは、７日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。

ｂ　建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第３条第１項第２号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、７日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。

ｃ　建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、７日以上の営業停止処分を行うこととする。

（８）履行確保法違反

ａ　履行確保法第５条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、１５日以上とする。

ｂ　履行確保法第３条第１項又は第７条第１項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。

指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、７日以上とする。

四　無許可業者に対する監督処分の基準

１　基本的な考え方

建設業法第２８条第２項各号に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは指示処分とする。

なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

２　具体的基準

（１）公衆危害

許可を受けないで建設業を営む者（以下「無許可業者」という。）が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は３人以上の負傷者を生じさせたことにより、役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合は、７日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うように勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、７日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

（２）請負契約に関する不誠実な行為

①　契約締結の過程に関する法令違反

ⅰ　刑法違反（詐欺罪）

ａ　代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、１年間の営業停止処分を行うこととする。

ｂ　代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは１２０日以上の営業停止処分を行うこととする。

ｃ　ａ又はｂ以外の場合は、６０日以上の営業停止処分を行うこととする。

ⅱ　特定商取引に関する法律違反

ａ　役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合は７日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは３日以上の営業停止処分を行うこととする。

ｂ　特定商取引に関する法律第７条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第８条第１項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、３日以上の営業停止処分を行うこととする。

②　軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

建設業法第３条第１項及び建設業法施行令第１条の２第１項の規定に違反して工事を請け負った場合については、３日以上の営業停止処分を行うこととする。

なお、同条第２項により、同一の建設業を営む者が工事の完成を２以上の契約に分割して請け負った場合については、各契約の請負代金の額の合計額をもって上記の判断額とする。

③　粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、３日以上の営業停止処分を行うこととする。

五　その他

①　建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等を行った場合、又は無許可業者が建設業法第３条第１項の規定に違反して建設業を営んだ場合、営業停止処分に違反して建設業を営んだ場合等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等を行った場合については、告発を持って臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。

②　不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があったときから３年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りではない。

③　建設業法第２９条の５の規定に基づき監督処分の公告等を行う他、建設業を営む者の処分の原因となった行為が悪質なものについては、必要に応じて公表するものとする。

④　この基準は、不正行為等を行った役職員が、法令違反の事実が確定するまでの間に辞任又は退職している場合にも適用する。

六　施行期日等

①　この基準は平成２１年４月１日から施行する。

②　この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。

③　この基準は令和２年１１月５日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした不正行為については、なお従前の例による。

④　この基準は令和３年９月２９日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

⑤　この基準は令和３年１２月２３日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

　ただし、三２（３）②主任技術者等の不設置等及び三２（５）一括下請負等は、令和３年９月１日以後に不正行為等が行われたものから適用し、同日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。

⑥　この基準は令和４年６月１３日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

⑦ この基準は令和５年５月２６日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

⑧　この基準は令和７年６月１日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

　また、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）に処せられた者のうち、無期の懲役に処せられた者は無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役に処せられた者は刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

別　表

一　営業停止期間中は行えない行為

１　新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約に基づく本契約の締結を含む。）
２　処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く）
３　前２号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等
４　営業停止処分に地域限定が付されている場合にあっては、当該地域内における前各号の行為
５　営業停止処分に業種限定が付されている場合にあっては、当該業種に係る第１号から第３号までの行為
６　営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあっては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第１号から第３号までの行為

二　営業停止期間中でも行える行為

１　建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
２　処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工
３　施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
４　アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
５　災害時における緊急を要する建設工事の施工
６　請負代金等の請求、受領、支払い等
７　企業運営上必要な資金の借入れ等

処分要件	運用基準	
	項　目	営業停止期間等
建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）	a 代表権のある役員等が刑に処せられた場合	1年
	b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合	120日以上
	c a又はb以外の場合	60日以上
	d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合	30日以上
	e a～dにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～dに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合	a～dにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍に加重（最高1年）
請負契約に関する不誠実な行為	入札前の調査資料に虚偽の記載をしたとき、その他の公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（虚偽申請を行うことにより得た審査結果を公共工事の発注者に提出した場合等）	15日以上
	虚偽申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとき	30日以上
	財務諸表に関し不正行為を行った業者が、経営事項審査において、以下項目に該当し、加点されていた場合	45日以上
	一括下請負等	15日以上
	主任技術者等の不設置等	15日以上
	主任技術者等が、工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められる場合	直ちに当該技術者の変更の勧告をするとともに必要に応じ指示
	上記指示に従わない場合	7日以上
	粗雑工事等による重大な瑕疵	15日以上（無許可業者の場合は3日以上） 低入札価格調査が行われた工事の場合は　30日以上
	施工体制台帳等の不作成	7日以上
	無許可業者等との下請契約	7日以上

事　故	公衆危害	
	・公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合	7日以上（軽微な場合は原則指示処分）
	・適切に工事を施工しなかったため、公衆に危害を及ぼすおそれが大のとき	危害防止の措置を勧告するとともに必要に応じ指示
	・上記指示に従わない場合	7日以上
	・原因が建設資材に起因する場合	必要に応じ指示
	工事関係者事故	
	・役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合	指示処分
	・工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で特に重大な事故を生じさせたと認められる場合	3日以上
建設工事の施工等に関する他法令違反	建築基準法、労働基準法等違反	
	・役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	7日以上
	・それ以外の場合で役職員が刑に処せられたとき	3日以上
	・建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合	指示処分（原則）
	・上記命令に違反した場合	3日以上
	・建築基準法の違反が建設資材に起因する場合	必要に応じ指示
	宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物処理法違反	
	・役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	15日以上
	・それ以外の場合で役職員が刑に処せられたとき	7日以上
	特定商取引に関する法律違反	
	・役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	7日以上
	・それ以外の場合で役職員が刑に処せられたとき	3日以上
	・法第7条等に規定する指示処分を受けた場合	指示処分（原則）
	・法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合	3日以上
	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反	
	・役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	7日以上
	・それ以外の場合で役職員が刑に処せられたとき	3日以上

	・法第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合	指示処分（原則）
	・法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合	3日以上
信用失墜行為	法人税法、消費税法等の税法違反	
	・役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	7日以上
	・それ以外の場合で役職員が刑に処せられたとき	3日以上
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反等	
	・役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合	7日以上
履行確保法違反	履行確保法第5条の規定に違反した場合	指示処分（原則）
	上記命令に違反した場合	15日以上
	履行確保第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合	指示処分（原則）
	上記命令に違反した場合	7日以上
健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反	役員等又は政令で定める使用人が拘禁刑に処せられた場合	7日以上
	それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合	3日以上
	健康保険等の未加入の状態が継続し、保険担当部局から法令違反の通知があった場合	指示処分（原則）
	上記指示に従わない場合	3日以上
悪質な不正行為等（再犯・重犯）	処分満了後3年以内に同種の不正行為を繰り返した場合	必要に応じ営業停止期間を加重

４　建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領

（趣旨及び定義）

第１条　この要領は、県が発注する建設工事について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性の向上、発注者及び入札参加業者の負担軽減を図るため、電子入札システムにより入札を行う条件付き一般競争入札の実施に関し、運用基準その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

２　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム　和歌山県が設置する和歌山県公共工事等電子入札システムをいう。

(2) 本競争入札　電子入札システムにより入札を行う条件付き一般競争入札をいう。

(3) 運用基準　和歌山県公共工事等電子入札運用基準（平成19年６月１日施行）をいう。

(4) 対象工事　本競争入札の対象となる工事をいう。

(5) 休日条例　和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）をいう。

(6) 土日　休日条例第１条第１項第１号に規定する県の休日をいう。

(7) 祝日　休日条例第１条第１項第２号に規定する県の休日をいう。

(8) 長期休暇期間　４月29日から５月５日までの日、８月13日から８月16日までの日及び12月29日から翌年の１月６日までの日をいう。

(9) 休日等　土日、祝日及び長期休暇期間をいう。

(10) 入札情報システム　和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システムをいう。

(11) 入札公告　本競争入札を実施するために入札情報システムにより行われる公告をいう。

(12) 技術資料　入札参加資格要件を満たすことを証明する資料をいう。

(13) 資格審査取扱い基準　条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）をいう。

(14) 県外建設業者資格審査取扱い基準　和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）をいう。

(15) 入札参加資格の再認定　資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定をいう。

(16) 子会社等　会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。

(17) 親会社等　会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。

(18) 会社等　会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。

(19) 更生会社　会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。

(20) 監査等委員である取締役　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。

(21) 指名委員会等設置会社の取締役　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。

(22) 社外取締役　会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。

(23) 業務を執行しない取締役　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。

(24) 執行役　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。

(25) 持分会社　合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

(26) 持分会社の社員　会社法第575条第１項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。

(27) 会社等の役員　会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。

(28) 管財人　民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人をいう。

(29) 組合等　複数の単体企業により構成される組合等をいう。

(30) 本庁入札審査会　和歌山県県土整備部建設工事等入札審査会運営要領（平成20年６月１日施行）に定める和歌山県県土整備部建設工事等入札審査会等をいう。

(31) 資格審査会　和歌山県建設工事等入札参加資格審査会設置要綱（平成14年６月１日施行）に定める和歌山県建設工事等入札参加資格審査会をいう。

(32) 地方入札審査会　和歌山県県土整備部建設工事等地方入札審査会運営要領（平成20年６月１日施行）に定める和歌山県県土整備部建設工事等地方入札審査会等をいう。

(33) 入札参加者　本競争入札に参加しようとする者をいう。

(34) 入札書等　入札書並びに入札書に添付する工事費内訳書、システムによる技術提案（総合評価を行う場合に限る。）及び意向確認書（低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象の入札に限る。）をいう。

(35)低入札要領　低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和元年５月23日制定）をいう。
(36)技術資料等　技術資料及び入札公告において提出を指示する書類をいう。
(37)総合評価落札方式実施要綱　和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年６月１日制定）をいう。
(38)システムによる技術提案　総合評価において評価値を算定するために入札時に入札書に添付して電子入札システムにより提出を求める書類をいう。
(39)書面による技術提案　総合評価において評価値を確定するために開札後に書面により提出を求める書類及び第４条に規定する入札参加資格要件の確認を行うために開札後に書面により提出を求める技術資料をいう。
(40)意向確認書　低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象とされた入札公告において、入札参加者が低入札価格調査を受ける意思がある場合に提出する書類をいう。
(41)書面による技術提案等　書面による技術提案及び入札公告において提出を指示する書類をいう。
(42)技術提案　システムによる技術提案及び書面による技術提案をいう。
(43) 特別簡易型総合評価落札方式　総合評価落札方式実施要綱に定める特別簡易型総合評価落札方式をいう。

（対象工事）

第２条　対象工事は、県が発注する建設工事のうち予定価格が次の表に掲げる金額の範囲内の工事で、知事が選定したものとする。

予定価格	27億２千万円未満

（入札の公告）

第３条　対象工事を本競争入札に付するときは、原則として木曜日に、入札情報システムにより公告するものとする。ただし、当該木曜日が、祝日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日であって、休日等でない日に振り替えて公告するものとし、当該木曜日が、長期休暇期間に当たるときは、公告を行わないものとする。
２　前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を共通入札公告（別記第１号様式の１）及び個別入札公告例（別記第１号様式の２）に定めることにより行うものとする。
(1) 入札に付する工事の概要に関する事項（電子入札の対象工事であることを含む。）
(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(3) 入札参加手続等に関する事項
(4) 入札等に関する事項
(5) 開札等に関する事項
(6) 審査に関する事項
(7) 低入札価格調査に関する事項
(8) 総合評価に関する事項
(9) 落札者の決定方法に関する事項
(10)契約に関する事項
(11)その他本競争入札の手続に関し必要な事項
３　入札公告の期間は、原則として次の各号に掲げる区分による期間とし、その期間には、土日及び祝日を算入し、長期休暇期間並びに入札公告の初日及び末日を算入しないものとする。
(1) 予定価格（税抜き）が500万円未満の工事　　10日以上
(2) 予定価格（税抜き）が500万円以上5,000万円未満の工事　　20日以上（発注機関の長が特に必要と認める場合は、15日以上）
(3) 予定価格（税抜き）が5,000万円以上の工事　　25日以上

（入札参加資格要件）

第４条　本競争入札に参加できる者は、単体企業（経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）及び特定建設工事共同企業体で、入札書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。ただし、技術者に関する要件のうち、専任配置に関する要件を設けるものについては、入札公告において特に定める場合を除き、技術資料を提出した日から当該要件を満たしているものとする。また、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めないものとする。
(1) 単体企業及び特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる対象工事に共通する入札参加資格要件を満たしていること。ただし、経常建設工事共同企業体で参加する場合は、すべての構成員がア、イ、オ、カ、キ、ク及びケの要件を、共同企業体としてウ及びエの要件を満たしていること。
ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
イ　建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
ウ　和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年６月15日制定）に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。
エ　資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の認定を受けている者又は入札参加資格の再認定を受けている者であること。
オ　和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
カ　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手

続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
キ　談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
ク　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出をしてない者でないこと。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
ケ　同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
（ア）資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合
①　子会社等と親会社等の関係にある場合
②　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
（イ）人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。
①　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
②　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
③　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
（ウ）その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合
①　組合等とその組合等を構成する単体企業の場合
②　一方の特定建設工事共同企業体の構成員と他方の特定建設工事共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係がある場合
③　その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
(2) 単体企業及び特定建設工事共同企業体又はその構成員は、工事ごとに定める次に掲げる入札参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。
ア　入札に付する工事に対応した業種の資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の認定を受けている者又は入札参加資格の再認定を受けている者であること。
イ　資格審査取扱い基準における格付けに関する要件を満たしている者であること。
ウ　資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準における審査項目に規定する総合点数に関する要件を満たしている者であること。
エ　同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。
オ　技術者に関する要件を満たしている者であること。
カ　特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。
キ　営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。
ク　その他知事が定める要件を満たしている者であること。
(3) 単体企業及び特定建設工事共同企業体の代表者は、運用基準第４項に規定する利用者登録を行った者であること。

（工事ごとに定める入札参加資格要件の決定）
第５条　前条第２号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的要件を定めようとするときは、次のとおり審議に付し決定するものとする。
(1) 予定価格が５億円以上の工事については本庁入札審査会の意見を聞いた上での資格審査会の審議
(2) 予定価格が５億円未満の工事（次号に掲げるものを除く。）については本庁入札審査会の審議
(3) 予定価格が５億円未満の工事で、単体企業のみに参加条件を限定し、かつ、最低価格落札方式又は特別簡易型総合評価落札方式による入札の対象とするものについては次に定める入札審査会の審議
ア　本庁発注の工事については本庁各局が別に定める当該局の入札審査会
イ　アに定める工事以外の工事については地方入札審査会

（設計図書等）
第６条　設計図書等の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。
２　前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間について行うものとする。
３　設計図書等を電子化できる工事については、入札情報システムにより、インターネットを利用して取得させることができるものとし、フロッピーディスク、光ディスク、コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる工事については電子媒体により配布することができるものとする。

（技術資料）
第７条　発注機関の長は、第４条に規定する入札参加要件を確認するため、入札公告を行った後速やかに、技術資料の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を入札参加者に対して入札情報システム等により、交付するものとする。

（設計図書等に対する質問及び回答）
第８条　設計図書等に対する質問は、質問書（別記第２号様式）により受付けるものとし、入札公告

の日から提出期間が始まる日までの間のうち、原則として３日間（休日等を含まない。）の受付期間を設定するものとする。この場合において、受付期間の最終日の受付終了時間は、午後４時とする。
２　発注機関の長は、前項の質問に対する回答を、受付期間が終了した日から提出期間が始まる日までの間のうち休日等を除く日に、入札情報システムにより公表するものとする。
３　前２項の規定は、予定価格（税抜き）が500万円未満の工事については適用しない。

（入札書等の提出方法）
第９条　入札参加者は、入札書等を電子入札システムにより提出しなければならない。この場合において、入札担当者の氏名及び連絡先を明らかにするため入札担当者連絡票（別記第３号様式）を入札書に添付するものとする。

（入札書等の提出期限等）
第10条　入札書等の提出期限は、開札日の前日（その日が休日等であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日等でない日。以下同じ。）の午後５時30分とする。
２　入札書等の提出期間は、開札日の前日から起算して３日前（休日等を含まない。）までの期間のうち運用基準第３項に規定する電子入札システム利用可能時間とする。また、入札書等の提出期間の初日から末日までの間に長期休暇期間を挟まないものとする。
３　入札参加者は、入札書等を第１項に定める提出期限までに提出しなければならない。
４　入札書等は、入札書受付票が電子入札システムにより発行されたことをもって提出されたものとする。
５　前項の場合において、入札参加者は、入札書受付票を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。
６　第２項に定める提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
７　一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。
８　入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

（入札書等の提出制限）
第10条の２　入札書等を提出する日において、第４条第１号イ、ウ、オ又はキの要件を満たしていない者は、入札書等を提出することができないものとする。

（入札の不成立）
第11条　入札書を提出した日から入札公告で定めた開札日時までの間、次条第１号から第５号までのいずれにも該当しない者が次の各号に定める数に満たないときは、この入札を不成立とする。
(1) 予定価格５億円以上の工事（再度公告を行うものを除く。）　２者
(2) 前号に定める工事以外の工事　１者
２　前項の規定による入札不成立の判断は、開札日を基準に行うものとし、入札が成立した後であっても、開札日において入札不成立の条件を満たすことが明らかであったと判明した場合は、当該入札を不成立とする。

（失格）
第12条　次の各号のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札候補者となることができない。
(1) 同一の入札について、２以上の入札をした者
(2) 工事費内訳書を電子入札システムにより提出しなかった者
(3) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者
(4) 入札執行者に承諾を得ずに紙入札により入札をした者
(5) 第４条に規定する要件を満たさない者
(6) 最低制限価格を設定した工事において、最低制限価格未満の価格による入札をした者
(7) 低入札価格調査において、低入札要領に定める失格となる入札をした者
(8) 指定する期限までに技術資料等を提出しなかった者
(9) 虚偽の技術資料を提出した者
(10) 運用基準に定める失格となる入札をした者
(11) 工事費内訳書において、意思表示が不明瞭な入札をした者
(12) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者
(13) 技術提案において、入札に係る情報（過去の入札に係る情報のほか、あらゆる情報を含む。）を、他の入札参加者から入手していると認められる者
(14) 前各号に掲げる者のほか、入札公告において指示した事項に反して入札をした者

（入札経過書の作成）
第13条　入札執行者は、開札日に、入札経過書（別記第４号様式）を作成するものとし、対象工事に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

（開札）
第14条　開札は、休日等を除く日のうちから発注機関の定める日時に行うものとし、その日時は入札公告に示すものとする。
２　入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
３　入札執行回数は、１回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、開札手続を終了するものとする。
４　入札執行者は、開札後速やかに、入札書を提出した入札参加者について第12条第１号から第５号までの規定に該当する者の有無を審査し、発注機関の長は、第11条の規定に基づき、開札日において当該入札が成立したか否かの判断を行うものとする。
５　入札執行者は、前項の入札成否の判断に基づき、開札手続を終了するものとする。ただし、低入札価格調査の対象となる者がある場合には、低入札調査基準価格を下回る応札があった旨を記載した保留通知書を電子入札システムにより発行するものとする。
６　前項の場合において、入札参加者は、保留通知書を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。
７　入札執行者は、開札終了後、予定価格の制限の範囲内の価格で最も低い価格の入札者を最低価格入札者とする。この場合において、最低価格入札者が２者以上ある場合は、直ちに電子入札システムを利用して電子くじを行い、順位を決定するものとする。

（落札候補者決定のための発注機関の長による入札参加資格要件審査）
第15条　発注機関の長は、休日等を除く日に前条の規定による当該最低価格入札者に対して、ファクシミリ又は電話により連絡し、技術資料等の提出を指示するものとする。
２　最低価格入札者は、発注機関の長から技術資料等の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として２日以内（休日等を含まない。）に提出しなければならない。
３　一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、発注機関の長は、必要と認めたときは、すでに提出された技術資料に関しより詳細な資料を提出させることができるものとする。
４　発注機関の長は、技術資料等の受領後速やかに、最低価格入札者が第４条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行うとともに、第12条各号（第７号を除く。）の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料等の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次審査するものとする。
５　前項の審査の結果における落札候補者が、当該審査以降において第12条の規定による失格となった場合には、前項の後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。
６　入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（別記第５号様式）により取りまとめ、発注機関で保存するものとする。
７　入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として５日（休日等を含まない。）以内に行わなければならない。

（低入札価格調査について）
第16条　最低価格入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、別に規定する低入札要領により低入札価格調査を行うものとする。

（落札決定方法）
第17条　発注機関の長は、休日等を除く日に落札決定を行うものとし、第15条に規定する手続を経て落札候補者となった者を落札者とする。ただし、落札候補者が低入札価格調査の対象である場合にあっては、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認のうえ、落札者とする。
２　入札執行者は、前項の規定により発注機関の長が落札者を決定したときは、休日等を除く日に落札者決定通知書を電子入札システムにより発行するものとする。
３　前項の場合において、入札参加者は、落札決定通知書を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定）
第18条　発注機関の長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。
２　発注機関の長は、第15条第４項の審査により当該最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最低価格入札者に対して入札参加資格要件不適格通知書（別記第６号様式）により通知するものとする。
３　落札決定後、契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。）が、第４条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。また、仮契約を行う場合にあっても、同様とする。

（入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第19条　前条第２項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
２　当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、苦情申立書（別記第７号様式）を持参し、又は郵送して行うものとする。
３　発注機関の長は、第１項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
４　当該苦情の申立ては、前４条及び次条の事務の執行を妨げないものとする。

（入札結果等の公表）
第20条　発注機関の長は、対象工事の入札経過及び入札結果については、開札後及び落札決定後速やかに、入札情報システムにより公表するとともに、発注機関において閲覧に供するものとする。
２　発注機関の長は、落札決定が入札公告に記載する落札予定日より遅くなることが判明したときは、変更後の落札予定日を、また、低入札価格調査が必要な入札にあっては、当該調査に着手したときにその旨を、入札情報システムにより公表するとともに、発注機関において閲覧に供するものとする。
３　発注機関の長は、前２項の公表までの間、入札経過及び入札結果の問い合わせには、一切応じないものとする。ただし、別に定めがある場合については、この限りではない。

（入札の延期、取り止め）
第21条　知事は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることができるものとする。

（費用の負担）
第22条　入札書等及び苦情申立書の作成、提出等に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

（その他）
第23条　発注機関は、入札参加者が提出した技術資料を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。
２　対象工事の入札関連書類は、和歌山県ホームページに掲載するものとする。

（総合評価に係る読み替え）
第24条　この要領に基づき入札を実施する建設工事のうち、総合評価落札方式実施要綱による総合評価を行うものについては、本要領中次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第７条	技術資料の作成	技術提案の作成
	技術資料作成要領	技術提案作成要領
第12条第２号	工事費内訳書	工事費内訳書及びシステムによる技術提案
第12条第８号	技術資料等	書面による技術提案等
第12条第９号	技術資料	技術提案
第12条第11号	工事費内訳書	工事費内訳書及び技術提案
第14条第７項	開札終了後	開札終了後、総合評価を行った結果
	最も低い価格	最も高い評価値
	最低価格入札者	最高評価値入札者
	直ちに電子入札システムを利用して電子くじを行い	当該者にくじを引かせて、又は当該者がくじ引きに参加できないときは入札事務に関係のない県の職員にくじを引かせて
第15条第１項及び第２項	最低価格入札者	最高評価値入札者
	技術資料等	書面による技術提案等
第15条第３項	技術資料	技術提案
第15条第４項	技術資料等	書面による技術提案等
	最低価格入札者	最高評価値入札者
	第７号を除く	第２号を除く
第15条第７項	開札日	総合評価が完了した日
第16条	最低価格入札者	最高評価値入札者
第18条第２項	最低価格入札者	最高評価値入札者
第23条第１項	技術資料	技術提案

附　則
この要領は、平成19年６月１日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成20年６月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成20年10月１日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成20年11月１日から施行し、第４条については施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用し、第20条については平成20年11月17日以降に開札する対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成21年２月12日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成21年４月16日から施行し、平成21年５月１日以降に提出期間を定める対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成22年４月1日から施行し、改正後の第２条については施行日以後から、その他の改正後の規定については平成22年４月15日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成23年７月１日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成23年10月20日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成24年２月24日から施行し、平成24年４月１日以後に契約を締結する対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成25年８月12日から施行し、平成25年８月15日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成26年３月25日から施行し、平成26年４月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成26年４月30日から施行し、平成26年５月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成26年９月12日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成27年３月10日から施行し、平成27年４月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成28年３月１日から施行し、平成28年４月１日以後に契約を締結する対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成28年４月27日から施行し、平成28年６月１日以後に契約を締結する対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成28年５月19日から施行し、平成28年６月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成29年５月16日から施行し、平成29年６月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成30年３月１日から施行し、平成30年４月１日以後に契約を締結する対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成30年３月26日から施行し、平成30年６月１日以後に提出期間を定める対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成30年５月29日から施行し、平成30年６月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。
附　則
この要領は、平成31年４月１日から施行し、施行日以後に契約を締結する対象工事から適用する。
附　則

この要領は、令和元年５月23日から施行し、令和元年６月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要領は、令和元年８月19日から施行し、令和元年10月１日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附　則

この要領は、令和２年５月21日から施行し、令和２年６月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要領は、令和２年11月13日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和３年３月２日から施行し、令和３年４月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。ただし、別記第７号様式の改正規定は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の際現に存する様式の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附　則

この要領は、令和３年５月24日から施行し、令和３年６月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要領は、令和３年６月30日から施行し、令和３年７月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要領は、令和３年９月15日から施行し、令和３年10月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要領は、令和４年３月１日から施行し、令和４年４月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要領は、令和４年５月17日から施行し、令和４年６月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要領は、令和４年６月10日から施行し、施行日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要領は、令和４年12月１日から施行し、令和５年１月１日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附　則

この要領は、令和６年３月１日から施行し、令和６年４月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要領は、令和７年３月10日から施行し、令和７年４月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要領は、令和７年５月２０日から施行し、令和７年６月１日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

５－(１)　和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の１０の２の規定（第１６７条の１３により準用される場合を含む。）に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

（対象工事）

第３条　原則として、「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下「予定価格（税抜き）」という。）１，５００万円以上３，０００万円未満の土木一式工事のうち約２割の確率で無作為抽出により選定された工事、「予定価格（税抜き）」１，５００万円以上３，０００万円未満の舗装工事業の工事及び「予定価格（税抜き）」３，０００万円以上の工事を対象とする。

なお、発注機関の長は、工事の特性等により次の各号のいずれかの型式による落札方式を選択するものとする。

（１）特別簡易型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が特に小さいと認められる工事において、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

（２）簡易型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、簡易な施工計画、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

（３）標準型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、工事目的物の品質向上、安全対策、交通又は環境への影響及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

（４）高度技術提案型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価する方式

（学識経験者の意見聴取）

第４条　発注機関の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ２人以上の学識経験を有する者（他の工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含む。以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

２　当該意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ２人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（入札公告等）

第５条　発注機関の長は、総合評価落札方式で工事を施行しようとするときは、令に定めるもののほか次の各号に掲げる事項等について公告又は通知をするものとする。

（１）提出を求める価格その他の条件についての評価（以下「総合評価」という。）に必要な技術提案（以下「技術提案」という。）の内容及び提出期限等

（２）第７条に規定する落札者決定基準

（３）その他必要と認める事項

（技術提案）

第６条　発注機関の長は、必要に応じ入札者に総合評価を行う際に必要な技術提案を提出させることができるものとする。

２　技術提案の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

（落札者決定基準）

第７条　発注機関の長は、落札者決定基準として評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めるものとする。

（評価基準）

第８条　前条に規定する評価基準は、次の各号に掲げる項目等について定めるものとする。

（１）評価項目

評価項目は、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能及び機能の向上並びに社会的要請への対応等に関する事項とし、総合評価落札方式の型式並びに工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

（２）得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

（３）加算点

評価項目毎の得点の合計を加算点とし、加算点は、５０点までとする。

（評価の方法）

第９条　第７条に規定する評価の方法は、工事の特性等により定めた標準点（基礎点）に加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除した次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うことを原則とするが、学識経験者の意見を聴いた上で別の方法とすることができるものとする。

技術評価点 ＝ 標準点（基礎点）＋ 加算点

評　価　値 ＝（ 技術評価点 ／ 入札価格 ）

（落札者決定の方法）

第 10 条　発注機関の長は、落札者決定基準により総合評価を行い、入札審査会等の議を経て落札者を決定するものとし、次の要件に該当する入札者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、第４条第２項に該当する場合は、総合評価を行った後に、学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。

（１）入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

（２）低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。

２　発注機関の長は、総合評価を行おうとするときに予定価格の制限の範囲内の価格で入札していない入札者又は明らかに失格であると認められる入札者については、総合評価を行わないものとする。

３　評価値の最も高い者が２名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとし、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。ただし、入札者が入札書を電子入札システムにより提出した時刻及び入札執行者が開札を行った時刻を用いた演算式により、電子入札システムを利用して順位を決定する仕組みである電子くじを用いる場合は、この限りでない。

（総合評価結果の公表）

第 11 条　発注機関の長は、落札決定後すみやかに技術提案等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

（苦情申立等）

第 12 条　入札者のうち落札者とならなかった者は、前条の公表を行った日の翌日から起算して１０日以内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第３９号）第 1 条に規定する県の休日、4 月 29 日から 5 月 5 日までの日、8 月 13 日から 8 月 16 日までの日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 6 日までの日を除く。）に、落札者として選定されなかった理由の説明を発注機関の長に対し求めることができるものとする。

（その他）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成１８年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年６月１日から施行する。

和歌山県建設工事総合評価落札方式試行要綱（平成１８年７月１日施行）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成２１年２月１２日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年８月２３日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年６月１日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年６月１日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年１１月１６日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

令和７年６月改訂
（令和７年６月１日以降に入札公告する工事から適用）

５ー（２）　総合評価落札方式にかかる事務手引き（抜粋）

１．本手引きの目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「法」という。）が施行され、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されている。

県では平成１８年度から総合評価落札方式による入札を試行し、平成２０年６月からは「新業者評価制度」の導入とあわせ、総合評価落札方式の本格導入を行っている。

このため、法及び基本方針に基づき、公共工事における一層の品質確保・品質向上を図るため、県の実情を踏まえた総合評価落札方式による入札を実施するための事務手続き等を定めるものである。

２．総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、従来の価格のみの競争ではなく、入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、総合的な価値による競争を促進することにより、公共工事の品質の向上と、効率的かつ経済的な社会資本整備を目的とし、技術提案と価格を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。

３．総合評価落札方式を適用する工事

「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）が３，０００万円以上の工事、「予定価格（税抜き）」１，５００万円以上３，０００万円未満の舗装工事業の工事及び「予定価格（税抜き）」１，５００万円以上３，０００万円未満の土木一式工事のうち約4割の確率で無作為抽出により選定された工事に総合評価落札方式を適用することを原則とする。

４．総合評価落札方式の型式

以下の⑴～⑷については「和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱」に定める型式である。

⑴高度技術提案型［本書（暫定版）の対象とはしない］

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

⑵標準型

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

⑶簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の大きいもので、簡易な施工計画や技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

⑷特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の小さいもので、技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

各型式の特徴は表－１に示すとおりである。また、各型式の適用範囲の考え方は表－２を原則とする。

ＷＴＯ対象工事における「総合評価落札方式の型式」、「落札者決定基準（評価項目、評価内容、配点、得点、加算点）」は、案件毎に定めるものとする。

表－１　各型式の特徴

型 式	技術提案の目的	具体の「価格以外の要素」
(1)高度技術提案型	・構造物の品質の向上を図るための技術提案が重要	・ライフサイクルコスト ・工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等 ・環境の維持、景観等
(2)標準型	・発注者が求める工事内容を実現する上での施工上の技術提案が重要	・工事目的物の品質向上に資すること ・環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等 ・技術者の資格、工事成績等
(3)簡易型	・施工の確実性を確保するための技術提案が重要	・簡易な施工計画、技術者の資格、工事成績等
(4)特別簡易型	・施工の確実性を確保するための施工体制が重要	・技術者の資格、工事成績等

表－２　各型式の適用範囲

総合評価の型式	適用範囲
高度技術提案型	―
標準型	予定価格（税抜き）１億円以上
簡易型	予定価格（税抜き）5,000万円以上１億円未満
特別簡易型	・予定価格（税抜き）3,000万円以上5,000万円未満 ・予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事 ・予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事

※　平成２１年２月から予定価格（税抜き）5,000万円以上１億円未満の工事における総合評価落札方式について、表―１に関わらず、簡易型ではなく特別簡易型を適用しています。

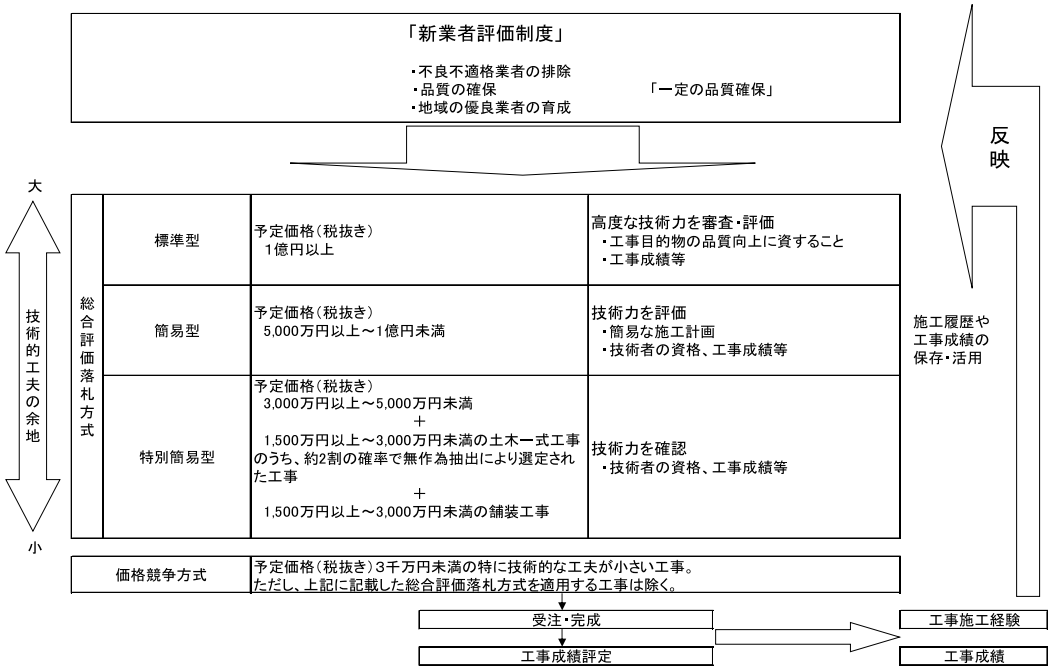

図－１　和歌山県の実情にあった総合評価落札方式の体系図

以下の(5)、(6)については個別の実施要綱により定める型式である。

(5)　施工体制確認型

WTO対象工事の評価項目若しくは（2）標準型の評価項目に加え、施工体制確保の確実性、品質確保の実効性と入札価格とを総合的に評価するもの

詳細については「和歌山県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱」を参照すること。

(6)　モデル工事

公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保を促進するため、総合評価落札方式で実施するモデル工事は下記のとおりとする。

詳細については各モデル工事の実施要領を参照すること。

モデル工事名	趣旨、対象
企業チャレンジ	趣旨：受注件数を評価することにより、県発注工事で直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図り、各地域における公共工事の担い手の育成・確保することを目的とする。 対象：予定価格（税抜き）3,000万円～5,000万円の土木一式工事の2割 予定価格（税抜き）1,500万円～3,000万円の土木一式工事の2割
地域防災力強化	趣旨：災害発生時に迅速に対応できる建設業者の維持を図るため、建設機械の保有及び運転者の雇用状況を評価し、地域の防災力を強化することを目的とする。 対象：技術的な工夫の余地が小さく、専門的な工種を含まない予定価格（税抜き）3,000万円～5,000万円の土木一式工事の一部
若者・女性活躍推進	趣旨：若者・女性を積極的に現場配置し、建設業の魅力を発信することにより、建設業に従事する若手・女性技術者の育成及び建設業への入職の促進を目的とする。 対象：特別簡易型の土木一式工事の一部

○：必須項目

△：選択項目

評価項目設定一覧

番号	評価項目	評価内容	配点	特別簡易	標準型		モデル工事		
					県内	県内県外	企業チャレンジ	地域防災力強化	若者女性
1	具体的な技術提案	技術提案	5.0		○	○			
2	企業の施工能力	県内での優良施工実績	2.0			○			
3	配置予定技術者の能力	過去４年間の工事成績の平均点	1.0	○	○	○		○	○
4		主任技術者の保有する資格	1.0	○			○	○	○
5		主任技術者の保有する資格Ⅱ※1	1.0	△	△	△			
6		表彰受賞の有無	1.0		○				
7		継続教育（CPD）の取組状況	1.0	○	○	○	○	○	○
8	地域貢献	本店の有無	1.0	○	○	○		○	○
9		大規模災害時の協定締結※2	1.0	△	△		○	○	○
10		企業育成への取り組み※3	1.0		△	△			
11		県産品、リサイクル製品の積極利用	1.0～1.1	○	○	○	○	○	○
12	担い手確保	受注工事件数	1.0				○		
13		建設機械の保有及び運転者の雇用状況	1.0					○	
14		若者又は女性の活躍機会拡大	1.3						○
15		資格を有する技能者の現場配置※4	1.0	△	△	△			
加算合計				5.0～7.1	10.0～13.1	11.0～13.1	5.0～5.1	7.0～7.1	7.3～7.4

※1：舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用。

※2：土木一式、建築一式、管、電気工事に適用。県外企業が参加可能な工事には適用しない。

※3：JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用。

※4：塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）

５．入札方式等の選定

本県では平成２０年６月からＷＴＯ案件以上の工事に適用する一般競争入札を除いて、原則全ての工事で条件付き一般競争入札を導入している。

本県での条件付き一般競争入札は入札参加資格を満たしているか等の技術審査を入札後に行う「事後審査型」と呼ばれる方法としており、事務の軽減並びに開札まで入札参加者が発注者にも分からない利点がある。また、入札参加者が評価内容に対する申告点数を記入して、発注者に提出する「申告点数確認方式」を採用し、事務の軽減、提出書類の削減及び最高評価値入札者決定までの時間短縮を図っている。

しかしながら、総合評価落札方式で高度な技術提案を求める高度技術提案型や標準型の一部では、発注者の示す標準的な仕様以上の提案を求めるものであることから、提案された内容で安全で確実に工事の施工が可能か否かの判断が必要になる。したがって入札書の提出前に、技術提案を審査し、その可否により入札参加を認めるか否かを判断する必要がある。このような工事については、技術審査を入札前に行う「事前審査型」の入札方法を選択する必要がある。

この、「事前審査型」の入札方式は本県では例外的な扱いとなるため、本書（暫定版）では入札参加資格等を入札後に審査する「事後審査型」の条件付き一般競争入札のみを対象とするものとし、「事前審査」の必要な工事については、個別に対応するものとする。

また、工事の品質確保やダンピング防止のため、総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度を適用する。

６．学識経験者の意見聴取

学識経験者の意見聴取については、「総合評価落札方式を行おうとするとき」、「落札者を決定しようとするとき」、又は「落札者決定基準を定めようとするとき」は、あらかじめ２人以上の学識経験者の意見を聴くこととしていたが、地方自治法施行令が改正され平成２０年３月から施行されたことから、今後は、「落札者決定基準を定めるとき」には、あらかじめ２人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、当該意見聴取の際に「落札者を決定するとき」に改めて意見を聴く必要があると判断された場合は「落札者を決定するとき」にあらかじめ２名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととする。

学識経験者の意見聴取は和歌山県建設工事等総合評価審査委員会（事務局：技術調査課）により行うものとする。

７．総合評価落札方式による落札者の決定

総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査実施要領〔建設工事〕（令和元年５月２３日制定）に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認めた者は除くものとする。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ等により順位を決定するものとする。

評価方式は除算式を原則とし、評価値は次式により得られる値とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格（千円）}} \times 10^5 = \frac{\text{標準点（基礎点）＋加算点}}{\text{入札価格（千円）}} \times 10^5$$

評価値は小数第４位止めとし、第５位を四捨五入するものとする。

最低限の要求要件を満足する場合に標準点（基礎点）を与え、標準点は１００点とする。

加算点の上限は５０点までの範囲で設定するものとし、「特別簡易型」で１５点以内、「簡易型」で２０点以内、「標準型」で２５点以内とし、「高度技術提案型」については５０点以内で適宜設定するものとする。

表－３　各型式の加算点の合計値の上限　※ＷＴＯ案件除く

総合評価の型式	加算点の合計値の上限
高度技術提案型	５０点以内で適宜設定
標準型	２５点以内
簡易型	２０点以内
特別簡易型	１５点以内

８.「特別簡易型」総合評価落札方式

予定価格(税抜き)3,000 万円以上 5,000 万円未満の工事及び予定価格(税抜き)1,500 万円以上 3,000　万円未満の舗装工事業の工事に適用する総合評価落札方式については、原則として「特別簡易型」を採用するものとする。

なお、予定価格（税抜き）1 億円以上 2 億円未満の災害復旧工事及び国土強靱化に係る工事またはその他の事業に係る工事（令和 3　年度試行開始）については、特別簡易型を適用できるものとする。

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事（鋼構造物工事）や橋梁上部工事（補修・補強工事のうち橋梁付属物などの簡易な工事は除く）またはその他必要と認める工事の場合は、従来どおり標準型を適用する。

１）落札者決定基準

表－４　特別簡易型　落札者決定基準（案）

特別簡易型

・予定価格(税抜き)3,000万円以上5,000万円未満の工事に適用
・予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事に適用

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考	
配置予定技術者の能力	(1)過去４年間の工事成績の平均値		①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 【予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の場合】 ※主任(監理)技術者、特例監理技術者、現場代理人、監理技術者補佐のいずれも担当した対象工事がない場合は、主任技術者として担当した契約額が1，500万円未満の舗装工事業の工事を対象とする。 【共通】 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
			②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値−65.0)／10.0	1.0 ～ −1.0			
			③55点未満	−1.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格		①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0	必須	※技術士は、○○部門又は総合技術監理部門(○○)に対して評価する。
			②2級土木施工管理技士(○○)	0.5			
			③上記以外	0.0			
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ		①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用
			②2級舗装施工管理技術者	0.5			
			③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に限る。
			②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5			
			③なし	0.0			
地域貢献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	1.0	必須	【予定価格(税抜き)5,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 【県外業者が入札参加可能な工事の場合】 「工事箇所と同一の市町村内」を「県内」とする。
			②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。
			②なし	0.0			
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去３年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			同　2件以上5件未満	0.5			
			②過去１年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0			
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0			
			④上記①②③以外	0.0			
		県内開発建設技術	⑤過去３年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
			⑦上記⑤⑥以外	0.0			
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置		①登録建設塗装基幹技能者または1級○○塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用(区画線工事を除く)】
			②上記以外	0.0			
以上　7．1点以内で、換算は行わない							

※１　入札参加条件で監理技術者の配置を求めている予定価格（税抜き）１億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事に適用

年数は、「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。

(2)監理技術者の保有する資格	①１級土木施工管理技士または技術士（５年以上）	1.0
	②１級土木施工管理技士または技術士（５年未満）	0.5
	③上記以外	0.0

※２　工事箇所が和歌山市内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内（ただし和歌山市内に限る）に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

※３　工事箇所が海南工事事務所管内の場合

(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内（ただし海南工事事務所管内に限る）に本店を有する	1.0
	②上記以外	0.0

ａ）評価内容にかかる留意点

配置予定技術者の能力

（１）過去４年間の工事成績の平均値

①　過去４年間の配置予定技術者の工事成績については、当該年度を含まない４ヶ年度前の４月１日から入札公告日の前日までに、元請けとして工事目的物の完成及び引渡しが完了した工事に主任（監理）技術者又は特例監理技術者（以下「監理技術者等」という。）として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）１，５００万円以上の県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を対象とし、業種は問わないものとする。

監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。

なお、予定価格（税抜き）１，５００万円以上３，０００万円未満の舗装工事業の工事において、監理技術者等、監理技術者補佐、現場代理人（監理技術者補佐又は現場代理人は主任技術者と成り得る資格を保有した上で配置された工事に限る。）のいずれも配置された対象工事がない場合は、当面の間、主任技術者として従事した契約額１，５００万円未満の舗装工事業の県土整備部工事成績評定要領により評定を行う工事成績を対象とする。

②　県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された予定価格（税抜き）１，５００万円以上の工事において、監理技術者等として配置された工事を対象とする。

なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を保有した上で、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。

③　所属企業が異なる（以前の勤務先での）工事成績は対象としないものとし、原則と

して工期の１／２以上の従事期間（現場代理人又は監理技術者補佐の場合は全工事期間）のものに限る。

共同企業体の場合は出資比率２０％以上の場合のみ対象とする。

また、実績がない場合には６５点とみなすこととする。

なお、工事成績の平均値は小数第１位を切り捨て整数止めとする。

例：実績が１件で工事成績が７１点の場合、０．６点の配点となる。

1.0×(71－65)／10＝0.6

例：実績が３件で工事成績の平均値が６７点の場合、０．２点の配点となる。

1.0×(67－65)／10＝0.2

（４）継続教育（ＣＰＤ）の取り組み状況

ＣＰＤの証明書は、建設系継続教育の内、当該技術者が当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）を保有した上でその資格に関する各学協会において証明（推奨単位以上、１年間の推奨単位でも可とする。）を得たものを上位に評価する。例えば、１級土木施工管理技士の場合は全国土木施工管理技士会連合会、技術士の場合は日本技術士会が発行する証明書とする。

また、その他の建設系継続教育の証明（推奨単位以上）がある場合も評価するものとし、建設系ＣＰＤ協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体が発行する証明書を建設系継続教育と認めるものとする。

（参考　令和７年６月１日現在）

- 空気調和･衛生工学会
- 建設コンサルタンツ協会
- 地盤工学会
- 全国土木施工管理技士会連合会
- 土木学会
- 日本環境アセスメント協会
- 日本技術士会
- 日本造園学会
- 日本都市計画学会
- 農業農村工学会（旧農業土木学会）
- 日本建築士会連合会
- 建設業振興基金
- 交通工学研究会
- 森林、自然環境技術教育研究センター
- 全国上下水道コンサルタント協会
- 全国測量設計業協会連合会
- 全日本建設技術協会
- 土質、地質技術者生涯学習協議会

各団体の推奨単位については、巻末の参考資料に記載する。

各団体が発行する証明書は、証明期間の最終日が対象期間内（入札書提出日の３ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間内にない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。

地域貢献

（１）本店の有無

本店の有無で、地域要件が単独市町村となる場合でも評価対象とするものとする。

（２）大規模災害時の協定締結

大規模災害時の協定締結について、下記の①②③④の基準で評価する。

① 入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点（40）されている者を評価する。

② 入札書提出日時点において、入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書（県担当機関において受け付けられたものに限る。）において「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種の取組みがあると確認できる者を評価する。

③ 入札書提出日時点において、「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は評価しない。

④ 入札参加資格認定において入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は評価しない。

なお、土木一式、建築一式、管、電気工事に評価項目として選択できるものとし、県外業者が参加可能な工事については、評価項目として選択しないものとする。

（３）県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）

県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、下記の①②③の基準で評価する。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においては最も得点の高いもので行う。

① 入札書を提出した日から起算して過去 3 年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による２．９３点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のみ認めるものと

する。

② 入札書を提出した日から起算して過去１年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による２．９３点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のみ認めるものとする。

③ 仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の１品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。

なお、評価対象とする県産品、リサイクル製品は下記のものとするが、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものや、建設資材と加工手間がそれぞれ計上される発注仕様に対し、既に製品化された資材の提案については、加点評価しない。

なお、この場合で、当該提案が加点評価された場合は、和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第４条の規定により、けんさんぴん登録予定資材台帳に登録するとともに、技術調査課ホームページにて資材名等の公表を行う。

〇入札書提出日時点で、けんさんぴん登録制度において認定されている県産品建設資材

〇入札書提出日時点で、県産認定リサイクル製品

〇和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第２条第２項第１号又は第３号の条件を満たす県産品建設資材

・第１号　県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品

・第３号　紀州材認証システムにより認定された「紀州材」

※「県産品、リサイクル製品の積極利用」の評価対象建設資材については、P.213 に、上記③に該当する場合の証明書類については P.214 および P.215 評価フローについては P.216 に掲載。

（３）県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）

県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）について、下記の⑤⑥の基準で評価する。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においてはいずれか得点の高いもので行う。

⑤　入札書を提出した日から起算して過去３年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の県内開発建設技術の使用が有の県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を評価し、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のみ認めるものとする。

⑥　県内開発建設技術の１品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。なお、入札公告時点において適用可能※な県内開発建設技術を評価の対象とする。

なお、評価対象とする県内開発建設技術は「県内開発建設技術登録制度実施要領第３条の規定に基づき県内開発建設技術に登録された技術」とするが、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、加点評価しない。

※　県内開発建設技術登録台帳の適用日欄に記された日以降の入札公告

担い手確保

（１）資格を有する技能者の現場配置

資格を有する技能者の現場配置については、該当工種の作業期間中に常駐で現場配置できるものを評価する。配置する技能者等は、直接的な雇用関係が認められるものとする。

総合評価方式における評価項目

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」の評価対象建設資材

○ 前提条件

・仕様書に明記されている県産品を全数使用

〈１〉県産品建設資材の使用を提案する場合

・次の条件を全て満たすこと

①仕様書の設計内訳書、１次単価表または参考資料において、「名称」欄に建設資材名が明記されていること
②摘要欄に「県産品」又は「県認定リサイクル製品」と明記されていないこと
③仕様書に計上されている１品目全数使用すること
④購入建設資材であること
⑤和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱に基づきけんさんぴん登録された県産品建設資材又は同要綱第２条第２項第１号※若しくは第３号の条件を満たす県産品建設資材であること
※この場合、当該提案建設資材名等の公表及び当該提案建設資材のけんさんぴん登録申請に関する製造事業者の同意が得られるものであること

〈２〉県産認定リサイクル製品の使用を提案する場合

・次の条件を全て満たすこと

①仕様書の設計内訳書、１次単価表または参考資料において、「名称」欄に建設資材名が明記されていること
②摘要欄に「県認定リサイクル製品」と明記されていないこと
③仕様書に計上されている１品目全数使用すること
④購入建設資材であること
⑤和歌山県リサイクル製品認定制度に基づき**県産認定された**県認定リサイクル製品であること

※ ただし、上記〈１〉〈２〉において次のいずれかに該当するものは、対象外

①	諸経費に含まれる資材	工事看板など
②	転用可能な資材	仮設材、型枠など
③	率計上（単位が%）のもの	砂散布費、雑工種（基礎砕石）など
④	諸雑費など	
⑤	建設資材と加工手間がそれぞれ個別に計上される発注仕様に対し、既に製品化された資材の提案	

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」において、「③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を１品全数使用」を提案する場合に必要となる証明資料は、下記のものとする。

１　けんさんぴん登録された県産品建設資材の使用を提案する場合

・「けんさんぴん登録通知書（県産品建設資材）」の写し又は「県ホームページの県産品リスト」の写し（県産品建設資材と確認できるもの）
・工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、登録事業者の名称・住所等が確認できる資料及び寸法等が確認できる図面等
・使用する建設資材（製品等）が、仕様書の図面（参考図）などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

２　県産認定リサイクル製品の使用を提案する場合

・和歌山県リサイクル製品認定通知書（平成 27 年 4 月 24 日以降に発行された通知書については、同条例施行規則第８条の欄が「有」、平成 27 年 4 月 24 日以前に発行された通知書については、同条例施行規則第７条の欄が「有」であること。）又は県ホームページの「和歌山県認定リサイクル製品リスト（一覧表）」、「事業者による製品紹介」の写し（県産認定リサイクル製品と確認できるもの）
・工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、製造事業者の名称・住所、工場の名称・住所等が確認できる資料及び寸法等が確認できる図面等
・使用する建設資材（製品等）が、仕様書の図面（参考図）などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

３　けんさんぴん登録されていない県産品建設資材の使用を提案する場合

〇和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第２条第２項第１号
「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」の場合　※　主たる事務所とは、主たる業務を行う本社、本店をいう

・工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、製造事業者の名称・住所、工場の名称・住所等が確認できる資料及び寸法等が確認できる図面等、県産品建設資材の条件を満たすことを確認できる資料
・使用する建設資材（製品等）が、仕様書の図面（参考図）などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料
・県産品建設資材名等の公表及びけんさんぴん登録申請に関する製造事業者の同意

〇和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱第２条第２項第３号
「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」の場合

・工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、樹種、紀州材証明者等が確認できる資料及び寸法等が確認できる図面等、県産品建設資材の条件を満たすことを確認できる資料
・紀州材認証システム実施要綱第６条により公表された「県ホームページの紀州材証明者（登録）一覧表」の写し
・使用する建設資材（製品等）が、仕様書の図面（参考図）などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」の評価対象県内開発建設技術

・次の条件を全て満たすこと

①仕様書に計上されている１品目全数使用すること ②県内開発建設技術登録制度実施要領第３条の規定に基づき県内開発建設技術に登録された技術

「県産品、リサイクル製品の積極使用（県内開発建設技術）」において、「県内開発建設技術を１品目全数使用」を提案する場合に必要となる証明資料は下記のものとする。

・「県内開発建設技術登録通知書」の写し又は「県ホームページの県内開発建設技術登録台帳」の写し
・工事材料確認書に添付する資料などで、県内開発建設技術の製品・工法名、規格、登録事業者の名称・住所等が確認できる資料及び寸法等が確認できる図面等
・使用する県内開発建設技術が仕様書の図面（参考図）などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

◎「県産品・リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」にかかる評価フロー

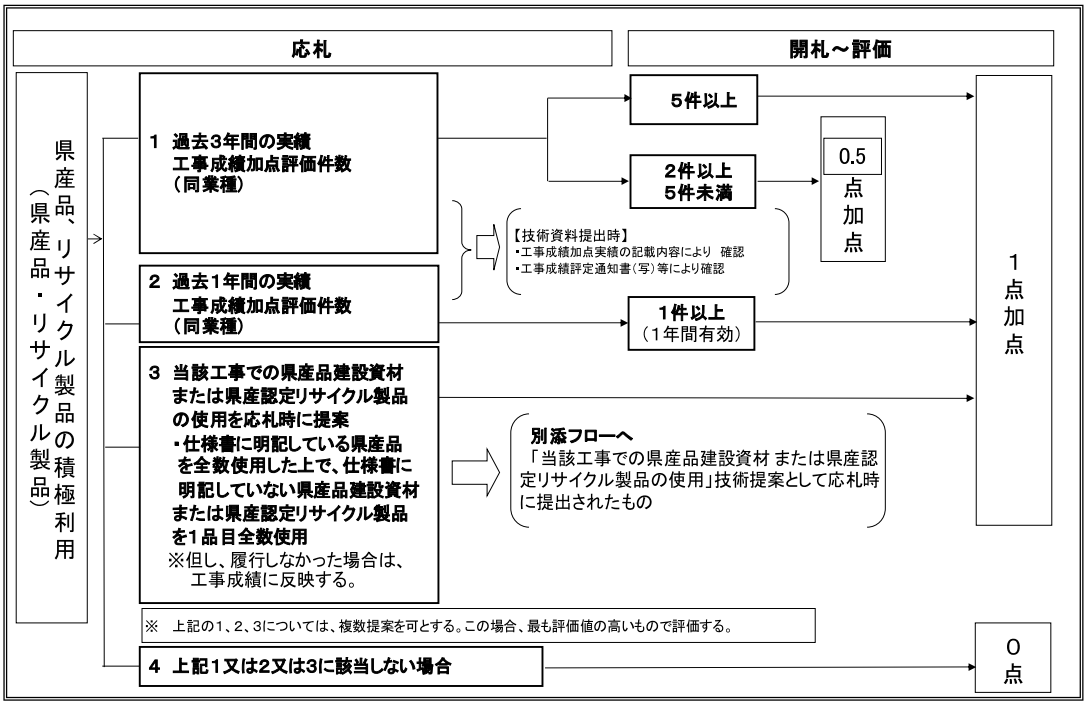

【別添フロー】

●対象：3「当該工事での県産品等の使用」を応札時に提案

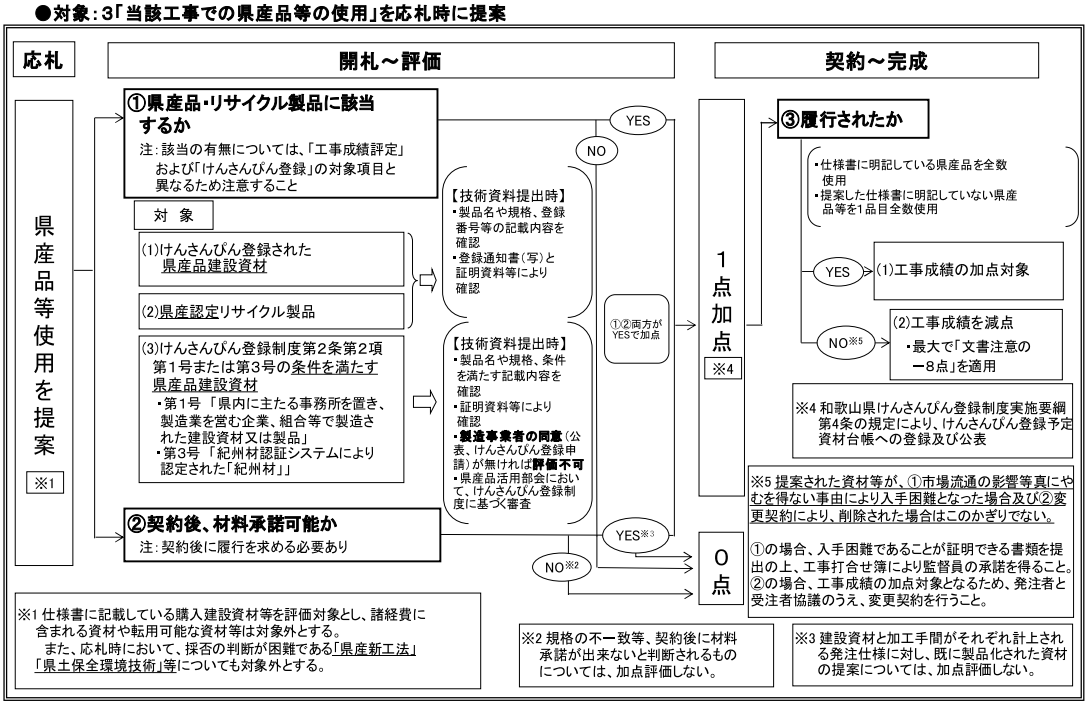

◎「県産品・リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」にかかる評価フロー

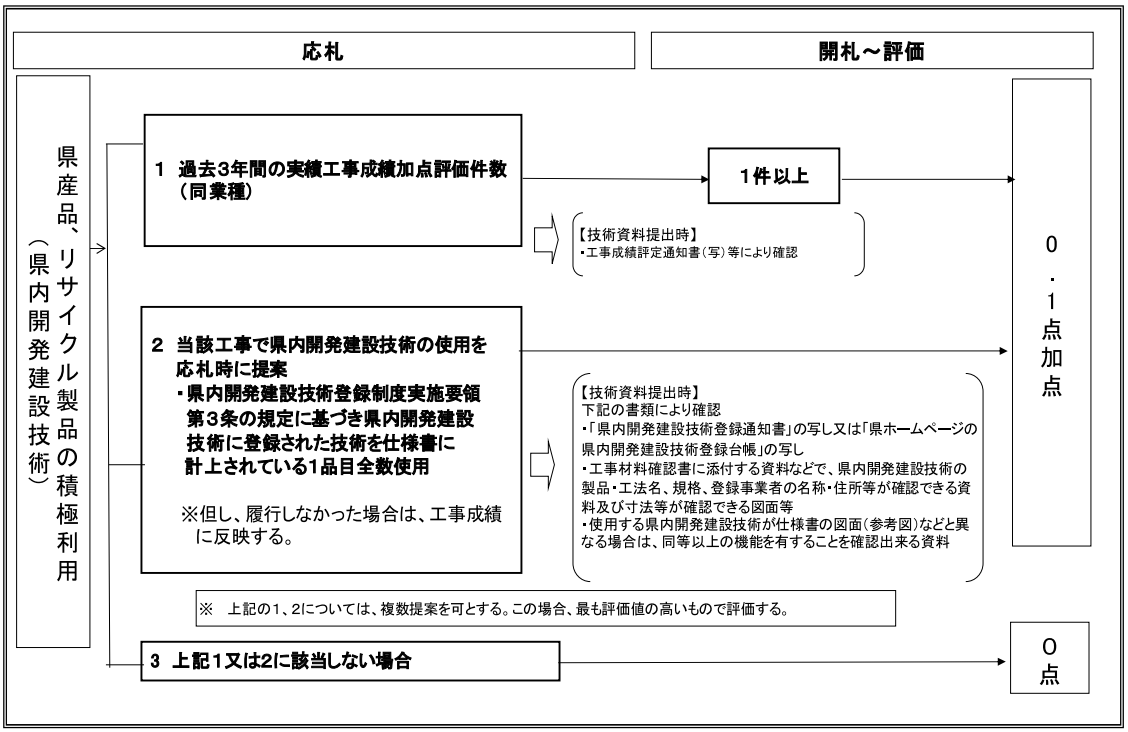

２）実施手順

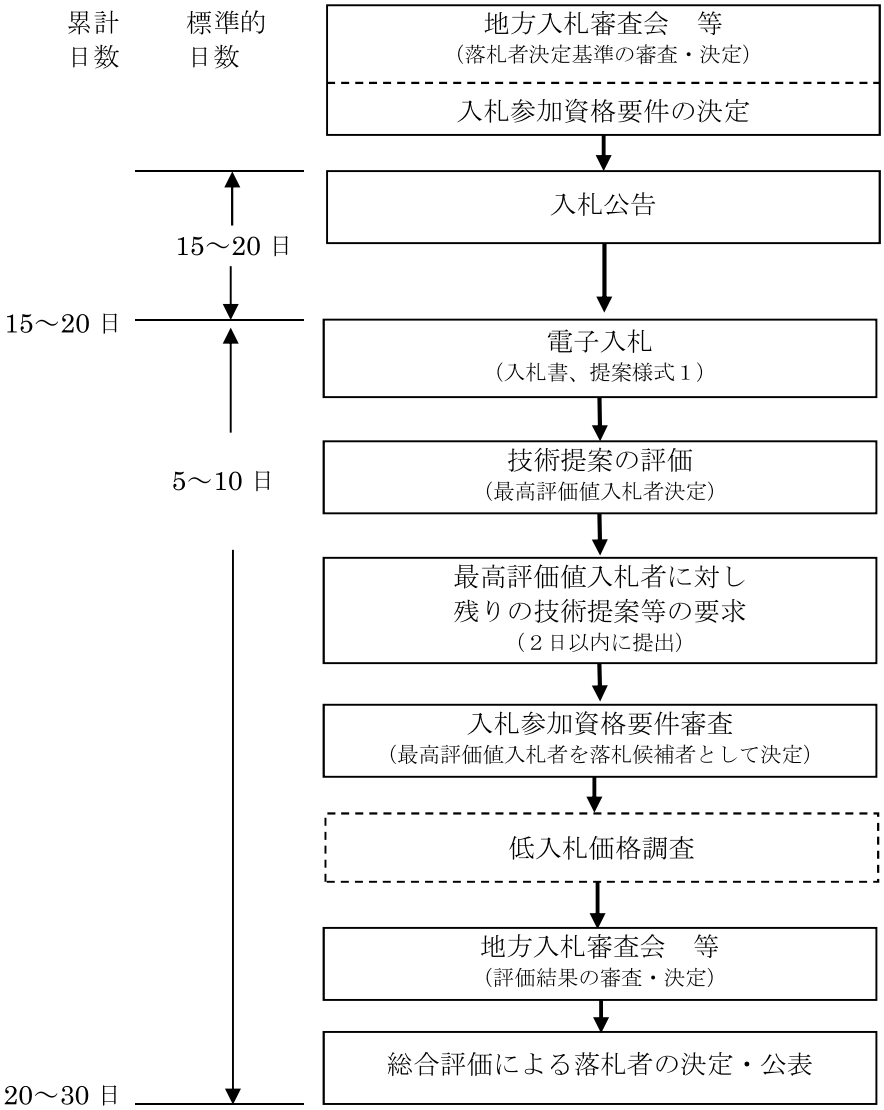

図－２　特別簡易型フロー図

ａ）入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載をもって行う。

ｂ）技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

①入札に付する工事の概要

②入札書等の提出方法等

③技術提案の様式及び提出方法

④技術提案の内容に関する留意事項

⑤苦情申し立て

⑥その他留意事項

添付：技術提案の提出様式等

ｃ）開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書を作成し、公表するものとする。

ｄ）技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については０点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。

ｅ）落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、入札審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

「資格を有する技能者の現場配置」において評価された者の途中交代は、当該工事において加点評価できる資格を有するものに限り認めることとする。該当工種の作業期間中に技能者等を現場配置できなくなった場合は、不履行時のペナルティとして工事成績の減点を行うこととする。

技術提案の内容が適切でなく、失格とした場合は技術提案失格通知書により通知するものとする。この場合、学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、入札審査会等に諮るものとする。

ｆ）落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

ｇ）評価内容の担保

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

「資格を有する技能者の現場配置」において評価された者の途中交代は、当該工事において加点評価できる資格を有するものに限り認めることとする。該当工種の作業期間中に技能者等を現場配置できなくなった場合は、不履行時のペナルティとして工事成績の減点を行うこととする。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」における「仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を１品目全数使用」及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」における「「県内開発建設技術」を１品目全数使用」について、加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うものとする。ただし、市場流通の影響等、真にやむを得ない事由により提案された資材等の入手が困難となった場合※および加点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。

減点は、最大で法令遵守等違反の５．文書注意の－８点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

※入手困難であることが証明できる書類を提出の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること

９．「特別簡易型Ｂランク」総合評価落札方式

土木一式Ｂランク工事（予定価格（税抜き）1,500 万円以上 3,000 万円未満）の２割程度の件数で適用する総合評価落札方式については、「特別簡易型」を採用するものとする。対象工事は予定価格（税抜き）1,500 万円以上 3,000 万円未満の土木一式工事※1（以下「候補工事」という。）とする。

※１ 海上工事、PC 上部工事を除く

１） 総合評価落札方式適用工事の決定方法※選定イメージ図参照

各建設部内(海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内)で、候補工事のうち、約２割を無作為抽出する。

【手順】

１ 各候補工事を起案（起工）した時点で、各工事に通し番号を付し、建設部内で候補工事についての「総合評価候補工事表」を掲示の方法により公表。

２ 各候補工事について、「客観的な数値※2」を用い適用工事を選定する。

ただし、適用率を特別簡易型及び「企業チャレンジモデル工事実施要領」に定める「企業チャレンジモデル工事（以下、モデル工事という。)」それぞれ約２割ずつにするために下記のとおり取り扱うものとする。

（１）通し番号１をモデル工事に選定した場合には、次の２、３，４，５は通し番号を付すが、モデル工事に選定はしない。特別簡易型の選定は引き続き行い、通し番号２を特別簡易型に選定した場合には、次の３，４，５は通し番号を付すが、特別簡易型にも選定しない。次の選定は、通し番号６から同様に繰り返す。

（２）通し番号１、２及び３がモデル工事又は特別簡易型のいずれにも~~に~~選定されなかった場合は、次の４、５番を「客観的な数値」によりどちらかの型式の総合評価に選定する。

なお、選定を行わない工事は公表しない。

３ 通し番号は各年度で付すものとする。

※２「客観的な数値」

・候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字を下記表に当てはめ適用工事を選定する。

入札書提出日時の「秒」の末尾の数字	特別簡易チャレンジ	０又は５ ４又は９	１又は６ ０又は５	２又は７ １又は６	３又は８ ２又は７	４又は９ ３又は８
工事に付した通し番号		１ ６	２ ７	３ ・・・	４ ・・・	５ ・・・

・通し番号１，２及び３がモデル工事又は特別簡易型のいずれにも選定されなかった場合は、通し番号４について、候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字が、奇数の場合は特別簡易型、偶数の場合はモデル工事とし、通し番号５は選定されなかった型式とする。

４　候補工事の公表

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、前頁４の手順３により選定した工事は、前頁４の手順２）によりあらかじめ掲示した「総合評価候補工事表」に特別簡易型若しくはモデル工事に選定されたことを示す印を付けるなどの明示により、速やかに公表するものとする。なお、公表する期間は各年度末までとする。

・特別簡易型適用工事に選定された場合

総合評価（B ランク）候補工事表　　年　月　日

通し番号	年度	工事番号	工　事　名	工事場所	選定
１	7	○○第▲号-2	◎◎線 道路改良工事	■■町 ★★地内	◯

・モデル工事適用工事に選定された場合

総合評価（B ランク）候補工事表　　年　月　日

通し番号	年度	工事番号	工　事　名	工事場所	選定
２	7	◇◇第□号-2	●●川 河川修繕工事	▼▼町 ◆◆地内	C

・総合評価適用工事に選定されなかった場合

総合評価（B ランク）候補工事表　　年　月　日

通し番号	年度	工事番号	工　事　名	工事場所	選定
３	7	△△第○号-3	□□線 道路修繕工事	※※町 ▽▽地内	―

Bランク※選定イメージ図

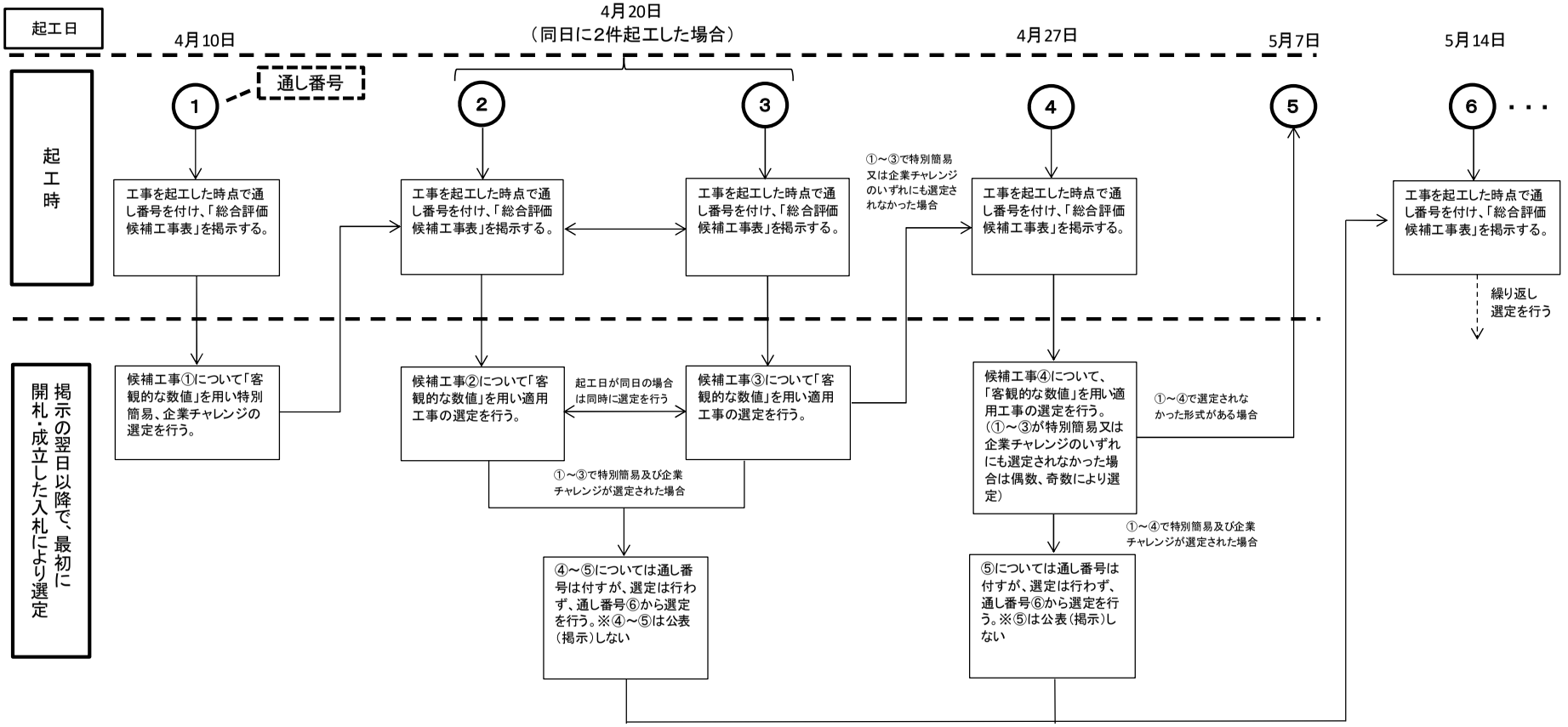

２）　落札者決定基準

特別簡易型（Ｂランク）　落札者決定基準（案）

総合評価方式（特別簡易型(Bランク)）　落札者決定基準（案）

予定価格（税抜き）　1，500万円以上3，000万円未満の工事に適用

	評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考
価格以外の評価点	配置予定技術者の能力	(1)過去４年間の工事成績の平均値		①75点以上	1.0	／1.0	※配置予定技術者が主任技術者として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※主任技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
				②55点以上75点未満 1.0×（工事成績の平均値−65.0）／10.0	1.0 〜 −1.0		
				③55点未満	−1.0		
		(2)主任（監理）技術者の保有する資格		①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	／1.0	※技術士は、建設部門又は総合技術監理部門（建設）に対して評価する。
				②2級土木施工管理技士（土木）	0.5		
				③上記以外	0.0		
		(3)継続教育（CPD）の取り組み状況		①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	／1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。
				②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5		
				③なし	0.0		
		小　計				／3.0	
	地域貢献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	／1.0	【入札参加資格要件の地域要件が県内一円である場合などは適宜考慮する】
				②上記以外	0.0		
		(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	／1.0	
				②なし	0.0		
		(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①過去３年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	／1.0	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
				同　2件以上5件未満	0.5		
				②過去１年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0		
				③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0		
				④上記①②③以外	0.0		
			県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	／0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去３年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
				⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1		
				⑦上記⑤⑥以外	0.0		
		小　計				／3.0(3.1)	
	合　計					／6.0(6.1)	

標準点（基礎点）	100点
加　算　点	換算は行わない
技術評価点	標準点(基礎点)＋加算点
評　価　値	（技術評価点／入札価格(千円)）×10^5

※

・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。
・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。
・書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価落札方式（予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の総合評価落札方式を除く。）により発注された他の県発注工事の主任（監理）技術者となっている場合※1は、配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。（減点評価のみ実施する。）
※1 引渡しが完了していない場合とする

・本店の有無で、本店とは主たる営業所（建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。）をいう。

・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。
1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は"①あり"とし、加点評価する。
・入札参加資格認定において○○工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者
・入札参加資格認定において○○工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において○○工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者
2)入札参加資格認定において○○工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は"②なし"とし、評価しない。
・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者
・○○工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者
・過去4年間の工事成績の平均値については、予定価格（税抜き）が、3千万円未満の工事による工事成績のみ評価の対象とする。

・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。

１０.「簡易型」総合評価落札方式

予定価格（税抜き）５，０００万円以上１億円未満の工事に適用する総合評価落札方式については、原則として業者の施工能力を評価する「簡易型」を採用するものとする。

ただし、予定価格（税抜き）５，０００万円以上１億円未満の工事については、平成２１年２月から、当面、特別簡易型を採用するものとしている。

この、「簡易型」では、簡易な施工計画を求めるが、発注者が示す仕様以上の優位な提案を求めるのではなく、発注者が示す仕様どおりに適切に施工が可能であるか評価するものである。

求める施工計画は、工事特性により具体的に定め（例：工事施工時の歩行者対策について等）、発注者として最低限対策が必要であると考えられる項目を予め設定しておき、実際に記載された項目数（適切であれば優劣は問わない）により、客観的に評価を行うものとする。

１）落札者決定基準

表－５　簡易型　落札者決定基準（案）

簡易型

予定価格（税抜き）５，０００万円以上１億円未満の工事に適用

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考	
簡易な施工計画	(1)品質管理、工程管理等についての技術提案		①計画は適切であり，想定される項目をすべて満足	2.0	2.0	必須	
			②計画は適切であり、想定される項目の７割以上を満足	1.5			
			③計画は適切であり，想定される項目の５割以上を満足	1.0			
			④計画は適切であり，想定される項目の２割以上を満足	0.5			
			⑤計画は適切であるが，想定される項目の２割未満	0.0			
配置予定技術者の能力	(1)過去４年間の工事成績の平均値		①７５点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
			②５５点以上７５点未満 1.0×（工事成績の平均値−65.0）／10.0	1.0 ～ −1.0			
			③５５点未満	−1.0			
	(2)主任（監理）技術者の保有する資格		①１級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0	必須	監理技術者の配置を義務付ける場合は、資格取得後の経過年数を評価する。 ※1
			②２級土木施工管理技士（○○）	0.5			
			③上記以外	0.0			
	(3)主任（監理）技術者の保有する資格Ⅱ		①１級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用
			②２級舗装施工管理技術者	0.5			
			③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
	(4)継続教育（CPD）の取り組み状況		①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。
			②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5			
			③なし	0.0			
地域貢献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 ※2 ※3
			②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。
			②なし	0.0			
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去３年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が５件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			同　２件以上５件未満	0.5			
			②過去１年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が１件以上あり	1.0			
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を１品目全数使用を提案	1.0			
			④上記①②③以外	0.0			
		県内開発建設技術	⑤過去３年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が１件以上あり	0.1	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
			⑦上記⑤⑥以外	0.0			
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置		①登録建設塗装基幹技能者または１級○○塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	(選択)	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】
			②上記以外	0.0			
以上　９．１点以内で、換算は行わない							

１１.「標準型」総合評価落札方式

予定価格（税抜き）１億円以上の工事では、原則として「標準型」を採用するものとする。

ただし、予定価格（税抜き）1 億円以上 2 億円未満の災害復旧工事及び国土強靱化に係る工事またはその他の事業に係る工事（令和 3 年度試行開始）については、特別簡易型を適用できるものとする。

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事（鋼構造物工事）や橋梁上部工事（補修・補強工事のうち橋梁付属物などの簡易な工事は除く）またはその他必要と認める工事の場合は、従来どおり標準型を適用する。

本書（暫定版）では、特に技術提案の改善を要しない工事での、事後審査型の標準型総合評価落札方式について記載する。

評価項目のうち客観的な評価ができないものについては、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会を利用し、評価を行うものとする。

「標準型」においては、工事目的物の品質向上等に繋がる企業の創意工夫等を評価するため、発注者が示す標準的な仕様に対し技術上の工夫（以下、具体的な技術提案）を求めることとし、発注者が示す標準的な仕様を超える提案を評価するものとする。

なお、技術ダンピングを助長させないよう、定量評価を行う場合は上限値（下限値）を明示するものとし、定性評価を行う場合は過度にコスト負担を要する提案については優位な提案として評価しないものとする。

また、技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。

１）落札者決定基準

表－６　標準型（県内業者限定工事）　落札者決定基準（案）

標準型　県内企業限定工事対象
予定価格（税抜き）１億円以上の工事に適用

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考	
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目　等		提案の内容により評価	0～5	5.0	必須	
配置予定技術者の能力	(1)過去４年間の工事成績の平均値		①７５点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
			②５５点以上７５点未満 1.0×（工事成績の平均値−65.0）/10.0	1.0 ～ −1.0			
			③５５点未満	−1.0			
	(2)主任（監理）技術者の保有する資格Ⅱ		①１級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用
			②2級舗装施工管理技術者	0.5			
			③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
	(3) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞 （旧：i−Construction大賞） ・近畿地方インフラDX大賞 （旧：近畿地方i−Construction大賞） 上記いずれかの受賞の有無		①あり	1.0	1.0	必須	・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i−Construction大賞）については、【〇〇】年度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞（旧：i−Construction大賞）については、入札書を提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞（旧：i−Construction大賞）及び近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i−Construction大賞）の評価については、受賞した工事に配置された技術者（主任（監理）技術者）の実績を評価する。（表彰種別は問わない。）
			②なし	0.0			
	(4)継続教育（CPD）の取り組み状況		①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。
			②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5			
			③なし	0.0			
地域貢献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。
			②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	1.0	（選択）	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用
			②なし	0.0			
	(3)企業育成への取り組み		①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用 ただし、橋梁上部工（鋼構造物）工事を除く
			②なし	0.0			
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去３年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が ５件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去１年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			同　２件以上５件未満	0.5			
			②過去１年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が １件以上あり	1.0			
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0			
			④上記①②③以外	0.0			
		県内開発建設技術	⑤過去３年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が １件以上あり	0.1	0.1	（選択）	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
			⑦上記⑤⑥以外	0.0			
担い手確保	(1）資格を有する技能者の現場配置		①登録建設塗装基幹技能者または 1級〇〇塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	（選択）	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】
			②上記以外	0.0			
以上　13．1点以内で換算は行わない							

表－７　標準型（県外企業参入工事）　落札者決定基準（案）

標準型　県外企業を含む入札
予定価格（税抜き）　１億円以上の工事に適用

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考	
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目　等		提案の内容により評価	0～5	5.0	必須	
企業の施工能力	(2)県内での優良施工実績		①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり（工事成績80点以上）	2.0	2.0	必須	※同種工事は○○による○○工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない（0点とする）。
			②同上（工事成績75点以上80点未満）	1.5			
			③同上（工事成績70点以上75点未満）	1.0			
			④同上（工事成績65点以上70点未満）	0.5			
			⑤上記以外	0.0			
配置予定技術者の能力	(1)過去４年間の工事成績の平均値		①７５点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
			②５５点以上７５点未満 1.0×（工事成績の平均値−65.0）／10.0	1.0 ～ −1.0			
			③５５点未満	−1.0			
	(2)主任（監理）技術者の保有する資格		①１級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用
			②２級舗装施工管理技術者	0.5			
			③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
	(3)継続教育（CPD）の取り組み状況		①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。
			②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5			
			③なし	0.0			
地域貢献	(1)本店の有無		①和歌山県内に本店を有する	1.0	1.0	必須	
			②上記以外	0.0			
	(2)県内企業育成への取り組み		①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用 ただし、橋梁上部工（鋼構造物）工事を除く
			②なし	0.0			
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去３年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が５件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			同　２件以上５件未満	0.5			
			②過去１年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が１件以上あり	1.0			
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を１品目全数使用を提案	1.0			
			④上記①②③以外	0.0			
		県内開発建設技術	⑤過去３年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が１件以上あり	0.1	0.1	（選択）	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
			⑦上記⑤⑥以外	0.0			
担い手確保	(1)資格を有する技能者の現場配置		①登録建設塗装基幹技能者または１級○○塗装技能士を現場に配置	1.0	1.0	（選択）	【塗装工事又は塗装の占める割合が高い工事に適用（区画線工事を除く）】
			②上記以外	0.0			
以上　１３．１点以内で換算は行わない							

ａ）評価項目にかかる留意点

具体的な技術提案

ア）表－６は入札参加が県内業者に限定される工事に用いる。表－７は県外業者の参入が見込まれる場合に用いるものとする。

イ）求める具体的な技術提案は工事内容により効果的に設定（表－８に評価項目の具体事例を示す。）することとし、必要に応じ学識経験者（和歌山県建設工事等総合評価審査委員会）の意見を聴き設定するものとする。

また、求める技術提案事項のいずれの項目にも提案がない場合、又は具体的な提案内容が適正でない場合には失格とすることがある。

配置予定技術者の能力

（１）過去４年間の工事成績の平均値

表－７の施工実績が国土交通省発注の和歌山県内での工事若しくは和歌山県発注工事※の場合は、当該工事の工事成績評定結果通知書（工事成績の記載された検査結果通知書でも可とする）の写しの添付を求め、工事成績の確認ができない工事又は６５点未満の工事は評価の対象としない（０点評価）ものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のみ認めるものとする。

上記以外の工事（その他の機関の発注工事など）については、特に工事成績は求めない。

※県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）

（３）・優秀施工者顕彰・優良工事表彰受賞・インフラ DX 大賞（旧：i-Construction 大賞）・近畿地方インフラ DX 大賞（旧：近畿地方 i-Construction 大賞）いずれかの受賞の有無

表－６の配置予定技術者の優秀施工者顕彰受賞の有無、優良工事表彰受賞の有無、インフラ DX 大賞（旧：i-Construction 大賞）受賞の有無又は近畿地方インフラ DX 大賞（旧：近畿地方 i-Construction 大賞）受賞の有無については、いずれか該当すれば評価するものとする。なお、いずれも所属企業が異なる（以前の勤務先での）受賞も加点評価の対象とする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のみ認めるものとする。

優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞の有無は、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の写しを求めるものとする。また、インフラ DX 大賞（旧：i-Construction 大賞）受賞の有無は、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の他、ＣＯＲＩＮＳ等、当該工事の配置技術者として施工したことが確認

できる書類を求めるものとする。

和歌山県優良工事表彰受賞の有無は、当該年度を含まない３ヶ年度前以降の受賞を評価するものとし、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の写しを求めるものとする。また、近畿地方インフラ DX 大賞（旧：近畿地方 i-Construction 大賞）の受賞の有無は、当該年度を含まない３ヵ年度前以降の受賞を評価するものとし、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の他、ＣＯＲＩＮＳ等、当該工事の配置技術者として施工したことが確認できる書類を求めるものとする。

地域貢献

（３）県内企業の育成への取り組み

県内企業育成への取り組みは、ＪＶを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用する。ただし、橋梁上部工（鋼構造物）工事を除く。

その他

配置予定技術者のヒアリングを実施する場合には、技術提案作成要領に明記するとともに、開札後にヒアリング場所、時間等を通知し、実施するものとする。

ＪＶの入札参加を認める工事では、特に定めのないものは幹事会社のみ評価対象とする。

その他の留意点は特別簡易型・簡易型と同様とする。

１０－２.「標準型（試行タイプ）」総合評価落札方式

総合評価落札方式（標準型）の具体の技術提案について

平成２３年６月１６日

下記の工事において、「評価項目数を１項目に設定、提案数を最大５提案で評価」を試行する。

記

○試行する工事

・PC 橋上部工
・鋼橋上部工
・下水シールド工
・トンネル工
・下水処理場（電気・管）　等
の県内・県外混合工事

但し、特別な事情がある場合は、この限りではない。

○評　価

・提案数は最大５提案までとし､記載の順に通し番号を付けるものとする。加点評価対象は番号１から５の提案までとし、これを超えた提案は評価しない。また、通し番号の記載がない提案についても評価しない。ただし、超過した提案又は通し番号の記載がない提案（施工不可と判断されたものを除く。）も履行義務は負うものとする。

・配点は、１提案毎に「着目点に優提案１点」「着目点に良提案０．５点」とし、５提案合計で最大５点満点とする。なお、着目点以外の提案については、評価しない。
　優　：提案された事項は、極めて効果が高く、優秀な提案である。
　良　：提案された事項は、効果が高く、良好な提案である。
　標準：提案された事項は標準的な提案であり、発注者が示す標準的な仕様と同等の効果である。

落札者決定基準

評価項目	評価内容	評　価　基　準	配点	得点
具体の技術提案	○○に関する工夫についての提案	評価内容に対して最大５提案とし、５提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。	5.0	／ 5.0

○その他

・今回の試行に伴い、試行外の工事における「標準型」の具体の技術提案の評価についても、着目点以外の提案については、評価しない。

○適用時期

平成２３年６月２３日以降公告分の建設工事から適用する。

表－８（１）　標準型の評価項目の具体事例

企業の高度な技術力に関する評価項目の具体事例（標準型）１

凡例）◎:評価項目として適切　　○:評価項目として概ね適切　　△:設定事例あり　　空白:設定事例なし

大項目	中項目	小項目	評価内容	河川				砂防		設備					海洋				コンクリート	トンネル	ダム	橋梁			地中処理			地中杭				土	法面			撤去	付属	舗装			さく井	維持	下水			建築		
				築堤工事	護岸工事	根固・水制工事	床止工事（落差工、帯工）	砂防工事	地滑り防止工事	堰・水門工事	樋門・樋管工事	水路・管路工事	揚排水機場工事	水門扉等工事	海岸構造物工事	港湾・空港・海洋埋立工事	海洋工事	浚渫・床堀工事	コンクリート構造物工事	トンネル工事	ダム工事	PC橋上部工事	鋼製橋脚工事	鋼橋上部工事	軟弱地盤処理工事	土留め・仮締切工事	地中連続壁工事	ニューマチックケーソン工事	鋼管矢板基礎工事	既製抗工事	場所打抗等工事	土工事	法面工事	落石防止工事	なだれ防止工事	構造物撤去工事	道路付属施設工事	アスファルト舗装工事	コンクリート舗装工事	歩道・路盤路床工事	さく井工事	維持修繕工事	下水道布設工事	下水道電気設備工事	下水道機械設備工事	建築工事（新築・補修）	電気設備工事	機械設備工事
総合的なコストに関する事項	ライフサイクルコスト	維持管理費の低減	消費エネルギー（電力、燃料）どのように低減させるか							○			◎	○						○															○						○	○				
			燃料消費量を何g/kw/h低減させられるか							○			◎	○						○																○						○	○				
			維持管理をどのように低減させるか							◎	○	○	◎	◎						○	○			○													○					○	○	○				
	その他	補償費等	工事期間中の減電補償費をいくら抑制できるか（施工期間で評価）																		○																						○				
			工事期間中の借地料をいくら抑制できるか（施工期間で評価）	○	○			○			○	○	○	○					○	○	○	○	○	○				○				○	○	○												
工事目的物の性能、機能に関する事項	性能・機能	初期性能の持続性	路面のわだち掘れ量を何mm以下に抑えるか																																	◎										
			透水性舗装の透水量をどのように向上させるか																																	◎		◎								
			現場溶接の品質を如何に確保するか							○		◎	○										◎	◎									○			◎								○			
		走行騒音の低減	車両走行時の路面からの騒音を何dB低下させるか									△							△											△						△		△		△						
		安定性の向上	改良柱体の強度のバラツキを如何に少なくするか																						◎																					
			軟弱地盤対策後の圧密沈下量を如何に低減させるか																△	◎					◎									△													
		耐久性の向上	コンクリートのひび割れを如何に抑制するか		△			◎		◎	◎		◎		◎				◎	◎	◎	◎		△										◎								◎		◎			
			扉体、取水塔、スクリーン等に対して、もらい錆を如何に防止するか							△			○	△	○						○																									
			骨材飛散抵抗性の損失率を何%以下に抑えるか																																	◎										
		強度の向上	改良柱体の強度をどのように増加させるか																						△																					
			現場溶接のひずみをどのように防止するか							○		◎	○										◎	◎								○				◎								◎			
		美観	周辺環境に配慮した自然石組みをどのように施工するか	△	△	△																									◎														
			石積みに使用する自然石をどのように選定するか	△	△	△																									◎														
		供用性の向上	供用後の路面の平坦性をどのように向上させるか																◎	○		△														◎	◎									
			舗装材料の明るさをどのように向上させるか																	○																◎	○									
			監視カメラの性能を如何に向上させられるか					○	○				○							○	○															○					○					
		腐食の防止	鋼材の腐食を防ぐため、どのような対策があるか							○	○	○	○	◎										◎																				○			
		建築物の品質向上	免震構造部分の品質や耐久性の向上に資する品質管理・施工方法について																																								◎			
			外壁タイルの耐久性向上に資する品質管理・施工方法について																																							◎			
		機器の活用性の向上	機器据付完了時に、活用性向上に向けてどのような対策をするか																																						◎	◎		◎	◎
		その他	品質・出来形・材料管理をどのように実施するか	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○		○	○	○	◎	○	△	○	◎	○		○	○				○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○		
			コンクリート等の品質向上のために、どのような管理をするか		○		○	○								◎		◎	◎	◎	○	○															◎					◎				
			コンクリート等の品質向上のために、どのように施工をするか		○		○	○		○	△			△	△		◎		○	◎	△	◎								△							◎					◎				

表－８（２） 標準型の評価項目の具体事例

企業の高度な技術力に関する評価項目の具体事例（標準型） 2

凡例）◎:評価項目として適切　○:評価項目として概ね適切　△:設定事例あり　空白:設定事例なし

大項目	中項目	小項目	評価内容	河川				砂防		設備					海洋					橋梁			地中処理			地中杭				土	法面			撤去	付属	舗装			さく井	維持	下水			建築		
				築堤工事	護岸工事	根固・水制工事	床止工事（落差工、帯工）	砂防工事	地滑り防止工事	堰・水門工事	樋門・樋管工事	水路・管路工事	揚排水機場工事	水門扉等工事	海岸構造物工事	港湾・空港・海洋埋立工事	海洋工事	浚渫・床堀工事	コンクリート構造物工事	トンネル工事	ダム工事	PC橋上部工事	鋼製橋脚工事	鋼橋上部工事	軟弱地盤処理工事	土留め・仮締切工事	地中連続壁工事	ニューマチックケーソン工事	鋼管矢板基礎工事	既製杭工事	場所打杭等工事	土工事	法面工事	落石防止工事	なだれ防止工事	構造物撤去工事	道路付属施設工事	アスファルト舗装工事	コンクリート舗装工事	歩道・路盤路床工事	さく井工事	維持修繕工事	下水道布設工事	下水道電気設備工事	下水道機械設備工事	建築工事（新築・補修）	電気設備工事	機械設備工事
社会的要請に関する事項	環境の維持	騒音の低減	施工中の工事騒音をどのように低減させるか	◎	◎			◎		◎	◎	◎	◎						◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎				◎		◎	◎	◎					◎		
			施工中の工事騒音を何dB低減できるか	△				△			○	△	○						○	△	△	○	○	○	○	○		△		○	○	△				△	○	○						○		
			施工中の騒音発生期間を何日短縮出来るか																○					◎			○				◎					◎								◎		
		振動の低減	施工中の振動をどのように低減させるか	◎	◎			◎		◎	◎	◎	◎		◎				◎	◎		◎	◎		◎			◎	◎	◎														◎		
			施工中の振動値を何dB低減できるか	△				△		△	△	△	△							△										△					△									○		
			施工中の振動発生期間を何日短縮できるか																○					◎			○				◎					◎	◎	◎						◎		
		粉塵の抑制	施工中の粉塵の発生をどのように抑制するか	◎	◎			◎		◎	○	△			◎		◎		◎	◎				◎		◎					◎					◎								○		
			施工中の粉塵濃度を何mg/m3低減できるか																○																									○		
			法面などの裸地期間を何日短縮出来るか	△																				◎							◎							△								
		水質汚濁の抑制	工事排水のPH値を如何にして下げる（上げる）か					△											◎	◎	○																									
			工事排水のSS値（浮遊物質量）を何mg/L減少させるか	○	△			△		△	○				△			◎	◎	◎	○									◎								◎	◎							
			施工中の濁水発生期間を何日短縮できるか		◎			◎			◎											○		◎																						
			施工中に発生する汚水・排水をどのように処理するか	○	○	○	○	○		△	○				○	◎			◎	◎	○	△		△		◎				◎	◎				◎				◎	△							
		土砂流出防止	降雨時の土砂の流出対策について	○	◎			◎	◎											○										◎	◎	○	◎													
		景観の向上	施工中の景観をどのように保全するか		△			○			△								△																								○		
		大気汚染の抑制	施工に伴う二酸化炭素を何t-CO2削減できるか																				△																						
			建設機械からのNOx排出量を何t削減できるか		△			○		○									◎											◎																
			排ガス対策機械を何割導入するか	△				○		△							◎		△						△					△																
			施工中の排出ガスを如何に抑制するか																◎				△																						
			施工中の排出ガス量を何m3/hr削減できるか	△																																										
		生活環境の維持	周辺環境に対してどのような配慮を行うか	△	△			△		△	△	○			◎				○	◎	◎	○		△						◎						△								○		
			施工中の障害日数（漁業障害、除雪障害など）を何日短縮できるか	△															○																										
			生活環境を維持するためにどのような工程計画が提案できるか	◎				◎						○					◎	◎		△		◎					◎							◎										
			生活環境を維持するためにどのような施工設備に係る提案が出来るか					△												△		△		△		△			○	△	△													○		
		生態系の維持	施工に必要な面積を何m2縮小できるか		△			△			△				○	△			△		△		△		△																		○		
		その他	環境を維持するために施工期間を何日短縮できるか	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎	◎	◎		◎					
	交通の確保	規制時間の短縮	工事に伴う交通規制日数を何日短縮できるか	◎	◎					◎	◎								◎	◎		◎		◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎					
			桁下高さの規制日数を何日短縮できるか																			◎																								
			作業時間を何時間短縮できるか																	◎																	◎				△						
		交通ネットワークの確保	周辺道路交通への影響を如何に軽減するか							△			△						○	○		○		△	△				○	△															
			道路迂回日数を何日短縮できるか																◎	◎						○				○	○			○		◎	◎	◎								
			交通ネットワークを確保するためにどのような施工法を提案できるか																◎			△	△	◎					◎												◎					
	特別な安全対策	安全対策の良否	第三者（一般車両、歩行者など）の安全をどのように確保するか	○	○			◎		○	○		○						◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎						○		
			施工中の歩行者通路面積を何㎡拡大できるか																◎																										
		被災リスク	隔離距離（仮締切土の堤防からの離隔、切羽とアーチ覆工との距離など）を何m以上確保できるか								△	△																																
	省資源対策又はリサイクル対策	リサイクルの良否	リサイクル材をどれくらい使用するか										◎										◎	◎							◎						○								
			リサイクル対策についてどのような提案が出来るか	○	○			○		○									◎	◎		◎		◎	◎	◎				◎	◎			◎		◎				◎					
			施工中の建設副産物の発生量をどれくらい削減できるか									○								◎			◎		◎				◎	◎													◎		
			分別解体・現場内集積に関してどのような提案ができるか					○																																			◎		
		省資源対策	現地発生材を如何に有効活用するか							○			◎						◎	◎	◎	◎		◎						◎															

２）実施手順

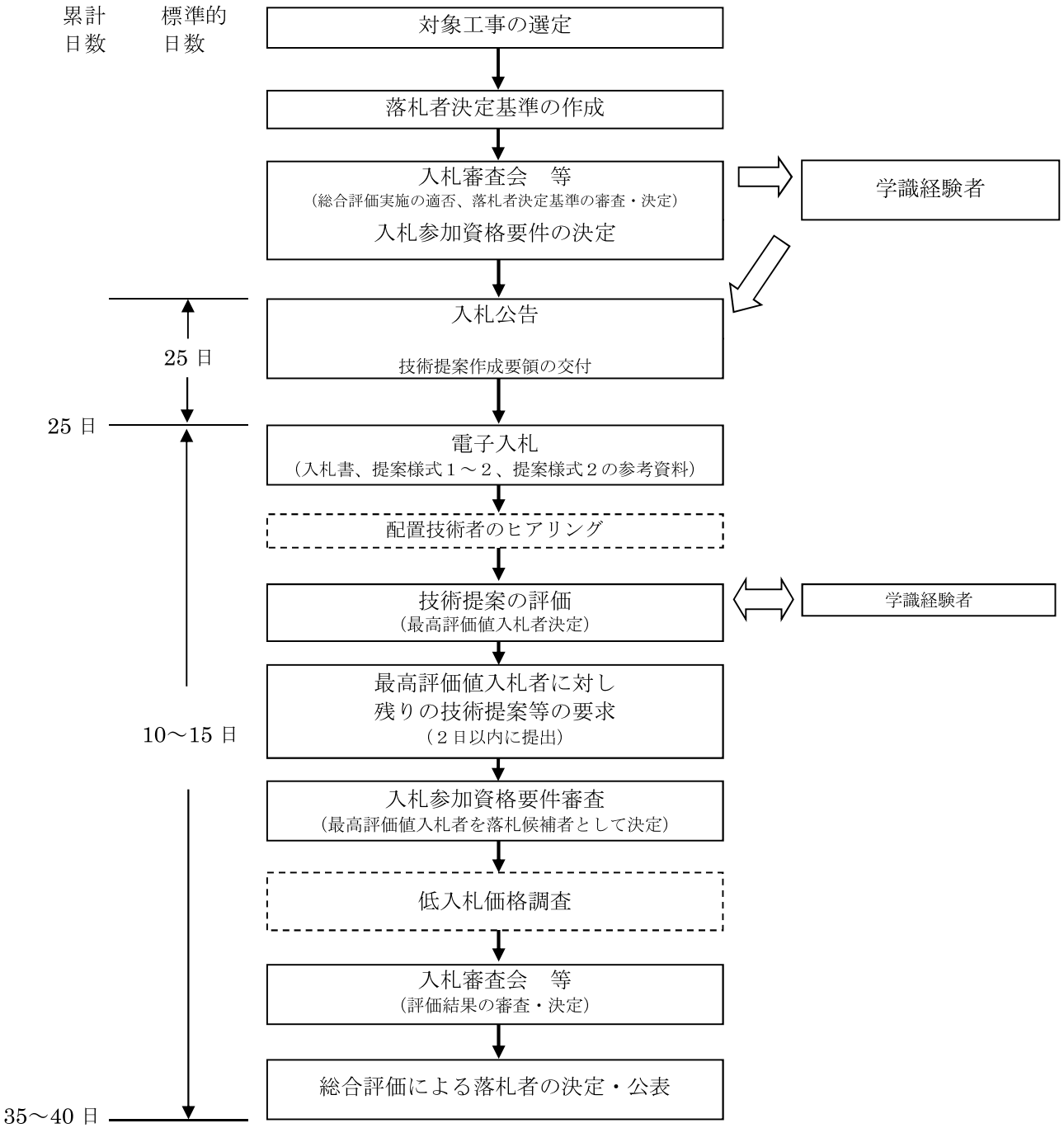

図－４　標準型フロー図

ａ）入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載、及び対象工事を発注する機関での掲示をもって行う。

ｂ）技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

①入札に付する工事の概要

②入札書等の提出方法等

③技術提案の様式及び提出方法
④技術提案の内容に関する留意事項
⑤苦情申し立て
⑥その他留意事項
添付：技術提案の提出様式等

ｃ）開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書を作成し、公表するものとする。

ｄ）技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数確認方式では、最高評価値入札者が提出した書面による技術提案のみを確認し、最高評価値入札者が入れ替わる場合を除き、評価値が 2 位以下の者に対する書面による技術提案の確認を行わないため、公表する落札者以外の評価結果については評価値を満たしていない可能性がある。

客観的な評価ができない項目については、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会を利用し、評価を行うものとする。

ｅ）落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、入札審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案が適切でなく、失格とした場合は技術提案失格通知書により通知するものとする。具体的な技術提案以外の項目で失格とする場合で学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、入札審査会等に諮るものとする。

ｆ）落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表（具体的な技術提案は評価内容ごとの得点を公表）とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

また、具体的な技術提案の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、技術提案の記載の内、評価された部分を示し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知するものとする。

ｇ）評価内容の担保

技術提案（施工不可と判断されたものを除く。）は、全て履行義務を負うものとし、施工方法等の履行が成されなかった場合には、工事成績の減点を実施するとともに、悪質な場合は入札審査会に諮るなどし、契約不履行の違約金請求等を行う場合がある。

施工不可と判断されたものについては、契約後に採用可能かどうか協議を行うものとし、採用可能

と判断される際は履行義務を負うものとする。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」における「仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を１品目全数使用」及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」における「「県内開発建設技術」を１品目全数使用」について、加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うものとする。ただし、市場流通の影響等、真にやむを得ない事由により提案された資材等の入手が困難となった場合※及び加点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。

減点は、最大で法令遵守等違反の５．文書注意の－８点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

「資格を有する技能者の現場配置」において評価された者の途中交代は、当該工事において加点評価できる資格を有するものに限り認めることとする。該当工種の作業期間中に技能者等を現場配置できなくなった場合は、不履行時のペナルティとして工事成績の減点を行うこととする。

※入手困難であることが証明できる書類を提出の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること

ｈ）監督

技術提案の施工方法等については、臨場等により確認を行い、工事打合せ簿を取り交わすものとする。

別記１号様式

和歌山県建設工事等総合評価
審査委員会事務局
技術調査課長　様

総合評価にかかる学識経験者意見聴取要請書

年　　月　　日

申請者	○○振興局建設部長	
意見聴取内容		落札者決定基準の検討
		落札者決定基準の策定
		技術提案により予定価格を定めた場合の妥当性
		技術提案の評価
		落札者決定
工事内容		

別記2－1号様式　　特別簡易型

入　札　経　過　書

発注機関の名称:　　年　月　日

工事年度 工事番号 工事名 工事場所	
予定価格(税抜き)	
開札日時	
契約方法	
入札状況	

＜入札経過＞　　（単位:円）

入札者名	入札額	標準点	加算点			計	技術評価点	評価値	備考
			企業の施工能力	配置予定技術者の能力	地域貢献				

以上　○○者
上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	
入札書記載金額	
10/100相当額	
調査基準価格	（基準額　　円 ／ 係数　　）

別記2ー2号様式　　簡易型

入　札　経　過　書

発注機関の名称:　　年　月　日

工事年度 工事番号 工事名 工事場所	
予定価格(税抜き)	
開札日時	
契約方法	
入札状況	

＜入札経過＞　　(単位:円)

入札者名	入札額	標準点	加算点							技術評価点	評価値	備考
			簡易な施工計画			企業の施工能力	配置予定技術者の能力	地域貢献	計			
					小計							

以上　〇〇者

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	
入札書記載金額	
10/100相当額	
調査基準価格	(基準額　　円／係数　　)

別記2ー3号様式　　標準型

入　札　経　過　書

発注機関の名称:　　年　月　日

工事年度 工事番号 工事名 工事場所	
予定価格(税抜き)	
開札日時	
契約方法	
入札状況	

＜入札経過＞　　(単位:円)

入札者名	入札額	標準点	加算点								技術評価点	評価値	備考
			具体の技術提案					企業の施工能力	配置予定技術者の能力	地域貢献	計			
							小計							

以上　〇〇者

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	
入札書記載金額	
10/100相当額	
調査基準価格	(基準額　　円／係数　　)

別記３号様式

技　術　提　案　失　格　通　知　書

年　月　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

和歌山県知事

先に提案のあった〇〇〇〇工事に係る技術提案の審査結果を下記のとおり通知します。

記

入札公告日	年　月　日		
工　事　名	〇〇〇〇建設工事		
予定価格（税抜き）	円	調査基準価格（税抜き）	円
提　案　項　目		失格理由	
〇〇の低減にかかる施工計画			
〇〇の低減にかかる工期設定			

なお、当職に対して失格の詳細理由について説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、　年　月　日までに〇〇部〇〇課へその旨を記載した書面を提出して下さい。

地方自治法施行令改正後の審査について

平成20年6月～

	落札者決定基準の審査 （入札前の実施）	落札者の決定にかかる審査 （入札後の実施）	備考
高度技術提案型	審査分科会開催による審査	省略 （ただし、技術提案の評価時に評価分科会を開催）	求める具体の提案は、高度な内容であり、評価分科会により学識経験者が評価
標準型		省略 （ただし、技術提案の評価時に評価分科会を開催）	
簡易型		省略 （ただし、下記条件1に該当する場合は審査分科会を開催）	求める具体の提案は、事前に作成し審査分科会で承認をいただいた評価指標を用いて評価
特別簡易型		省略	落札者決定基準は、工事ごとに変更はなし（同一パターン）

条件1

1. 技術提案の内容で失格とする場合
2. 評価値が接近していて、一つの判断の違いで落札者が変わる場合※
3. その他、審査が必要と判断した場合

※判断基準

$$\frac{\text{落札候補者の評価値}}{\text{次順位者の評価値}} < 1.01$$

◇総合評価落札方式における「各評価内容の基準日等」について

評価項目	評価内容		基準日	対象期間等	型式
企業の施工能力	県内での優良施工実績		入札書提出日	当該年度を含まない15ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに、元請けとして完成及び引渡しが完了した「国土交通省発注県内工事」、「和歌山県※発注工事」のうちの同種工事 ※県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る	標準型（県内外）
配置予定技術者の能力	過去4年間の工事成績の平均値		入札公告日の前日	当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして完成及び引渡しが完了した工事に主任（監理）技術者として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1，500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を対象とし、業種は問わない。 県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む。）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）
	監理技術者の保有する資格 ※資格取得後の経験年数		開札日	資格の取得日から開札日までの経過年数	特別簡易型 簡易型
	継続教育（CPD）の取り組み状況		入札書提出日	申請するCPD取得の証明期間の最終日が入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのもの	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）
	・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞（旧：i-Construction大賞） ・近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞） 上記いずれかの受賞の有無		入札書提出日	入札書を提出した日までに受賞したもの （ただし、和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i-Construction大賞）については、当該年度を含まない3ヵ年度前以降の受賞に限る。）	標準型（県内）
地域貢献	大規模災害時の協定締結		入札書提出日	①入札書を提出した日における入札参加資格認定の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目の加点状況 ②入札書提出日時点において、入札参加資格審査の「大規模災害時の応急対策業務取組」にかかる入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請をしており、大規模災害協定に基づく災害応急対策協力者であることが確認できる者を評価する ③入札書提出日時点において、「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者または「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は評価しない	特別簡易型 簡易型 標準型（県内）
	県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	入札書提出日	①入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事 ②入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事 ③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）
		県内開発建設技術	入札書提出日	①入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事 ②県内開発建設技術を1品目全数使用	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）
担い手確保	資格を有する技能者の現場配置		入札書提出日	入札書を提出した日までに雇用されているもの	特別簡易型 簡易型 標準型（県内） 標準型（県内外）

留意点
・個別案件の「各評価内容の基準日等」については、それぞれの入札公告を確認すること。

【令和7年6月1日時点】建設系継続教育（CPD）証明団体一覧表

団体名	推奨単位		備考
	1年間	その他	
空気調和・衛生工学会	50	ー	
建設コンサルタンツ協会	50	ー	
地盤工学会	50	ー	
全国土木施工管理技士会連合会	20	40(2年間) 60(3年間) 80(4年間) 100(5年間)	
土木学会	50	ー	
日本環境アセスメント協会	50	250(5年間)	
日本技術士会	50	ー	
日本造園学会	50	ー	
日本都市計画学会	50	ー	
農業農村工学会	50	ー	
日本建築士会連合会	12	－	
建設業振興基金	12	－	
交通工学研究会	50	200(4年間) （TOE交通技術上級資格者）	
		150(4年間) （TOP交通技術資格者）	
森林・自然環境技術教育研究センター	20	100(5年間)	
全国上下水道コンサルタント協会	50	－	
全国測量設計業協会連合会	20	ー	
全日本建設技術協会	25	－	
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	250(5年間)	

留意点

・　各団体の推奨単位を満たしている者を評価する。

　各団体が発行する証明書の添付を求めるが、この証明書は、証明期間の最終日が対象期間内（入札書の提出日の3ヶ月前から入札書提出日まで）のものとする。ただし、証明期間の最終日が対象期間にない場合においても、対象期間内のいずれかの日に各団体の推奨単位以上の取得が確認できるものは評価する。

・　対象となる工事の主任（監理）技術者と成り得る資格（国家資格等の取得のみで主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。）に関する継続教育をより高く評価する。

　例）１級土木施工管理技士の場合は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会

　　技術士の場合は、公益社団法人日本技術士会が発行する証明書とする。

技術提案の評価方法について

◇技術提案の評価について（簡易な施工計画）

		5千万円～1億円の工事
1.	評価事務担当者の決定	担当工務課長等
2.	評価事務担当者の事務 〇技術提案の整理 ・社名を消去し、番号等を割り振る ・ただし、提案内容については、社名が類推される場合でも修正はしない 〇総合評価検討メンバーの選定	
3.	総合評価検討メンバーの選定（3名以上） ・評価事務担当者はメンバーになれない ・評価事務担当者はメンバーに社名を漏らしてはならない	建設部等 原則として ・係長職以上
4.	総合評価検討メンバーによる技術提案の評価 ・評価は、それぞれのメンバーごとに評価を行い、平均値をとる方法を基本とする。	
5.	評価結果について決裁をとる ・起案者は評価事務担当者	決裁権者 ・建設部長等
6.	学識経験者の意見聴取（必要がある場合）	総合評価審査分科会
7.	入札審査会等に諮る	地方入札審査会
8.	落札者の決定	公表

注）本課で設計書を作成しているものについては、適宜読み替えるものとする。

◇評価～落札者決定の流れ

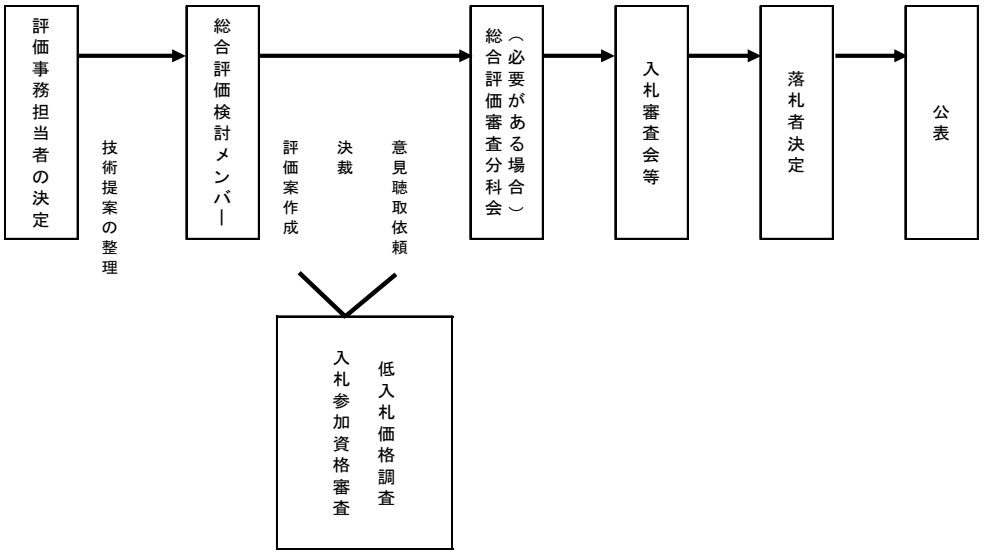

◇技術提案の評価について（標準型）

		1億～5億の工事	5億～の工事
1.	評価事務担当者の決定	担当工務課長等	担当班長等
2.	評価事務担当者の事務 〇技術提案の整理 ・社名を消去し、番号等を割り振る ・ただし、提案内容については、社名が類推される場合でも修正はしない 〇評価シートの作成		
3.	技術提案評価部会への依頼		
4.	技術提案評価部会委員による技術提案の評価		
5.	評価結果について決裁をとる ・起案者は評価事務担当者	決裁権者 ・建設部長等	決裁権者 ・課長
6.	入札審査会等に諮る	地方入札審査会	入札審査会
7.	落札者の決定	公表	公表

注）本課で設計書を作成しているものについては、適宜読み替えるものとする。

◇評価～落札者決定の流れ

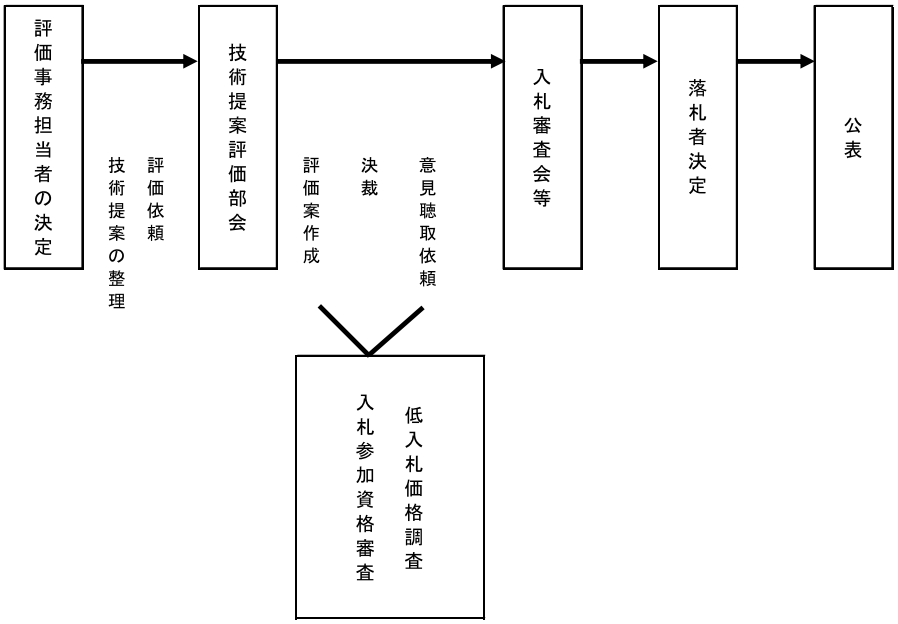

本資料は総合評価落札方式にかかる事務手引き（暫定版）の抜粋であるため、入札公告例や技術提案作成要領例は、別途参照されたい。

５－（３）　企業チャレンジモデル工事実施要領

１．目的

地域における公共工事の担い手を育成・確保するため、県発注工事での直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図る必要がある。

本要領は、受注件数を評価することにより、県発注工事で直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図り、各地域における公共工事の担い手の育成・確保することを目的とする「企業チャレンジモデル工事」（以下、「モデル工事」という。）の事務の流れや留意事項等を定めたものである。

２．概要

当該工事発注年度中に入札者が受注した工事件数が少ない場合に、総合評価落札方式において加点を行う。

３．対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、下記の工事を候補工事とし、各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、（１）（２）それぞれ約２割ずつの工事を対象工事として無作為に抽出する。

（１）　予定価格（税抜き）3,000 万円以上 5,000 万円未満の総合評価落札方式（特別簡易型）の対象となる土木一式工事（PC 上部工事、海上工事、「地域防災力強化モデル工事」及び「若者・女性活躍推進モデル工事」の対象工事は除く。）

（２）　予定価格（税抜き）1,500 万円以上 3,000 万円未満の土木一式工事（PC 上部工事及び海上工事を除く。）

ただし、公告日及び契約日が同一年度となる工事に限る。

４．総合評価落札方式による評価方法

上記２．に規定する総合評価落札方式の評価方法について、予定価格（税抜き）3,000 万円以上 5,000 万円未満の工事の場合は「総合評価方式（企業チャレンジモデル工事）落札者決定基準（案）」（別記第１号様式）、予定価格（税抜き）1,500 万円以上 3,000 万円未満の工事の場合は「総合評価方式（企業チャレンジモデル工事（B ランク））落札者決定基準（案）」（別記第２号様式）により行うものとする。

評価内容「受注工事件数」については、当該工事の発注年度の４月１日から、当該工事の入札公告日の前日までに契約した県発注（知事部局又は教育委員会所管事業で県土整備部工事成績評定要領又は県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領により評定を行う工事）の土木一式工事の受注件数を評価する。

ただし、受注工事については、災害に伴い緊急に行う工事で、競争入札により請負契約を締結していない工事及び単価契約工事は対象外とする。

共同企業体での受注工事は代表幹事を含め、すべての構成員に対して１件の受注件数として取り扱う。

複数の工事の入札を１つにまとめて執行する合冊工事において受注した工事は１件の受注件数として取り扱う。

５．実施の流れ

【手順１】A ランクの場合

１）各候補工事を起案（起工）した時点で、各工事に通し番号を付し、建設部内で候補工事についての「企業チャレンジ（A ランク）候補工事表」を掲示の方法により公表。

２）各候補工事について、「客観的な数値※」を用い適用工事を選定する。

ただし、適用率を約２割にするために下記のとおり取り扱うものとする。

（１）通し番号１を適用工事に選定した場合には、次の２、３，４，５は通し番号を付すが、選定はしない。次の選定は、通し番号６から同様に繰り返す。

（２）通し番号１、２、３及び４が適用工事に選定されなかった場合は、次の５番を選定する。
３）通し番号は各年度で付すものとする。

※「客観的な数値」

・候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字を下記表に当てはめ適用工事を選定する。

入札書提出日時の「秒」の末尾の数字	０又は５	１又は６	２又は７	３又は８	４又は９
工事に付した通し番号	１ ６	２ ７	３ ・・・	４ ・・・	５ ・・・

４）候補工事の公表

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、３）により選定した工事は、２）によりあらかじめ掲示した「企業チャレンジ（A ランク）候補工事表」にモデル工事に選定されたことを示す印を付けるなどの明示により、速やかに公表するものとする。なお、公表する期間は各年度末までとする。

・モデル工事適用工事に選定された場合

企業チャレンジ（A ランク）候補工事表　　年　月　日

通し番号	年度	工事番号	工　事　名	工事場所	選定
２	７	◇◇第□号-2	●●川 河川修繕工事	▼▼町 ◆◆地内	C

・モデル工事適用工事に選定されなかった場合

企業チャレンジ（A ランク）候補工事表　　年　月　日

通し番号	年度	工事番号	工　事　名	工事場所	選定
３	７	△△第〇号-3	□□線 道路修繕工事	※※町 ▽▽地内	―

【手順２】B ランクの場合

１）各候補工事を起案（起工）した時点で、各工事に通し番号を付し、建設部内で候補工事についての「総合評価（B ランク）候補工事表」を掲示の方法により公表。

２）各候補工事について、「客観的な数値※」を用い適用工事を選定する。

ただし、適用率を特別簡易、モデル工事それぞれ約 2 割ずつにするために下記のとおり取り扱うものとする。

（１）　通し番号１をモデル工事に選定した場合には、次の２、３，４，５は通し番号を付すが、モデル工事に選定はしない。特別簡易型の選定は引き続き行い、通し番号２を特別簡易型に選定した場合

には、次の３，４，５は通し番号を付すが、特別簡易型にも選定しない。次の選定は、通し番号６から同様に繰り返す。

（２） 通し番号１、２及び３がモデル工事又は特別簡易型のいずれにも選定されなかった場合は、次の４、５を「客観的な数値」によりどちらかの形式の総合評価に選定する。
なお、選定を行わない工事は公表しない。

３）通し番号は各年度で付すものとする

※「客観的な数値」

・候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字を下記表に当てはめ適用工事を選定する。

入札書提出日時の「秒」の末尾の数字	特別簡易チャレンジ	０又は５ ４又は９	１又は６ ０又は５	２又は７ １又は６	３又は８ ２又は７	４又は９ ３又は８
工事に付した通し番号		１ ６	２ ７	３ ・・・	４ ・・・	５ ・・・

・通し番号１，２及び３がモデル工事又は特別簡易型のいずれにも選定されなかった場合は、通し番号４について、候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字が、奇数の場合は特別簡易、偶数の場合はモデル工事とし、通し番号５は選定されなかった形式とする。

４）候補工事の公表

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、３）により選定した工事は、２）によりあらかじめ掲示した「総合評価（B ランク）候補工事表」に特別簡易型若しくはモデル工事に選定されたことを示す印を付けるなどの明示により、速やかに公表するものとする。なお、公表する期間は各年度末までとする。

・特別簡易型適用工事に選定された場合

総合評価（B ランク）候補工事表　　年　月　日

通し番号	年度	工事番号	工　事　名	工事場所	選定
1	7	○○第▲号-2	◎◎線 道路改良工事	■■町 ★★地内	◯

・モデル工事適用工事に選定された場合

総合評価（B ランク）候補工事表　　年　月　日

通し番号	年度	工事番号	工　事　名	工事場所	選定
2	7	◇◇第□号-2	●●川 河川修繕工事	▼▼町 ◆◆地内	C

・総合評価適用工事に選定されなかった場合

総合評価（B ランク）候補工事表　　年　月　日

通し番号	年度	工事番号	工　事　名	工事場所	選定
３	7	△△第〇号-3	□□線 道路修繕工事	※※町 ▽▽地内	―

６．地域要件

モデル工事で発注する工事における地域要件は各建設部及び海南工事事務所の９ブロックとする。

７．その他

本要領に記載のない事項については「総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】」に従うものとする。

附　則

この要領は、令和７年６月１日から適用する。

企業チャレンジ（Aランク）※選定イメージ図

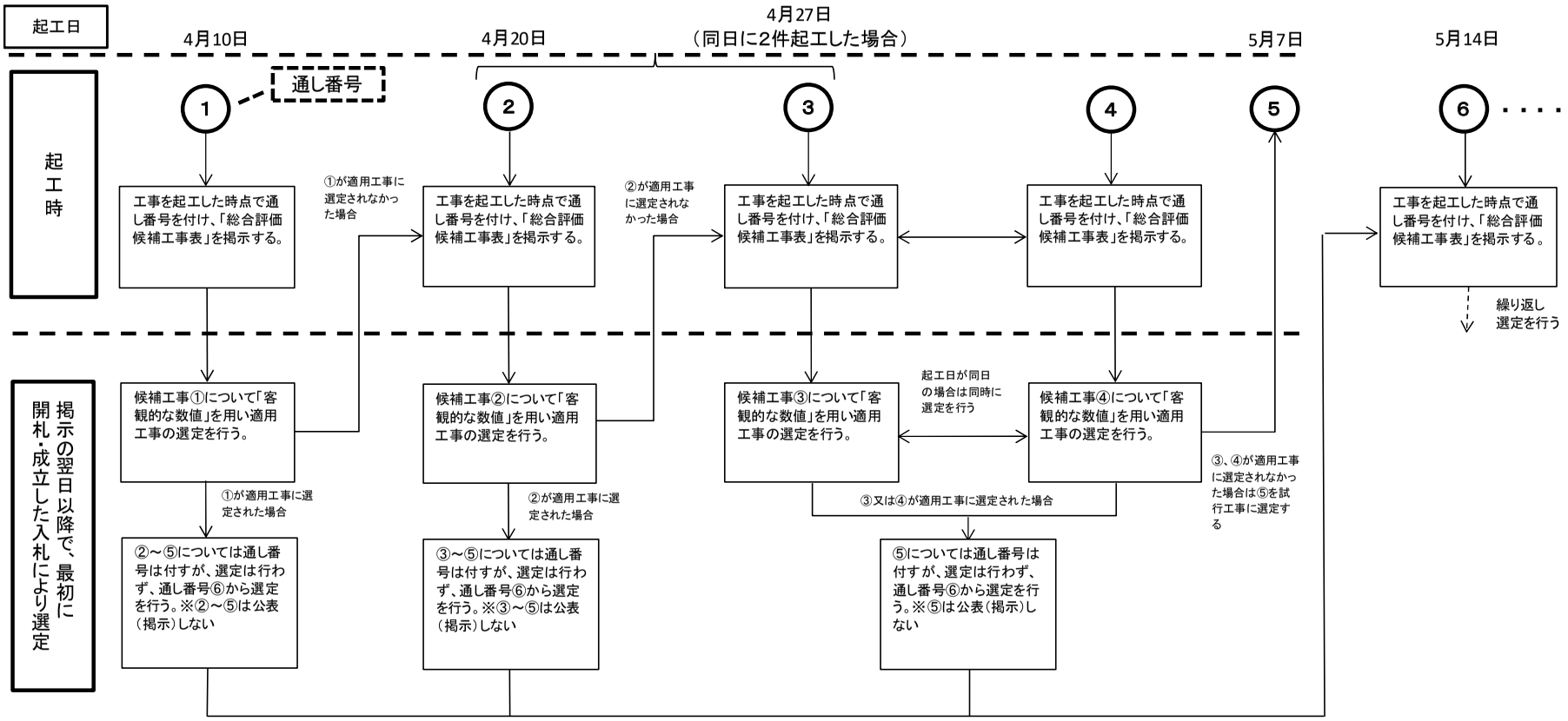

Bランク※選定イメージ図

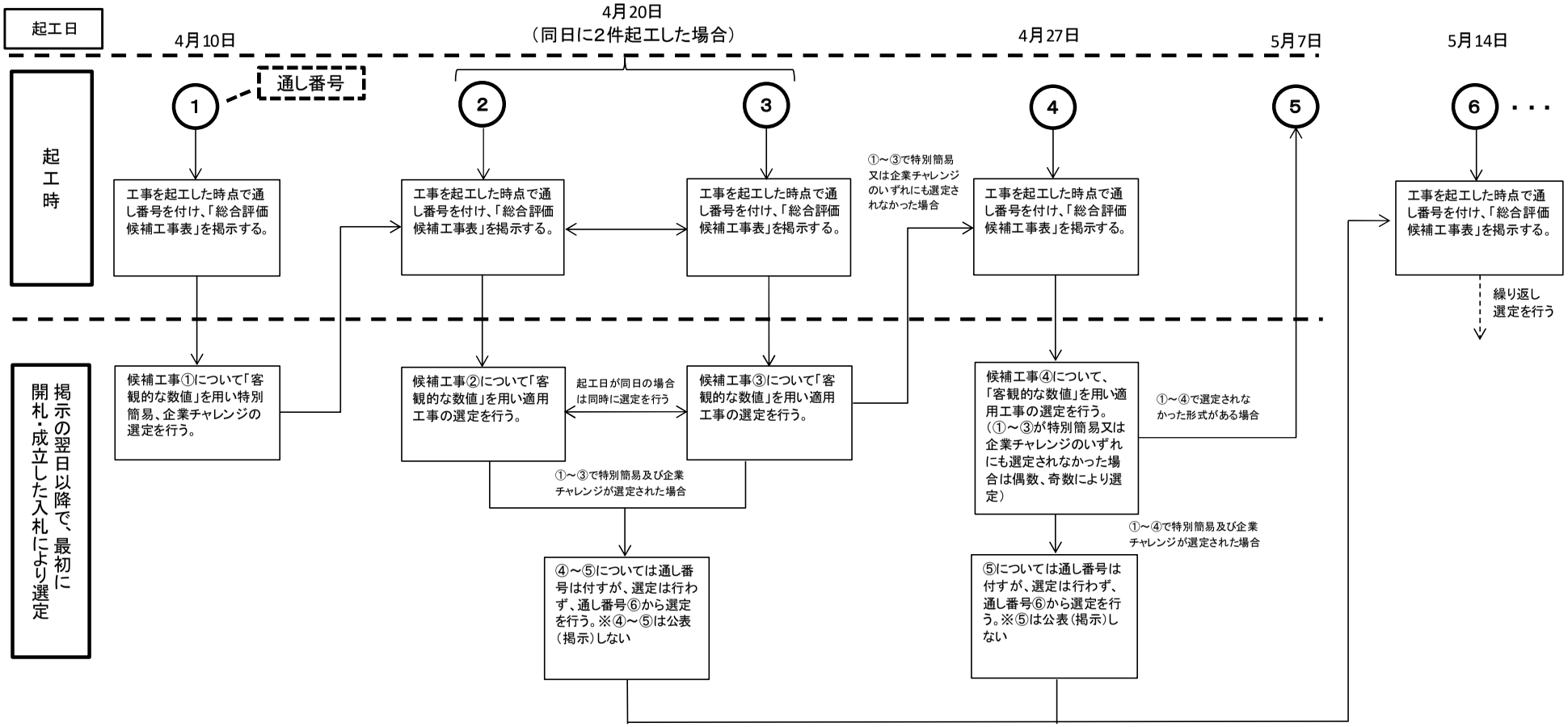

別記１号様式　　予定価格（税抜き）3,000 万円以上 5,000 万円未満のモデル工事に適用

別紙－１

総合評価方式（企業チャレンジモデル工事） 落札者決定基準（案）

県土整備部（振興局建設部）名：　　課（建設部）

工　事　名	
工 事 場 所	
予 定 価 格	
工 事 概 要	
各評価項目の選定理由	公共工事の担い手を育成及び確保するため、県発注工事で直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図る評価項目を選定した。

	評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考
価格以外の評価点	配置予定技術者の能力	(1)主任（監理）技術者の保有する資格		①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	／1.0	※技術士は、建設部門又は総合技術監理部門（建設）に対して評価する。
				②2級土木施工管理技士（土木）	0.5		
				③上記以外	0.0		
		(2)継続教育（CPD）の取り組み状況		①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	／1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。
				②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5		
				③なし	0.0		
		小　計				／2.0	
	地域貢献	(1)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	／1.0	
				②なし	0.0		
		(2)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	／1.0	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
				同　2件以上5件未満	0.5		
				②過去１年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が　１件以上あり	1.0		
				③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル　製品を１品目全数使用を提案	1.0		
				④上記①②③以外	0.0		
			県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	／0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
				⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1		
				⑦上記⑤⑥以外	0.0		
		小　計				／2.0(2.1)	
	担い手確保	(1)受注工事件数		①受注工事件数0件	1.0	／1.0	※受注工事件数は当該年度の4月1日から、当該工事の入札公告日の前日までに契約された、県発注の土木一式工事の受注件数とする。 ※単価契約工事、災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事は対象外とする。
				②受注工事件数1件	0.5		
				③受注工事件数2件以上	0.0		
		小　計				／1.0	
	合　計					／5.0(5.1)	

標準点（基礎点）	100点	
加　算　点	換算は行わない	
技 術 評 価 点	標準点(基礎点)＋加算点	
評　価　値	（技術評価点／入札価格(千円)）×10^5	

※ ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。

・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。
1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は“①あり”とし、加点評価する。
・入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者
・入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者
2)入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は“②なし”とし、評価しない。
・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者
・土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者

別記２号様式　予定価格（税抜き）1,500 万円以上 3,000 万円未満のモデル工事に適用

別紙－１

総合評価方式（企業チャレンジモデル工事(Bランク)）落札者決定基準（案）

県土整備部（振興局建設部）名：　　課（建設部）

工事名	
工事場所	
予定価格	
工事概要	
各評価項目の選定理由	公共工事の担い手を育成及び確保するため、県発注工事で直近の受注実績がない業者等の受注機会の拡大を図る評価項目を選定した。

	評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考
価格以外の評価点	配置予定技術者の能力	(1)主任（監理）技術者の保有する資格		①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	／1.0	※技術士は、建設部門又は総合技術監理部門（建設）に対して評価する。
				②2級土木施工管理技士（土木）	0.5		
				③上記以外	0.0		
		(2)継続教育（CPD）の取り組み状況		①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	／1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。
				②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5		
				③なし	0.0		
		小　計				／2.0	
	地域貢献	(1)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	／1.0	
				②なし	0.0		
		(2)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①過去３年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が５件以上あり	1.0	／1.0	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
				同　２件以上５件未満	0.5		
				②過去１年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が１件以上あり	1.0		
				③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を１品目全数使用を提案	1.0		
				④上記①②③以外	0.0		
			県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	／0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去３年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
				⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1		
				⑦上記⑤⑥以外	0.0		
		小　計				／2.0(2.1)	
	担い手確保	(1)受注工事件数		①受注工事件数0件	1.0	／1.0	※受注工事件数は当該年度の4月1日から、当該工事の入札公告日の前日までに契約された、県発注の土木一式工事の受注件数とする。 ※単価契約工事、災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事は対象外とする。
				②受注工事件数1件	0.5		
				③受注工事件数2件以上	0.0		
		小　計				／1.0	
	合　計					／5.0(5.1)	

標準点（基礎点）	100点	
加　算　点	換算は行わない	
技術評価点	標準点(基礎点)＋加算点	
評　価　値	（技術評価点／入札価格(千円)）×10^5	

※

・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。

・書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価落札方式（予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の総合評価落札方式を除く。）により発注された他の県発注工事の主任（監理）技術者となっている場合※1は、配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。（減点評価のみ実施する。）

※1 引渡しが完了していない場合とする

・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。

1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は“①あり”とし、加点評価する。

・入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者

・入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者

2)入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は”②なし”とし、評価しない。

・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者

・土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者

５－（４）　地域防災力強化モデル工事実施要領

１．目的

災害時において建設機械は迅速な対応に必要不可欠であり、県と大規模災害協定を締結している建設機械を保有する建設業者が、地域の守り手として防災力を強化し、維持されることが品確法の理念や地域防災への備えの観点においても重要である。

本要領は、災害発生時に迅速に対応できる建設業者の維持を図るため、建設機械の保有および運転者の雇用状況を評価し、地域の防災力を強化することを目的とした「地域防災力強化モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）の事務の流れや留意事項等を定めたものである。

２．概要

建設機械の保有及び運転者の雇用が確認できる場合に、総合評価落札方式において加点を行う。

３．対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、下記条件を満たす工事で、発注機関が指定した工事。

（１）　予定価格（税抜き）3,000 万円以上 5,000 万円未満の総合評価落札方式（特別簡易型）の対象となる土木一式工事のうち、土工事が主となる工事等、専門的な工種を含まない工事

４．総合評価落札方式による評価方法

上記２.に規定する総合評価落札方式の評価方法については、「総合評価方式（地域防災力強化モデル工事）落札者決定基準（案）」（別記第１号様式）により行うものとする。

評価項目「担い手確保」については、「建設機械の保有及び運転者の雇用状況」を評価する。ただし「大規模災害時の協定締結」で加点がない場合は 0 点とする。

加点対象となる建設機械はバックホウ 0.11m3 以上、ホイールローダ 0.34m3 以上とし、入札書提出日時点で県内に配備している自社所有若しくは入札書提出日から 1 年以上の契約期間が確認できる長期リース契約に限る。

建設機械は稼働できる良好な状態かつ、法的手続きを済ませた機械であることとする。

運転者は対象となる建設機械を運転する資格を保有するものとし、技術提案提出時点で入札参加者と雇用関係を有するものとする。

運転者は対象となる建設機械に対応する組み合わせとし、他の建設機械（同種の建設機械を含む）と重複して計上できないこととする。

添付書類として、規格、保有状況及び稼働状況を確認できる資料（償却資産（固定資産）申告書・種類別明細書（市町村受付印のあるもの）の写し、車検証の写し（ホイールローダの場合）、カタログ等の仕様（規格）を確認できる資料の写し、定期（特定）自主検査記録表の写し、リース契約の写し（リース保有の場合）等）を提出すること。また、運転者については、運転免許証、資格証又は修了証等の写し及び雇用が確認できる資料（「監理技術者資格証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書のいずれか又はこれらに準ずる書類」及び「賃金台帳又は所得税源泉徴収簿」等の写し）を提出すること。

５．その他

本要領に記載のない事項については「総合評価落札方式にかかる事務手引き【建設工事】」に従うものとする。

附　則

この要領は、令和７年６月１日から適用する。

別記様式第１号

別紙－１

総合評価方式（地域防災力強化モデル工事） 落札者決定基準（案）

県土整備部（振興局建設部）名：　　課（建設部）

工事名	
工事場所	
予定価格	
工事概要	
各評価項目の選定理由	建設業者が災害発生時に迅速に活動できるよう、防災力の強化及び維持を図るため、建設機械の保有及び運転者の雇用状況を評価項目に選定した。

	評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考
価格以外の評価点	配置予定技術者の能力	(1)過去４年間の工事成績の平均値		①７５点以上	1.0	／1.0	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が１，５００万円以上の工事を対象とする。 ※主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が１，５００万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、６５点とする。
				②５５点以上７５点未満 1.0×（工事成績の平均値−65.0）／10.0	1.0 ～ −1.0		
				③５５点未満	−1.0		
		(2)主任（監理）技術者の保有する資格		①１級土木施工管理技士または技術士	1.0	／1.0	※技術士は、○○部門又は総合技術監理部門（○○）に対して評価する。
				②２級土木施工管理技士（○○）	0.5		
				③上記以外	0.0		
		(4)継続教育（CPD）の取り組み状況		①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	／1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。
				②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5		
				③なし	0.0		
		小　計				／3.0	
	地域貢献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	／1.0	【予定価格（税抜き）5,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。 【県外業者が入札参加可能な工事の場合】 「工事箇所と同一の市町村内」を「県内」とする。
				②上記以外	0.0		
		(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	／1.0	
				②なし	0.0		
			県産品・リサイクル製品	①過去３年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が５件以上あり	1.0	／1.0	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
				①同　２件以上５件未満	0.5		
				②過去１年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が１件以上あり	1.0		
				③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を１品目全数使用を提案	1.0		
				④上記①②③以外	0.0		
			県内開発建設技術	③過去３年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	／0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
				④「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1		
				⑤上記③④以外	0.0		
		小　計				／3.0(3.1)	
	担い手確保	（1）建設機械の保有及び運転者の雇用状況		①建設機械の保有及び運転者の雇用が4台・人以上	1.0	／1.0	※大規模災害時の協定締結をしていない場合は0点とする。 ※対象となる建設機械はバックホウ0.11m3以上、ホイールローダ0.34m3以上とする。 ※対象となる建設機械は自社保有若しくは入札書提出日から1年以上の契約期間が確認できる長期リース契約に限る。 ※運転者は、対象となる建設機械を運転する資格を保有するものとし、技術提案提出時点で応札者と雇用関係を有するものとする。 ※運転者は対象となる建設機械に対応する組み合わせとし、他の建設機械（同種の建設機械を含む）と兼務して計上できないこととする。
				②建設機械の保有及び運転者の雇用が3台・人	0.8		
				③建設機械の保有及び運転者の雇用が2台・人	0.6		
				④建設機械の保有及び運転者の雇用が1台・人	0..4		
				⑤上記①②③④以外	0.0		
		小　計				／1.0	
	合　計					／7.0(7.1)	

標準点（基礎点）	100点	
加　算　点	換算は行わない	
技術評価点	標準点(基礎点)＋加算点	
評　価　値	（技術評価点／入札価格(千円)）×10^5	

※
- 評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。
- 過去４年間の工事成績の平均値は、小数第１位を切り捨て整数止めとする。

- 本店の有無で、本店とは主たる営業所（建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。）をいう。

- 「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。
  1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は"①あり"とし、加点評価する。
  - 入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者
  - 入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者

  2)入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は"②なし"とし、評価しない。
  - 「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者
  - 土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者

５－（５）　若者・女性活躍推進モデル工事実施要領

１．目的

将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界において若手・女性技術者や技能者を育成・確保していくことが必要である。

本要領は、受注者が４０歳以下の若者（以下、「若者」という。）や女性を積極的に現場に配置し、建設業の魅力を発信することにより、建設業に従事する若手・女性技術者や技能者の育成及び建設業への入職の促進を目的とする「若者・女性活躍推進モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）の事務の流れや留意事項等を定めたものである。

２．概要

若者又は女性を、主任（監理）技術者、監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という。）又は現場代理人に配置する場合や現場作業に従事する作業員（以下、「作業員」という。）に配置する場合に、総合評価落札方式において加点を行う。

また、モデル工事においては、下記３項目の実施を必須とする。

（１）　完全週休２日工事の実施（港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休２日」の実施）

（２）　快適トイレの設置

（３）　現場職業体験会の開催

３．対象工事

和歌山県県土整備部が発注する建設工事のうち、下記条件を満たす工事で、発注機関が指定した工事。ただし、災害復旧工事等緊急を要する工事は除く。

（１）　総合評価落札方式（特別簡易型）の対象となる土木一式工事

（２）　現場職業体験会を実施するための十分なスペースを確保できる工事

４．総合評価落札方式による評価方法

（１）　上記２．に規定する総合評価落札方式の評価方法については、「総合評価方式（若者・女性活躍推進モデル工事）落札者決定基準（案）」（別記第１号様式）により行うものとする。

（２）　評価項目「担い手確保」については、技術提案提出時点で応札者と雇用関係を有する若者又は女性を評価の対象とする。

ただし、監理技術者等及び現場代理人は工事完成までの全期間、作業員は従事作業にかかる全ての稼働日に配置することを加点の条件とする。

５．実施の流れ

【発注時】

（１）　発注者は、特記仕様書（別紙１）により本要領の対象工事であることを明示する。

（２）　発注者は、「総合評価方式（若者・女性活躍推進モデル工事）落札者決定基準（案）」において落札者を決定する工事であることを公告に記載するとともに、技術提案作成要領（別紙２）を入札公告に添付する。

【工事の契約後から竣工まで】

（３）　受注者は、以下の６．から８．に規定する「週休２日工事の実施」、「快適トイレの設置」及び「現場職業体験会の開催」を実施する。

（４）　受注者は、作業員の現場従事状況を工事日報等により監督員に提出する。（作業員を加点評価された場合に限る。）

６．週休２日工事の実施

（１）　用語の定義

週休２日工事実施要領３．の規定に基づく。

（２）　実施の流れ

週休２日工事実施要領５．の規定に基づく。

（３）　必要な費用の計上

週休２日工事実施要領６．の規定に基づく。

（４）　工事成績評定

週休２日工事実施要領７．の規定に基づく。

（５）　週休２日の確認および評価方法

週休２日工事実施要領８．の規定に基づく。

（６）　週休２日工事実施の掲示

週休２日工事実施要領９．の規定に基づく。

７．快適トイレの設置

（１）　快適トイレの仕様

快適トイレを設置する試行工事実施要領（以下、「快適トイレ実施要領」という。）３．の規定に基づく。

（２）　実施の流れ

【発注時】

① 発注者は、快適トイレに要する費用として、快適トイレ実施要領５．に規定されている男女別で１基ずつ計２基の上限額に工期の月数を乗じた額を共通仮設費の営繕費に積み上げ計上し、計上方法を特記仕様書に明示する。

【工事の契約後から竣工まで】

② 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員に提出する。また、 設置前に「快適トイレチェックシート」（快適トイレ実施要領様式－１）に必要事項を記入し、パンフレット等の資料とともに、監督員に提出する。

③ 監督員は、設置前に提出された資料を基に、「快適トイレチェックシート」のチェックを行う。

④ 監督員は、設置された快適トイレを現場又は机上にて「快適トイレチェックシート」によりチェックを行う。

⑤ 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、速やかに見積りを監督員に提出する。

⑥ 監督員は、提出された見積りを基に、快適トイレ設置に要する費用を変更する。（積算方法は、快適トイレ実施要領５．の規定に基づく。）

⑦ 監督員は、「快適トイレチェックシート」を設計書に綴って保管する。

（３）　配慮事項

快適トイレ実施要領６．の規定に基づく。

８．現場職業体験会の開催

（１）　現場職業体験会の開催の目的

現場職業体験会の開催は、受注者が県内の学校に通う学生及びその保護者等を対象とした現場職業体験会を開催し、若者や女性の建設業への入職を促進することを目的とする。

（２）　実施の流れ

【発注時】

① 発注者は、現場職業体験会の開催にかかる費用は、変更協議の対象とすることを特記仕様書に明示する。

【工事の契約後から竣工まで】

② 受注者は、現場職業体験会の開催方法を施工計画書に記載し、監督員に提出する。

③ 受注者は、現場職業体験会の開催に要した費用が確定したときは 、速やかに見積りを監督員に提出する。

④ 監督員は、提出された見積りを基に、現場職業体験会の開催に要した費用を現場環境改善費に計上する。

（３） その他

原則、現場において職業体験会を実施することとするが、参加者から申し出を受け、発注者が適当と認めた場合に限り、受注者と監督員で協議を行い、Ｗｅｂ形式や建設業の魅力発信に関する動画を作成し配布する等の形式に変更することができる。

９．評価内容の担保等

配置予定者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

担い手確保の項目において加点評価された場合の技術提案不履行時におけるペナルティは、工事成績の減点を行うこととする。減点は、法令遵守等違反の５．文書注意の－８点を採用する。なお、作業員の現場従事日数について、提案時の予定日数を下回った場合でも受注者の責によらないときは減点しないこととする。

監督員が再三指摘したにもかかわらず、「完全週休２日（土日）」（港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休２日」）（※現場条件等により取り組みを行うことが困難な場合においては「月単位の週休２日」（港湾事業及び漁港事業は「通期の週休２日」））に取り組む姿勢が明らかにみられなかった場合、現場条件等により快適トイレを設置しなかった場合又は現場職業体験会を開催しなかった場合については、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱別表第１第２項(4)イを適用することとする。

附　則

この要領は、令和３年７月１日から適用する。

この要領は、令和４年６月８日から適用する。

この要領は、令和６年７月１５日から適用する。

この要領は、令和７年６月１日から適用する。

この要領は、令和７年７月１５日以降に当初設計書を作成する工事から適用する。

別記第１号様式

別紙－１

総合評価方式（若者・女性活躍推進モデル工事）落札者決定基準（案）

【若者・女性活躍推進モデル工事に適用】

県土整備部（振興局建設部）名：　　○○振興局建設部

工　事　名	○○年度　○○　第○○号－○　　○○工事
工 事 場 所	○○地内
予 定 価 格	50,000,000　　円（税抜き）
工 事 概 要	延長　○○　m　幅員○．00m（○．00）m○○工　　○○m
各評価項目の選定理由	若者又は女性の活躍機会拡大を図るため、若者又は女性を監理技術者等又は現場代理人や作業員に配置した場合に加点評価となるよう選定した。

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考
価格以外の評価点	配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	／1.0	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
			②55点以上75点未満 1.0×（工事成績の平均値−65.0）／10.0	1.0 ～ −1.0		
			③55点未満	−1.0		
		(2)主任（監理）技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	／1.0	【予定価格（税抜き）1億円未満の工事に適用】 ※技術士は、○○部門又は総合技術監理部門（○○）に対して評価する。
			②2級土木施工管理技士(○○)	0.5		
			③上記以外	0.0		
		(2)主任（監理）技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士又は技術士（5年以上）	1.0	／1.0	【予定価格（税抜き）1億円以上の工事に適用】 ※資格取得後の経過年数を評価する。 ※技術士は、○○部門又は総合技術監理部門（○○）に対して評価する。 ※年数は「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。
			②1級土木施工管理技士又は技術士（5年未満）	0.5		
			③上記以外	0.0		
		(3)継続教育（CPD）の取り組み状況	①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	／1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。
			②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5		
			③なし	0.0		
		小　計			／3.0	
	地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	／1.0	【予定価格（税抜き）5,000万円以上の工事の場合】 「市町村内」を「建設部管内」とする。なお、海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。
			②上記以外	0.0		
		(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	／1.0	
			②なし	0.0		
		(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	／1.0	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
				同　2件以上5件未満	0.5		
				②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0		
				③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0		
				④上記①②③以外	0.0		
			県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	／0.1	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
				⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1		
				⑦上記⑤⑥以外	0.0		
		小　計			／3.0（3.1）	
	担い手確保	若者又は女性の活躍機会拡大	技術者、現場代理人	①監理技術者等に若者又は女性を配置	1.0	／1.0	※若者とは、技術提案提出時点で40歳以下を対象とする。 ※対象となる若者又は女性は技術提案提出時点で応札者と雇用関係を有すること。 ※監理技術者等とは、主任（監理）技術者、監理技術者補佐のこと。
				②現場代理人に若者又は女性を配置	0.7		
				③上記①②以外	0.0		
			作業員	①作業員に配置する若者又は女性の現場従事延べ日数が現場稼働日数の5割以上	0.3	／0.3	※若者とは、技術提案提出時点で40歳以下を対象とする。 ※対象となる若者又は女性は技術提案提出時点で応札者と雇用関係を有すること。 ※従事する作業内容にかかる全現場稼働日に配置すること。
				②作業員に若者又は女性を2名以上配置（現場従事延べ日数5割未満）	0.2		
				③作業員に若者又は女性を1名配置（現場従事延べ日数5割未満）	0.1		
				④上記①②③以外	0.0		
		小　計			／1.3	
	合　計				／7.3（7.4）	

標準点（基礎点）	100点	
加　算　点	換算は行わない	
技 術 評 価 点	標準点(基礎点)＋加算点	
評　価　値	（技術評価点／入札価格(千円)）×10^5	

※

・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。
・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。

・本店の有無で、本店とは主たる営業所（建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。）をいう。

・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。
1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は"①あり"とし、加点評価する。
・入札参加資格認定において土木工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者
・入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において土木工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者
2)入札参加資格認定において土木工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は"②なし"とし、評価しない。
・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者
・土木工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者

５－（６）　和歌山県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（以下「総合評価実施要綱」という。）第２条に規定する総合評価落札方式を実施するにあたり、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し評価する方式（以下「施工体制確認型総合評価落札方式」という。）に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　施工体制確認型総合評価落札方式は、総合評価落札方式で施行する工事のうち、事業を所管する課室がこれにより調達することが適当と判断した工事について実施するものとする。

（入札公告等）

第３条　発注機関の長は、施工体制確認型総合評価落札方式で工事を施行しようとするときは、総合評価実施要綱第５条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項等について公告又は通知をするものとする。

（１）施工体制確認型総合評価落札方式とすること。

（２）開札後に施工体制の確認を行うための聴取り調査を行うこと。

（３）前号の聴取り調査に必要な書類の提出を求めること。

（４）その他必要と認める事項

（評価基準）

第４条　施工体制確認型総合評価落札方式における評価基準は、総合評価実施要綱第８条に規定するもののほか、別表１「評価基準（施工体制確認型）」及び別表２「落札者決定基準案（施工体制確認型）」に定めるものとする。

（評価方法）

第５条　施工体制確認型総合評価落札方式とする場合における総合評価実施要綱第９条に規定する評価値については、工事の特性等により定めた標準点（基礎点）に加算点を加えた技術評価点に施工体制評価点を加えたもの（以下「評価点」という。）を入札価格で除した数値とする。

評価点 ＝ 技術評価点（標準点（基礎点）＋ 加算点）＋ 施工体制評価点

評価値 ＝ 評価点 ／ 入札価格

（聴取り調査の実施）

第６条　発注機関の長は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、どのように施工体制を構築し、それが設計図書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、開札後速やかに、聴取り調査を実施するものとする。

ただし、低入札調査基準価格以上の価格で入札した者については、聴取り調査を実施しないことができる。

２　発注機関の長は、聴取り調査を行おうとする者（以下「聴取対象者」という。）に対し、その日時および場所を連絡するとともに、第７条第１項の規定により追加書類等の提出を求めるものとする。

３　聴取り調査にあたって聴取対象者が参加させることができる者は、配置を予定している技術者および現場代理人を含む３名以内とする。

４　聴取対象者は、聴取り調査の際に、第７条第１項の規定により提出した追加書類等のうち添付資料に係る原本を持参し、発注機関の長からの求めに応じ、提示しなければならない。

５　聴取対象者は、聴取り調査にあたっては、第７条第１項の規定により提出された追加書類等に基づかない説明をすることができない。

（追加書類等）

第７条　聴取対象者は、発注機関の長が指定する日までに、次に掲げる追加書類および別紙に定める添付資料（以下「追加書類等」という。）を郵送又は持参の方法により、提出しなければならない。

なお、発注機関の長から特に指定がなかった場合は、追加書類等の提出を求められた日から起算して３日以内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第３９号）第１条に規定する県の休日、４月２９日から５月５日までの日、８月１３日から８月１６日までの日並びに１２月２９日から翌年の１月６日までの日を除く。）に追加書類等を提出するものとする。

（１）施工体制確認に係る聴取り調査のための追加書類等の提出について（別記１－１）
（２）下請予定業者等一覧表（様式第１号）
（３）機械リース元一覧（様式第２号）
（４）建設副産物等の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（様式第３号）
（５）品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式第４－１号）
（６）品質確保体制（品質管理計画書）（様式第４－２号）
（７）品質確保体制（出来形管理計画書）（様式第４－３号）
（８）安全衛生管理体制（安全衛生教育・点検計画等）（様式第５号）
（９）施工体制台帳（様式第６号）

【以下、低入札価格調査制度実施要領に定める様式】

（１）積算内訳書（様式３－１）
（２）配置予定技術者等名簿（様式４）
（３）資材購入先一覧（様式７）
（４）労務者の確保計画（様式９－１）
（５）工種別労務者配置計画（様式９－２）
（６）建設副産物の搬出地（様式１１）

２　聴取対象者は、前項で定める追加書類等を提出する期日までの間に限り、別記１－２により、追加書類等の提出を行わない旨を申し出ることができるものとする。この場合においては、当該申し出を行った聴取対象者は失格とする。

３　聴取対象者が、追加書類等の全部若しくは一部を提出しない場合（前号の規定による申し出を行っている場合を除く。）、提出した追加書類等に不備がある場合又は聴取り調査に応じない場合は、調査を実施することなく失格とする。

３　聴取対象者は、追加書類等を提出した後は、撤回、内容の修正又は再提出をすることができない。

４　追加書類等の作成等に要する費用は、聴取対象者の負担とする。

５　追加書類等の返却および公表は、原則として行わない。

（入札参加資格停止の措置）

第８条　聴取対象者が、追加書類等の全部若しくは一部を提出しない場合（第７条第２項の規定による申し出を行っている場合を除く。）、提出した追加書類等に不備がある場合又は聴取り調査に応じない場合は、当該聴取対象者に対し、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に定める別表第２第７項第９号又は第１０号に準じて入札参加資格停止の措置を講ずることがある。

（その他）

第９条　発注機関の長は、この要綱の執行に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて総合評価実施要綱で定める和歌山県建設工事等総合評価審査委員会において審議の上、対応するものとする。

附　則

この要綱は、令和６年６月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

「評価基準（施工体制確認型）」

【ＷＴＯ対象工事に適用（合計 30.0 点）】

評価項目	評価内容	配点	評価基準	得点
施工体制	施工体制確保の確実性	15.0	①：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0
			②：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0
			③：その他	0.0
	品質確保の実効性	15.0	①：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0
			②：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0
			③：その他	0.0
	合　　計	30.0		

なお、審査方法の概要は以下のとおりであり、別紙「確認内容について」を参照すること

（１）施工体制確保の確実性

・入札価格の範囲内において、どのように施工体制づくりを行い、それが設計図書等に記載された要求要件の実現に係る履行の確実性の向上につながるかについて審査する。

・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合（入札における工事費内訳書において低入札価格調査制度実施要領に定める特別重点調査に該当する費用があるなど）に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点（別表１中の②）する。

・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について設計図書等に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点（別表１中の②）する。

【審査項目】

① 下請会社、担当工種、積算内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（下請予定業者等一覧表（様式第１号）、施工体制台帳（様式第６号））

② 施工を行うための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（資材購入先一覧（様式７）、機械リース元一覧（様式第２号）、労務者の確保計画（様式９―１）、工種別労務者配置計画（様式９－２））

③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（配置予定技術者等名簿（様式４））

（２）品質確保の実効性

・入札価格の範囲内において、どのように品質確保のための体制づくりを行い、それが設計図書等に記載された要求要件の実現に係る履行の確実性の向上につながるかについて審査する。

・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合（入札価格の積算内訳において低入札価格調査制度実施要領に定める特別重点調査に該当する費用があるなど）に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点（別表１中の②）する。

・入札参加者の入札価格が低入札調査基準価格を下回るときは、品質確保について設計図書等に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その

程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点（別表１中の②）する。

【審査項目】

① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令順守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（建設副産物の搬出地（様式１１）、建設副産物等の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（様式第３号））

② 安全確保の体制が構築されると認められるか（安全衛生管理体制（様式第５号））

③ その他の品質確保のための体制が構築されると認められるか（品質確保体制（様式第４－１号、様式第４－２号、様式第４－３号））

「評価基準（施工体制確認型）」

【標準型総合評価落札方式に適用（合計 15.0 点）】

評価項目	評価内容	配点	評価基準	得点
施工体制	施工体制確保の確実性	7.5	①：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	7.5
			②：工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	2.5
			③：その他	0.0
	品質確保の実効性	7.5	①：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	7.5
			②：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	2.5
			③：その他	0.0
	合　　計	15.0		

なお、審査方法の概要は「評価基準（施工体制確認型）」【ＷＴＯ対象工事に適用（合計 30.0 点）】と同様とする。

別表２（第４条関係）
「落札者決定基準案（施工体制確認型）」

WTO対象工事に適用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
具体的な技術提案	（ア）	評価内容に対して最大３提案とし、３提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 ＊１提案毎に「着目点に優提案5点」、「着目点に良提案2.5点」とし、３提案合計で最大15点満点	0～15	15.0	
	（イ）	評価内容に対して最大３提案とし、３提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 ＊１提案毎に「着目点に優提案5点」、「着目点に良提案2.5点」とし、３提案合計で最大15点満点	0～15	15.0	
	（ウ）	評価内容に対して最大３提案とし、３提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 ＊１提案毎に「着目点に優提案4点」、「着目点に良提案2点」とし、３提案合計で最大12点満点	0～12	12.0	
	（エ）	評価内容に対して最大２提案とし、２提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価する。 ＊１提案毎に「着目点に優提案4点」、「着目点に良提案2点」とし、２提案合計で最大12点満点	0～8	8.0	
合　　計				50.0	

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	15.0	15.0	
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	5.0		
		その他	0.0		
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	15.0	15.0	
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	5.0		
		その他	0.0		
合　　計				30.0	

「落札者決定基準案（施工体制確認型）」

標準型（県外企業参入工事）に適用

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考	
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目　等		提案の内容により評価 *最大5提案で、1項目あたり（優：3.0、良：1.5、標準:0.0）で評価	0～15	15.0	必須	
企業の施工能力	(1)過去2年間の同業種工事の工事成績の平均値		①80点以上	2.0	2.0	必須	※同業種は○○工事業(例：土木工事業)とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。 注意：対象は県発注工事のみ
			②70点以上80点未満 2.0×（工事成績の平均値−70.0）/10.0	2.0～0.0			
			③65点以上70点未満	0.0			
			④65点未満55点以上 1.0×（工事成績の平均値−65.0）/10.0	0.0～−1.0			
			⑤55点未満	−1.0			
	(2)県内での同種工事の優良施工実績		①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり（工事成績80点以上）	1.0	1.0	必須	※同種工事は○○による○○工事（具体的な工種名称を明示（例：NATMによるトンネル工事））とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は70点未満のものは評価の対象としない（0点とする）。
			②同上（工事成績70点以上80点未満）	0.5			
			③上記以外	0.0			
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の同業種工事の工事成績の平均値		①80点以上	2.0	2.0	必須	※同業種は○○工事業(例：土木工事業)とする。 ※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
			②70点以上80点未満 2.0×（工事成績の平均値−70.0）/10.0	2.0～0.0			
			③65点以上70点未満	0.0			
			④65点未満55点以上 1.0×（工事成績の平均値−65.0）/10.0	0.0～−1.0			
			⑤55点未満	−1.0			
	(2)継続教育（CPD）の取り組み状況		①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。
			②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5			
			③なし	0.0			
地域貢献	(1)本店の有無		①和歌山県内に本店を有する	1.0	1.0	必須	
			②上記以外	0.0			
	(2)県内企業育成への取り組み		①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用
			②なし	0.0			
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			同　2件以上5件未満	0.5			
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0			
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0			
			④上記①②③以外	0.0			
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	0.1	（選択）	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
			⑦上記⑤⑥以外	0.0			
合　　計					24.1		

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須	
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5			
		その他	0.0			
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須	
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5			
		その他	0.0			
合　　計				15.0		

「落札者決定基準案（施工体制確認型）」

標準型（県内企業限定工事）に適用

評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考	
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目　等		提案の内容により評価	0～15	15.0	必須	
企業の施工能力	(1)過去2年間の同業種工事の工事成績の平均値		①80点以上	2.0	2.0	必須	※同業種は○○工事業(例:土木工事業)とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。 注意：対象は県発注工事のみ
			②70点以上80点未満 2.0×（工事成績の平均値−70.0）/10.0	2.0～0.0			
			③65点以上70点未満	0.0			
			④65点未満55点以上 1.0×（工事成績の平均値−65.0）/10.0	0.0～−1.0			
			⑤55点未満	−1.0			
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の同業種工事の工事成績の平均値		①80点以上	2.0	2.0	必須	※同業種は○○工事業(例:土木工事業)とする。 ※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注(管内事務所発注含む)の和歌山県内において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
			②70点以上80点未満 2.0×（工事成績の平均値−70.0）/10.0	2.0～0.0			
			③65点以上70点未満	0.0			
			④65点未満55点以上 1.0×（工事成績の平均値−65.0）/10.0	0.0～−1.0			
			⑤55点未満	−1.0			
	(2) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞 （旧：i−Construction大賞） ・近畿地方インフラDX大賞 （旧：近畿地方i−Construction大賞） 上記いずれかの受賞の有無		①あり	1.0	1.0	必須	・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i−Construction大賞）については、【○○】年度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞（旧：i−Construction大賞）については、入札書を提出した日までに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞（旧：i−Construction大賞）及び近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方i−Construction大賞）の評価については、受賞した工事に配置された技術者（主任（監理）技術者）の実績を評価する。（表彰種別は問わない。）
			②なし	0.0			
	(3)継続教育（CPD）の取り組み状況		①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※主任（監理）技術者と成り得る資格については、実務経験により主任技術者と成り得る場合（建設業法第7条第2号イ又はロに該当）を除く。
			②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5			
			③なし	0.0			
地域貢献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。
			②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用
			②なし	0.0			
	(3)企業育成への取り組み		①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用 ただし、橋梁上部工（鋼構造物）工事を除く
			②なし	0.0			
	(4)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
			同　2件以上5件未満	0.5			
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0			
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0			
			④上記①②③以外	0.0			
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1			
			⑦上記⑤⑥以外	0.0			
合　計					25.1		

・施工体制評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
施工体制	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須	
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5			
		その他	0.0			
	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約の内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合	7.5	7.5	必須	
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約の内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合	2.5			
		その他	0.0			
合　　計				15.0		

総合評価方式における評価結果の通知について

総合評価方式における評価結果については、落札決定後の入札経過書による公表内容に加えて、入札者から求めがあった場合には、当該入札者に対して評価結果を口頭で回答していました。

今般、国土交通省において総合評価方式における透明性の確保についての方針が出されたことに伴い、県においても技術提案（具体的な提案）の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知することとしました。

なお、平成22年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。

○通知する内容

【簡易型】 当該入札者が提出した「簡易な施工計画」において、評価された部分

【標準型】 当該入札者が提出した「具体の技術提案」において、評価された部分

簡易型、標準型の通知例

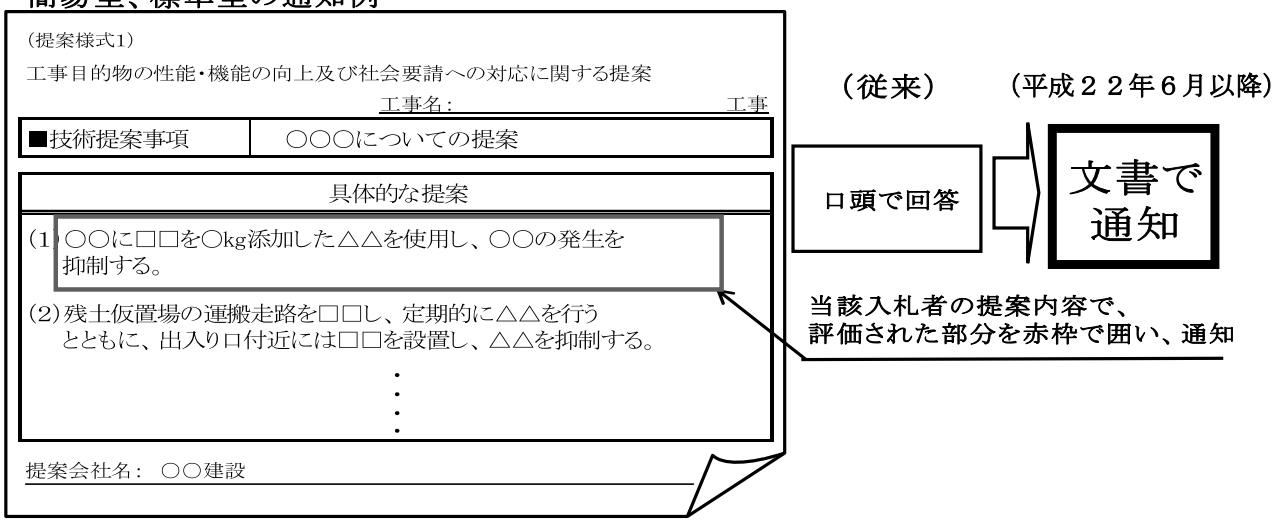

○従来どおり入札者から求めがあった場合、口頭で回答する内容

【特別簡易型】【簡易型】【標準型】 当該入札者の評価内容ごとの加算点

特別簡易型の回答例

評価項目	評価内容	加算点
配置予定技術者の能力	(1)過去４年間の工事成績の平均値	
	(2)主任（監理）技術者の保有する資格	
	(3)継続教育（CPD）の取り組み状況	
	小計	
地域貢献	(1)本店の有無	
	(2)大規模災害時の協定締結	
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	
	小計	
加算点計		

当該入札者の評価内容ごとの加算点を口頭で回答

６　低入札価格調査実施要領【建設工事】

１　目的

この要領は、和歌山県が発注する建設工事に係る入札において、一定の基準価格を下回った入札があった場合に、自動的に失格とする最低制限価格制度とは異なり、その入札価格で適正な工事の施工が可能かどうか等の調査を実施することにより、ダンピングの防止を図り、公共工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

２　調査の根拠法令等

調査の根拠とする法令等は次のとおりである。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の１０第１項「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。」

（２）施行令第１６７条の１３

「第１６７条の７から第１６７条の１０までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。」

（３）和歌山県財務規則第１０４条

「施行令第１６７条の１０第１項の規定に適合すると認めるときは、当該措置を必要とする理由を明らかにし、次順位者を落札者とするものとする。」

３　用語の定義

（１）この要領中「入札執行者」とは、入札の執行に関する事項についての専決をすることができる者のことをいう。

（２）この要領中「調査者」とは、発注機関の長（本庁で行った入札（以下「本庁入札」という。）の場合は、本庁の事業主管課長。ただし、公共建築課が発注する工事においては公共建築課長）が命じた者のことをいう。

（３）この要領中「調査基準価格」とは、施行令第１６７条の１０第１項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。

４　調査対象工事

原則として、次に掲げる工事を対象とする。

（１）「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）が１億円以上の工事

（２）予定価格（税抜き）が１億円未満の工事のうち、施行令第１６７条の１０の２の規定により落札者を決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）を適用する工事（第１６７条の１３により準用される場合を含む。）

５　調査基準価格の設定及び算定

施行令第１６７条の１０第１項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を設けるものとし、それはその者の申込みに係る価格が、契約ごとに定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

また、調査基準価格の算定は予定価格の算出の基礎となる仕様書、工事設計書等により入札執行者が算定する。

なお、契約ごとに定める割合の算定方法は次のとおりとする。

（１）次に掲げる額の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（予定価格の１００分の７５に満たない場合は１００分の７５とする。）に一定の範囲で無作為に発生させた係数（ランダム係数）を乗じた額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が１００分の７５に満たない場合にあっては１００分の７５とする。なお、鋼橋、電気通信、機械設備、営繕工事及び下水道工事のうち機械設備・電気設備工事については別紙算定基準（１）、（２）、（３）のとおりとする。

ア　前項第１号に規定する工事

（ア）　『直接工事費』に１００分の９７を乗じて得た額

（イ）　『共通仮設費』に１００分の９０を乗じて得た額

（ウ）　『現場管理費』に１００分の９０を乗じて得た額

（エ）　『一般管理費等』に１００分の６８を乗じて得た額

イ　前項第２号に規定する工事

（ア）　『直接工事費』に１００分の１００を乗じて得た額

（イ）　『共通仮設費』に１００分の９０を乗じて得た額

（ウ）　『現場管理費』に１００分の９０を乗じて得た額

（エ）　『一般管理費等』に１００分の６８を乗じて得た額

（２）特別な事情がある場合については、同項第１号に規定する算定方法によらないものとすることができる。

６　低入札価格調査

調査基準価格を下回った価格で応札した者（以下「低入札価格入札者」という。）に対し、低入札価格調査を実施するときは、第１４項に規定する調査様式及び添付資料により調査を実施するものとする。なお、予定価格を事前に公表する工事については、比較的工事規模が小さいため、品質等を落とさずに、コスト縮減する余地が少ないことから、第１４項に規定する調査様式に記載の添付資料の提出を求め、計上された費用についての根拠や過去の実績による合理性や現実性など、特に重点的に調査を実施するものとする。

７　特別重点調査

（１）第４項第１号に規定する工事のうち、予定価格を事前公表する工事を除き、施行令第１６７条の１０第１項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によって、その　者により当該契約内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められた場合、入札執行者は直ちに低入札価格入札者が入札時に提出した入札書及び工事費内訳書の金額を分析し、下表の上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た額に満たない者を、特別重点調査の対象者と決定する。特別重点調査の対象者について低入札価格調査（特別重点調査）を実施するときは、第１４項に規定する調査様式に記載の添付資料の提出を求め、計上された費用についての根拠や過去の実績による合理性や現実性など、特に重点的に調査を実施するものとする。

（２）営繕工事については、別紙算定基準（４）のとおりとする。

（３）特別な事情がある場合については、同項第１号及び第２号の算定方法によらないこととすることができる。

『直接工事費』	『共通仮設費』	『現場管理費』	『一般管理費等』
９５％	８０％	８０％	５０％

８　低入札価格調査の意向確認

予定価格を事前公表する工事については、原則、調査基準価格を下回った価格で応札した場合に、予め、低入札価格調査を受ける意向を低入札価格調査意向確認書（別記様式１）により確認をするものとする。

９　入札参加者への周知

（１）入札執行者は、次の事項を周知するものとする。

ア 低入札価格調査制度を採用すること。

イ 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。

ウ 低入札価格入札者は、総合評価における最高値の評価の者（以下「最高評価値入札者」という。）であっても、また総合評価落札方式でない入札においては最低の入札金額を提示した者（以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

エ 低入札価格入札者は、事後の調査（事情聴取）に協力すべきこと。

（２）入札執行者は、第８項に規定する低入札価格調査の意向を確認する案件（以下「意向確認設定案件」という。）の場合、次の事項についても周知に努めるものとする。

ア 意向確認設定案件であること。

イ 低入札価格調査を受ける意思がある低入札価格入札者は、入札書の提出時に低入札価格調査意向確認書を提出しなければならないこと。

ウ 入札参加者は自ら入札金額と調査基準価格を比較し、入札金額が調査基準価格を下回

った場合、かつ、低入札調査意向確認書を提出した場合は、第１４項に規定する調査様式を提出しなければならないこと。

エ 第１４項に規定する調査様式の提出期限

10　調査における留意点

（１）入札書における入札金額と工事費内訳書における工事価格計額は同額でなければならない。同額でない場合は失格とする。

（２）低入札価格入札者は、第１４項の各号に掲げる調査様式を提出しなければならない。調査様式の提出がなかった場合は、調査を実施することなく失格とする。

（３）調査様式の提出については、次に掲げるとおりとすること。

ア 意向確認設定案件

低入札価格調査意向確認書を提出した入札参加者は、開札後、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「電子入札システム」という。）（電子入札によらず紙媒体による入札書を使用して入札を行う工事については閲覧等）により公表される対象工事の入札経過書に記載される調査基準価格を自ら確認し、入札金額が調査基準価格を下回った場合には、入札経過書の公表日から起算して３日以内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第３９号）第１条に規定する県の休日、４月２９日から５月５日までの日及び８月１３日から８月１６日までの日（以下「休日条例第１条に規定する県の休日等」という。）を含まない。）に第１４項に規定する調査様式を提出しなければならない。

また、低入札価格入札者で、低入札価格調査意向確認書を提出しなかった低入札価格入札者は、調査を実施することなく失格とする。

イ 意向確認設定案件以外

調査様式の提出を求められた低入札価格入札者は、提出を求められた日から起算して５日以内（休日条例第１条に規定する県の休日等を含まない。）に提出しなければならない。

（４）低入札価格入札者は、提出する第１４項に規定する調査様式（「積算内訳書」（様式３－１））の各費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計）について、入札時に提出した工事費内訳書の各費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計）と同額としなければならない。同額でない場合は失格とする。

（５）低入札価格入札者との契約に係る契約保証金及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、通常の請負契約書の記載額（請負代金額の 10 分の１以上）と異なる（請負代金額の 10 分の３以上）。

なお、契約保証を受けられない場合は、契約はできない。

（６）工事発注者は、工事中、工事完了後、施工体制台帳の内容と実態について調査を行わなければならない。（特記仕様書においても明示、第１１項の規定による。）

（７）低入札価格入札者で契約者となった者は、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について２倍としなければならない。

ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の２倍以上である場合は対象外とする。（特記仕様書においても明示、第１１項の規定による）

（８）低入札価格入札者で契約者となった者は、低入札価格調査時の積算内訳書（第１４項第３号に規定する様式３－１）と工事完了後の実績を対比するため、調査表（第２０項第１号に規定する様式１３及び１３－１）を提出しなければならない。また、ヒアリングを実施する場合はこれに応じなければならない。（特記仕様書においても明示、第１１項の規定による。）

（９）低入札価格入札者で契約者となった者は、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等を調査するため、調査表（第２０項第２号に規定する様式１４）を提出しなければならない。また、調査者は、ヒアリングを実施しなければならない。

11　特記仕様書への明示

次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

（１）調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、施工体制台帳（契約書の写しも含む。）及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）の監督員への提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。

（２）調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の監督員への提出の際、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。

（３）調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、調査時と工事完了後の実績とを対比した書類を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは、受注者は応じなければならない。また、入札執行者が関係の下請負者の同席を求める場合は、受注者は応じなければならない。

（４）同項第１号から第３号の提出等の指示に違反し、施工体制台帳等及び施工計画書を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成１６年６月１５日制定）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。

（５）調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について２倍とすること。ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の２倍以上である場合は対象外とする。

12　入札の執行

（１）和歌山県が設置する電子入札システムにより入札を行う調査対象工事については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 意向確認設定案件

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、かつ、低入札価格入札者の中に低入札価格調査意向確認書を提出した者がいる場合には、入札執行者は、落札を保留し、すべての入札参加者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、調査基準価格を下回っているすべての入札者（以下「低入札価格提示者」という。）のうち最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

なお、調査様式の提出については、入札参加者が自ら判断して行うこととする。

イ 意向確認設定案件以外

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札を保留し、すべての入札参加者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、低入札価格提示者に対し第１４項に規定する調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

（２）調査対象工事が、電子入札によらず紙媒体による入札書を使用して入札を行う工事については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 意向確認設定案件

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、かつ、低入札価格入札者の中に低入札価格調査意向確認書を提出した者がいる場合には、入札執行者は、すべての入札参加者に対して保留する旨を宣言し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

なお、調査様式の提出については、入札参加者が自ら判断して行うこととする。

イ 意向確認設定案件以外

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、すべての入札参加者に対して保留する旨を宣言し、調査基準価格を下回っている低入札価格提示者に対し第１４項に規定する調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

（３）調査対象工事については開札から落札決定まで不測の日数を要する場合があることから、低入札価格調査に着手した日以降において当該工事の入札参加者から入札経過について問い合わせがあった場合は、その者の総合評価順位（総合評価落札方式でない入札においては入札金額順位）のみ回答するものとする。

13　調査の実施

調査者は、低価格で入札した理由等について、第１４項に規定する調査様式に基づき速やかに実施するとともに、以下の内容についても併せて実施するものとする。

（１） 経営内容・経営状況

（２） 信用状態

（３） その他必要な事項

14　調査様式

（１）「低入札価格調査報告書」（様式１）

（２）当該価格により入札した理由（「入札理由書」（様式２））

（３）入札金額の積算内訳

（「積算内訳書」（様式３－１））

（「下請予定内容報告書」（様式３－２））

（「共通仮設費（率分）内訳書」（様式３－３））

（「現場管理費内訳書」（様式３－４））
（「一般管理費内訳書」（様式３－５））
（「資材単価一覧表」（様式３－６））
（「機械損料・賃料一覧表」（様式３－７））
（「法定福利費に関する調書」（様式３－８））
（「据付間接費内訳表」（様式３－９））
（「設計技術費内訳表」（様式３－１０））

（４）技術者の配置予定（「配置予定技術者名簿」（様式４））
（５）手持ち工事の状況
（「対象工事現場付近」（様式５－１））
（「対象工事関連」（様式５－２））
（６）手持ち資材の状況（「手持ち資材の状況」（様式６））
（７）資材購入先及び購入先と入札者との関係（「資材購入先一覧」（様式７））
（８）手持ち機械数の状況（「手持ち機械数の状況」（様式８））
（９）労務者の具体的供給見通し
（「労務者の確保計画」（様式９－１））
（「工種別労務者配置計画」（様式９－２））
（１０）過去に施工した公共工事名及び発注者
（「過去に施工した公共工事名及び発注者」（様式１０））
（１１）建設副産物の搬出地（「建設副産物の搬出地」（様式１１））
（１２）健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下、「社会保険等」という。）への加入状況
（「社会保険等への加入状況」（様式１２））

15　調査後の落札者の決定

（１）調査の結果適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合の措置

入札執行者は、調査者が行った調査の結果、最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）の入札金額により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認めたときは、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。

（２）調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置

調査者は、調査の結果最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）が提示した入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、入札審査会（本庁入札以外の場合は、地方入札審査会）（以下「審査会」という。）に提出し、意見を求めなければならない。

16　審査会の意見に基づく落札者の決定等

（１）審査会の意見が、調査者の意見（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める意見）と同一であった場合は、入札執行者は最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込み

をした他の者のうち総合評価において最高値の評価の者（総合評価落札方式でない入札においては最低の価格をもって申込みをした者）（以下「次順位者」という。）を最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）として各入札実施要領による落札候補者の決定にかかる所定の手続きを行う。なお、次順位者が低入札価格入札者であった場合は、第１３項以降と同様の手続を行う。

（２）入札執行者は、審査会の意見が、調査者の意見（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める意見）と違う場合には、審査会の意見を尊重し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる者として、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。

17　契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

以下の場合、審査会は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）（次順位者同じ）を失格と判定し、入札執行者はその者に対し落札者に決定しないことを通知するものとする。

なお、判定基準については別紙判定基準のとおりとする。

（１）調査様式の提出がない場合
（２）調査に協力しない場合
（３）設計仕様等に適合しない場合
（４）積算内訳書算出根拠が適正でない場合
（５）建設副産物の処理が適正でない場合
（６）法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
（７）上記の他、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

18　調査結果の概要等の公表

調査結果の概要等については、落札決定後、速やかに公表するものとする。

19　再調査の実施

（１）調査者は、次の事項に該当する場合、再調査を実施するものとする。
　ア　下請業者の追加及び変更（２次下請以降は除く）
　イ　下請金額の増減（概ね２割以上）ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く
　ウ　施工方法の変更
　エ　その他発注者が必要と認める場合

（２）実施時期は、再調査を必要とする該当事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときとし、調査者は、遅滞なく実施するものとする。

（３）周知方法は、特記仕様書にて明示するものとし、別紙「低入札価格調査について」のとおりとする。

（４）再調査の結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合の措置は、建設工事請負契約書第４４条第１項第６号により契約を解除する。

（５）該当事項の事象が生じ、施工体制台帳等及び施工計画書が提出されない場合の措置は、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止措置要綱に基づき審査する。

20　低入札調査時の積算と工事完了後の実績等対比

（１）調査者は、工事完了後速やかに、受注者から工事完了後の実態について、調査票（様式１３及び様式１３－１）を提出させ、低入札価格調査時の積算内訳書と実態との対比する。なお、調査表の内容によっては、事情聴取を行うものとする。

（２）下請業者への適正な支払確認等の実施

調査者は、工事完了後速やかに、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等、受注者から様式１４「下請代金支払状況等調査表」を提出させ、受注者、下請負者の双方から、事情聴取を行うものとする。

なお、同項第１号及び第２号の事情聴取により、必要と考えられる者に対しては指導を行う。また、その指導の結果によっては、次の措置を行うとともに、技術調査課長あて通知する。

ア　口頭による厳重注意

イ　文書による厳重注意

ウ　悪質な場合は、その内容の公表（閲覧等）

附　則

この要領は、令和元年６月１日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和２年１月３０日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和３年４月１日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和４年４月１日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和５年４月１日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

別記様式１

低入札価格調査意向確認書

年　　月　　日

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

所　在　地
商　　号
代表者氏名

下記工事の入札書に記載した金額が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を受けることを前提とし、低入札価格調査実施要領【建設工事】に規定する調査様式を期限内に提出することを確約します。

記

工事年度・工事番号：○○年度　　○○　第○号

工　　事　　名：○○○工事

※ 低入札価格調査を受ける意向がない場合には、当該様式を提出する必要はありません。
※ 当該様式を提出しない場合において、応札額が調査基準価格を下回ると失格となります。

別紙算定基準

（１）鋼橋、電気通信及び機械設備等に係る基準の取り扱いについて

１　「鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工事製作工事」に係る基準の取扱いの運用

①　「共通仮設費」は鋼橋工場製作に係る積算基準の「間接労務費」に該当するものとする。

②　「現場管理費」は鋼橋工場製作に係る積算基準の「工場管理費」に該当するものとする。

※入札時に提出する工事内訳書に「間接労務費」「工場管理費」の額を記入すること

２　「土木工事標準積算基準書（電気通信編）」に係る基準の取扱いの運用

（ⅰ）一般工事

①　『直接工事費』は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。

②　『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。

③　『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額とする。

④　『一般管理費等』は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「直接製作費」は機器単体費に１０分の６を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に１０分の１を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に１０分の２を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に１０分の１を乗じた額とする。

（ⅱ）鉄塔・反射板工事

①　『直接工事費』は、「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。

②　『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。

③　『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。

ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に１０分の６を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に１０分の３を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に１０分の１を乗じた額とする。

３　「土木工事標準積算基準書（機械編）」に係る基準の取扱いの運用

①　『直接工事費』は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。

②　『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。

③　『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額とする。

（２）営繕工事に係る基準の取り扱いについて

営繕工事に係る基準の取扱いの運用

① 『直接工事費』は、設計図書にある直接工事費から「現場管理費相当額」を減じた額とする。

② 『現場管理費』は、設計図書にある現場管理費に「現場管理費相当額」を加えた額とする。

ただし、「現場管理費相当額」は、設計図書にある直接工事費に１０分の１を乗じた額とする。

（３）下水道工事（機械設備・電気設備工事）に係る特別重点調査の取り扱いについて

和歌山県が発注する下水道工事のうち、下水道用機械設備請負工事工事費積算要領及び下水道用電気設備請負工事工事費積算要領にて積算される機械設備工事及び電気設備工事については、以下のとおり調査基準価格及び特別重点調査の各費用を算出する。

① 『直接工事費』は、「直接工事費」と「機械費」に１０分の６を乗じた額の合計額とする。

『直接工事費』＝「直接工事費」＋「機械費」×６／１０

② 『共通仮設費』は、「共通仮設費」と「機器費」に１０分の１を乗じた額の合計額とする。

『共通仮設費』＝「共通仮設費」＋「機器費」×１／１０

③ 『現場管理費』は、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額と「機器費」に１０分の２を乗じた額の合計額とする。

『現場管理費』＝「現場管理費」＋「据付間接費」＋「設計技術費」＋「機器費」×２／１０

④ 『一般管理費等』は、「一般管理費等」と「機器費」に１０分の１を乗じた額の合計額とする。

『一般管理費等』＝「一般管理費等」＋「機器費」×１／１０

（４）営繕工事に係る特別重点調査の運用について

営繕工事における特別重点調査については、「営繕工事に係る基準の取り扱いについて」を運用した上で、下記基準により判定を行う。

特別重点調査基準

営繕工事においては、『直接工事費』及び『現場管理費』について個別に判定せず、合計額で判定を行う。

（参考）

『直接工事費』×９５％ ＋ 『現場管理費』×８０％	『共通仮設費』×８０％	『一般管理費』×５０％

※上記（２）、（４）の取り扱いを適用する工事は、「公共建築工事積算基準」により積算された工事とする。

（参考）

・県土整備部都市住宅局公共建築課又は西牟婁振興局建設部において施行する県有の建築物（附帯設備を含む）に係る工事については、上記積算基準を適用している。

・その他の発注機関で施行する営繕工事についても、「公共建築工事積算基準」により積算する工事は上記基準による。

低入札価格調査について　　**別紙**

１　本工事は、低入札価格調査制度の対象工事であるため、調査基準価格を下回る価格で落札した場合については、次に示すとおり低入札価格調査（再調査含む）に協力しなければならない。

２　受注者は、下請契約を締結した場合、下請金額に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を入札執行者に提出（契約書の写しも含む。）しなければならない。また、下記事項に該当する変更の事実が生じる場合も同様、遅滞なく提出しなければならない。

①　下請業者の追加及び変更（２次下請け以降は除く）

②　下請負金額の増減（概ね２割以上）ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く

③　施工方法の変更

３　受注者は、２の書類の提出に際し、その内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。

４　受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、共通仕様書に基づく施工計画書を提出し、入札執行者から内容のヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。

５　受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、調査時と工事完了後の実績を対比した書類等を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。また、入札執行者が関係の下請負者の同席を求める場合は、これに応じなければならない。

６　２から５の提出等の指示に違反し、施工体制台帳を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱　（当初施行日、平成１６年６月１５日技第５０８号）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。

７　２に該当する変更の事実が生じ、再調査を行った結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合には、建設工事請負契約書第４４条第１項第１０号に該当するものとし、契約を解除する。

８　受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、土木工事施工管理基準等で定める品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について２倍とすること。ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の２倍以上である場合は対象外とする。

※　なお、詳細については、「低入札価格調査実施要領【建設工事】」をご覧下さい。要領等については、県庁技術調査課及び各入札執行通知者で配布、又は「和歌山県技術調査課のホームページ」に掲載しています。

（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/teinyu/index.html）

低入札価格調査による失格判定基準

項　　目	内　　容
１　調査様式等の提出	１　県の求める提出様式または添付資料の一部において提出がなく、必要な調査を行うことが出来ない場合
２　調査に協力しない場合	１　提出した報告書の根拠資料が、調査者が定める期限（調査日）に整わない場合（追加資料などで調査者の承認を得たものを除く。） ２　事情聴取に応じない場合
３　設計仕様等に適合しない場合	１　発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 ２　材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
４　積算内訳書算出根拠が適正でない場合	１　算出根拠が明確でない場合 ２　金額が一括計上されている場合 ３　入札時の工事費内訳書と同額の積算がなされていない場合 ４　必要な経費（技術提案の実現にかかる経費を含む。）が適切な費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等など）に計上されていない場合 ５　下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合 ６　下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 ７　資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 ８　手持ち資材の確認ができない場合 ９　自社機械の所属等が確認できない場合 10　労務者（従業員）の雇用関係等が確認できない場合 11　配置予定技術者等の雇用関係が確認できない場合 12　配置予定技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 13　下請予定業者等の見積金額等が入札書提出日から起算して過去１年以内に調査対象者が下請予定業者等と取引した実績のある価格を基礎として見積もられていない。または下請予定業者等からの聞き取りにより、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合 14　一次下請予定業者の法定福利費が未計上の場合に、その理由に合理性がない又は明記されていない場合 15　事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合 16　事情聴取の結果、再提出のあった確認資料のうち、過去１年以内の調査対象者の実績を証明する資料について、再度事情聴取を実施したが、資料が不足するなど適正な履行が確認できない場合
５　建設副産物の処理が適正でない場合	１　建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 ２　建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合 ３　受け入れ予定業者の見積金額が入札書提出日から起算して過去１年以内に調査対象者が取引した実績のある価格を基礎として見積もられていない場合 ４ 事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合 ５　事情聴取の結果、再提出のあった確認資料のうち、過去１年以内の調査対象者の実績を証明する資料について、再度事情聴取を実施したが、資料が不足するなど適正な履行が確認できない場合
６　法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	１　監理技術者等が重複専任になる場合 ２　健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務を履行していない場合（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第３項に定める建設業者。ただし、当該届出の義務がない場合を除く。） ３　一次下請予定業者が、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務を履行していない場合（建設業法第２条第３項に定める建設業者。ただし、当該届出の義務がない場合を除く。） ４　その他法令違反
７　上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合	１　入札書提出日から起算して過去１年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監　督署から検察庁への書類送検）を受けている場合。（ただし、不起訴となった場合は除く。） ２　入札書提出日から起算して過去１年以内において、建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断がだされた場合。（ただし、和解的仲裁判断は除く。） ３　その他

※　様式については掲載を省略しています。県技術調査課ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

7　和歌山県公共工事等電子入札運用基準

（趣旨）

1　この運用基準は、和歌山県が発注する建設工事及び測量・設計コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）を和歌山県が設置する和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式及びその他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の発受信により行う入札（以下「電子入札」という。）における取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号。以下「財務規則」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

2　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

（１）　電子入札システム

　案件の登録から落札決定までの入札に関する事務手続きについて、電子計算機及びインターネットを利用して業務処理を行うシステムをいう。

（２）　入札執行者

　和歌山県行政組織規則（昭和 63 年和歌山県規則第 19 号）及び和歌山県教育庁組織規則（平成 15 年教育委員会規則第 14 号）に規定する課（室）並びに財務規則第 2 条に規定するかい（警察本部に属するものを除く。）のうち工事等を執行する課（営繕工事等については公共建築課とする。）の長又はかい長をいう。

（３）　電子入札システムによる提出

　電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が発信する電磁的記録が、電子入札システムに記録されることをいう。

（４）　電子入札システムによる発行

　入札執行者が入札参加者に対して発信する電磁的記録が、電子入札システムに記録されることをいう。

（５）　電子入札システムによる受領

　入札執行者又は入札参加者が、その使用に係る電子計算機により電子入札システムに記録された電磁的記録を確認することをいう。

（６）　ＩＣカード

　電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号。以下「法」という。）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用ＩＣカードのことをいう。

（７）　電子くじ

　入札参加者が入札書を電子入札システムにより提出した時刻及び入札執行者が開札を行った時刻を用いた演算式により、電子入札システムを利用してくじ順位を決定する仕組みをいう。

（８）　紙入札

　電子入札システムによらず紙媒体による入札書を使用して行う入札をいう。

（９）電子署名

　法第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。

(10) 電子証明書

　電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 項に規定する電子証明書をいう。

（電子入札システムの利用可能時間）

3　入札参加者が電子入札システムを利用可能な時間は、午前９時から午後５時３０分までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び電子入札システムのメンテナンス等に要する時間を除く。）とする。

（利用者登録）

４－１　入札参加者は、電子入札システムに参加するために必要な入札参加者の情報（以下「利用者情報」という。）を登録（以下「利用者登録」という。）しなければならない。

４－２　電子入札システムの利用者登録をした者は、登録内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

（入札書提出期間）

5　電子入札システムによる入札書の提出可能期間（以下「提出期間」という。）は、開札日の前日（その日

が休日であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日でない日。以下同じ。）から起算して３日前（休日を含まない。）の午前９時から開札日の前日の午後５時３０分までのうち第３項に定める電子入札システム利用可能時間とする。

（入札）

６－１　入札参加者は、提出期間内に、電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額より消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入力のうえ入札書を電子入札システムにより提出しなければならない。

６－２　前項の場合において、入札参加者は、入札書記載金額の工事費内訳書又は業務費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出する必要がある場合は、入札書に内訳書を添付のうえ電子入札システムにより提出しなければならない。

６－３　入札参加者は、入札書の必要事項すべてを記入しなければならない。

６－４　電子入札システムにより提出した入札書、内訳書、添付書類の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

６－５　入札参加者が次の各号に起因する障害により電子入札ができない旨、入札執行者に申告した場合においては、入札執行者は障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、入札執行者が短時間での復旧は不可能であると判断したときは、入札執行者は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更を行うことができる。

（１）　天災
（２）　広域的又は地域的な停電
（３）　インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害
（４）　その他入札参加者に責めがない障害

６－６　入札執行者は、入札書受付締切予定日時以後、入札締切通知書を電子入札システムにより発行するものとする。

６－７　前項の場合において、入札参加者は、入札締切通知書を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。

６－８　入札締切予定日時を過ぎて入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合においては、入札執行者は、当該入札参加者が入札を辞退したと見なすことができる。

（内訳書）

７－１　入札参加者が内訳書を提出する必要がある場合にその作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかとする。この場合においては、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこととする。

（１）Microsoft　Word（Microsoft Word 2016 により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）
（２）Microsoft　Excel（Microsoft Excel 2016 により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）
（３）PDF ファイル（Adobe Acrobat Reader DC により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）
（４）その他入札執行者が特に認めたファイル形式

７－２　ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。

７－３　７－１または７－２によらず提出された内訳書は提出がないものとみなす。

７－４　入札参加者は、内訳書の容量が３メガバイトを超える場合は、その旨を入札執行者に申告し、入札執行者の指示に従うものとする。

７－５　前項の場合において、入札参加者は、内訳書添付に代え入札書に添付できない理由を記載したファイルを入札書に添付するものとする。

７－６　入札参加者から電子入札システムにより提出された内訳書へのコンピューターウィルス感染（以下「ウィルス感染」という。）が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

（添付資料）

８－１　入札参加者が入札担当者連絡票や技術提案等の添付資料（以下「添付資料」という。）の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかとする。この場合においては、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。

（１）Microsoft　Word（Microsoft Word 2016 により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）
（２）Microsoft　Excel（Microsoft Excel 2016 により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）
（３）PDF ファイル（Adobe Acrobat Reader DC により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）

（４）画像ファイル（JPEG 形式又は GIF 形式に限る。）
（５）その他入札執行者が特に認めたファイル形式
８－２　ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。
８－３　８－１または８－２によらず提出された添付資料は提出がないものとみなす。
８－４　入札参加者は、添付資料の容量が３メガバイトを超える場合は、その旨を入札執行者に申告し、入札執行者の指示に従うものとする。
８－５　前項の場合において、入札参加者は、添付資料に代え入札書に添付できない理由を記載したファイルを入札書に添付するものとする。
８－６　入札参加者から電子入札システムにより提出された添付資料へのコンピューターウィルス感染（以下「ウィルス感染」という。）が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

（入札の辞退）
９－１　入札参加者が入札を希望しない場合には、電子入札システムによる入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
９－２　入札の辞退は、原則として、提出期間内に辞退届を電子入札システムにより提出するものとする。ただし、やむを得ない事由により、辞退届を電子入札システムにより提出できない場合は、電話、ファクシミリ等により辞退する旨、入札執行者に連絡を行った上、速やかに書面を郵送又は持参にて提出しなければならない。

（入札の延期又は取り止め等）
１０　入札執行者は、天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができる。

（開札）
１１―１　開札は、入札公告等に示す日時に行うものとする。
１１－２　入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
１１－３　入札執行回数は、１回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、開札を終了するものとする。
１１－４　入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上ある場合等くじを行う必要が生じた場合は、直ちに、電子入札システムにおけるくじ機能を用い、電子くじを実施するものとする。

（入札参加者のＩＣカードの取扱い）
１２－１　電子入札を利用することができるＩＣカードは、和歌山県と契約を締結する権限を有する者のＩＣカードに限る。
１２－２　特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）における入札可能なＩＣカードは、特定ＪＶ又は経常ＪＶ（以下「ＪＶ」と総称する。）の代表者のＩＣカードとする。
１２－３　ＪＶの入札に当たっては、入札担当者連絡票及び入札書にＪＶの名称を明記するものとする。
１２－４　入札参加者が次の各号のいずれかに該当するＩＣカードの使用を行った場合は失格とする。
（１）１２－１または１２－２以外のＩＣカードを使用して入札をした場合
（２）他人のＩＣカードを不正に使用して入札に参加した場合
（３）和歌山県と契約を締結する権限を有する者が変更となっているにもかかわらず、変更前の契約締結権限保有者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
（４）同一案件に対し、同一の者が複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
（５）その他不正の目的を持ってＩＣカードを使用して入札に参加した場合

（書面による入札承諾の基準）
１３　入札執行者は、入札参加者から、紙入札方式参加承諾願（別記第１号様式）が提出されたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。
（１）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）第４条に規定する特定調達契約の案件において、入札参加者が紙入札を希望するとき。
（２）代表者の変更等やむを得ないと認められる事由により、ＩＣカードに格納されている電子証明書記載事項の変更の必要が生じ、かつＩＣカードの再取得が電子入札に係る各手続きの期限等に間に合わない

とき。
（３）前２号に規定するもののほか、次の各号により、明らかに入札参加者の責めに帰すべき事由がなく、電子入札システムを用いて入札書を提出できないとき。
ア　天災
イ　広域的又は地域的な停電
ウ　インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害
エ　ＩＣカード認証局に起因する障害
オ　ＩＣカードが破損等で使用不可となった場合（ただし、入札参加者の責めにより使用不可となった場合を除く。）

（紙入札者の電子入札における取扱い）

１４－１　前項の規定により入札執行者が紙入札での参加を承諾した入札参加者（以下「紙入札者」という。）は、電子入札に係る作業を行わないものとする。ただし、すでに実施済みの電子入札システムによる電磁的記録の発受信は有効なものとして取り扱い、別途手続を要しないものとする。

１４－２　紙入札者は、入札書、内訳書（以下これらを「入札書等」という。）を封筒に入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）、建設業許可番号（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載のうえ、提出期間内に入札執行者の指定する場所に持参により提出しなければならない。

１４－３　紙入札者から提出のあった入札書等は、厳重に保管するものとし、開札予定日時まで封筒を開封してはならない。

１４－４　入札執行者が紙入札者に代わって、紙入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力することとする。

１４－５　紙入札においては、入札執行者が当該紙入札書の内容を電子入札システムに記録した時刻をもって、電子くじに用いる入札書の提出時刻とする。

※様式については掲載を省略しています。県技術調査課ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

８－（１）　和歌山県県土整備部工事成績評定要領

［沿革］平成15年 4月 1日（制定）
平成17年 7月 1日（一部改正）
平成19年 4月 1日（一部改正）
平成21年 4月 1日（一部改正）
平成22年 4月 1日（一部改正）
平成22年 7月 1日（一部改正）
平成23年 4月 1日（一部改正）
平成24年11月 1日（一部改正）
平成25年 4月 1日（一部改正）
平成25年 8月 1日（一部改正）
平成26年 4月 1日（一部改正）
平成27年 6月 1日（一部改正）
平成28年10月 1日（一部改正）
平成29年 4月 1日（一部改正）
平成30年 4月 1日（一部改正）
令和元年 6月 1日（一部改正）
令和 2年 1月 1日（一部改正）
令和 2年 8月 1日（一部改正）
令和 3年 1月 1日（一部改正）
令和 3年 9月 1日（一部改正）
令和 5年 1月 1日（一部改正）
令和 6年 7月25日（一部改正）
令和 7年 9月 1日（一部改正）

（目的）

第１　この要領は、和歌山県工事検査規程第１０条第２項規定の和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な評価及び指導育成並び品質の向上を図ることを目的とする。

（評定の対象）

第２　評定は、県土整備部及び農林水産部が発注する全ての請負工事（建築工事及び建築物に附帯する電気・機械設備工事を除く。）について行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は評定の対象外とする。

（１）災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事

（２）単価契約による工事

（評定者）

第３　工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、和歌山県工事検査規程（平成 14 年和歌山

県訓令第 21 号）第 4 条及び建設工事請負契約書第 32 条に定める検査員並びに同契約書第 9 条に定める監督員及び担当班長（ただし振興局建設部及び地域振興部にあっては、担当課長等）（以下「担当課長等」という。）とするものとする。

（評定の方法）

第４　評定は、工事請負契約ごとに独立して行うものとする。

２　評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

３　監督員及び担当課長等は、建設工事請負契約書第 32 条に定める工事の完成後及び同契約書第 38 条に定める指定部分に係る工事の完成（以下「一部完成」という。）後に、監督により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

４　検査員は、和歌山県工事検査規程第 3 条に定める完成検査、中間検査及び一部完成検査の完了後に、検査により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

５　評定にあたっては、別紙7『出来形及び品質のばらつきの考え方』及び別紙8①～④の『「施工プロセス」のチェックリスト』を考慮するものとする。

（評定様式）

第５　評定は、別紙1「工事成績評定表」によって行うものとする。

２　評定表の採点は、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表1で示される「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」（以下「考査項目別運用表」という。）によって採点するものとする。

３　契約金額が1,500万円未満の工事については、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表2で示される考査項目別運用表によって採点するものとする。

（評定の結果の提出）

第６　検査員は、評定を行ったときは、評定の結果を第5に定める評定様式により遅滞なく発注機関の長に提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第７　評定の結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領（平成15年4月1日施行）により行うものとする。

（評定の修正）

第８　発注機関の長及び評定者は、第7による評定の結果を通知したのち、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定者間で内容を調整のうえ、修正しなければならない。

別表1（契約金額が1，500万円以上の場合）

考査項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	（共通）	別紙 4①	－	－
	Ⅱ 配置技術者	（共通）	別紙 4①	－	－
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	（共通）	別紙 4②	－	別紙 6①
	Ⅱ 工程管理	（共通）	別紙 4②	別紙 5①	－
	Ⅲ 安全対策	（共通）	別紙 4③	別紙 5①	－
	Ⅳ 対外関係	（共通）	別紙 4③	－	－
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	（一般土木工事共通）	別紙 4④(1)	－	別紙 6②(1)
		機械設備工事	別紙 4④(2)		別紙 6②(2)
		電気設備工事、通信設備工事・受変電設備工事	別紙 4④(3)		別紙 6②(3)
	Ⅱ 品質	コンクリート構造物工事	別紙 4⑤(1)	－	別紙 6③
		土工事			別紙 6③
		護岸・根固・水制工事			別紙 6④
		鋼橋工事			別紙 6⑤
		砂防構造物工事及び地すべり防止工事			別紙 6⑥
		舗装工事			別紙 6⑦
		法面工事			別紙 6⑧
		基礎工事及び地盤改良工事			別紙 6⑨
		海岸工事			別紙 6⑨
		コンクリート橋上部工事			別紙 6⑩
		塗装工事			別紙 6⑪
		トンネル工事			別紙 6⑪
		植栽工事			別紙 6⑫
		防護柵・標識・区画線等設置工事			別紙 6⑫
		電線共同溝工事			別紙 6⑬
		維持工事			別紙 6⑭
		修繕工事			別紙 6⑭
		下水道工事			別紙 6⑮
		港湾・漁港・海岸築造工事			別紙 6⑯
		道路工事			別紙 6⑰
		二次製品構造物工事			別紙 6⑱
		フィルダム・ため池工事			別紙 6⑲
		管工事			別紙 6⑳
		補強土壁工事			別紙 6㉑
		ほ場整備工事			別紙 6㉒
		農用地造成工事			別紙 6㉓
		山腹工事			別紙 6㉔
		落石防止工事			別紙 6㉕
		木製構造物工事			別紙 6㉖
		魚礁工事			別紙 6㉗
		増殖場造成工事			別紙 6㉘
		機械設備工事	別紙 4⑤(2)		別紙 6㉙(1)
		電気設備工事	別紙 4⑤(3)		別紙 6㉙(2)
		通信設備工事・受変電設備工事			別紙 6㉙(3)
		上記以外の工事又は合併工事	別紙 4⑤(1)		別紙 6㉙(4)

別表1（続き）

考査項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	コンクリート構造物・砂防構造物工事・海岸工事・トンネル工事	－	－	別紙 6㉚(1)
		土工事（盛土・築堤工事等）			
		切土工事			
		護岸・根固・水制工事			
		鋼橋工事			
		地すべり防止工事			
		舗装工事			
		法面工事			
		基礎工工事			別紙 6㉚(2)
		コンクリート橋上部工事			
		塗装工事（工場塗装を除く）			
		植栽工事			
		防護柵（網）工事			
		標識工事			
		区画線工事			
		維持修繕工事			別紙 6㉚（3）
		電線共同溝工事			
		下水道工事			
		港湾・漁港・海岸築造工事			
		道路工事			別紙 6㉚（4）
		二次製品構造物工事			
		フィルダム・ため池工事			
		管工事			
		補強土壁工事			別紙 6㉚（5）
		ほ場整備工事			
		農用地造成工事			
		山腹工事（柵工・筋工・伏工等）			
		落石防止工事			
		木製構造物工事			
		木製構造物工事			
		魚礁工事（現場打ちコンクリート魚礁）			
		魚礁工事（鋼製魚礁）			
		増殖場造成工事（転石礁）			
		機械設備工事			別紙 6㉚（6）
		電気設備工事			
		通信設備工事・受変電設備工事			
		上記以外の工事又は合併工事			
4.工事特性	Ⅰ 施工状への対応	（共通）	－	別紙 5②	－
5.創意工夫	Ⅰ 創意工夫	（共通）	別紙 4⑥	－	－
	Ⅱ 県産品、県認定リサイクル製品	（共通）	別紙 4⑦	－	－
6.社会性等	Ⅰ 地域への貢献等	（共通）	－	別紙 5③	－
7.法令遵守等		（共通）	－	別紙 5④	－

別表2（契約金額が1，500万円未満の場合）

考査項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員
1.施工体制	Ⅰ 施工体制一般	（共通）	別紙 9①②	－	－
	Ⅱ 配置技術者	（共通）	別紙 9①②	－	－
2.施工状況	Ⅰ 施工管理	（共通）	別紙 9①②	－	別紙 10①②
	Ⅱ 工程管理	（共通）	別紙 9①②	別紙 10①②	－
	Ⅲ 安全対策	（共通）	別紙 9①②	別紙 10①②	－
	Ⅳ 対外関係	（共通）	別紙 9①②	－	－
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	（共通）	別紙 9①②	－	別紙 10①②
	Ⅱ 品質	（共通）	別紙 9①②	－	別紙 10①②
	Ⅲ 出来ばえ	（共通）	－	－	別紙 10①②
4.工事特性	Ⅰ 施工状況への対応	（共通）	－	別紙 5②	－
5.創意工夫	Ⅰ 創意工夫	（共通）	別紙 4⑥	－	－
	Ⅱ 県産品、県認定リサイクル製品	（共通）	別紙 4⑦	－	－
6.社会性等	Ⅰ 地域への貢献等	（共通）	－	別紙 10①②	－
7.法令遵守等		（共通）	－	別紙 5④	－

８－（２）　和歌山県県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領

［沿革］平成１５年　７月３０日（制定）
平成１７年　７月　１日（一部改正）
平成２１年　４月　１日（一部改正）
平成２２年　４月　１日（一部改正）
平成２２年　７月　１日（一部改正）
平成２３年　４月　１日（一部改正）
平成２４年１１月　１日（一部改正）
平成２５年　４月　１日（一部改正）
平成２６年　４月　１日（一部改正）
平成２９年　４月　１日（一部改正）
平成３０年　４月　１日（一部改正）
令和　２年　１月　１日（一部改正）
令和　３年　１月　１日（一部改正）
令和　３年１０月　１日（一部改正）
令和　５年　２月　１日（一部改正）

（目的）
第１　この要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事（建築・設備工事等）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な評価及び指導育成並び品質の向上を図ることを目的とする。

（評定の対象）
第２　評定は、県土整備部及び農林水産部が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事、その他関連する請負工事について行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は評定の対象外とする。
（１）災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事
（２）単価契約による工事

（評定者）
第３　工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）第4条及び建設工事請負契約書第31条に定める検査員並びに同契約書第9条に定める監督員及び担当班長（ただし振興局建設部及び地域振興部にあっては、担当課長等）（以下「担当課長等」という。）とするものとする。

（評定の方法）
第４　評定は、工事請負契約ごとに独立して行うものとする。
２　評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
３　監督員及び担当課長等は、建設工事請負契約書第31条に定める工事の完成後及び同契約書第38条に定める指定部分に係る工事の完成（以下「一部完成」という。）後に、監督により確認した事項に基づき評定を行うものとする。
４　検査員は、和歌山県工事検査規程第3条に定める完成検査、中間検査及び一部完成検査の完了後に、検査により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

（評定様式）
第５　評定は、別紙１「工事成績評定表」によって行うものとする。
２　評定表の採点は、別紙２「工事成績採点表」、別紙３「細目別評定点採点表」及び別表１で示される「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事等）」（以下「考査項目別運用表（建築・設備工事等）」という。）によって採点するものとする。
３　契約金額が１，５００万円未満の工事については、別紙２「工事成績採点表」、別紙３「細目別評定点採点表」及び別表２で示される考査項目運用表によって採点するものとする。

（評定の結果の提出）
第６　検査員は、評定を行ったときは、評定の結果を第５に定める評定様式により遅滞なく発注機関の長に提出するものとする。

（評定の結果の通知）
第７　評定の結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領（平成15年4月

1日施行）により行うものとする。

（評定の修正）
第８　発注機関の長は、第７による評定の結果を通知したのち、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

別表１

評定者	考査項目	細　別	工　種	様式番号	備　考
監督員	１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般		別紙４①	
		Ⅱ．配置技術者			
	２．施工状況	Ⅰ．施工管理		別紙４②	
		Ⅱ．工程管理		別紙４②	
		Ⅲ．安全対策		別紙４③	
		Ⅳ．対外関係		別紙４③	
	３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形		別紙４④	
		Ⅱ．品質	建築工事	別紙４⑤ー建築	
			電気設備工事	別紙４⑤ー電気	
			機械設備工事	別紙４⑤ー機械	
			解体工事	別紙４⑤ー解体	
	５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫		別紙４⑥－１	
				別紙４⑥－２	
		Ⅱ．県産品、県認定ﾘｻｲｸﾙ製品		別紙４⑦	
担当課長等	２．施工状況	Ⅰ．工程管理		別紙５①	
		Ⅱ．安全管理		別紙５①	
	４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		別紙５②－１	
				別紙５②－２	
	６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		別紙５③	
	７．法令遵守等			別紙５④	
検査員	２．施工状況	Ⅰ．施工管理		別紙６①	
	３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形		別紙６②	
		Ⅱ．品質	建築工事	別紙６③ー建築	
			電気設備工事	別紙６③ー電気	
			機械設備工事	別紙６③ー機械	
			解体工事	別紙６③ー解体	
		Ⅲ．出来ばえ	建築工事	別紙６④ー建築	
			電気設備工事	別紙６④ー電気	
			機械設備工事	別紙６④ー機械	
			解体工事	別紙６④ー解体	

別表２（契約金額が１，５００万円未満の場合）

評定者	考査項目	細　別	工　種	様式番号	備　考
監督員	１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般		別紙８	
		Ⅱ．配置技術者			
	２．施工状況	Ⅰ．施工管理		別紙８	
		Ⅱ．工程管理		別紙８	考査項目細別は、別紙４②を評価の目安として、総合的に判断する。
		Ⅲ．安全対策		別紙８	
		Ⅳ．対外関係		別紙８	
	３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形		別紙８	考査項目細別は、別紙４④を評価の目安として、総合的に判断する。
		Ⅱ．品質		別紙８	考査項目細別は、別紙４⑤を評価の目安として、総合的に判断する。
	５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫		別紙４⑥－１	
				別紙４⑥－２	
		Ⅱ．県産品、県認定ﾘｻｲｸﾙ製品		別紙４⑦	
担当課長等	２．施工状況	Ⅰ．工程管理		別紙９	考査項目細別は、別紙５①を評価の目安として、総合的に判断する。
		Ⅱ．安全管理		別紙９	
	４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		別紙５②－１	
				別紙５②－２	
	６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		別紙９	
	７．法令遵守等			別紙５④	
検査員	２．施工状況	Ⅰ．施工管理		別紙１０	
	３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形		別紙１０	考査項目細別は、別紙６②を評価の目安として、総合的に判断する。
		Ⅱ．品質		別紙１０	考査項目細別は、別紙６③を評価の目安として、総合的に判断する。
		Ⅲ．出来ばえ		別紙１０	考査項目細別は、別紙６④を評価の目安として、総合的に判断する。

８－（３）　和歌山県県土整備部業務成績評定要領

［沿革］平成１５年４月１日　制定
平成１９年４月１日　一部改正
平成２６年４月１日　一部改正
平成３１年４月１日　一部改正

（目的）

第１　この要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部が所掌する業務委託の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受託業者の適正な選定及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

（評定の対象）

第２　評定は、和歌山県工事検査規程（平成14年4月1日和歌山県訓令第21号）第2条第１項（３）に定める県工事に伴う業務のうち県土整備部及び農林水産部が所掌する業務について行うものとする。

２　評定を行う業務のうち、単純調査業務は別表１の例示のとおりとする。

（評定者）

第３　業務成績の評定者（以下「評定者」という。）は、和歌山県工事検査規程（平成 14 年 4 月 1 日和歌山県訓令第 21 号）第２条第１項（５）に定める検査員、設計図書に定める監督員及び担当課長等とする。

（評定の方法）

第４　評定は、業務委託契約ごとに独立して行うものとする。

２　評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

（監督員による評定）

第５　監督員による評定は、次の表に掲げる「業務成績評定表」、「評定点集計表」及び「採点表」により行うものとする。評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、評価項目の各項目に従って、評価を行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

	地質調査業務	単純調査業務	測量業務	調査・計画業務	概略・予備設計業務	詳細設計業務	発注者支援業務
業務成績評定表	別紙１①	別紙１①	別紙１①	別紙１①	別紙１①	別紙１①	別紙１②
評定点集計表	別紙２①	別紙２①	別紙２①	別紙２②	別紙２②	別紙２②	別紙２③
採点表	別紙３①	別紙３②	別紙３③	別紙３④	別紙３⑤	別紙３⑥	別紙３⑦

（担当課長等による評定）

第６　担当課長等による評定は、次の表に掲げる「業務成績評定表」、「評定点集計表」及び「採点表」により行うものとする。評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、評価項目の各項目に従って、評価を行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

	地質調査業務	単純調査業務	測量業務	調査・計画業務	概略・予備設計業務	詳細設計業務	発注者支援業務
業務成績評定表	別紙１①	別紙１①	別紙１①	別紙１①	別紙１①	別紙１①	別紙１②
評定点集計表	別紙２①	別紙２①	別紙２①	別紙２②	別紙２②	別紙２②	別紙２③
採点表	別紙４①	別紙４②	別紙４③	別紙４④	別紙４⑤	別紙４⑥	別紙４⑦

２　担当課長等は、当該業務において受託者に起因する事故等が発生し、措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、次表を参考として－5点まで減点することができる。

区　　分	口頭注意	文書注意
考査点	－3点	－5点

３　担当課長等は、成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、次表を参考として－20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失による瑕疵修補又は損害賠償の実施
考査点	－10点	－20点

（検査員による評定）

第７　検査員による評定は、次の表に掲げる「業務成績評定表」、「評定点集計表」及び「採点表」により行うものとする。評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、評価項目の各項目に従って、評定を行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

	地質調査業務	単純調査業務	測量業務	調査・計画業務	概略・予備設計業務	詳細設計業務	発注者支援業務
業務成績評定表	別紙１①	別紙１①	別紙１①	別紙１①	別紙１①	別紙１①	別紙１②
評定点集計表	別紙２①	別紙２①	別紙２①	別紙２②	別紙２②	別紙２②	別紙２③
採点表	別紙５①	別紙５②	別紙５③	別紙５④	別紙５⑤	別紙５⑥	別紙５⑦

（対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い）

第８　対象業務が、「地質調査業務」、「単純調査業務」、「測量業務」、「調査・計画業務」、「概略・予備設計業務」、「詳細設計業務」、「発注者支援業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の評価をもって評定点とみなすものとする。この取扱いは、監督員、担当課長等及び検査員で統一するものとする。

（評定の結果の通知）

第９　評定結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領（平成 15 年 4 月 1 日施行）により行うものとする。

（評定の修正）

第１０　発注機関の長は、第９の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

別表１　単純調査業務

項　目	具　体　例
共通	単純なデータ収集整理業務
	単純なデータ処理業務
	書類編集的な業務
	文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務
	データ加工業務（降雨解析等）
	不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
	補償数量の算出
	工事記録等資料の分類・整理
	工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地踏査
	一般的な交通量観測業務
	台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備	施工関連資料の収集整理
情報	定期的なデータメンテナンス
	資料収集的な業務
	単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法がＪＩＳ等で規定されている測定業務
その他	上記具体例に準ずる業務

８－（４）　和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領

[沿革]平成15年 4月1日(制定)
平成17年 7月1日(一部改正)
平成19年 4月1日(一部改正)
平成25年 4月1日(一部改正)
平成25年 8月1日(一部改正)
平成26年 4月1日(一部改正)
平成30年 4月1日(一部改正)
平成31年 4月1日(一部改正)
令和元年 8月1日(一部改正)
令和７年 5月1日(一部改正)

（目的）

第１　本要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事の工事成績評定の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

また、委託業務の業務成績評定の通知に関する事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（対象工事及び業務）

第２　評定点の通知の対象とする工事は、県土整備部及び農林水産部が発注する全ての請負工事とする。

２　評定点の通知の対象とする業務は、県土整備部及び農林水産部が委託する業務のうち、和歌山県工事検査規程（平成１４年和歌山県訓令第２１号）第２条に定める県工事に伴う業務とする。

（評定の結果の通知）

第３　発注機関の長は、検査員から完成検査の評定の結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者又は当該委託業務の受注者に対して、次の表に掲げる様式により通知するものとする。

	工　事	地質調査業務 単純調査業務 測量業務 調査・計画業務 概略・予備設計業務 詳細設計業務	発注者支援業務
工事完成検査結果通知書	別記第１号様式	ー	
業務完了検査結果通知書	ー	別記第２号様式	
成績評定結果通知書	別記第３号様式	別記第４号様式	別記第５号様式

（修正した評定の通知）

第４　発注機関の長は、第３の通知をしたのち、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第８及び和歌山県県土整備部業務成績評定要領第１０による評定の修正を行ったときは、遅滞なく当該工事の受注者又は当該委託業務の受注者に対して、次の表に掲げる様式により修正した評定結果を通知するものとする。

	工　　事	地質調査業務 単純調査業務 測量業務 調査・計画業務 概略・予備設計業務 詳細設計業務	発注者支援業務
工事完成検査結果通知書	別記第６号様式	ー	
業務完了検査結果通知書	ー	別記第７号様式	
成績評定結果通知書	別記第８号様式	別記第９号様式	別記第１０号様式

（説明請求）

第５　第３及び第４の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む。）以内に書面により発注機関の長に対して評定点等について、説明を求めることができるものとする。

（説明請求に対する回答）

第６　発注機関の長は、第３及び第４による通知を受けた者から第５により評定点等についての説明を求められた場合には、別記様式第１１号様式により遅滞なく回答するものとする。

（再説明請求）

第７　第６の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む。）以内に書面により発注機関の長に対して評定点等について、再説明を求めることができるものとする。

（再説明請求に対する回答）

第８　発注機関の長は、第６の通知を受けた者から第７による再説明を求められた場合には、別記様式第１２号様式により回答するものとする。

２　発注機関の長は、前項の回答をする場合には、和歌山県工事等成績評定評価検討会に意見を求めることができるものとする。

３　前項の和歌山県工事等成績評定評価検討会は、別紙１に定める要領に基づき設置するものとする。

別記第1号様式（第3関係）

工事完成検査結果通知書

年　　月　　日

契約の相手方
住所、商号又は名称　　代表者氏名　様

発　注　機　関　の　長

工事完成検査の結果は、下記のとおりです。

記

契約目的事項	年度　　第　　号
	地内
	工事
契約金額	円
契約年月日	年　月　日
完成期限	年　月　日
届出による完成日	年　月　日
検査年月日	年　月　日
検査結果	合　格　　工事成績評定点　　点

別記第2号様式（第3関係）

業務完了検査結果通知書

年　　月　　日

契約の相手方
住所、商号又は名称　　代表者氏名　様

発　注　機　関　の　長

業務完了検査の結果は、下記のとおりです。

記

契約目的事項	年度　　第　　号
	地内
	業務
契約金額	円
契約年月日	年　　月　　日
完成期限	年　　月　　日
届出による完成日	年　　月　　日
検査年月日	年　　月　　日
検査結果	合　　格　　業務成績評定点　　点

別記第３号様式（第３関係）

年　月　日

契約の相手方
　商号又は名称　　代表者氏名　様

発注機関の長

工事成績評定結果通知書

貴社が受注した　　年　　第　　号
工事について、和歌山県県土整備部工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

記

考査項目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	Ⅰ．施工体制一般	／　3.3 点
	Ⅱ．配置技術者	／　4.1 点
2. 施工状況	Ⅰ．施工管理	／　13.0 点
	Ⅱ．工程管理	／　8.1 点
	Ⅲ．安全対策	／　8.8 点
	Ⅳ．対外関係	／　3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	／　14.9 点
	Ⅱ．品質	／　17.4 点
	Ⅲ．出来映え	／　8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	Ⅰ．施工条件等への対応	／　7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	Ⅰ．創意工夫	／　5.7 点
	Ⅱ．県産品、県認定リサイクル製品	
6. 社会性等(加点のみ)	Ⅰ．地域への貢献等	／　5.2 点
7. 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		／　100 点

※５．創意工夫のうち、Ⅰ．創意工夫　　県内開発建設技術の使用　　有（または無）
　　Ⅱ．県産品、県認定リサイクル製品
　　（個別に評価した点数）　　／　4.13点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先

2. 手続き等の問い合わせ先

別記第４号様式（第３関係）

年　月　日

契約の相手方
　商号又は名称　　代表者氏名　様

発注機関の長

業務成績評定結果通知書

貴社が受注した　　年　　第　　号　　業務について、和歌山県県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

記

評価項目	細　別	評定点/満点
実施能力の評価	実施体制及び執行計画	/　20 点
実施状況の評価	執行管理	/　5 点
	品質管理	/　20 点
	業務特性	/　10 点
	創意工夫	/　4 点
説明調整能力の評価	説明調整能力	/　6 点
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	/　5 点
結果の評価	成果物の品質	/　30 点
業務評定点		/　100 点
事故等による減点		(-5～0 点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20～0 点)
総合評定点		/　100 点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先

2. 手続き等の問い合わせ先

別記第５号様式（第３関係）

年　月　日

契約の相手方
　商号又は名称　　代表者氏名　様

発注機関の長

業務成績評定結果通知書

　貴社が受注した　　年　　第　　号　　業務について、和歌山県県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

記

評価項目		評定点/満点
専門技術力	目的と内容の理解	/　6 点
	的確な履行	/　36 点
	業務目的の達成度	/　18 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	/　12 点
	打ち合わせの理解度	/　6 点
	指揮系統の迅速性、確実性	/　14 点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	/　8 点
業務評定点		/　100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		(-21～0 点)
事故等による減点		(-5～0 点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20～0 点)
総合評定点		/　100 点

　なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。
　疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先

2. 手続き等の問い合わせ先

別記第6号様式（第4関係）

工事完成検査結果再通知書

年　　月　　日

契約の相手方
住所、商号又は名称　　代表者氏名　様

発　注　機　関　の　長

　　年　月　日に通知した工事完成検査の結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部工事成績評定要領第８に基づき修正したので再通知します。

記

契約目的事項	年度　　第　　号
	地内
	工事
契約金額	円
契約年月日	年　　月　　日
完成期限	年　　月　　日
届出による完成日	年　　月　　日
検査年月日	年　　月　　日
検査結果	合　　格　　工事成績評定点　　点

別記第7号様式（第4関係）

業務完了検査結果再通知書

年　　月　　日

契約の相手方
住所、商号又は名称　　代表者氏名　様

発　注　機　関　の　長

　　年　月　日に通知した業務完了検査の結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部業務成績評定要領第１０に基づき修正したので再通知します。

記

契約目的事項	年度　　第　　号
	地内
	業務
契約金額	円
契約年月日	年　　月　　日
完成期限	年　　月　　日
届出による完成日	年　　月　　日
検査年月日	年　　月　　日
検査結果	合　　格　　業務成績評定点　　点

別記第８号様式（第４関係）

年　月　日

契約の相手方
　商号又は名称　　代表者氏名　様

発注機関の長

工事成績評定結果再通知書

貴社が受注した　　年　　第　　号
工事の工事成績評定結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部工事成績評定要領第８に基づき修正したので再通知します。

記

考査項目	細別	評定点/満点
1.施工体制	Ⅰ．施工体制一般	／　3.3 点
	Ⅱ．配置技術者	／　4.1 点
2.施工状況	Ⅰ．施工管理	／　13.0 点
	Ⅱ．工程管理	／　8.1 点
	Ⅲ．安全対策	／　8.8 点
	Ⅳ．対外関係	／　3.7 点
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	／　14.9 点
	Ⅱ．品質	／　17.4 点
	Ⅲ．出来映え	／　8.5 点
4.工事特性(加点のみ)	Ⅰ．施工条件等への対応	／　7.3 点
5.創意工夫(加点のみ)	Ⅰ．創意工夫	／　5.7 点
	Ⅱ．県産品、県認定リサイクル製品	
6.社会性等(加点のみ)	Ⅰ．地域への貢献等	／　5.2 点
7.法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		／　100 点

※５．創意工夫のうち、Ⅰ．創意工夫　　県内開発建設技術の使用　　有（または無）
　　Ⅱ．県産品、県認定リサイクル製品
　　（個別に評価した点数）　　／　4.13点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先

2. 手続き等の問い合わせ先

別記第９号様式（第４関係）

年　月　日

契約の相手方
　商号又は名称　　代表者氏名　様

発注機関の長

業務成績評定結果再通知書

貴社が受注した　　年　　第　　号　　業務の業務成績評定結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部業務成績評定要領第１０に基づき修正したので再通知します。

記

評価項目	細　別	評定点/満点
実施能力の評価	実施体制及び執行計画	/　20 点
実施状況の評価	執行管理	/　5 点
	品質管理	/　20 点
	業務特性	/　10 点
	創意工夫	/　4 点
説明調整能力の評価	説明調整能力	/　6 点
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	/　5 点
結果の評価	成果物の品質	/　30 点
業務評定点		/　100 点
事故等による減点		(-5～0 点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20～0 点)
総合評定点		/　100 点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先

2. 手続き等の問い合わせ先

別記第１０号様式（第４関係）

年　月　日

契約の相手方
　商号又は名称　　代表者氏名　様

発注機関の長

業務成績評定結果再通知書

貴社が受注した　　年　　第　　号　　業務の業務成績評定結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部業務成績評定要領第１０に基づき修正したので再通知します。

記

評価項目		評定点/満点
専門技術力	目的と内容の理解	/　6 点
	的確な履行	/　36 点
	業務目的の達成度	/　18 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	/　12 点
	打ち合わせの理解度	/　6 点
	指揮系統の迅速性、確実性	/　14 点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	/　8 点
業務評定点		/　100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		(-21～0 点)
事故等による減点		(-5～0 点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20～0 点)
総合評定点		/　100 点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先

2. 手続き等の問い合わせ先

別記第１１号様式（第６関係）

年　月　日

契約の相手方
　商号又は名称　　代表者氏名　様

発注機関の長

工事等成績評定に係る説明書（回答）

　　年　月　日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。
　本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む）以内に書面により、再説明を求めることができます。
　疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。
　なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1.　工事名又は業務名

2.　疑問に対する回答

3.　送付先

4. 手続き等の問い合わせ先

別記第１２号様式（第８関係）

年　月　日

契約の相手方
　商号又は名称　　代表者氏名　様

発注機関の長

工事等成績評定に係る再説明書（回答）

　　年　月　日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1.　工事名又は業務名

2.　疑問に対する回答

別紙１

和歌山県工事等成績評定評価検討会設置要領

（趣旨）

第１　本要領は、和歌山県検査・技術支援課に設置する和歌山県工事等成績評定評価検討会（以下「検討会」という）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（検討会の事務）

第２　検討会は、次の事項について審査するものとする。

（１）　和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領に基づき通知した評定点等について、同要領第7により評定の通知を受けた者から説明を求められた場合の回答

（２）　工事等成績評定の通知に係る事項

（３）　その他工事等成績評定の運用に係る事項

（検討会の構成員及び組織）

第３　検討会は、次の者で構成する。

（１）　検査・技術支援課長

（２）　検査・技術支援課副課長

（３）　検査・技術支援課分室長

（４）　検査・技術支援課長が指名する総括検査員

（５）　その他検査・技術支援課長が必要に応じて求める者

２　検討会は、検査・技術支援課長が統括する。

３　統括者に事故あるときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。

（検討会の招集）

第４　検討会は、統括者が必要と認めた場合、統括者が招集する。

（検討会の庶務）

第５　検討会の庶務は、検査・技術支援課担当者が行う。

附則

この要領は、令和７年５月１日から施行する。

９－（１）　和歌山県優良工事表彰規程

（目的）
第１条　この規程は、和歌山県が発注した建設工事のうち特に優秀な工事を行った者を表彰することにより、県内建設業者の技術力の向上及び健全な育成・発展に資することを目的とする。

（表彰）
第２条　表彰の対象となる者は、和歌山県内に主たる営業所を有する建設業者及びその従事者並びに和歌山県内に主たる営業所を有する建設業者のみで構成される共同企業体及びその従事者とする。

第３条　表彰は、知事が表彰状及び記念品を授与して行う。

（追彰）
第４条　第２条に該当する者が死亡したときは、追彰することができる。

（表彰の時期）
第５条　表彰は、毎年１１月１８日の土木の日に行う。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（その他）
第６条　この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成１６年１０月１２日から施行する。

９－（２）　和歌山県優良工事表彰規程取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、和歌山県優良工事表彰規程（以下「規程」という。）第６条の規定に基づき、規程の施行に必要な事項を定める。

（表彰対象）

第２条　和歌山県優良工事表彰の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、和歌山県が競争入札により請負契約を締結した建設工事のうち、和歌山県県土整備部工事成績評定要領又は和歌山県県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領（以下「評定要領」という。）により評定を行った最終請負金額が１５，０００千円以上の工事とする。

２　対象工事は、表彰を行う年度の前年度（以下「対象年度」という。）に完成した工事とする。

３　優良工事として表彰する数は、原則として定めないものとする。

４　表彰対象者は、特に優秀な工事（以下「優良工事」という。）を施工した受注者及び監督した主任技術者又は監理技術者とする。

（選考基準）

第３条　優良工事の選考は、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

⑴　評定要領に定める工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が７５点以上の工事で、その内容が特に優れ、他の模範となるものであること。

⑵　次のいずれかに該当する者が施工した工事でないこと。

ア　対象年度において、評定点が６５点未満となる工事を施工したことがある者

イ　和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づき、対象年度以降において入札参加資格停止を受けたことがある者、又は対象年度以前に受けた入札参加資格停止であって、その措置期間が対象年度以降に継続した入札参加資格停止を受けたことがある者

⑶　その他表彰にふさわしくない事例がないこと。

（審査会）

第４条　知事は、対象工事を審査選考するため、優良工事表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　会長は、県土整備部長をもって充てる。

３　副会長及び委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

４　会長は、必要に応じ委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務局）

第５条　審査会の事務を補佐するために、事務局を置く。

２　事務局は、県土整備部県土整備政策局技術調査課に置く。

（選考手順）

第６条　表彰工事選定の手順は、次のとおりとする。

⑴　会長は、各発注機関の長に対し優良工事の推薦を依頼する。

⑵　各発注機関の長は、第３条に規定する選考基準に基づき、推薦する工事（以下「推薦工事」という。）を選定する。

⑶　各発注機関の長は、選定した推薦工事について、優良工事推薦調書（別記様式）を作成して会長あてに提出する。

⑷　会長は、前号に規定する推薦を受け、事務局にその推薦工事の事前審査及び現地調査を行わせる。

⑸　事務局は、前号の規定に基づき事前審査及び現地調査を実施する。なお、必要に応じ関係機関の協力を得るものとする。

⑹　事務局は、現地調査結果を審査会に報告する。

⑺　審査会は、優良工事推薦調書及び事務局の現地調査結果をもとに審査及び選考を行う。

⑻　審査会の会長は、選考結果を受け知事に優良工事の推薦を行う。

⑼　優良工事の決定は、前号の推薦に基づき、知事が行う。

附　則

この要領は、平成１６年１０月１２日から施行する。

この要領は、平成１７年　８月２５日から施行する。

この要領は、平成１８年　４月１８日から施行する。

この要領は、平成１９年　８月　８日から施行する。

この要領は、平成２０年　９月１９日から施行する。

この要領は、平成２１年　８月３１日から施行する。

この要領は、平成２２年　６月１６日から施行する。
この要領は、平成２４年　４月　１日から施行する。
この要領は、令和　２年　４月　８日から施行する。
この要領は、令和　５年　３月１７日から施行する。
この要領は、令和　６年　４月　１日から施行する。

別　表

和歌山県優良工事表彰審査会委員

会　　長	県土整備部長
副　会　長	農林水産部長 県土整備部技監
委　　員	県土整備政策局長 道路局長 河川下水道局長 都市住宅局長 港湾空港局長 農林水産政策局長 森林林業局長 水産局長
事　務　局	技術調査課

１０　和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱

［沿革］平成１９年７月１７日（制定）

（目的）

第１条　この要綱は、けんさんぴんの登録に関する必要な事項を定めることにより、県が発注する公共事業におけるけんさんぴんの活用の拡大を図ることにより、県内景気の浮揚と雇用の確保に寄与するとともに、公共事業の品質の確保、コスト縮減及び和歌山県土の保全と復元を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、けんさんぴんとは、県産品建設資材、県産新工法、県土保全環境技術及び県産認定リサイクル製品をいう。

２　この要綱において、県産品建設資材とは、次の各号のいずれかの建設資材、製品等をいう。

（１）県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品

（２）県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品

（３）紀州材認証システムにより認定された「紀州材」

（４）県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品

３　この要綱において、県産新工法とは、公共事業の実施に当たって品質の向上及びコスト縮減等、公共事業の改善に資する従来工法に替わる工法で、県内の建設業者等が中心となって開発したものをいう。

４　この要綱において、県土保全環境技術とは、和歌山県土の保全と復元を図り、自然環境共生の促進に資する技術及び工法で、次の各号のいずれかの条件を満たすものをいう。

（１）県内の建設業者等が中心となって開発した技術及び工法

（２）県産品建設資材を主材料とする技術及び工法

（３）紀州材を有効利用できる技術及び工法

５　この要綱において、県産認定リサイクル製品とは、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例（平成１７年和歌山県条例第１３１号）による認定を受けたものをいう。

６　この要綱において、けんさんぴん登録予定資材とは、総合評価制度による和歌山県の発注工事で、仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材又は県認定リサイクル製品の１品目全数使用を提案し、最高評価入札者になった者から提案されたけんさんぴん登録されていない建設資材（以下「提案資材」という。）のうち要綱第２条第２項第１号の審査項目に適合するものをいう。

（登録）

第３条　けんさんぴんの登録を受けようとする者は、登録の申請を知事に行わなければならない。

２　知事は登録の申請内容を審査するため、県産品活用部会を設置する。

３　知事は、登録の申請又は第５項第２号に規定する定義に関する変更申請があった場合には、県産品活用部会において審査を行った上、申請者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんぴん登録台帳に登録するものとする。

４　知事はけんさんぴん登録をしたときは、申請者に通知するとともに、その旨をホー

ムページにて公表するものとする。
５　けんさんぴん登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、次の各号に掲げる登録内容に変更が生じたときは、速やかに別に定める登録内容の変更申請を行わなければならない。
（１）問い合わせ先
（２）定義（県産品建設資材・県産新工法・県土保全環境技術・県認定リサイクル製品）
（３）他機関での評価の有無
（４）製造工場
（５）原材料産地
６　知事は、登録内容の変更をしたときは、申請者に通知するものとする。

（けんさんぴん登録予定資材の登録）

第４条　知事は提案資材について、入札時に提出された証明資料等をもとに県産品活用部会において審査を行った上、製造事業者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんぴん登録予定資材台帳に登録するものとする。
２　知事はけんさんぴん登録予定資材台帳に登録をしたときは、製造事業者に通知するとともに、その旨をホームページにて公表するものとする。
３　第１項により、けんさんぴん登録予定資材台帳に登録された製造事業者は、当該工事契約締結後、速やかにけんさんぴん登録の申請を知事に行わなければならない。
４　知事は、けんさんぴん登録の申請をされたけんさんぴん登録予定資材について、再度県産品活用部会において審査を行った上、申請者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんぴん登録台帳に登録するものとし、けんさんぴん登録予定資材台帳から削除するものとする。

（登録の更新）

第５条　登録の有効期間は、登録日より３年間とする。
２　登録の更新を受けようとする者は、登録満了日の３０日前までに知事に更新の申請を行わなければならない。
３　知事は、更新の申請があった場合、次の各号により登録の更新をするものとする。
（１）登録の有効期間中に使用実績があったものについては、けんさんぴん登録台帳を更新する。
（２）登録の有効期間中に使用実績が無かったものについては、要支援けんさんぴんとしてけんさんぴん登録台帳を更新する。
４　知事は、登録の更新をしたときは、申請者に通知するものとする。
５　前項の規定による登録の有効期間は、更新日より３年間とする。

（登録の取消し）

第６条　知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
（１）けんさんぴんに該当しなくなったとき。
（２）登録更新の申請をしなかったとき。
（３）登録事業者から登録の取消しの申出があったとき。
（４）その他けんさんぴん登録として適当でないことを知事が認めたとき。
２　知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を登録事業者に通知するものとする。

（県の責務）

第７条　県は、公共事業においてけんさんぴんの利用を促進するために、県のホームページ等を利用して情報提供を行うとともに、要支援けんさんぴんについては、利用実績が無かった原因について調査し、活用の促進を検討する。

（所掌）

第８条　この要綱に関する事務は、県土整備部県土整備政策局技術調査課において所掌する。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、和歌山県けんさんぴん登録制度の運用に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成１９年７月１７日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年６月１日から施行する。

１１　県内開発建設技術登録制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、県内に主たる事務所を置く企業、組合等（以下、「県内企業等」という。）が開発した建設工事に係る製品・工法（以下、「県内開発建設技術」という。）の普及、活用を支援し、県内企業等の技術力向上及び競争力強化を図るため、県内開発建設技術の登録に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、「県内開発建設技術」とは、県内企業等が開発した建設技術で、次の各号のいずれかに該当し、かつ実用化されているものをいう。

（１）国土交通省のＮＥＴＩＳ（新技術情報提供システム）に登録された製品・工法（過去に、ＮＥＴＩＳに登録されたものを含む。）

（２）特許権・実用新案権取得済みの製品・工法

（３）法令等により定められた技術基準を満たすものとして（一財）土木研究センター等の技術審査証明実施機関により証明された製品・工法

（４）和歌山県の先駆的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された製品・工法

（登録）

第３条　県内開発建設技術の登録を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請を行わなければならない。

２　知事は、前項の規定により申請された県内開発建設技術について審査を行い、別に定める審査項目に適合したものを登録するものとする。

３　知事は、前項の規定により登録した県内開発建設技術について、県内開発建設技術登録台帳に登録し、その旨を申請者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。

４　申請者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに変更申請を行わなければならない。

（登録の更新）

第４条　登録の有効期限は、登録日より３年間とする。

２　登録の更新を受けようとする者は、登録満了日の３０日前までに知事に更新の申請を行わなければならない。

３　知事は登録の更新をしたときは、申請者に通知するものとする。

（登録の取消し）

第５条　知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

（１）県内開発建設技術に該当しなくなったとき。

（２）登録の更新の申請をしなかったとき。

（３）申請者から生産の中止等の理由により登録の取消しの申し出があったとき。

（４）申請者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ）に、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に

規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が含まれる場合
（５）申請者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用した場合
（６）申請者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた場合
（７）申請者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している場合
（８）申請者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が（４）から（７）までのいずれかの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結した場合
（９）その他知事が適当でないと認めたとき。

２　知事は、前項の規定により登録を取消したときは、その旨を申請者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。

３　知事は、第１項の規定により登録を取消したときは、同一申請者、又は実態が同一と認められる申請者の他の登録を併せて取消すことができる。又、同一申請者若しくは実態が同一と認められる申請者からの新たな登録の申請については、１年間受理しないものとする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、県内開発建設技術登録制度に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年５月１日から施行する。

１２－(１)　諸経費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）の調整について

技　　第１０９９号
平成２０年１２月１２日

県土整備部各課室長　様
各発注機関の長　　様

技術調査課長
（公印省略）

諸経費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費等）の調整について（通知）

平成１４年２月２２日付け技第２８６号にて通知している「積算上の留意点について」のうち、３．のこのことについて、下記のとおり改めたので通知します。

なお、今後の発注にあたっては平成１９年３月９日付け技第１２９５号で通知している「建設工事（土木）の適正な発注ロットのあり方について」を遵守し、発注に努めるようにお願いします。

なお、本通知は、平成２０年１２月１８日以降に入札公告する工事から適用する。

記

１　原則として、発注にあたっては、工事単体の諸経費とし、他の工事との諸経費の調整は行わない。（発注する設計書毎にその設計書の直接工事費に対応する諸経費を使用すること。）

１２－（２）　公共工事等の発注について

技　　第　１２０５　号
平成２１年１月１６日

事業主管課長　様
各振興局建設部長　様
和歌山下津港湾事務所長　様
南紀白浜空港管理事務所長　様

技術調査課長
（公印省略）

公共工事等の発注について（依頼）

県内事業者の健全な育成・発展を図るため、県内事業者で施工・履行が可能と見込まれる公共工事等については、県内事業者へ発注することを原則として発注業務を行って下さい。また、下記の事項についても十分配慮するとともに、所属職員への周知徹底をお願いします。

記

【適正な積算】
・設計書の作成に当たっては、現場条件を反映した適正な積算に努めること。
・発注者と受注者が対等な関係に立ち、現場での問題発生に対し迅速に対応するとともに、施工後の現場条件等の変更に伴う工事量の増加や積算漏れに対しては、必要な契約変更を行うこと。

【条件明示】
・契約後は、すみやかに受注者と施工条件等について十分協議を行った上、文書での確認を取り、発注者・受注者の責任の明確化を図ること。

【入札参加条件】
・入札参加条件設定に当たっては、可能な限り多くの事業者が参加できるよう配慮すること。
・土木関係建設コンサルタント業務における一般的な構造物の設計業務（区分Ｂ）については、県内事業者育成の観点から、原則主要部門の技術者条件のみ設定すること。

１２－(３)　県内調達推進の徹底について

技　　号　　外
平成２１年２月１７日

県土整備部各課（室）長
各振興局建設部長
南紀白浜空港管理事務所長
和歌山下津港湾事務所長
様

技術調査課長
（公印省略）

県内調達推進の徹底について（通知）

県内調達の努力義務及び建設工事における下請等の選定につきましては、「県産品建設資材（県認定リサイクル製品含む）計上の際の条件明示及び県内調達の努力義務について」（平成17年6月30日付技第459号）により実施しているところですが、県内調達のより一層の推進を図るため、県内業者・県産品建設資材及び県内調達資材以外を採用される場合においては、着手又は使用前に調達調書提出の徹底並びにその理由を確認し、県内業者・県産品建設資材及び県内調達資材の優先使用に努められるよう積極的な推進をお願いします。

第２６　県内調達について

（土木工事共通仕様書１－１－２－５　一部改定）

１　受注者は、下請負金額及び下請次数にかかわらず、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内に本社、本店を有する建設業者とするよう努めなければならない。

２　受注者は、建設資材の調達に際し、県産品建設資材、県内調達資材の優先使用に努めなければならない。

なお、県産品建設資材とは以下のいずれかに該当するものをいう。

（１）県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品

（２）県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品

（３）紀州材認証システムにより認定された「紀州材」

（４）県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品

また、県内調達資材とは県産品建設資材で調達できないものであって、県内に本社、本店のある代理店等から調達したものをいう。

３　受注者は、以下に該当する場合は、理由を明記した調達調書（様式４－１）を提出しなければならない。

（１）県内に本社、本店を有しない建設業者と下請契約を締結（２次下請以降も全て）。

（２）仕様書等（設計図書・見積用参考資料等）に『県産品』と明記された建設資材に県産品建設資材以外を使用。

４　建設資材の選定にあたっては、「けんさんぴん登録台帳」及び「和歌山県認定リサイクル製品リスト」を参考にすること。また、総合評価落札方式における評価項目で県産品建設資材や県産認定リサイクル製品の使用を提案している場合等において、市場流通の影響等、真にやむをえない理由により県産品建設資材の入手が困難となった場合は、入手困難であることが証明できる書類を添付の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること。

調　達　調　書

和歌山県知事　　様

受　注　者　　所　在　地
（ 電 話 ）
商号又は名称
代表者役職氏名

１．工事名
２．工事場所
３．請負代金額

４．下請契約
本工事で下請契約を締結する県内に本社・本店を有しない企業を報告します。

下請企業名	企業所在地	下請工種	詳細	契約金額	県内企業を採用しない理由

※下請金額にかかわらず、下請（２次以降）契約する全ての対象建設企業を記載。
※企業所在地は都道府県名のみを記載。

５．県産品建設資材調達
本工事の仕様書等（設計図書・見積用参考資料等）において「県産品」と明記されている建設資材について、「県産品」以外を使用する建設資材を報告します。

資材名	品質・規格	数量	製造会社名	製造会社所在地	県産品建設資材を使用しない理由

※製造者所在地は都道府県名のみを記載。
※総合評価方式における評価項目で県産品建設資材の全数使用を提案している場合、必ず履行する必要があります。

１２－（４）　建設工事にかかる下請契約の適正化等について

請負者が遵守すべき内容のうち、下請契約に関する主な事項を抽出したので、十分注意すること。

１　建設業法について

①受注者は、建設業法第３条による建設業の許可を有すること。（ただし、政令で定める「軽微な建設工事」を除く。「軽微な建設工事」とは、建築一式工事では１５００万円未満の工事又は１５０㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外では５００万円未満の工事をいう。）

②受注者は、下請契約の合計金額が５０００万円以上（建築一式工事では８０００万円以上）となるときは、建設業法第２４条の８による「施工体制台帳」を作成して発注者へ提出すること。

（但し、公共工事はその金額にかかわらず施工体制台帳の作成義務はあります）

③受注者は、②に記載する金額以上の下請契約を締結するためには、建設業法第１５条による特定建設業許可を有するとともに、現場に監理技術者を配置すること。

↓

【上記の規定に違反し、監督官庁から処分を受けたとき】

※和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（以下「要綱」という。）の別表第２・５・（２）又は（３）の「建設業法違反」に該当する。

↓

入札参加資格停止（停止期間は上記別表２参照）

２　仕様書について

１．和歌山県土木工事共通仕様書

①受注者は、和歌山県土木工事共通仕様書1-1-1-4による施工計画書（現場組織表含む：下請業者の許可番号・金額・技術者・工期を記載）を遵守し工事の施工に当たらなければならない。内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更計画書を提出すること。

２．工事特記事項

①受注者は、工事特記事項（共通編）による施工分担関係を明確にした現場組織表を作成し、下請負契約書の写しを添付して提出すること。

↓

【「１．和歌山県土木工事共通仕様書」及び「２．工事特記事項」が履行されず、工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき】

※要綱の別表第１・２・（４）・イの「監督員又は検査員の指示に従わないとき」に該当する。

↓

１か月の入札参加資格停止

３　低入札価格調査について

①低入札価格調査の対象者は、低入札価格調査実施要領【建設工事】１４・（３）による調査様式（下請予定内容報告書等）を提出すること。また、工事完成後速やかに低入札価格調査実施要領【建設工事】２０・（２）による下請代金支払状況等調査表を提出して事情聴取を受けること。

↓

【低入札価格調査報告書への虚偽記載や、下請負者への不適正な履行等を確認したとき】

※要綱の別表第２・７・（９）、（１０）の「不誠実な行為をしたとき」に該当する。

↓

３か月の入札参加資格停止

１２－（５）　フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、和歌山県が発注する建設工事の一部において、フレックス工期による契約方式（任意着手方式（受注者が一定の期間内で着工日（工期の始期日をいう。以下同じ。）を選択できる方式をいう。以下同じ。）又は発注者指定方式（発注者が着工日を指定する方式をいう。以下同じ。）のいずれかを選択できるものとし、その内容が書面に明記された契約方式をいう。以下同じ。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　フレックス工期による契約方式を適用可能とする建設工事（以下、「対象工事」という。）は、一般競争入札方式で調達する工事のうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

⑴ 一定の期間内で受注者が着工日を選択可能とすること又は発注者が着工日を指定することが有益と認められること。

⑵ 工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保されていること。

⑶ 契約締結日を着工日とした場合の完成期限日（工期の終期日をいう。以下同じ。）と着工期限日（受注者の着工の期限となる日をいう。以下同じ。）を着工日とした場合の完成期限日が同一年度になること。ただし、繰越可能な場合を除く。

⑷ 緊急性がないこと。

（方式の選定及び着工日等の設定）

第３条　発注者は、任意着手方式又は発注者指定方式から適用する方式を選定する。

２　任意着手方式を選定した場合の取扱は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴ 発注者は、着工期限日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示しなければならない。

⑵ 着工期限日は、当該入札の落札予定日（入札公告時における落札予定日をいい、低入札価格調査等で落札予定日を変更する場合を含まない。）から90日以内の日としなければならない。

⑶ 対象工事の入札において、最低価格入札者等（予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格をもって入札した者又は総合評価落札方式の場合は評価値の最も高い入札者をいう。以下同じ。）となった者で、フレックス工期を選択する者は、「建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領」（平成19年６月１日施行）第15条に規定する技術資料（総合評価落札方式の場合は、同要領第24条による読替えの第15条に規定する書面による技術提案）等の提出時に、着工日を記載した着工日通知書（別記様式）を添付し、発注者に通知しなければならない。

　なお、落札決定後に当該通知書により通知された着工日を、契約書の着工日として記載するものとする。ただし、当該通知書により通知された着工日が契約日以前の日である場合は、契約日を契約書の着工日として記載するものとする。

⑷ 前号において、最低価格入札者等は、落札予定日から着工期限日までの期間で任意の日を着工日として発注者に通知することができる。

⑸ 着工期限日から完成期限日までの期間は、発注者が定める工事期間（標準工期又は積上げ工期の日数をいう。）を確保することとする。

３　発注者指定方式を選定した場合の取扱は、次の各号に定めるとおりとする。
(1) 発注者は、着工日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示しなければならない。
(2) 着工日は、当該入札の落札予定日（入札公告時における落札予定日をいい、低入札価格調査等で落札予定日を変更する場合を含まない。）から90日以内の日としなければならない。

第４条　削除

（前金払の取扱い）
第５条　受注者は、着工日の14日前の日以降でなければ対象工事の前払金を請求できない。

（着工日前の取扱い）
第６条　契約日から着工日の前日までの期間の対象工事の現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
２　受注者は、契約日から着工日の前日までの期間中、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、対象工事に着手してはならない。

（技術者の取扱い）
第７条　契約日から着工日の前日までの期間は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
２　主任技術者又は監理技術者の専任配置にかかる取扱いについては、「フレックス工期による契約方式を適用する工事における配置予定技術者の取扱いについて」（平成28年５月25日付け技第05240004号）によるものとする。

（着工日に主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置できない場合の取扱い）
第８条　前工事の完成が遅れる等、着工日に主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置できない場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。
(1) その事由が受注者の責めによる場合、発注者は、和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）別記第３号様式の建設工事請負契約書第44条第１号の規定により、フレックス工期による契約を解除することができる。
(2) その事由が受注者の責めによらない場合、工事中における受注者の責によらない工期延期等と同様に、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（経費の負担）
第９条　フレックス工期による契約方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

（その他）
第10条　この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附　則
この要領は、平成26年５月１日から施行する。
附　則

この要領は、平成27年３月11日から施行し、平成28年４月１日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要領は、平成28年５月27日から施行し、平成28年６月１日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

この要領は、令和元年12月26日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の際現に存する様式の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附　則

この要領は、令和４年５月10日から施行し、令和４年６月１日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

令和７年４月１日施行

１２－（６）　和歌山県建設工事事務規程（抜粋）

（趣旨）

第１条　この規程は、別に定めがあるものを除くほか、県が執行する建設工事の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、和歌山県工事執行規則（昭和28年和歌山県規則第25号）第２条に規定する工事について適用する。

（競争入札に付する場合の公告又は通知）

第３条　一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に付する場合における公告又は通知には、当該競争入札についての欠格該当事項及び失格該当事項を特に明確にしておかなければならない。

（図面、仕様書及び契約条項等の閲覧）

第４条　競争入札に付する場合及び随意契約によろうとする場合は、あらかじめ図面及び仕様書（金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。）に第７条に規定する建設工事請負契約書の案を添付し、入札前又は見積り前に入札に参加しようとする者又は見積りをしようとする者にこれを閲覧させなければならない。

（入札書）

第５条　競争入札に付する場合の入札は、入札書（別記第１号様式）によるものとする。

（見積書）

第６条　随意契約によろうとする場合の見積りは、見積書（別記第２号様式）によるものとする。

（建設工事請負契約書等）

第７条　工事の請負契約を締結しようとするときは、建設工事請負契約書（別記第３号様式）によるものとする。

２　工事の変更等により請負契約を変更しようとするときは、建設工事請負変更契約書（別記第４号様式）によるものとする。

（請負人が提出する書類の様式）

第８条　前条第１項の建設工事請負契約書に基づき請負人が提出する次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

（１）　工程表　別記第５号様式

（２）　下請負（委任）通知書　別記第７号様式

（３）　現場代理人等通知書　別記第８号様式

（４）　現場代理人等変更通知書　別記第９号様式
（５）　工期延長請求書　別記第10号様式
（６）　損害発生通知書　別記第11号様式
（７）　完成通知書　別記第12号様式
（８）　引渡書　別記第13号様式
（９）　請負代金請求書　別記第14号様式
（10）　前払金請求書　別記第15号様式
（11）　中間前払金請求書　別記第16号様式
（12）　既済部分検査請求書　別記第17号様式
（13）　指定部分完成通知書　別記第18号様式
（14）　指定部分引渡書　別記第19号様式

（契約の保証）

第９条　工事の請負契約を締結するときは、請負人に次の各号のいずれかに掲げる保証を付させなければならない。ただし、予定価格に110分の100を乗じて得られる金額が500万円未満の工事の請負契約については、この限りでない。

（１）　契約保証金の納付
（２）　契約保証金に代わる担保となる利付国債又は地方債の提供
（３）　請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は知事が確実と認める金融機関等の保証
（４）　請負契約に基づく債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
（５）　請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する県を被保険者とする履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の１（ただし、低入札価格調査実施後は、10分の３）以上の額としなければならない。

（監督員）

第10条　和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）に規定する課、室及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第２条に規定するかい（教育委員会及び警察本部に属するものを除く。）のうち工事を執行する課（室を含む。）の長又はかい長（以下「課長等」という。）は、工事を請負で施行するときは、工事ごとに、工事を監督する職員（以下「監督員」という。）を定め、請負人に通知しなければならない。監督員を変更した場合も、同様とする。

２　課長等は、同一の工事について２人以上の監督員を定めた場合は、そのうちの１人を主任監督員とするものとする。

３　主任監督員及び監督員は、課長等の指揮を受け、工事現場における請負人の当該工

事の履行に関する監督の事務に従事する。

（設計図書の変更通知）

第11条　課長等は、設計図書を変更する必要があると認めるときは、別に定める設計変更通知書により設計図書の変更内容を請負人に通知しなければならない。

（工事の一時中止の通知）

第12条　課長等は、工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認めるときは、別に定める工事中止通知書により中止内容を請負人に通知しなければならない。

（工事出来高検査結果通知書等）

第13条　課長等は、工事について検査をしたときは、その結果を別に定める工事出来高検査結果通知書又は工事完成検査結果通知書により請負人に通知しなければならない。

（前払金）

第14条　請負代金を前金で支払うこと（以下「前金払」という。）のできる額及び既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）のできる額は、１件の契約金額が100万円以上の工事について、それぞれ当該契約金額の10分の４以内及び10分の２以内とする。この場合において前金払をする金額（以下「前払金」という。）及び中間前金払をする金額（以下「中間前払金」という。）は、１万円を単位とする。

２　工事が２会計年度以上にわたるものについての前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）は、当該工事に係る各年度ごとの工事の出来高予定額により各年度ごとに比例配分してこれを支払うことができる。ただし前払金については、知事において特に必要があると認めるときは、当該年度の出来高予定額を超えない範囲内で、これを初年度に一括して支払うことができる。

３　前金払及び中間前金払（以下「前金払等」という。）をする工事の請負契約については、当該工事の施行伺（起工回議書）に前金払等をする旨の記載をするとともに、第３条の公告又は通知若しくは第４条の閲覧に供する仕様書に前金払等をすることができる工事であることを明らかにしておかなければならない。

４　前払金等を支払うときは、公共工事の前払金等保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第５項に規定する保証契約に係る保証証書を県に寄託させなければならない。

（前金払をした工事に係る部分払）

第15条　和歌山県財務規則第98条の規定により、前金払等をした工事請負契約について工事の出来高に応じ部分払をするときは、次の算式により算定した額の範囲内において支払うものとする。

部分払金の額＝請負代金相当額×（（９／10）－（（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額））

請負代金相当額＝請負代金額×（出来高工事費／設計工事費）

別記第３号様式（第７条関係）

建 設 工 事 請 負 契 約 書

１　工事年度及び工事番号　　年度　　第　　号

２　工　　事　　名

３　工　事　場　所

４　工　　期　　着工　　年　　月　　日
　　この間　　日
　　完成　　年　　月　　日

注１

工事を施工しない日　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで
工事を施工しない時間帯　　時　　分から
　　時　　分まで

５　請 負 代 金 額　　円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円

６　契 約 保 証 金　　円

７　部分払を受けることのできる回数　　回

８　建設発生土の搬出先等

〔注〕建設工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

９　解体工事に要する費用等

〔注〕建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、別紙１に必要事項を記入し、契約書に添付する。

上記の工事について、和歌山県を発注者とし、
を受注者として、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

注１の２

○○○外○社は、別紙○○共同企業体協定書により上記の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として、この証書２通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発注者　和歌山県知事　　印

受注者　住所
　　氏名　　印

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

注２

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）及び受注者が提出した技術提案提出書（以下「技術提案」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書、設計図書及び技術提案を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、頭書記載の工事を頭書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

注１の２

（共同企業体の場合の適用条項）

第１条の２　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第３条　受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及

び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
２　請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費（次項において単に「法定福利費」という。）を明示するものとする。
３　入札時に法定福利費が明示された工事費内訳書を提出した受注者は、当該工事費内訳書の提出をもって、請負代金内訳書の提出に代えることができる。
４　請負代金内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
(1) 契約保証金の納付
(2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認める有価証券等の提供
(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の１以上としなければならない。

注３

３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の３以上としなければならない。

４　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
５　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
６　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

注３

６　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の３に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

注４

（契約の保証）

第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証

する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

２　前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の３以上としなければならない。

３　第１項の規定により受注者が付す保証は、第51条第３項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。

４　請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の３に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第２項の規定による検査に合格したもの及び第38条第３項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書きの承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書きの承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第７条　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第７条の２　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

２　受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者に前項各号の届出をさせることを誓約する場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出をした事実を確認することのでき

る書類を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第９条　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2)　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3)　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は、２名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条　受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1)　現場代理人

(2)　次に掲げる建設業法第26条第１項から第３項までの規定により置かなければならないとされている技術者

ア　主任技術者

イ　監理技術者

ウ　専任の主任技術者

エ　専任の監理技術者

オ　特例監理技術者（建設業法第26条第４項に規定する特例監理技術者をいう。以下同じ。）及び監理技術者補佐（同条第３項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(3)　専門技術者（建設業法第26条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）

２　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第１項の

請求の受理、同条第３項の決定及び通知、同条第４項の請求、同条第５項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

４　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

５　現場代理人、監理技術者等（監理技術者（専任の監理技術者及び特例監理技術者を含む。）、監理技術者補佐又は主任技術者（専任の主任技術者を含む。）をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条　発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

４　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

２　受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

４　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

５　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事

材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

２　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

３　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

４　監督員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

５　前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

６　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

７　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
８　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
９　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
10　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
２　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
３　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
２　監督員は、受注者が第13条第２項又は第14条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
３　前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
４　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第18条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見し

たときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
(3) 設計図書の表示が明確でないこと。
(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果において第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、第３号の場合においては、発注者と受注者とが協議して、発注者が行うものとする。
(1) 第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
(2) 第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
(3) 第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条　発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

注５

第19条の２　受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる（ただし、提案を義務付けている場合は、「提案しなければならない」と置き換える。）。

２　発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは、設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

３　発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要がある

と認められるときは、請負金額を変更しなければならない。この場合において、請負金額が低減すると見込まれる額の10分の５に相当する金額を削減しないものとする。

（工事の中止）

第20条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第21条　発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第22条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第23条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第24条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第25条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知

する。
２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
第26条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

注６
（消費税及び地方消費税の税率の改正に基づく請負代金額の変更）
第26条の２　発注者及び受注者は、工事目的物の引渡しの日までに消費税及び地方消費税の税率の改正が行われたときは、請負代金額を改正後の消費税及び地方消費税の税率により算定した請負代金額に変更するものとする。
２　受注者は、前項の規定による請負代金額の変更後において、当該変更に係る消費税及び地方消費税の税率の改正による賃金水準又は物価水準の変動について、前条の規定による請負代金額の変更を請求してはならない。

（臨機の措置）

第27条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

３　監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第28条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第30条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第54条第１項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第29条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第54条第１項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第54条第１項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第13条第２項、第14条第１項若しくは第２項又は第38条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等に

より確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の１を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条　発注者は、第８条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第32条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
４　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
６　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第33条　受注者は、前条第２項（同条第６項後段の規定により適用される場合を含む。第３項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。
２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。
３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第34条　発注者は、第32条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
３　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第35条　受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の４以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

注７

第35条　受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の４以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、着工日の14日前の日までは、前払金の支払を請求することはできない。

２　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
３　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内

に支払わなければならない。

４　受注者は、第１項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の２以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前２項の規定は、この場合について準用する。ただし、同一年度において、第38条第５項前段の規定により部分払の請求をした後においては、これを請求することができない。

５　受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、速やかに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

６　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の４（第４項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の６）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第３項の規定を準用する。

７　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の５（第４項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の６）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

８　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

９　第７項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の５（第４項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の６）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

10　発注者は、受注者が第７項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年　2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

11　第１項、第４項及び第６項の規定により受注者が発注者に請求できる金額は、１万円を単位とする。

（保証契約の変更）

第36条　受注者は、前条第６項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない

。

３　受注者は、前２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

４　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち前払金の100分の25以内の額に限り、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

（部分払）

第38条　受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第２項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の９以内の額について、頭書に定める回数以内において次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

　部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９／10－(前払金額＋中間前払金額)／請負代金額)

７　第５項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第39条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第５項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と

読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項の規定により準用される第33条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第１項の請求を受けた日から起算して14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額
×（１－(前払金額＋中間前払金額)／請負代金額)

（第三者による代理受領）

第40条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（前条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第41条　受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第42条　発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

注４

（契約不適合責任）

第42条　発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4) 前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第43条　発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第45条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第44条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
(4) 第10条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。
(5) 正当な理由なく、第42条第１項の履行の追完がなされないとき。
(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第45条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第５条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
(2) 第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号

。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者（共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　和歌山県の建設工事における入札参加資格を暴力団等に係る事由により取り消されたとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク　受注者が、イからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(12) 公正取引委員会が、受注者にこの工事の入札における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第64条第１項に規定する競争回復措置命令を行い、当該措置命令が確定したとき。

(13) 公正取引委員会が、受注者にこの工事の入札における違反行為があったとして独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

(14) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの工事の入札に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

(15) 受注者が、和歌山県から談合による損害賠償請求を受けたことにより建設工事における入札参加資格停止となったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第46条　第44条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるも

のであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

注４

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第46条の２　第４条第１項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第44条各号又は第45条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1)　請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2)　工事完成債務

(3)　契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4)　解除権

(5)　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　発注者は前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第47条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第48条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

(2)　第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の５（工期の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条　第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第50条　発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　第１項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第３項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年　2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

注８

３　第１項の場合において、第35条（第61条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第62条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第３項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年　2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

４　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

６　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

７　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる

。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

８　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第３項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第47条又は第48条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

９　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第51条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　工期内に工事を完成することができないとき。

(2)　この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3)　第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2)　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

注３

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の３に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2)　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（当該場合が、前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に

照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

６　第２項の場合（第45条第９号及び第11号から第15号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第52条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第33条第２項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第53条　発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第４項又は第５項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

注２

（技術提案に係る内容の履行）

第53条の２　受注者が、技術提案に記載の提案内容（以下「提案内容」という。）を満たす施工を行わなかった場合は、契約不適合とみなす。

２　受注者の責めに帰すべき事由により提案内容を満たす施工を受注者が行わなかった場合又は発注者が工事目的物の引渡しを受けた後に受注者の提案内容の契約不適合を確認した場合において、発注者は、受注者の工事成績評定を減点することができる。

（火災保険等）

第54条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償の予定）

第55条　受注者は、第45条第12号から第14号までのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の２に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、第45条第12号又は第13号のいずれかに該当する場合で、当該命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項の規定に基づき定められた不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りではない。

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して賠償金を発注者に支払わなければならない。

３　発注者に生じた実際の損害額が第１項に規定する額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、受注者は当該賠償金全額を支払わなければならない。

（賠償金等の徴収）

第56条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年　2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年　2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

３　第１項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

（あっせん又は調停）

第57条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による和歌山県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第58条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、別紙２仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第58条の２　この契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

注８の２

（記名押印の特則）

第58条の３　地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第５項の規定に基づき、書面に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置として、双方において当該電磁的記録に記録された情報に電子署名を行う措置を講じたときは、この契約書中「この契約の証として、この証書２通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。」とあるのは「この契約の証として、発注者及び受注者がそれぞれ電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。」と読み替えるものとする。

（特記事項）

第58条の４　前条の規定により、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、これに記録された情報に電子署名を行うことにより契約を締結した場合には、当該電子署名を行った日にかかわらず、この契約書に定める日から、その効力を生ずるものとする。

（補則）

第59条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

注９

（本契約の確定）

第59条の２　この契約は、和歌山県議会の議決があったときに、この契約と同一

の条項により、本契約を締結したものとする。ただし、本契約までの間に、受注者（共同企業体の場合には、その構成員を含む。以下この条において同じ。）が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年６月15日制定）別表第２不正行為等に基づく措置基準の第１項から第４項までに該当し入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を発注者から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）第７条に基づく資格認定を同基準第３条第６号に該当し取り消されたとき又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）第７条に基づく資格認定を同基準第３条第５号に該当し取り消されたときは、発注者は、仮契約を解除し、本契約は締結しないものとする。

２　前項の規定において本契約を締結しないこととなったとき、発注者は、受注者に対し何ら責任を負わないものとする。

注 10

（債務負担行為に係る契約の特則）

第60条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度　　円
年度　　円
年度　　円

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度　　円
年度　　円
年度　　円

３　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）

第61条　債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第１項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

２　各会計年度において前払金として請求できる金額は、次のとおりとする。

年度　　円
年度　　円
年度　　円

３　各会計年度において中間前払金として請求できる金額は、次のとおりとす

る。

年度　　円
年度　　円
年度　　円

４　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第１項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

５　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第４項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第62条　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

２　この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第６項及び第７項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦請負代金相当額×９／10－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－｛請負代金相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）｝×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額

注 11

（債務負担行為に係る契約の特則）

第60条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度　　円
年度　　円

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度　　円
年度　　円

３　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）

第61条　債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第１項の請負代金相当額（以下この条及び次条において

「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

２　前項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金（ただし、契約会計年度における支払限度額の範囲内に限る。）の支払を請求することができる。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第62条　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

２　この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第６項及び第７項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦請負代金相当額×９／10－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－｛請負代金相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）｝×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額

注１：工事を施工しない日又は時間帯を設定する契約を行う場合には、頭書の「４工期」に点線枠内の条文を追加して用いる。

注１の２：共同企業体と契約を行う場合には、頭書に点線枠内の条文を追加し、第１条の次に第１条の２として点線枠内の条文を追加して用いる。

注２：標準型の総合評価落札方式により契約を行う場合には、第１条第１項を点線枠内の条文に置き換え、第53条の次に第53条の２として点線枠内の条文を追加して用いる。

注３：低入札価格調査実施後の契約を行う場合には、第４条第３項及び第６項並びに第51条第２項を点線枠内の条文に置き換えて用いる。

注４：例外的取扱いとして、金銭的保証でなく、役務的保証を選択した場合には、第４条及び第42条第１項を点線枠内の条文に置き換え、第46条の次に第46条の２として点線枠内の条文を追加して用いる。

注５：契約後ＶＥ方式工事の場合には、第19条の次に第19条の２として点線枠内の条文を追加して用いる。

注６：経過措置適用日以降に契約し、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率の改正が行われる場合には、第26条の次に第26条の２として点線枠内の条文を追加して用いる。

注７：フレックス工期による契約方式を適用する契約の場合には、第35条第１項を点線枠内の条文に置き換えて用いる。

注８：債務負担行為を行う工事に係る契約の場合には、第50条第３項を点線枠内の条文に置き換えて用いる。

注８の２：書面に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成し、これに記録された情報に電子署名を行う方法を用いて契約を行う場合には、第58条の２の次に点線枠内の条文を追加して用いる。

注９：議会の議決を要する契約の場合には、頭書の契約書を仮契約とし、第59条の次に第59条の２として点線枠内の条文を追加して用いる。

注10：債務負担行為を行う工事に係る契約であって、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められていないものである場合には、第59条（第59条の２が追加されている場合は第59条の２）の次に第60条、第61条及び第62条として点線枠内の条文を追加して用いる。

注11：債務負担行為を行う工事（工期が１年未満であって、翌年度に渡るものに限る。）に係る契約であって、契約会計年度において翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているものである場合には、第59条（第59条の２が追加されている場合は第59条の２）の次に第60条、第61条及び第62条として点線枠内の条文を追加して用いる。

建設工事にかかる《新公共調達制度》の手引

（令和7年度）

発行：令和７年９月

〒640-8585　和歌山県和歌山市小松原通一丁目１番地

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

TEL：０７３－４４１－３０８１

FAX：０７３－４２８－１８１０

技術調査課ホームページ／https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html

世界とつながる愛着ある元気な和歌山

技術調査課ホームページ
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html

公共調達フリーダイヤル
0120-232-049

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

VEGETABLE OIL INK
地球環境保護のために、
植物油インキを使用しています。

定価 500 円